

修正前（平成 31 年度）（旧）

**第 1 部 総則****第 1 章 計画の方針****第 3 節 計画の前提**

この計画は、第 1 部第 4 章に掲げる「首都直下地震等による東京の被害想定」を前提とするとともに、阪神・淡路大震災、千葉県北西部地震、新潟県中越地震及び新潟県中越沖地震、東日本大震災等の教訓、近年の社会経済情勢の変化及び市民、市議会等の各種提言を可能な限り反映する。

具体的には、初動・情報収集連絡体制、交通・輸送、救助・救急、医療救護、広域応援やボランティアとの連携体制、がれき処理、帰宅困難者対策、要配慮者対策及び復旧・復興対策等に関する最新の知見、技術等を踏まえて策定する。

防災対策については、被災者の視点に立って対策を推進することが重要である。とりわけ、高齢者や子どもなどに対しては、きめ細かい配慮が必要であり、市においても防災施策に十分に反映するものとする。

また、災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえて、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災対策を推進していく。

修正後（令和 3 年度）（新）

**第 1 部 総則****第 1 章 計画の方針****第 3 節 計画の前提**

この計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）第 13 条に基づき策定された「東京都国土強靱化地域計画」との整合を図りつつ、第 1 部第 4 章に掲げる

「首都直下地震等による東京の被害想定」を前提とするとともに、阪神・淡路大震災、千葉県北西部地震、新潟県中越地震及び新潟県中越沖地震、東日本大震災、熊本地震、北海道胆振東部地震等の教訓、近年の社会経済情勢の変化及び市民、市議会等の各種提言を可能な限り反映する。

具体的には、初動・情報収集連絡体制、交通・輸送、救助・救急、医療救護、広域応援やボランティアとの連携体制、がれき処理、帰宅困難者対策、要配慮者対策及び復旧・復興対策等に関する最新の知見、技術等を踏まえて策定する。

防災対策については、被災者の視点に立って対策を推進することが重要である。とりわけ、女性や高齢者、障害者、子供、外国人などに対しては、きめ細かい配慮が必要であり、市においても防災施策に十分に反映するものとする。

また、災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえて、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災対策を推進していく。さらに、令和 2 年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における感染症対策のさらなる推進を図る。

風水害に関しては、防災対策において、市や都、警察署、消防署等の多様な関係者が、あらかじめ密接な連携体制を構築しておくことが必要である。平成 27 年関東・東北豪雨では、河川の大規模氾濫によって多数の逃げ遅れが生じ、的確な避難情報の発令や広域避難体制の整備の必要性といった課題が明らかになり、水防法の改正が行われた。その後の令和元年の台風第 15 号及び第 19 号等の実災害から得た教訓等も含め、風水害編を編集した。

修正前（平成31年度）（旧）

修正後（令和3年度）（新）

**第4節 計画の構成**

この計画には、市、防災機関、事業者及び市民が行うべき防災対策を、項目ごとに予防、応急・復旧の各段階に応じて具体的に記載している。

構成と主な内容は、次のとおりである。

構成	主な内容
第1部 総則	首都直下地震等の被害想定、減災目標等
第2部 地震災害編	地震災害に備えて市及び防災機関等が行う予防対策、市民及び事業者等が行うべき措置 地震発生時に市及び防災機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用、被災者の生活再建や都市復興を図るための対策等
第3部 風水害編	風水害に備えて市及び防災機関等が行う予防対策 風水害発生時に市及び防災機関等が行う応急・復旧対策等
第4部 火山編	富士山噴火に伴う降灰予防対策、応急復旧対策等

**第4節 計画の構成**

この計画には、市、防災関係機関、事業者及び市民が行うべき防災対策を、項目ごとに予防、応急・復旧の各段階に応じて具体的に記載している。

構成と主な内容は、次のとおりである。

**【地震・火山編】**

構成	主な内容
第1部 総則	首都直下地震等の被害想定、減災目標等
第2部 地震編	地震災害に備えて市及び <u>防災関係機関</u> 等が行う予防対策、市民及び事業者等が行うべき措置 地震発生時に市及び <u>防災関係機関</u> 等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用、被災者の生活再建や都市復興を図るための対策等
第3部 火山編	富士山噴火に伴う降灰予防対策、応急復旧対策等

**【風水害編】**

構成	主な内容
第1部 <u>風水害に強い都市を目指して</u>	<u>市の概況と災害、河川及び下水道等の概要、市及び防災関係機関の役割等（地震・火山編に準拠）</u>
第2部 <u>災害予防計画</u>	<u>市及び防災関係機関等が行う予防対策、市民及び事業者等が行うべき措置等</u>
第3部 <u>災害応急・復旧対策計画</u>	<u>風水害発生前後に市及び防災関係機関等が取るべき応急・復旧対策、災害救助法の適用等</u>

※以降、「防災機関」は「防災関係機関」とする。

また、「関係機関」、「機関」についても、適宜「防災関係機関」とする。

修正前（平成31年度）（旧）

修正後（令和3年度）（新）

## 第2章 基本的責務及び防災関係機関の業務大綱

### 第2節 基本的責務

#### 2 市民の責務

- (2) 市民は、次に掲げる事項について、自ら災害に備える手段を講ずるように努めなければならない。
- ア 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
  - イ 出火の防止、火気・電気器具等の安全化の推進
  - ウ 初期消火に必要な用具（消火器、防災用品）の準備
  - エ 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止
  - オ ブロック塀の点検補修等、家の外部の安全対策
  - カ 水（1日1人30目安）や食料(最低3日、推奨1週間分)、医薬品、携帯ラジオなど、非常持出用品や簡易トイレの準備
  - キ 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難・連絡方法及び連絡手段等の確認、地域の危険度・防災対策の理解
  - ク 警報等発表時や避難勧告等の発令時にとるべき行動の確認
  - ケ 市、消防署、自治会・町内会等が行う防災訓練・防災事業への積極的な参加
  - コ 自治会・町内会等が行う、地域の相互協力体制の構築への協力
  - サ 避難行動要支援者や災害時要援護者がいる家庭における、「避難行動要支援者名簿」及び「災害時要援護者名簿」情報の避難支援等関係者（警察署、消防署及び防災市民組織等）への事前情報提供についての同意及び円滑かつ迅速な避難への備え
  - シ 避難施設、避難広場及び避難経路等の確認・点検並びに徒歩による帰宅経路の確認
  - ス 過去の災害から得られた教訓の伝承
  - セ 自らの生活の再建及び居住する地域の復興

#### 4 防災市民組織の役割

防災市民組織は、次に掲げる事項について役割を認識し、地域防災力の向上に努める。

- (1) 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底
- (2) 初期消火、救出・救助、応急救護、避難など各種訓練の実施
- (3) 消火、救助、炊出し資器材等の整備・保守及び非常食・簡易トイレの備蓄
- (4) 地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知
- (5) 地域内の要配慮者の把握及び要配慮者避難支援プラン個別計画作成等の協力
- (6) 行政や地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備

## 第2章 基本的責務及び防災関係機関の業務大綱

### 第2節 基本的責務

#### 2 市民の責務

- (2) 市民は、次に掲げる事項について、自ら災害に備える手段を講ずるように努めなければならない。
- ア 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
  - イ 出火の防止、火気・電気器具等の安全化の推進
  - ウ 初期消火に必要な用具（消火器、防災用品）の準備
  - エ 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止
  - オ ブロック塀の点検補修等、家の外部の安全対策
  - カ 水（1日1人30目安）や食料(最低3日、推奨1週間分)、医薬品、携帯ラジオなど、非常持出用品や簡易トイレの準備
  - キ 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難・連絡方法及び連絡手段等の確認、地域の危険度・防災対策の理解
  - ク 警報等発表時や避難勧告等の発令時にとるべき行動の確認
  - ケ 市、消防署、自治会・町内会等が行う防災訓練・防災事業への積極的な参加
  - コ 自治会・町内会等が行う、地域の相互協力体制の構築への協力
  - サ 避難行動要支援者や災害時要援護者がいる家庭における、「避難行動要支援者名簿」及び「災害時要援護者名簿」情報の避難支援等関係者（警察署、消防署及び防災市民組織等）への事前情報提供についての同意及び円滑かつ迅速な避難への備え
  - シ 避難所、避難広場及び避難経路等の確認・点検並びに徒歩による帰宅経路の確認
  - ス 過去の災害から得られた教訓の伝承
  - セ 自らの生活の再建及び居住する地域の復興

※以降、「避難施設」は「避難所」とする

#### 4 防災市民組織の役割

防災市民組織は、次に掲げる事項について役割を認識し、地域防災力の向上に努める。

- (1) 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底
- (2) 初期消火、救出・救助、応急救護、避難など各種訓練の実施
- (3) 消火、救助、炊き出し資器材等の整備・保守及び非常食・簡易トイレの備蓄
- (4) 地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知
- (5) 地域内の要配慮者の把握及び避難行動要支援者個別計画作成等の協力
- (6) 行政や地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備

※以降、「炊出し」は「炊き出し」とする

※以降、「要配慮者避難支援プラン個別計画」は「避難行動要支援者個別計画」とする

修正前（平成31年度）（旧）

修正後（令和3年度）（新）

**第3節 防災関係機関の業務大綱**

**第3節 防災関係機関の業務大綱**

1 市

1 市

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	1 市防災会議に関する事。 2 防災に係る組織及び施設に関する事。 3 災害情報の収集及び伝達に関する事。 4 緊急輸送の確保に関する事。 5 避難の勧告等及び誘導に関する事。 6 消防及び水防に関する事。 7 被災者の救出及び人命の救助に関する事。 8 要配慮者に関する事。 9 医療、防疫及び保健衛生に関する事。 10 帰宅困難者の支援に関する事。 11 救助物資の備蓄及び調達に関する事。 12 被災した児童及び生徒の応急教育に関する事。 13 ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を 伝承するための支援に関する事。 14 公共施設の応急復旧に関する事。 15 災害復興に関する事。 16 都及び防災関係機関との連絡調整に関する事。 17 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関する事。 18 防災市民組織の育成に関する事。 19 事業所防災に関する事。 20 防災教育及び防災訓練に関する事。 21 倒壊家屋等の調査に関する事。 22 り災証明の発行に関する事。 23 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関する こと。
西東京市消防団	1 消防、水防及び人命の救助に関する事。 2 災害復旧業務に関する事。 3 その他災害復旧業務に関する事。

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	1 市防災会議に関する事。 2 防災に係る組織及び施設に関する事。 3 災害情報の収集及び伝達に関する事。 4 緊急輸送の確保に関する事。 5 避難の勧告等及び誘導に関する事。 6 消防及び水防に関する事。 7 被災者の救出及び人命の救助に関する事。 8 要配慮者に関する事。 9 医療、防疫及び保健衛生に関する事。 10 帰宅困難者の支援に関する事。 11 応急給水に関する事。 12 救助物資の備蓄及び調達に関する事。 13 被災した児童及び生徒の応急教育に関する事。 14 ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を 伝承するための支援に関する事。 15 公共施設の応急復旧に関する事。 16 災害復興に関する事。 17 都及び防災関係機関との連絡調整に関する事。 18 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関する事。 19 防災市民組織の育成に関する事。 20 事業所防災に関する事。 21 防災教育及び防災訓練に関する事。 22 倒壊家屋等の調査に関する事。 23 罹災証明の発行に関する事。 24 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関する こと。
西東京市消防団	1 消防、水防及び人命の救助に関する事。 2 災害復旧業務に関する事。 3 その他災害復旧業務に関する事。

修正前（平成31年度）（旧）

修正後（令和3年度）（新）

2 都

機関の名称	事務又は業務の大綱
北多摩南部 建設事務所 (建設局)	1 河川の保全に関する事。 2 道路及び橋梁の保全に関する事。 3 水防に関する事。 4 河川、道路等における障害物の除去に関する事。
多摩小平保健所 (福祉保健局)	1 避難した市民への健康管理に関する事。 2 防疫に関する事。 3 食品の安全確保に関する事。 4 環境衛生の確保に関する事。 5 放射線使用施設の応急措置に関する事。 6 毒劇物対策に関する事。
警 視 庁 田 無 警 察 署	1 地域防災力向上に向けた事前対策に関する事。 2 被害実態の把握、各種情報の収集及び発信に関する事。 3 被災者の救出救助及び避難誘導に関する事。 4 帰宅困難者対策に関する事。 5 行方不明者の捜索及び調査に関する事。 6 遺体の調査等及び検視に関する事。 7 交通規制・信号機滅灯対策等、総合的な交通対策に関する事。 8 複合災害対策に関する事。 9 公共の安全と秩序の維持に関する事。 10 その他必要と認められる措置。
東 京 消 防 庁 第 八 消 防 方 面 本 部 西 東 京 消 防 署	1 火災・水害及びその他災害の救助、救急情報に関する事。 2 火災・水害及びその他災害の予防、警戒及び防御に関する事。 3 人命の救助及び救急に関する事。 4 危険物施設及び火気使用設備器具等の安全化のための規制指導に関する事。 5 市民の防災知識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制の指導育成に関する事。 6 応急救護知識・技術の普及及び自主救護能力の向上に関する事。 7 火災によるり災建物等の調査に関する事。 8 火災によるり災証明の発行に関する事。
立川給水管理事務所	1 応急給水に関する事。 2 水道施設の点検、整備及び復旧に関する事。
下 水 道 局 流 域 下 水 道 本 部	1 流域下水道施設の保全に関する事。 2 流域下水道施設の応急対策に関する事。 3 仮設トイレ等のし尿の受入れ・処理に関する事。 4 多摩地域下水道災害時支援連絡本部の設置・運営に関する事。
西部公園緑地事務所	公園の保全、復旧及び災害時の利用に関する事。

2 都

機関の名称	事務又は業務の大綱
北多摩南部 建設事務所 西部公園緑地事務所 (建設局)	1 河川の保全に関する事。 2 道路及び橋梁の保全に関する事。 3 水防に関する事。 4 河川、道路等における障害物の除去に関する事。
多摩小平保健所 (福祉保健局)	1 避難した市民への健康管理に関する事。 2 防疫に関する事。 3 食品の安全確保に関する事。 4 環境衛生の確保に関する事。 5 放射線使用施設の応急措置に関する事。 6 毒劇物対策に関する事。
警視庁 田無警察署	1 地域防災力向上に向けた事前対策に関する事。 2 被害実態の把握、各種情報の収集及び発信に関する事。 3 被災者の救出救助及び避難誘導に関する事。 4 帰宅困難者対策に関する事。 5 行方不明者等の捜索及び調査に関する事。 6 遺体の調査等及び検視に関する事。 7 交通規制・信号機滅灯対策等、総合的な交通対策に関する事。 8 複合災害対策に関する事。 9 公共の安全と秩序の維持に関する事。 10 その他必要と認められる措置。
東京消防庁 第八消防方面本部 西東京消防署	1 火災・水害及びその他災害の救助、救急情報に関する事。 2 火災・水害及びその他災害の予防、警戒及び防御に関する事。 3 人命の救助及び救急に関する事。 4 危険物施設及び火気使用設備器具等の安全化のための規制指導に関する事。 5 市民の防災知識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制の指導育成に関する事。 6 応急救護知識・技術の普及及び自主救護能力の向上に関する事。 7 火災による罹災建物等の調査に関する事。 8 火災による罹災証明の発行に関する事。
立川給水管理事務所	1 応急給水に関する事。 2 水道施設の点検、整備及び復旧に関する事。
下水道局 流域下水道本部	1 流域下水道施設の保全に関する事。 2 流域下水道施設の応急対策に関する事。 3 仮設トイレ等のし尿の受入れ及び処理に関する事。 4 多摩地域下水道災害時支援連絡本部の設置・運営に関する事。

※以降、「り災」は「罹災」とする

修正前（平成31年度）（旧）

3 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東財務局 立川出張所 (財務省)	1 地方公共団体に対する資金の融資のあっせん及び金融機関の業務の監督（災害時における緊急措置等を含む。）に関する事。 2 国有普通財産の管理及び処分に関する事。
関東農政局 東京地域センター	応急食料の流通在庫に関する情報提供等に関する事。

5 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
NTT東日本	1 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関する事。 2 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達に関する事。
日本赤十字社 東京都支部	1 災害時における医療救護班の編成並びに医療救護等（助産・死体の処理を含む。）の実施に関する事。 2 災害時における避難施設等での救護所開設及び運営に関する事。 3 日赤奉仕団及び防災ボランティアの活動に関する事。 4 輸血用血液の確保、供給に関する事。 5 義援金の募集・受付・配分及び募金に関する事。（原則として義援物資は受け付けない。） 6 赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）の設置・運営に関する事。 7 災害救援品の支給に関する事。 8 日赤医療施設等の保全、運営に関する事。 9 外国人安否調査に関する事。 10 遺体の検案協力に関する事。 11 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関する事。
東京電力パワーグリッド（株）武蔵野支社	1 電力施設等の建設及び安全保安に関する事。 2 電力需給に関する事。
東京ガス（株） 西部支店	1 ガス施設（装置、供給及び製造設備を含む。）の建設及び安全保安に関する事。 2 ガスの供給に関する事。
日本郵便株式会社	1 郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持に関する事。 2 業務運営に供する機材及び施設等の保全に関する事。

修正後（令和3年度）（新）

3 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東財務局 立川出張所 (財務省)	1 地方公共団体に対する資金の融資のあっせん及び金融機関の業務の監督（災害時における緊急措置等を含む。）に関する事。 2 国有普通財産の管理及び処分に関する事及び行政財産の総合調整に関する事。
関東農政局 東京地域センター	1 応急食料の流通在庫に関する情報提供等に関する事。

5 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
NTT東日本	1 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関する事。 2 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達に関する事。
日本赤十字社 東京都支部	1 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等（助産・死体の処理を含む。）の実施に関する事。 2 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関する事。 3 <u>こころのケア活動に関する事。</u> 4 <u>赤十字ボランティアの活動に関する事。</u> 5 <u>輸血用血液の確保、供給に関する事。</u> 6 <u>義援金の募集・受付・配分及び募金に関する事（原則として義援物資については受け付けない。）。</u> 7 <u>赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）の設置・運営に関する事。</u> 8 <u>災害救援物資の支給に関する事。</u> 9 <u>日赤医療施設等の保全、運営に関する事。</u> 10 <u>外国人安否調査に関する事。</u> 11 <u>遺体の検案協力に関する事。</u> 12 <u>東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関する事。</u>
東京電力 パワーグリッド (株)武蔵野支社	1 電力施設等の建設及び安全保安に関する事。 2 電力需給に関する事。
東京ガス（株） 西部支店	1 <u>ガス施設の建設及び安全保安に関する事。</u> 2 <u>ガスの供給に関する事。</u>
日本郵便株式会社	1 郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持に関する事。 2 業務運営に供する機材及び施設等の保全に関する事。

修正前（平成31年度）（旧）

7 協力機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
(公社)東京都柔道 整備師会北多摩支部	医療救護活動に関すること。
西東京市獣医師会	飼育動物に対する災害応急業務に関すること。
西武バス(株) 上石神井営業所 関東バス(株) 武蔵野営業所	人員、物資等の輸送のため車両の供給に関すること。
西東京市交通安全協会 西東京市防犯協会 西東京市建災防協会 西東京市水友会 西東京市社会福祉協議会 西東京市赤十字奉仕団 西東京市登録 手話通訳者の会	1 災害危険箇所、異常現象等発見又は予知の場合、市、警察署、消防署等へ連絡通報すること。 2 被災者に対する炊出し及び救助物資等の配分等に協力すること。 3 避難誘導、避難場所の被災者の支援業務に協力すること。 4 被災地の秩序維持及び被災状況の調査に協力すること。 5 その他災害応急対策の業務に協力すること。 6 ボランティアの支援に関すること。
西東京市米穀小売商組合	主要食料の供給に関すること。
保谷麵業会	応急食料の確保及び供給に関すること。
東京みらい農業協同組合	1 緊急避難場所としての協力農地のあっせんに関すること。 2 生鮮食料品の優先調達に関すること。
(株)エフエム西東京 (株)ジェイコム イースト西東京	1 災害に関する知識や防災対策等の放送に関すること。 2 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。 3 放送施設の保全に関すること

修正後（令和3年度）（新）

7 協力機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
(公社)東京都柔道 整備師会北多摩支部	<u>1</u> 医療救護活動に関すること。
西東京市獣医師会	<u>1</u> 飼育動物に対する災害応急業務に関すること。
西武バス(株) 上石神井営業所 関東バス(株) 武蔵野営業所	<u>1</u> 人員、物資等の輸送のため車両の供給に関すること。
西東京市交通安全協会 西東京市防犯協会 西東京市建災防協会 西東京市水友会 西東京市社会福祉協議会 西東京市赤十字奉仕団 西東京市登録 手話通訳者の会	1 災害危険箇所、異常現象等発見又は予知の場合、市、警察署、消防署等へ連絡通報すること。 2 被災者に対する炊き出し及び救助物資等の配分等に協力すること。 3 避難誘導、避難場所の被災者の支援業務に協力すること。 4 被災地の秩序維持及び被災状況の調査に協力すること。 5 その他災害応急対策の業務に協力すること。 6 ボランティアの支援に関すること。
西東京市米穀小売商組合	<u>1</u> 主要食料の供給に関すること。
保谷麵業会	<u>1</u> 応急食料の確保及び供給に関すること。
東京みらい農業協同組合	1 緊急避難場所としての協力農地のあっせんに関すること。 2 生鮮食料品の優先調達に関すること。
(株)エフエム西東京 (株)ジェイコム東京	1 災害に関する知識や防災対策等の放送に関すること。 2 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。 3 放送施設の保全に関すること。

以降、「(株)ジェイコムイースト西東京」は「(株)ジェイコム東京」とする

西東京市地域防災計画（地震・火山編） 新旧対照表

修正前（平成31年度）（旧）

修正後（令和3年度）（新）

※ 本計画で使用している関係機関等の略称一覧

略称	正式名称
市	西東京市
都	東京都
教育委員会	西東京市教育委員会
消防団	西東京市消防団
都建設事務所	東京都北多摩南部建設事務所
保健所	多摩小平保健所
警察署	警視庁田無警察署
消防署	東京消防庁西東京消防署
給水管理事務所	立川給水管理事務所
自衛隊	陸上自衛隊第一師団第一後方支援連隊
NTT東日本	株式会社NTT東日本
日赤東京都支部	日本赤十字社東京都支部
東京電力(株)	東京電力パワーグリッド株式会社武蔵野支社
東京ガス(株)	東京ガス株式会社西部支店
西武鉄道(株)	西武鉄道株式会社
東京都トラック協会	一般社団法人東京都トラック協会多摩支部
市医師会	一般社団法人西東京市医師会
市歯科医師会	公益社団法人西東京市歯科医師会
市薬剤師会	一般社団法人西東京市薬剤師会
柔道整復師会	公益社団法人東京都柔道整復師会北多摩支部
市獣医師会	西東京市獣医師会
市社会福祉協議会	社会福祉法人西東京市社会福祉協議会
市建災防協会	西東京市建設業労働災害防止協会
(株)エフエム西東京	株式会社エフエム西東京
(株)ジェイコムイースト 西東京	株式会社ジェイコムイースト西東京局

※ 本計画で使用している関係機関等の略称一覧

略称	正式名称
市	西東京市
都	東京都
教育委員会	西東京市教育委員会
消防団	西東京市消防団
都建設事務所	東京都北多摩南部建設事務所
保健所	多摩小平保健所
警察署	警視庁田無警察署
消防署	東京消防庁西東京消防署
給水管理事務所	立川給水管理事務所
自衛隊	陸上自衛隊第一師団第一後方支援連隊
NTT東日本	東日本電信電話株式会社
日赤東京都支部	日本赤十字社東京都支部
東京電力(株)	東京電力パワーグリッド株式会社武蔵野支社
東京ガス(株)	東京ガス株式会社西部支店
西武鉄道(株)	西武鉄道株式会社
東京都トラック協会	一般社団法人東京都トラック協会多摩支部
市医師会	一般社団法人西東京市医師会
市歯科医師会	公益社団法人西東京市歯科医師会
市薬剤師会	一般社団法人西東京市薬剤師会
柔道整復師会	公益社団法人東京都柔道整復師会北多摩支部
市獣医師会	西東京市獣医師会
市社会福祉協議会	社会福祉法人西東京市社会福祉協議会
市建災防協会	西東京市建設業労働災害防止協会
(株)エフエム西東京	株式会社エフエム西東京
(株)ジェイコム西東京	株式会社ジェイコム東京

修正前（平成 31 年度）（旧）

修正後（令和 3 年度）（新）

## 第 3 章 市の概況

### 第 1 節 自然条件

#### 1 位置

市は、武蔵野台地のほぼ中央部にあり、都心の西北（北緯 35 度 44 分、東経 139 度 33 分）に位置し、北は埼玉県新座市、南は武蔵野市及び小金井市、東は練馬区、西は小平市及び東久留米市に隣接する。面積は 15.75km<sup>2</sup>、広がり東西 4.8km、南北 5.6km となっている。

#### 4 気象

本市における気温、年降水量の観測値は以下のとおりである。近年のヒートアイランド現象等を起因とする豪雨の頻発化もあり、特に梅雨期、台風、秋雨期の集中豪雨による浸水被害等に配慮する必要がある。

年次	気 温 (°C)			降 水 量 (mm)
	最 高 極	最 低 極	平 均	
20	39.3	-2.3	16.4	1,495.0
21	39.0	-3.0	16.3	1,247.5
22	39.8	-2.1	16.3	1,343.1
23	38.0	-3.3	16.0	1,151.3
24	40.8	-3.4	15.6	1,054.0
25	39.7	-2.7	16.2	1,265.5
26	36.9	-3.3	15.8	1,516.5
27	40.3	-2.7	16.4	1,294.5
28	37.9	-2.3	16.5	1,155.0
29	37.5	-3.7	15.8	1,114.5

西東京市防災センター観測

### 第 2 節 社会条件

#### 1 人口

平成 29 年 12 月 1 日現在、住民基本台帳による総人口は 200,980 人、総世帯数が 95,853 世帯、1 世帯当たり人口が 2.09 人となっている。

年齢別人口の構成比は、15 歳未満 12.3%、15～64 歳 63.9%、65 歳以上 23.8% となり、特に高齢者人口は平成 24 年に比べ 5,357 人の増加となっている。

なお、本市の人口密度は、12760.6 人/km<sup>2</sup> 区部と同程度の過密状況となっている。

## 第 3 章 市の概況

### 第 1 節 自然条件

#### 1 位置

市は、武蔵野台地のほぼ中央部にあり、都心の西北（北緯 35 度 44 分、東経 139 度 33 分）に位置し、北は埼玉県新座市、南は武蔵野市及び小金井市、東は練馬区、西は小平市及び東久留米市に隣接する。面積は 15.75km<sup>2</sup>、広がり東西 4.8km、南北 5.6km となっている。

#### 4 気象

本市における気温、年降水量の観測値は以下のとおりである。近年のヒートアイランド現象等を起因とする豪雨の頻発化もあり、特に梅雨期、台風、秋雨期の集中豪雨による浸水被害等に配慮する必要がある。

年次	気 温 (°C)			降 水 量 (mm)
	最 高 極	最 低 極	平 均	
平成 22 年	39.8	-2.1	16.3	1,343.1
平成 23 年	38.0	-3.3	16.0	1,151.3
平成 24 年	40.8	-3.4	15.6	1,054.0
平成 25 年	39.7	-2.7	16.2	1,265.5
平成 26 年	36.9	-3.3	15.8	1,516.5
平成 27 年	40.3	-2.7	16.4	1,294.5
平成 28 年	37.9	-2.3	16.5	1,155.0
平成 29 年	37.5	-3.7	15.8	1,114.5
平成 30 年	41.2	-4.9	16.7	1,227.5
平成 31 年 (令和元年)	44.1	-1.7	16.2	1,644.0

西東京市防災センター観測

### 第 2 節 社会条件

#### 1 人口

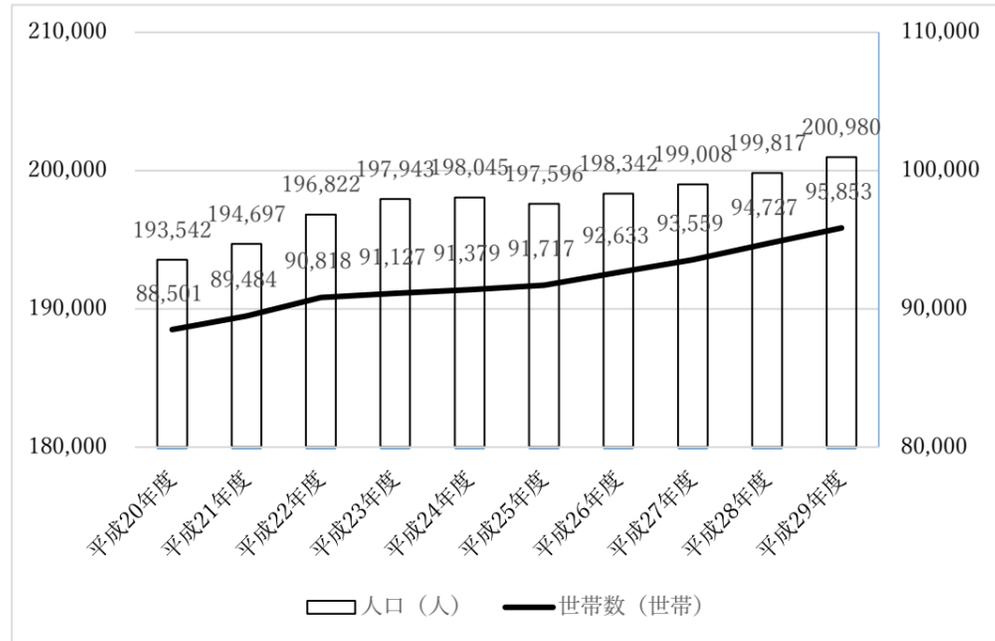
令和 2 年 12 月 1 日現在、住民基本台帳による総人口は 206,003 人、総世帯数が 100,168 世帯、1 世帯当たり人口が 2.06 人となっている。

年齢別人口の構成比は、15 歳未満 12.2%、15～64 歳 63.9%、65 歳以上 23.9% となり、特に高齢者人口は平成 27 年に比べ 2,842 人の増加となっている。

なお、本市の人口密度は、13,079.6 人/km<sup>2</sup> となり区部と同程度の過密状況となっている。

修正前（平成31年度）（旧）

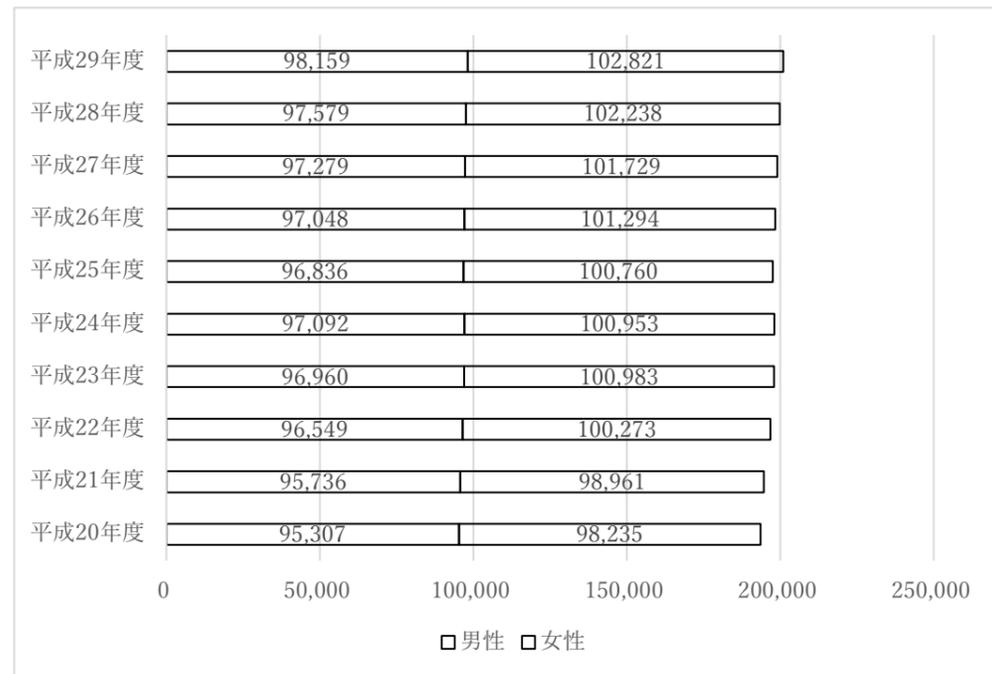
【人口及び世帯数の推移 各年12月1日現在】



※ 外国人住民を含む。

□ 人口 (人)  
—◆— 世帯数 (世帯)  
出典：市民部市民課

【男女別人口の推移 各年12月1日現在】

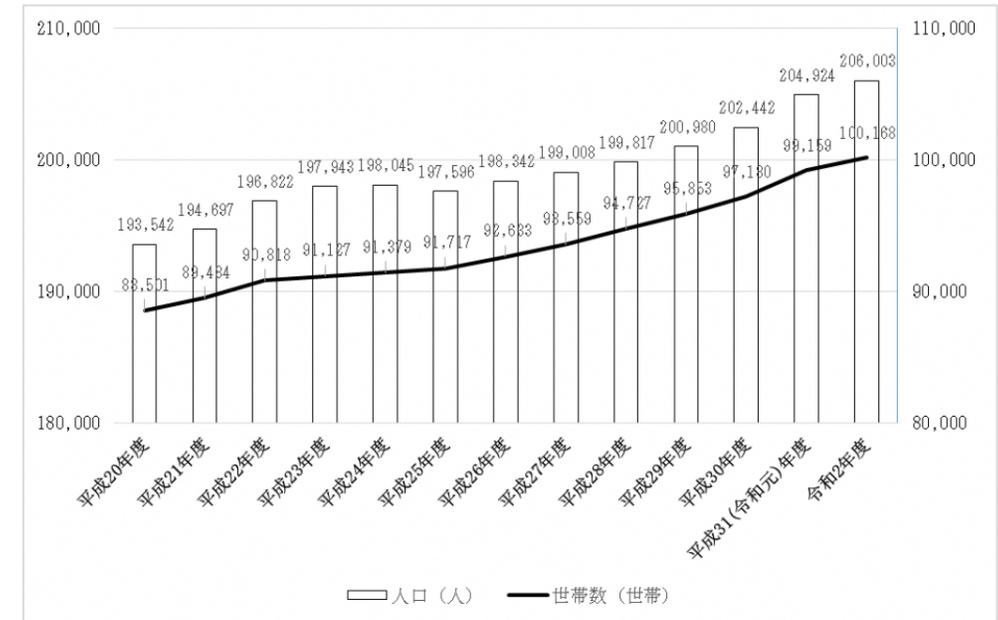


※ 外国人住民を含む。

出典：市民部市民課

修正後（令和3年度）（新）

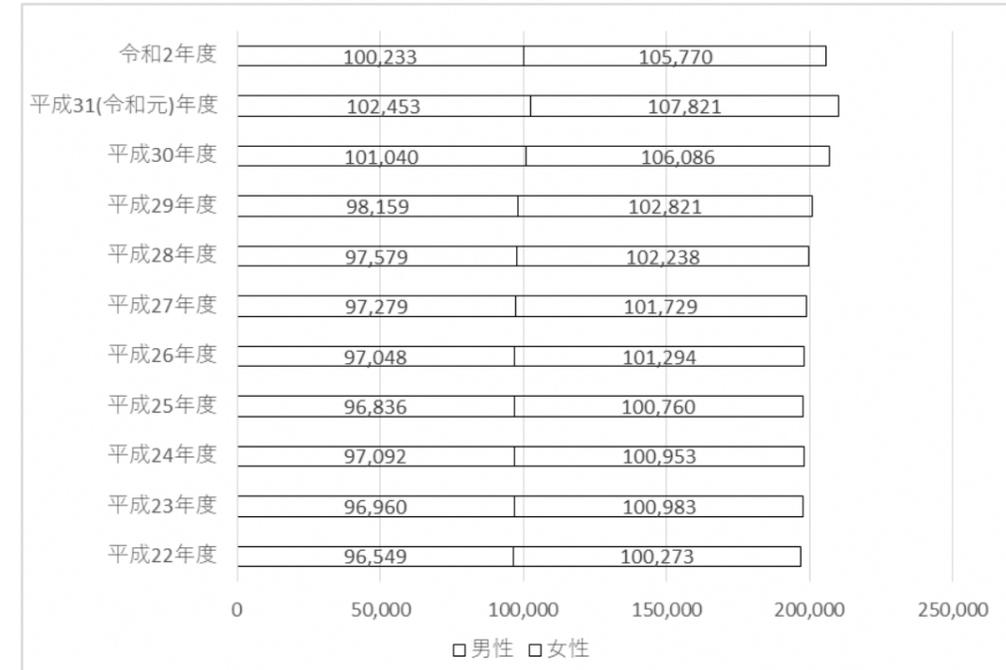
【人口及び世帯数の推移 各年12月1日現在】



※ 外国人住民を含む。

□ 人口 (人)  
—◆— 世帯数 (世帯)  
出典：住民基本台帳による世帯と人口

【男女別人口の推移 各年12月1日現在】



※ 外国人住民を含む。

出典：住民基本台帳による世帯と人口

修正前（平成31年度）（旧）

## 2 産業

平成26年の経済センサス基礎調査報告によると、市の事業所数は5,435事業所、従業者数は52,016人となっている。

従業者規模別の事業所数では、9人以下が全体の約80%を占めている。産業別の事業所数構成比は、卸売・小売業23.1%、宿泊業、飲食サービス業13.5%、生活関連サービス業、娯楽業11%である。

従業者数は、田無町11,119人、芝久保町4,267人、新町3,540人である。

## 3 土地利用

市の総面積は15.75k㎡である。

平成29年の地目別土地利用は、宅地が60.8%と過半数を占め、畑は8.7%となっている。平成25年と29年と比較してみると、60,000㎡程度、宅地が増加している状況が読みとれる。

※平成26年10月1日時点市面積変動以前の統計は、総面積15.85k㎡としている。

【地目別土地面積 各年1月1日現在】

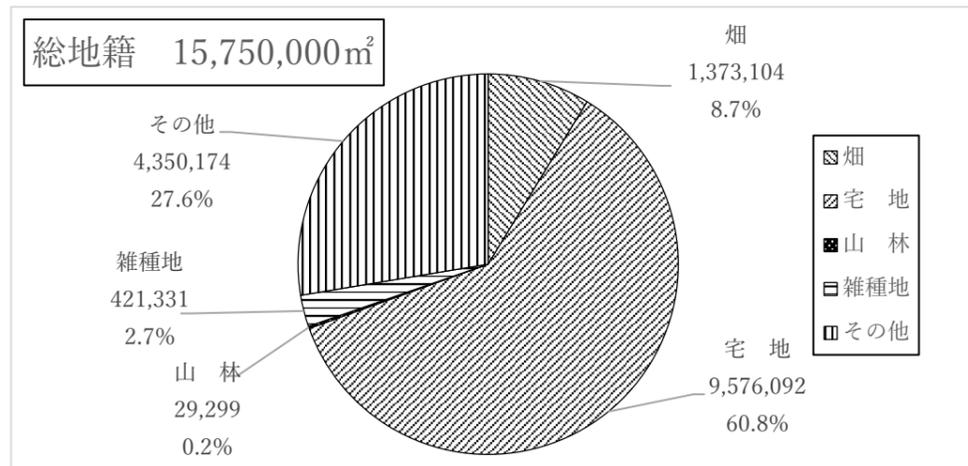
（単位：上段 ㎡、下段 %）

年次	総地積	畑	宅地	山林	雑種地	その他
平成25年	15,850,000	1,730,715	9,514,662	114,017	487,472	4,003,134
	100	10.9	60.0	0.7	3.1	25.3
平成29年	15,750,000	1,373,104	9,576,092	29,299	421,331	4,350,174
	100	8.7	60.8	0.2	2.7	27.6

※ 小数点第2位以下四捨五入のため、総地積の構成比の計は、100%とならない場合がある。

出典：平成29年版統計にしようきょう

【地目別土地面積の割合 平成29年1月1日現在】



出典：令和元年（平成31年）版統計にしようきょう

修正後（令和3年度）（新）

## 2 産業

平成28年の経済センサス基礎調査報告によると、市の事業所数は5,000事業所、従業者数は47,900人となっている。

従業者規模別の事業所数では、9人以下が全体の約78%を占めている。産業別の事業所数構成比は、卸売・小売業23.6%、宿泊業、飲食サービス業13.8%、生活関連サービス業、娯楽業11.6%である。

従業者数は、田無町10,264人、芝久保町4,472人、新町3,932人である。

## 3 土地利用

市の総面積は15.75k㎡である。

平成31（令和元）年の地目別土地利用は、宅地が61.3%と過半数を占め、畑は8.2%となっている。平成27年と平成31（令和元）年と比較してみると、120,000㎡程度、宅地が増加している状況が読みとれる。

※平成26年10月1日時点市面積変動以前の統計は、総面積15.85k㎡としている。

【地目別土地面積 各年1月1日現在】

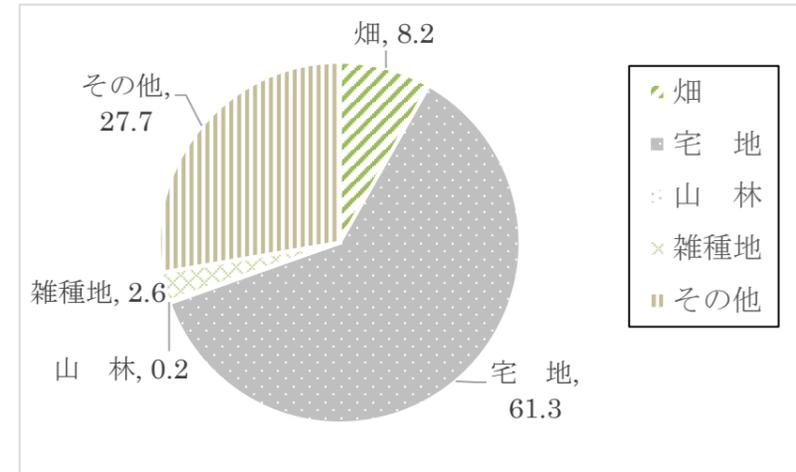
（単位：上段 ㎡、下段 %）

年次	総地積	畑	宅地	山林	雑種地	その他
平成27年	15,750,000	1,438,166	9,542,930	29,777	460,499	4,278,628
	100	9.1	60.6	0.2	2.9	27.2
平成31（令和元）年	15,750,000	1,296,771	9,661,115	28,765	408,173	4,355,176
	100	8.2	61.3	0.2	2.6	27.7

※ 小数点第2位以下四捨五入のため、総地積の構成比の計は、100%とならない場合がある。

出典：令和元年（平成31年）版統計にしようきょう

【地目別土地面積の割合 平成31（令和元）年1月1日現在】（単位：%）



出典：令和元年（平成31年）版統計にしようきょう

修正前（平成 31 年度）（旧）

修正後（令和 3 年度）（新）

#### 4 上下水道施設

##### (1) 上水道施設の現状

- ア 上水道の送配水管延長は 384,000m であり、普及率は 100% になっている（平成 28 年度末）。
- イ 市内に 3 箇所の浄水所（西東京栄町浄水所、保谷町浄水所、芝久保浄水所）がある。

##### (2) 下水道施設の現状

- ア 下水道の污水管延長は 389,856.65m、雨水管延長は 9,113.23m である（平成 29 年度）。
- イ 総人口に対する水洗化普及率（接続率）は 97.0%（平成 26 年度）になっている。
- ウ 市の公共下水道事業は、都が行う荒川右岸東京流域下水道の流域関連公共下水道として、分流式で計画されている。当初の事業認可に都市計画変更を重ね、市内全域を事業認可区域とし、その面積は 1,585ha となっている。
- エ 汚水については、流域下水道計画との関連から、流域下水道の黒目幹線と田無幹線に接続している。  
なお、事業認可面積 1,585ha のうち、平成 27 年 3 月 31 日現在、整備面積 1,584.81ha で、整備率はおおむね 100% となっている。
- オ 雨水については、石神井川流域及び白子川流域に分かれており、一部事業に着手しているが、全体としては放流先河川の整備状況を見ながら計画的に管きよの整備推進に努めている。  
また、大雨による浸水・洪水被害を緩和するため雨水浸透施設設置費用の一部助成をするとともに、雨水溢水対策事業として雨水貯留施設等の整備を行っている。

#### 5 道路・橋梁等

- 市内の道路総延長は、都道 33,350m、市道 238,085m であり、そのうち、規格改良済延長は、都道 33,350m、市道 161,091m となっている（平成 29 年 4 月 1 日現在）。
- 都市計画道路の整備状況については、計画決定延長 51.18km に対し、完成済延長は 20.81km 整備率は 40.7% になっている（平成 26 年 3 月現在）。
- また、主要橋梁は 22 箇所である。

#### 6 建物

- 本市における建物の概況（平成 29 年 1 月 1 日現在）は、建物総数は 42,868 棟で、この約 83% を木造建築物が占めている。次に多い構造建物は軽量鉄骨造で 3,232 棟、鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造が 1,972 棟、鉄骨造が 1,781 棟となっている。
- また、住宅の種類、構造、建築の時期別住宅数を見ると「新耐震設計基準」が制定される前の昭和 56 年以前の建物割合（平成 25 年 10 月 1 日現在）は、木造建築物（木造及び防火木造）で約 10.5%、非木造建築物で約 7.4% となっている。

#### 4 上下水道施設

##### (1) 上水道施設の現状

- ア 上水道の送配水管延長は 386,000m であり、普及率は 100% になっている（平成 30 年度末）。
- イ 市内に 3 箇所の浄水所（西東京栄町浄水所、保谷町浄水所、芝久保浄水所）がある。

##### (2) 下水道施設の現状

- ア 下水道の污水管延長は 389,856.65m、雨水管延長は 9,113.23m である（平成 29 年度）。
- イ 総人口に対する水洗化普及率（接続率）は 97.3%（平成 29 年度）になっている。
- ウ 市の公共下水道事業は、都が行う荒川右岸東京流域下水道の流域関連公共下水道として、分流式で計画されている。当初の事業認可に都市計画変更を重ね、市内全域を事業認可区域とし、その面積は 1,585ha となっている。
- エ 汚水については、流域下水道計画との関連から、流域下水道の黒目幹線と田無幹線に接続している。  
なお、事業認可面積 1,585ha のうち、平成 27 年 3 月 31 日現在、整備面積 1,584.81ha で、整備率はおおむね 100% となっている。
- オ 雨水については、石神井川流域及び白子川流域に分かれており、一部事業に着手しているが、全体としては放流先河川の整備状況を見ながら計画的に管きよの整備推進に努めている。  
また、大雨による浸水・洪水被害を緩和するため雨水浸透施設設置費用の一部助成をするとともに、雨水溢水対策事業として雨水貯留施設等の整備を行っている。

#### 5 道路・橋梁等

- 市内の道路総延長は、都道 33,350m、市道 239,169m であり、そのうち、規格改良済延長は、都道 33,350m、市道 161,091m となっている（平成 30 年 4 月 1 日現在）。
- 都市計画道路の整備状況については、計画決定延長 51.18km に対し、完成済延長は 20.81km 整備率は 40.7% になっている（平成 26 年 3 月現在）。
- また、主要橋梁は 22 箇所である。

#### 6 建物

- 本市における建物の概況（平成 31（令和元）年 1 月 1 日現在）は、建物総数は 43,755 棟で、この約 83% を木造建築物が占めている。次に多い構造建物は軽量鉄骨造で 3,351 棟、鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造が 1,963 棟、鉄骨造が 1,801 棟となっている。
- また、住宅の種類、構造、建築の時期別住宅数を見ると「新耐震設計基準」が制定される前の昭和 56 年以前の建物割合（平成 30 年 10 月 1 日現在）は、木造建築物（木造及び防火木造）で約 16.3%、非木造建築物で約 12.6% となっている。

西東京市地域防災計画（地震・火山編） 新旧対照表

修正前（平成31年度）（旧）

【構造別棟数 各年1月1日現在】

年	総数	木造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造	軽量 鉄骨造	コンクリート ブロック造
25	41,468	34,488	94	1,925	1,764	3,006	191
26	41,728	34,767	94	1,874	1,760	3,064	169
27	42,068	35,038	93	1,882	1,764	3,126	165
28	42,396	35,314	93	1,884	1,776	3,168	161
29	42,868	35,723	91	1,881	1,781	3,232	160

出典 平成29年版統計にしようきょう

【住宅の種類、構造、建築の時期別住宅数 平成25年10月1日現在】

建築の 時期	総数	住宅の種類		構 造				
		専用 住宅	店舗・その他 併用住宅	木造	防火 木造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄骨造	その 他
住宅総数	87,230	85,900	1,340	9,000	31,390	37,060	9,780	—
S35以前	1,820	1,740	80	350	1,010	350	120	—
S36～45	4,230	4,050	170	1,100	1,710	1,280	140	—
S46～55	9,520	9,380	140	1,390	3,560	3,720	850	—
S56～H2	16,120	15,720	400	1,600	5,350	6,780	2,390	—
H3～7	9,520	9,470	50	680	2,580	5,130	1,120	—
H8～12	9,950	9,810	150	520	3,900	4,730	810	—
H13～17	11,390	11,340	50	590	3,610	6,210	990	—
H18～22	9,790	9,750	40	810	3,260	4,880	830	—
H23～25.9	3,260	3,240	20	150	1,650	1,210	260	—

注：1）建築の時期「不詳」を含む。  
2）複数回答であるため、内訳の合計とは必ずしも一致しない。

出典 住宅・土地統計調査報告

修正後（令和3年度）（新）

【構造別棟数 各年1月1日現在】

年	総数	木造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造	軽量 鉄骨造	コンクリート ブロック造
平成27年	42,068	35,038	93	1,882	1,764	3,126	165
平成28年	42,396	35,314	93	1,884	1,776	3,168	161
平成29年	42,868	35,723	91	1,881	1,781	3,232	160
平成30年	43,256	36,086	91	1,867	1,785	3,269	158
平成31年 (令和元年)	43,755	36,485	92	1,871	1,801	3,351	155

出典 令和元年（平成31年）版統計にしようきょう

【住宅の種類、構造、建築の時期別住宅数 平成30年10月1日現在】

建築の 時期	総数	住宅の種類		構 造				
		専用 住宅	店舗・その他 併用住宅	木造	防火 木造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄骨造	その 他
住宅総数	89,320	88,390	920	7,230	33,640	42,400	6,000	40
昭和35以前	3,860	3,640	220	1,010	1,630	1,090	130	—
昭和36～55	8,950	8,790	150	1,030	2,990	4,090	810	20
昭和56～平成2	15,090	14,970	120	1,040	5,350	7,620	1,080	—
平成3～7	9,720	9,580	140	870	2,800	5,330	710	—
平成8～12	10,540	10,430	110	420	3,390	6,460	270	—
平成13～17	11,960	11,920	40	640	4,140	6,880	300	—
平成18～22	9,710	9,640	70	430	4,420	4,320	540	—
平成23～27	7,300	7,250	50	320	3,200	3,370	410	—
平成27～30.9	2,810	2,790	20	230	1,610	620	350	—

注：1）建築の時期「不詳」を含む。  
2）複数回答であるため、内訳の合計とは必ずしも一致しない。

出典 平成30年住宅・土地統計調査報告

修正前（平成 31 年度）（旧）

## 7 鉄道

鉄道は、市の北部を西武鉄道(株)池袋線が東西に延びており、西から順にひばりヶ丘駅、保谷駅の2つの駅がある。

また、市の南部を西武鉄道(株)新宿線が東西に走っており、西から田無駅、西武柳沢駅、東伏見駅がある。近年の各駅での乗車人員は下表のとおりである。駅別乗降人員によると、平成 29 年度の乗車人員は西武鉄道(株)全 12 路線全 92 駅のうち、田無駅は 11 番目、ひばりヶ丘駅は 12 番目、保谷駅は 14 番目となっている。

【駅別乗降人員】

路線名	駅名	乗降人員 1日平均（人）					
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
西武 池袋線	保谷駅	56,684	58,280	58,481	60,058	60,672	62,076
	ひばりヶ丘 駅	67,456	68,930	67,907	69,024	70,247	72,652
西武 新宿線	東伏見駅	24,063	24,145	23,904	24,597	24,705	25,156
	西武 柳沢駅	16,161	16,374	16,181	16,383	16,415	16,543
	田無駅	74,148	74,315	73,509	74,808	75,240	75,645

出典：西武鉄道(株)ホームページ 駅別乗降人員

修正後（令和 3 年度）（新）

## 7 鉄道

鉄道は、市の北部を西武鉄道(株)池袋線が東西に延びており、西から順にひばりヶ丘駅、保谷駅の2つの駅がある。

また、市の南部を西武鉄道(株)新宿線が東西に走っており、西から田無駅、西武柳沢駅、東伏見駅がある。近年の各駅での乗車人員は下表のとおりである。駅別乗降人員によると、平成 31 (令和元) 年度の乗車人員は西武鉄道(株)全 12 路線全 92 駅のうち、田無駅は 11 番目、ひばりヶ丘駅は 12 番目、保谷駅は 14 番目となっている。

【駅別乗降人員】

路線名	駅名	乗降人員 1日平均（人）					
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度 (令和 元年)
西武 池袋線	保谷駅	58,481	60,058	60,672	62,076	<u>63,043</u>	<u>63,372</u>
	ひばりヶ丘 駅	67,907	69,024	70,247	72,652	<u>73,607</u>	<u>74,392</u>
西武 新宿線	東伏見駅	23,904	24,597	24,705	25,156	<u>25,240</u>	<u>24,951</u>
	西武 柳沢駅	16,181	16,383	16,415	16,543	<u>16,727</u>	<u>16,616</u>
	田無駅	73,509	74,808	75,240	75,645	<u>75,996</u>	<u>75,418</u>

出典：西武鉄道(株)ホームページ 駅別乗降人員

修正前（平成 31 年度）（旧）

修正後（令和 3 年度）（新）

**第 3 節 災害履歴**

**1 火災**

平成 25 年から 29 年までの過去 5 年間の原因別の火災発生件数では、最も多い原因は、放火（疑いも含む。）、次にガス器具、電気器具やたばこになっており、平成 29 年の火災の最も多い原因は、放火（疑い含む）となっている。

年次	総数	たばこ	放火 疑い含む	火遊び	たき火	ガス 器具	電気 器具	石油 ストーブ	マッチ	花火	その他
H25	47	4	17	1	—	7	8	—	—	—	10
H26	43	4	8	1	—	9	4	2	1	—	14
H27	55	7	17			8	4	2			17
H28	34	5	7			6	9				7
H29	50	7	12	2		10	8	2			9

出典：平成 29 年版統計にしようきょう

**第 3 節 災害履歴**

**1 火災**

平成 27 年から 31(令和元年)までの過去 5 年間の原因別の火災発生件数では、最も多い原因は、放火（疑いも含む。）、次にガス器具、電気器具やたばこになっており、平成 31 (令和元) 年の火災の最も多い原因は、電気器具となっている。

年次	総数	たばこ	放火 疑い含む	火遊び	たき火	ガス 器具	電気 器具	石油 ストーブ	マッチ	花火	その他
平成 27 年	55	7	17	—	—	8	4	2	—	—	17
平成 28 年	34	5	7	—	—	6	9	—	—	—	7
平成 29 年	50	7	12	2	—	10	8	2	—	—	9
平成 30 年	27	2	6	1	—	3	6	1	—	—	8
平成 31 年 (令和元年)	37	6	5	—	—	4	15	—	—	—	7

出典：令和元年（平成 31 年）版統計にしようきょう

修正前（平成 31 年度）（旧）

### 3 風水害

既往風水害としては、1958 年 9 月の狩野川台風による新川及び石神井川流域、1965 年 9 月の台風 17 号による石神井川流域での浸水被害があげられる。市が誕生した平成 13 年 1 月以降の主な被害は以下のとおりである。

【近年の主な風水害履歴】

年 月 日	被 害 状 況	備 考
H16.10.9	床上浸水 18 件、床下浸水 69 件	台風 22 号
H18.9.11	床上浸水 10 件、床下浸水 25 件	大雨
H26.6.7	床下浸水 1 件	大雨
H26.7.24	床上浸水 3 件、床下浸水 8 件	大雨
H28.8.22	床下浸水 3 件	台風 9 号
H29.8.19	床上浸水 1 件、床下浸水 16 件	大雨
H29.10.19~23	床上浸水 1 件、床下浸水 2 件	台風 21 号
H30.3.9	床下浸水 1 件	大雨
H30.8.27	床上浸水 2 件	大雨
H30.9.30~10.1	倒木・屋根剥離等 約 200 件	台風 24 号

修正後（令和 3 年度）（新）

### 3 風水害

既往風水害としては、1958 年 9 月の狩野川台風による新川及び石神井川流域、1965 年 9 月の台風 17 号による石神井川流域での浸水被害があげられる。市が誕生した平成 13 年 1 月以降の主な被害は以下のとおりである。

【近年の主な風水害履歴】

年月日	被害状況	備考
平成 16 年 10 月 9 日	床上浸水 18 件、床下浸水 69 件	台風 22 号
平成 18 年 9 月 11 日	床上浸水 10 件、床下浸水 25 件	大雨
平成 26 年 6 月 7 日	床下浸水 1 件	大雨
平成 26 年 7 月 24 日	床上浸水 3 件、床下浸水 8 件	大雨
平成 28 年 8 月 22 日	床下浸水 3 件	台風 9 号
平成 29 年 8 月 19 日	床上浸水 1 件、床下浸水 16 件	大雨
平成 29 年 10 月 19 日~23 日	床上浸水 1 件、床下浸水 2 件	台風 21 号
平成 30 年 3 月 9 日	床下浸水 1 件	大雨
平成 30 年 8 月 27 日	床上浸水 2 件	大雨
平成 30 年 9 月 30 日~10 月 1 日	倒木・屋根剥離等 約 200 件	台風 24 号
令和元年 9 月 8 日~9 日	倒木・屋根剥離等 36 件	台風 15 号
令和 2 年 10 月 11 日~13 日	床下浸水 3 件、倒木等 64 件	台風 19 号

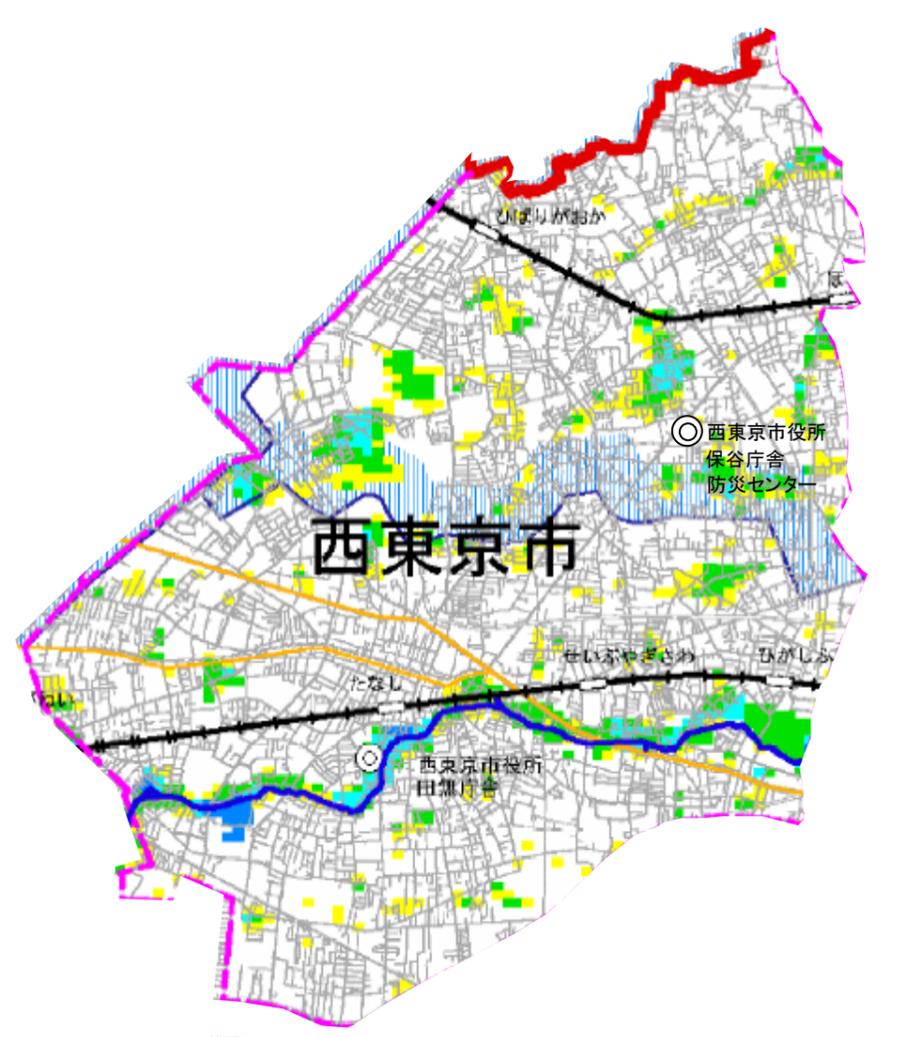
修正前（平成31年度）（旧）

## 第4章 被害想定

### 第2節 浸水予想

都では、河川や下水道の整備水準を上回る大雨が降った場合を想定し、地域の水害に対する危険性をあらかじめ周知し、自ら避難等の対策を講じることを目的に浸水予想区域図を作成している。本市の区域において、平成12年9月に愛知県で発生した東海豪雨と同規模の降雨が発生した際に予想される浸水深と浸水箇所を示した「石神井川及び白子川流域浸水予想区域図」が作成されている。本市ではこれを基に、避難場所等を記載した洪水ハザードマップを平成20年9月に作成、公表した。

【石神井川及び白子川流域浸水予想区域図】



作成：東京都都市型水害対策連絡会  
 作成年月日：平成15年5月15日作成  
 対象とした降雨：平成12年9月東海豪雨  
 （総雨量 589mm、時間最大雨量 114mm）

修正後（令和3年度）（新）

## 第4章 被害想定

### 第2節 浸水予想

水防法（昭和24年法律第193号）の改正（平成27年7月19日一部施行、11月19日完全施行）により、国又は都は、洪水予報河川及び水位周知河川を対象として、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定している。

都では、地域の水害に対する危険性をあらかじめ周知し、自ら避難等の対策を講じることを目的に浸水予想区域図を作成している。西東京市浸水ハザードマップ（浸水予想区域図）は、都作成の「石神井川及び白子川流域浸水予想区域図（令和元年5月改定）」、「黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川及び奈良橋川流域浸水予想区域図（令和元年12月改定）」を基に西東京市に関してまとめたもので、国が定める基準（平成27年7月17日国土交通省告示）における関東地域の値（総雨量690mm、時間最大雨量153mm）が市内に降った場合を想定し、作成したものである。

市内において、土砂災害特別警戒区域は、東伏見地区に一部存在する。洪水浸水想定区域は、石神井川周辺に一定規模で存在する。

（※ 浸水ハザードマップの詳細は資料編を参照）

【石神井川及び白子川流域浸水予想区域図】



作成：東京都都市型水害対策連絡会  
 作成年月日：令和元年5月23日作成  
 対象とした降雨：想定最大規模降雨  
 （総雨量 690mm、時間最大雨量 153mm）

修正前（平成 31 年度）（旧）

修正後（令和 3 年度）（新）

## 第 6 章 調査・研究

### 1 地域危険度測定調査

#### (1) 調査の概要

都は、東京都震災対策条例（平成 12 年東京都条例第 202 号）の規定に基づき、「地震に関する地域危険度測定調査」を行っており、昭和 50 年 11 月に第 1 回（区部）を公表して以来、おおむね 5 年おきに結果を公表している。

この調査は、防災都市づくりを推進する上で、地域に内在する地震に関する危険性を把握するための指標としての「建物倒壊危険度」、「火災危険度」、並びに 2 つの危険度を総合化した「総合危険度」を測定するものである。町丁目ごとの各地域における地震に対する危険性を建物倒壊、火災の面から 1～5 までのランクで相対的に評価した。

#### 【調査の前提】

調査対象区域と測定単位	区部及び多摩部の都市計画区域のうち市街化区域に係る町丁目単位とした。
想定地震	特定の地震は、想定しない。 ※ 地盤特性を定量的に評価し、地盤分類ごとに地震動の地盤増幅率を設定する方法を用いた。
想定時刻	季節及び発生時刻については、火気の使用状況を勘案し、最も危険な状況となる冬・夕方の数値を用いた。
評価方法	調査対象区域内の町丁目の危険量を相対評価した。 ※ 面積の大小が評価に影響を及ぼさないよう、単位面積当たりの値に基準化した。
結果の表示	評価ランクは、5 段階とした。

## 第 6 章 調査・研究

### 1 地域危険度測定調査

#### (1) 調査の概要

都は、東京都震災対策条例（平成 12 年東京都条例第 202 号）の規定に基づき、「地震に関する地域危険度測定調査」を行っており、昭和 50 年 11 月に第 1 回（区部）を公表して以来、おおむね 5 年おきに結果を公表している。

この調査は、防災都市づくりを推進する上で、地域に内在する地震に関する危険性を把握するための指標としての「建物倒壊危険度」、「火災危険度」に加え、「災害時活動困難度」を加味し、総合化した「総合危険度」を測定するものである。町丁目ごとの各地域における地震に対する危険性を建物倒壊、火災の面から 1～5 までのランクで相対的に評価した。

#### 【調査の前提】

調査対象区域と測定単位	区部及び多摩部の都市計画区域のうち市街化区域に係る町丁目単位とした。
想定地震	特定の地震は、想定しない。 ※ 地盤特性を定量的に評価し、地盤分類ごとに地震動の地盤増幅率を設定する方法を用いた。
想定時刻	季節及び発生時刻については、火気の使用状況を勘案し、最も危険な状況となる冬・夕方の数値を用いた。
評価方法	調査対象区域内の町丁目の危険量を相対評価した。 ※ 面積の大小が評価に影響を及ぼさないよう、単位面積当たりの値に密度化した。
結果の表示	評価ランクは、5 段階とした。

修正前（平成31年度）（旧）

修正後（令和3年度）（新）

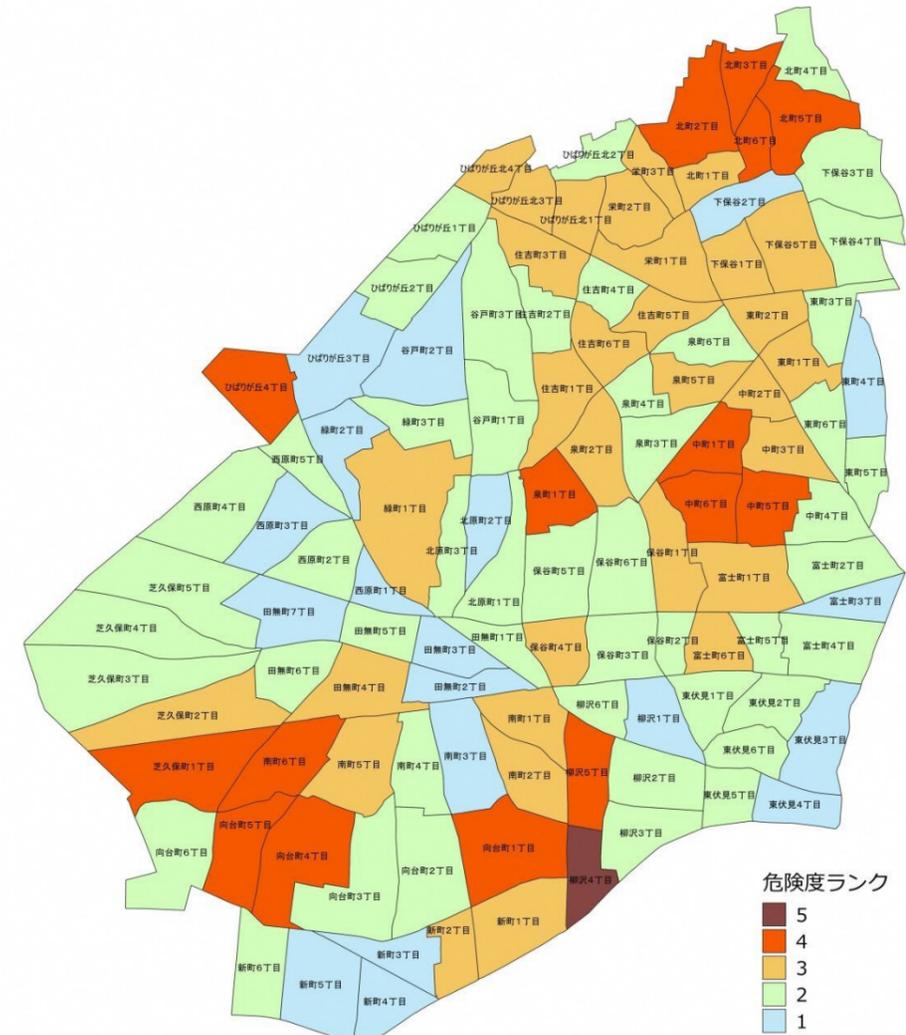
(2) 評価結果

(新設)

(2) 評価結果

ウ 災害時活動困難度

災害時活動困難度は、地震により建物が倒壊したり火災が発生したりした際の、危険地域からの避難や、消火・救助などの災害時活動のしやすさ（困難さ）を道路網の稠密さや広幅員道路の多さなど、道路基盤の整備状況に基づき測定したものである。



出典：東京都都市整備局「地震に関する地域危険度測定調査報告書（第8回 平成30年2月公表）」

修正前（平成31年度）（旧）

修正後（令和3年度）（新）

ウ 総合危険度

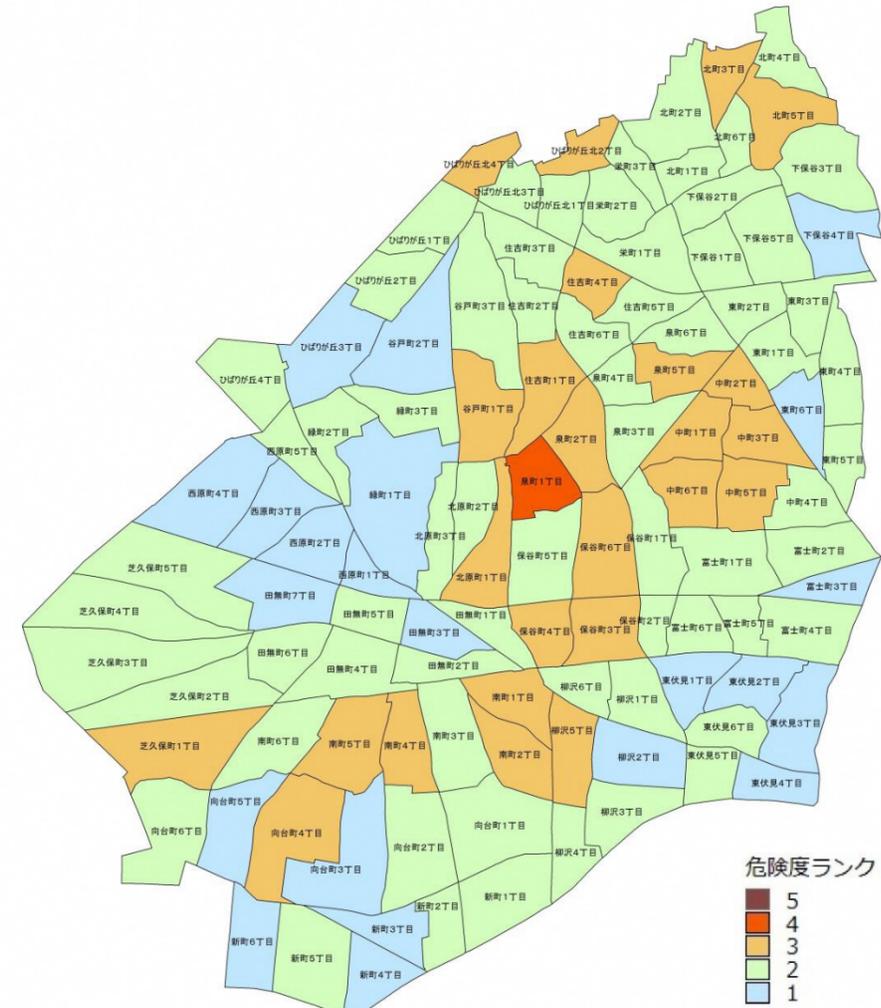
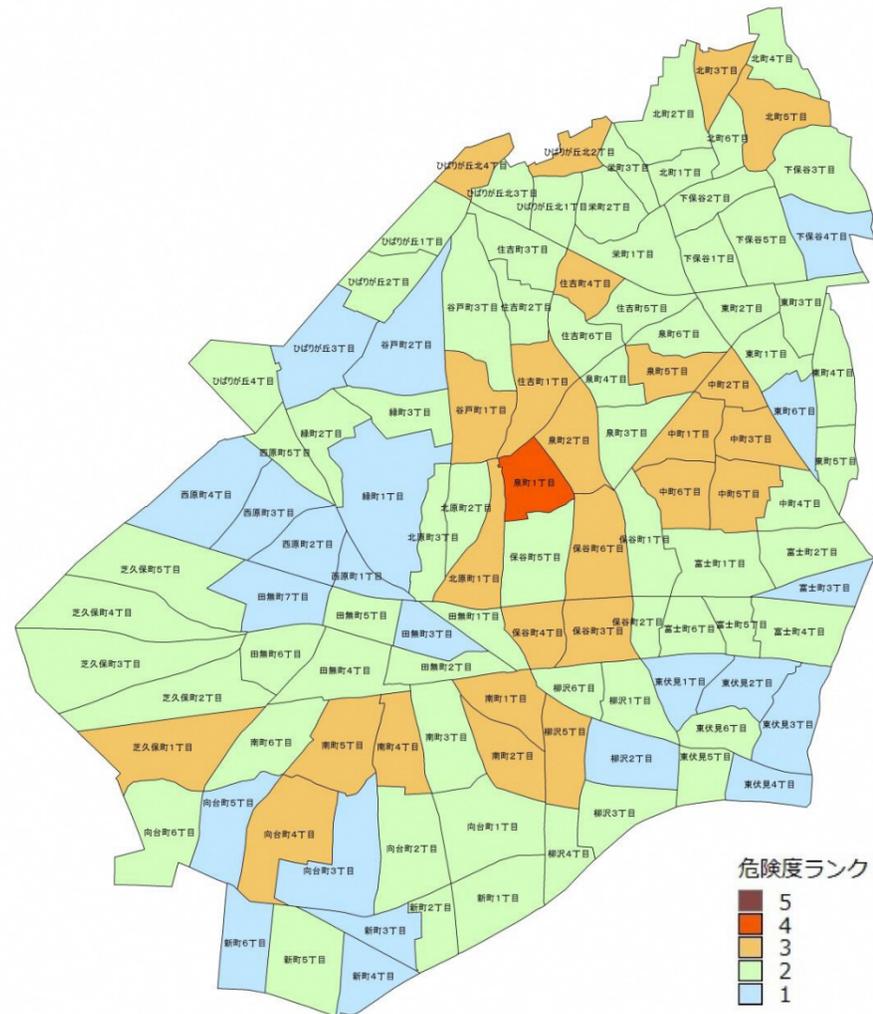
エ 総合危険度

総合危険度は、建物倒壊や火災の危険性に、道路基盤などの整備状況から評価した、避難や消火・救助活動の困難さを加味して、1つの指標にまとめたものである。

総合危険度は、建物倒壊や火災の危険性に、道路基盤などの整備状況から評価した、避難や消火・救助活動の困難さを加味して、1つの指標にまとめたものである。

総合危険度の高い地域では、建物の耐震性の向上や不燃化を図るとともに、広幅員道路や公園などの整備を進めるなど、周辺町丁目も含めて、様々な震災対策を総合的に進めていく必要がある。

総合危険度の高い地域では、建物の耐震性の向上や不燃化を図るとともに、広幅員道路や公園などの整備を進めるなど、周辺町丁目も含めて、様々な震災対策を総合的に進めていく必要がある。



出典：東京都都市整備局「地震に関する地域危険度測定調査報告書（第8回 平成30年2月公表）」

出典：東京都都市整備局「地震に関する地域危険度測定調査報告書（第8回 平成30年2月公表）」

修正前（平成31年度）（旧）

## 第2部 地震災害編

## 2 現在の状況

首都圏においては、直下型の大規模地震が発生する可能性が指摘されており、市民意識調査（平成29年11月）においても、『まちづくり』分野の「大規模地震などへの災害対策」が最も重要度が高い施策となっている。市では、平成19年度に危機管理室を設置し、災害に強いまちづくりを推進するとともに、「西東京市防災ガイド&マップ」の配布や定期的な防災訓練の実施等により、市民の地域防災力の向上に取り組んできたところである。

## 3 課題

市内には、耐震化されていない施設や建築物が現在も残っている。そのため、耐震化対策や防災基盤の整備等を引き続き進めていくことが求められている。

また、東日本大震災の教訓を活かして、地域における自助・共助・公助による地域防災力を強化していくことが必要である。そのために、大規模災害を想定した防災訓練、要配慮者への支援訓練、市民、事業者、関係者の防災意識の向上など、日頃から地域コミュニティにおける防災意識の醸成を図る必要がある。

## 4 主な対策の方向性と到達目標

市は、市民の生命や財産を守ることを目的とし、災害に強い安全・安心なまちづくりを推進するため、以下の3つの指標とその目標値を定めている。

	指標名	平成24年度 実績値	平成30年度 目標値	平成35年度 目標値
指標1	「災害に強いまちづくり」の取組に対する市民満足度	15.4%	20.0%	25.0%
指標2	防災市民組織の数	83団体	120団体	150団体
指標3	総合防災訓練等への参加者延べ人数（年間）	3,500人	6,000人	10,000人

出典：西東京市第2次基本構想・基本計画(計画年次 平成26年度～平成35年度)

修正後（令和3年度）（新）

## 第2部 地震災害編

## 2 現在の状況

首都圏においては、直下型の大規模地震が発生する可能性が指摘されており、市民意識調査（平成29年11月）においても、『まちづくり』分野の「大規模地震などへの災害対策」が最も重要度が高い施策となっている。市では、平成19年度に危機管理室（令和2年2月1日以降、組織改編により危機管理課へ）を設置し、災害に強いまちづくりを推進するとともに、定期的な防災訓練の実施等により、市民の地域防災力の向上に取り組んできたところである。

## 3 課題

市内には、耐震化されていない施設や建築物が現在も残っている。そのため、耐震化対策や防災基盤の整備等を引き続き進めていくことが求められている。

また、東日本大震災の教訓を活かして、地域における自助・共助・公助による地域防災力を強化していくことが必要である。そのために、大規模災害を想定した防災訓練、要配慮者への支援訓練、市民、事業者、関係者の防災意識の向上など、日頃から地域コミュニティにおける防災意識の醸成を図る。

さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する。また、感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

## 4 主な対策の方向性と到達目標

市は、市民の生命や財産を守ることを目的とし、災害に強い安全・安心なまちづくりを推進するため、以下の3つの指標とその目標値を定めている。

	指標名	平成31年度 実績値	令和5年度 目標値
指標1	「災害に強いまちづくり」の取組に対する市民満足度	20.2%	24.0%
指標2	防災市民組織の数	97団体	150団体
指標3	総合防災訓練等への参加者延べ人数（年間）	5,460人	10,000人

出典：西東京市第2次総合計画（後期基本計画）(計画年次 平成31年（令和元年）度～令和5年度)

修正前（平成 31 年度）（旧）

## 第 1 章 市民と地域の防災力向上

### 第 1 節 自助による市民の防災活動

#### 予 防 対 策

1. 震災対策における市民の役割と備え	市民
---------------------	----

市民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自らが守る」ために必要な防災対策を推進する。

#### (1) 市民の役割

- ア 都や市が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加
- イ 自治会・町内会などが行う、地域の相互協力体制の構築への協力
- ウ 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与

#### (2) 市民の備え

- ア 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- イ 出火の防止、火気・電気器具等の安全化の推進
- ウ 初期消火に必要な用具（消火器、住宅用火災警報器、防災用品）の準備
- エ 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止
- オ ブロック塀の点検補修等、家の外部の安全対策
- カ 水(1日1人30目安)や食料(最低3日、推奨1週間分)、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品や簡易トイレの準備
- キ 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難・連絡方法及び連絡手段等の確認、地域の危険度・防災対策の理解
- ク 警報等発表時や避難勧告等の発令時に取るべき行動の確認
- ケ 市、消防署、自治会・町内会等が行う防災訓練・防災事業への積極的な参加
- コ 自治会・町内会等が行う、地域の相互協力体制の構築への協力
- サ 避難行動要支援者や災害時要援護者がいる家庭における、「避難行動要支援者名簿」及び「災害時要援護者名簿」情報の避難支援等関係者（警察署、消防及び防災市民組織等）への事前情報提供についての同意及び円滑かつ迅速な避難への備え
- シ 避難施設、避難広場及び避難経路等の確認・点検並びに徒歩による帰宅経路の確認
- ス 沿岸部、臨海地へ訪れる際などの津波対策
- セ 「西東京市安全・安心いーなメール」の登録等、情報入手手段の確保
- ソ 過去の災害から得られた教訓の伝承

修正後（令和 3 年度）（新）

## 第 1 章 市民と地域の防災力向上

### 第 1 節 自助による市民の防災活動

#### 予 防 対 策

1 震災対策における市民の役割と備え	市民
--------------------	----

市民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自らが守る」ために必要な防災対策を推進する。

#### (1) 市民の役割【市民】

- ア 都や市が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加
- イ 自治会・町内会、地域協力ネットワークなどが行う、地域の相互協力体制の構築への協力
- ウ 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与

#### (2) 市民の備え【市民】

- ア 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- イ 出火の防止、火気・電気器具等の安全化の推進
- ウ 初期消火に必要な用具（消火器、住宅用火災警報器、防災用品）の準備
- エ 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止
- オ ブロック塀の点検補修等、家の外部の安全対策
- カ 水(1日1人30目安)や食料(最低3日、推奨1週間分)、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品や簡易トイレの準備、自動車へのこまめな満タン給油
- キ 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難・連絡方法及び連絡手段等の確認、地域の危険度・防災対策の理解
- ク 警報等発表時や避難勧告等の発令時に取るべき行動の確認
- ケ 市、消防署、自治会・町内会等が行う防災訓練・防災事業への積極的な参加
- コ 自治会・町内会等が行う、地域の相互協力体制の構築への協力
- サ 避難行動要支援者や災害時要援護者がいる家庭における、「避難行動要支援者名簿」及び「災害時要援護者名簿」情報の避難支援等関係者（警察署、消防及び防災市民組織等）への事前情報提供についての同意及び円滑かつ迅速な避難への備え
- シ 避難所、避難広場及び避難経路等の確認・点検並びに徒歩による帰宅経路の確認
- ス 沿岸部、臨海地へ訪れる際などの津波対策
- セ 「西東京市安全・安心いーなメール」<sup>※</sup>の登録等、情報入手手段の確保
- ソ 過去の災害から得られた教訓の伝承
- タ 買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備え
- チ 家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- ツ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）								
<p style="text-align: center;"><u>※西東京市安心・安全いなメール（西東京市緊急メール配信サービス）</u>  <u>市内の防災・防犯に関する情報を利用登録をした携帯電話やパソコンにメールでお届けする配信サービスの</u>  <u>こと。市内に発表される気象警報や市が発令する避難情報等の防災情報のほか、防犯に関する情報では、不審</u>  <u>者情報や認知症等で行方のわからなくなった方の情報も配信している。</u></p> <table border="1" data-bbox="103 409 1320 451"> <tr> <td data-bbox="103 409 549 451"><b>2. 防災意識の啓発</b></td> <td data-bbox="549 409 1320 451">危機管理室、警察署、消防署、東京消防庁、防災関係機関</td> </tr> </table> <p>市は、市民、事業所等の防災意識を喚起するとともに、市民自らが防災の担い手であるとの自覚を持ち防災対策へ取り組むよう、消防署とはたらく消防の写生会、防火診断、地域の防火防災功労賞制度など、様々な機会を通じて啓発を行う。</p> <p>(2) <b>防災マップ・ハザードマップ等による周知、啓発【危機管理室】</b>          防災マップや各種ハザードマップにより、災害の危険性がある区域や防災施設等を周知する。</p> <p>(4) <b>要配慮者対策【危機管理室、高齢者支援課、障害福祉課、関係機関】</b>          市は、関係機関等と連携し、要配慮者支援に係る実践事例等を学ぶ講習会や訓練の実施に努める。</p> <table border="1" data-bbox="103 903 1083 945"> <tr> <td data-bbox="103 903 578 945"><b>3. 学校等における防災教育の推進</b></td> <td data-bbox="578 903 1083 945">教育委員会、教育指導課、消防署</td> </tr> </table> <p>東京都教育委員会が定めた教師用指導資料「安全教育プログラム」による災害安全教育を推進する。その際、地域住民や消防・警察等防災機関と連携した避難訓練、防災訓練を実践的な内容となるよう留意する。</p> <p>ア 教職員の防災意識の向上</p>	<b>2. 防災意識の啓発</b>	危機管理室、警察署、消防署、東京消防庁、防災関係機関	<b>3. 学校等における防災教育の推進</b>	教育委員会、教育指導課、消防署	<table border="1" data-bbox="1498 409 2478 451"> <tr> <td data-bbox="1498 409 1855 451"><b>2 防災意識の啓発</b></td> <td data-bbox="1855 409 2478 451">市、警察署、消防署、東京消防庁、防災関係機関</td> </tr> </table> <p>市は、市民、事業所等の防災意識を喚起するとともに、市民自らが防災の担い手であるとの自覚を持ち防災対策へ取り組むよう、<u>防災関係機関と連携し、様々な機会を通じて啓発を行う。</u></p> <p>(2) <b>西東京浸水ハザードマップ等による周知、啓発【危機管理課】</b>  <u>西東京浸水ハザードマップにより、災害の危険性がある区域や防災施設等を周知する。</u></p> <p>(4) <b>要配慮者対策【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課、地域共生課、関係機関】</b>          市は、<u>要配慮者利用施設等と連携し、要配慮者を支援するための講習会や訓練の実施に努める。</u></p> <table border="1" data-bbox="1498 903 2478 945"> <tr> <td data-bbox="1498 903 2003 945"><b>3 学校等における防災教育の推進</b></td> <td data-bbox="2003 903 2478 945">市、教育委員会、消防署</td> </tr> </table> <p><u>教育指導課は、都教育委員会が定めた教員用指導資料「安全教育プログラム」による災害安全教育を推進する。その際、地域住民や防災関係機関と連携した避難訓練、防災訓練を実践的な内容となるよう留意する。</u></p> <p>※以降、「東京都教育委員会」は「都教育委員会」とする</p>	<b>2 防災意識の啓発</b>	市、警察署、消防署、東京消防庁、防災関係機関	<b>3 学校等における防災教育の推進</b>	市、教育委員会、消防署
<b>2. 防災意識の啓発</b>	危機管理室、警察署、消防署、東京消防庁、防災関係機関								
<b>3. 学校等における防災教育の推進</b>	教育委員会、教育指導課、消防署								
<b>2 防災意識の啓発</b>	市、警察署、消防署、東京消防庁、防災関係機関								
<b>3 学校等における防災教育の推進</b>	市、教育委員会、消防署								

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）				
<table border="1" data-bbox="103 220 1380 273"> <tr> <td data-bbox="103 220 549 273">4. 防災訓練の充実</td> <td data-bbox="549 220 1380 273">危機管理室、教育企画課、各課、警察署、消防署、都（総務局）</td> </tr> </table> <p data-bbox="103 283 1469 357">市は、震災時における市民の防災活動への理解や円滑な活動の実施を期するため、各防災関係機関相互及び市民との協力体制確立に重点をおいた総合防災訓練及びその他の目的別訓練を実施する。</p> <p data-bbox="103 409 756 451"><b>(1) 市総合防災訓練【危機管理室、警察署、消防署】</b></p> <p data-bbox="133 451 1469 535">各防災関係機関及び市民が一体となった実効性のある、有機的及び実践的な訓練を実施する。その際、防災訓練への要配慮者等の参加を支援する。</p> <p data-bbox="103 682 1113 724"><b>(2) 防災市民組織等の訓練【危機管理室、教育企画課、警察署、消防署、消防団】</b></p> <p data-bbox="133 724 1469 892">防災市民組織、避難所運営協議会及び自治会・町内会を単位とした防災訓練や要配慮者・家族・地域市民等による合同避難訓練を実施する。実施時には、消防署及び消防団の指導の下、期日を定めて世帯数や規模等、それぞれの実態に応じた訓練とともに、軽可搬消防ポンプやスタンドパイプ等を活用した実践的な訓練指導により共助体制の強化を推進する。</p> <p data-bbox="133 903 1469 987">また、市は必要に応じて消火器等資器材の貸出等、防災訓練を支援するほか、訓練を通じて各家庭における地震時の身体防護・出火防止等の徹底を図るための防災教育の推進を行う。</p> <p data-bbox="103 1039 593 1081"><b>(3) 都総合防災訓練【危機管理室、都】</b></p>	4. 防災訓練の充実	危機管理室、教育企画課、各課、警察署、消防署、都（総務局）	<table border="1" data-bbox="1498 220 2478 273"> <tr> <td data-bbox="1498 220 1944 273">4 防災訓練の充実</td> <td data-bbox="1944 220 2478 273">市、都、警察署、消防署、消防団</td> </tr> </table> <p data-bbox="1498 283 2878 357">市は、震災時における市民の防災活動への理解や円滑な活動の実施を期するため、各防災関係機関相互及び市民との協力体制確立に重点をおいた総合防災訓練及びその他の目的別訓練を実施する。</p> <p data-bbox="1498 409 2151 451"><b>(1) 市総合防災訓練【危機管理課、警察署、消防署】</b></p> <p data-bbox="1528 451 2878 535">各防災関係機関、市民、<u>NPO法人・ボランティア</u>が一体となった実効性のある、有機的及び実践的な訓練を実施する。その際、防災訓練への要配慮者等の参加を支援する。</p> <p data-bbox="1528 546 2878 630"><u>また、協定を締結している民間等との連携強化にあたっては、防災訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に努める。</u></p> <p data-bbox="1498 682 2507 724"><b>(2) 防災市民組織等の訓練【危機管理課、教育企画課、警察署、消防署、消防団】</b></p> <p data-bbox="1528 724 2878 892">防災市民組織、避難所運営協議会及び自治会・町内会を単位とした防災訓練や、要配慮者・家族・地域市民、<u>NPO法人・ボランティア</u>等による合同避難訓練を実施する。実施時には、消防署及び消防団の指導の下、期日を定めて世帯数や規模等、それぞれの実態に応じた訓練とともに、軽可搬消防ポンプやスタンドパイプ等を活用した実践的な訓練指導により共助体制の強化を推進する。</p> <p data-bbox="1528 903 2878 987">また、市は必要に応じて消火器等資器材の貸出等、防災訓練を支援するほか、訓練を通じて各家庭における地震時の身体防護・出火防止等の徹底を図るための防災教育の推進を行う。</p> <p data-bbox="1498 1039 2196 1081"><b>(3) 都総合防災訓練【危機管理課、各課、都（総務局）】</b></p>	4 防災訓練の充実	市、都、警察署、消防署、消防団
4. 防災訓練の充実	危機管理室、教育企画課、各課、警察署、消防署、都（総務局）				
4 防災訓練の充実	市、都、警察署、消防署、消防団				
<p data-bbox="103 1144 1083 1186"><b>応 急 対 策</b></p> <table border="1" data-bbox="103 1228 1083 1281"> <tr> <td data-bbox="103 1228 549 1281">1 災害発生時の応急対策</td> <td data-bbox="549 1228 1083 1281">市民</td> </tr> </table> <p data-bbox="103 1333 371 1375"><b>(2) 周囲の安全確保</b></p> <p data-bbox="133 1375 1202 1417">エ 隣組など近隣の住民と声をかけあい、特に要配慮者の避難支援などの活動を行う。</p>	1 災害発生時の応急対策	市民	<p data-bbox="1498 1144 2478 1186"><b>応 急 対 策</b></p> <table border="1" data-bbox="1498 1228 2478 1281"> <tr> <td data-bbox="1498 1228 1944 1281">1 災害発生時の応急対策</td> <td data-bbox="1944 1228 2478 1281">市民</td> </tr> </table> <p data-bbox="1498 1333 1855 1375"><b>(2) 周囲の安全確保【市民】</b></p> <p data-bbox="1528 1375 2478 1417">エ 近隣の住民と声をかけあい、特に要配慮者の避難支援などの活動を行う。</p>	1 災害発生時の応急対策	市民
1 災害発生時の応急対策	市民				
1 災害発生時の応急対策	市民				

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）				
<p><b>第 2 節 地域による共助の防災活動</b></p> <p>■■■■■ 予 防 対 策 ■■■■■</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">1. 地域防災の担い手の育成</td> <td style="padding: 5px;">危機管理室、協働コミュニティ課、関係課、警察署、消防署</td> </tr> </table> <p>(1) 防災市民組織の結成促進【危機管理室、協働コミュニティ課】 市は、自治会・町内会に積極的な指導・助言を行い、防災市民組織の組織化を進めるとともに、資器材等の整備支援に努める。</p> <p>(2) 人材の育成【危機管理室、警察署、消防署】 市は、防災市民組織等に対し、救出・救護訓練、初期消火訓練及び応急救護訓練の実施、リーダー養成講習会、防災講習会の開催、各種防災訓練の技術指導等を通じて、地域の防災を担う人材を育成するとともに、組織の活性化を図る。 また、災害は昼夜を問わずいつ発生するか分からないものであり、女性防火組織の結成や、消防少年団等の育成など、多様な人材の防災への参画を推進する。特に、昨今の大規模地震の教訓から女性の参画について推進する。</p> <p>(3) 活動環境の整備【危機管理室、消防署】 市は、防災市民組織の効果的な活動に資するため、活動に使用する資器材等の整備をはじめ、各種訓練を行うための広場、資器材、消防水利の確保等、環境条件の整備に努める。 また、防災知識や消火・救護などの技術、実践的な行動力を身につけるために、都民防災教育センター（防災館）を活用するとともに、各種訓練などが実施できる環境の整備に努める。</p>	1. 地域防災の担い手の育成	危機管理室、協働コミュニティ課、関係課、警察署、消防署	<p><b>第 2 節 地域による共助の防災活動</b></p> <p>■■■■■ 予 防 対 策 ■■■■■</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">1 地域防災の担い手の育成</td> <td style="padding: 5px;">市、警察署、消防署</td> </tr> </table> <p>(1) 防災市民組織の結成促進【危機管理課、協働コミュニティ課】 市は、自治会・町内会に積極的な指導・助言を行うよう努め、防災市民組織の組織化を進めるとともに、資器材等の整備支援に努める。</p> <p>(2) 人材の育成【危機管理課、警察署、消防署】 市は、防災市民組織等に対し、救出・救護訓練、初期消火訓練及び応急救護訓練の実施、リーダー養成講習会、防災講習会の開催、各種防災訓練の技術指導等を通じて、地域の防災を担う人材を育成するとともに、組織の活性化を図る。 また、災害は昼夜を問わずいつ発生するか分からないものであり、消防少年団等の育成など、多様な人材の防災への参画を推進する。特に、昨今の大規模地震の教訓から女性の参画について推進する。 <u>さらに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成を推進する。</u></p> <p>(3) 活動環境の整備【危機管理課、消防署】 市は、防災市民組織の効果的な活動に資するため、活動に使用する資器材等の整備をはじめ、各種訓練を行うための広場、資器材、消防水利の確保等、<u>環境整備</u>に努める。 また、防災知識や消火・救護などの技術、実践的な行動力を身につけるために、都民防災教育センター（防災館）を活用するとともに、各種訓練などが実施できる環境の整備に努める。</p>	1 地域防災の担い手の育成	市、警察署、消防署
1. 地域防災の担い手の育成	危機管理室、協働コミュニティ課、関係課、警察署、消防署				
1 地域防災の担い手の育成	市、警察署、消防署				

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）				
<table border="1" data-bbox="103 226 1380 317"> <tr> <td data-bbox="103 226 468 268">2. 地域の連携力の強化</td> <td data-bbox="468 226 1380 317">危機管理室、協働コミュニティ課、産業振興課、関係課、警察署、消防署、都（生活文化局）</td> </tr> </table> <p data-bbox="103 369 1469 493">(2) あらゆる世代が参加可能な地域イベントの開催促進【危機管理室、関係課、消防署】 市は、地域で生活するあらゆる世代や対象が参加可能な地域イベントの開催を通じて、市民相互の顔の見える関係を構築し、平常時から互いに声を掛け合い、連携・協力できる地域づくりを促進する。</p> <p data-bbox="103 548 1469 716">(3) 地域ぐるみの支援体制づくり 市は、防災市民組織や民生委員、消防署、在宅ケアチーム、ボランティア組織、社会福祉施設等と連携し、要配慮者の安全確保に係る相互協力体制の整備に努めるとともに、地域での声掛け・見守り活動、避難支援プランの策定を推進する。</p>	2. 地域の連携力の強化	危機管理室、協働コミュニティ課、産業振興課、関係課、警察署、消防署、都（生活文化局）	<table border="1" data-bbox="1498 226 2478 275"> <tr> <td data-bbox="1498 226 1863 268">2 地域の連携力の強化</td> <td data-bbox="1863 226 2478 275">市、消防署、市民</td> </tr> </table> <p data-bbox="1498 369 2870 493">(2) あらゆる世代が参加可能な地域イベントの開催促進【危機管理課、関係課、消防署】 市は、地域で生活するあらゆる世代や対象が参加可能な地域イベントの開催を通じて、市民相互の顔の見える関係を構築し、<u>平時</u>から互いに声を掛け合い、連携・協力できる地域づくりを促進する。</p> <p data-bbox="1498 548 2870 716">(3) 地域ぐるみの支援体制づくり【<u>関係課</u>】 市は、防災市民組織や民生委員、消防署、在宅ケアチーム、ボランティア組織<u>及び</u>社会福祉施設等と連携し、要配慮者の安全確保に係る相互協力体制の整備に努めるとともに、地域での声掛け・見守り活動、避難支援プランの策定を推進する。</p> <p data-bbox="1498 770 2151 806">※以降、「平常時」および「常時」は「平時」とする</p>	2 地域の連携力の強化	市、消防署、市民
2. 地域の連携力の強化	危機管理室、協働コミュニティ課、産業振興課、関係課、警察署、消防署、都（生活文化局）				
2 地域の連携力の強化	市、消防署、市民				
<table border="1" data-bbox="103 856 1092 905"> <tr> <td data-bbox="103 856 468 898">3. 東京防災隣組の構築</td> <td data-bbox="468 856 1092 905">危機管理室、都（総務局）</td> </tr> </table> <p data-bbox="103 911 1469 1035">市は、自治会・町内会等の防災市民組織の結成並びに育成指導を推進し、意欲的な防災活動を継続している団体を都が推進する「東京防災隣組」に推薦するとともに、その取組に関して情報提供を行うなど普及活動に努める。</p>	3. 東京防災隣組の構築	危機管理室、都（総務局）	<table border="1" data-bbox="1498 856 2478 905"> <tr> <td data-bbox="1498 856 1863 898">3 東京防災隣組の構築</td> <td data-bbox="1863 856 2478 905">市、都</td> </tr> </table> <p data-bbox="1498 911 2870 1035"><u>危機管理課</u>は、自治会・町内会等の防災市民組織の結成並びに育成指導を推進し、意欲的な防災活動を継続している団体を<u>支援</u>する。また、都が推進する「<u>女性の防災人材構成</u>」など地域防災力向上のための取組に関して情報提供を行うなど普及活動に努める。</p>	3 東京防災隣組の構築	市、都
3. 東京防災隣組の構築	危機管理室、都（総務局）				
3 東京防災隣組の構築	市、都				
<table border="1" data-bbox="103 1083 1240 1173"> <tr> <td data-bbox="103 1083 685 1125">4. 日常的な地域活動と防災活動の融合促進</td> <td data-bbox="685 1083 1240 1173">危機管理室、協働コミュニティ課、関係課、警察署、消防署</td> </tr> </table> <p data-bbox="103 1226 1469 1262">(1) 従来型の防災訓練や、地域で活動する団体等への意識付け強化【<u>危機管理室、関係課、消防署</u>】</p> <p data-bbox="103 1360 1469 1619">(2) 地域の受援力を強化するための柔軟な地域環境づくりの強化【<u>危機管理室、協働コミュニティ課</u>】 市は、防災市民組織への助言・支援をはじめ、要配慮者避難支援プラン個別計画、避難施設運営マニュアル等に基づく防災市民組織の活動内容の明確化を図り、平常時及び震災時の防災行動力の向上に結び付ける。 また、地域コミュニティの活性化により、災害時に救援を柔軟に受け入れることができる地域環境づくりを推進する。</p>	4. 日常的な地域活動と防災活動の融合促進	危機管理室、協働コミュニティ課、関係課、警察署、消防署	<table border="1" data-bbox="1498 1083 2478 1131"> <tr> <td data-bbox="1498 1083 2101 1125">4. 日常的な地域活動と防災活動の融合促進</td> <td data-bbox="2101 1083 2478 1131">市、消防署、警察署</td> </tr> </table> <p data-bbox="1498 1226 2870 1304">(1) 従来型の防災訓練や、地域で活動する団体等への意識付け強化【<u>危機管理課、関係課、消防署、警察署</u>】</p> <p data-bbox="1498 1360 2870 1577">(2) 地域の受援力を強化するための柔軟な地域環境づくりの強化【<u>危機管理課、関係課、消防署、警察署</u>】 市は、防災市民組織への助言・支援をはじめ、<u>避難行動要支援者個別計画</u>、避難施設運営マニュアル等に基づく防災市民組織の活動内容の明確化を図り、<u>平時</u>及び震災時の防災行動力の向上に結び付ける。 また、地域コミュニティの活性化により、災害時に救援を柔軟に受け入れることができる地域環境づくりを推進する。</p>	4. 日常的な地域活動と防災活動の融合促進	市、消防署、警察署
4. 日常的な地域活動と防災活動の融合促進	危機管理室、協働コミュニティ課、関係課、警察署、消防署				
4. 日常的な地域活動と防災活動の融合促進	市、消防署、警察署				

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）				
<p><b>第 3 節 消防団の防災活動</b></p> <p>■■■■■ 予 防 対 策 ■■■■■</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">消防団の活動体制の充実</td> <td>危機管理室、消防署、消防団</td> </tr> </table> <p>(3) 活動能力の向上【危機管理室、消防署】                  市及び消防署は、応急手当普及員を養成するとともに、地域住民に救出・救護知識及び技術を習得させるための教育訓練を計画的に行う。                  また、無線通信訓練や東京都消防訓練所及び消防署との連携による教育訓練を実施し、技術の習熟を図る。さらに、各消防団員が自らの業務上有する資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できる体制を整備する。</p> <p>(4) 消防団員の安全確保【危機管理室、消防署】                  市及び消防署は、消防団員等の増員による各個分担任務の軽減を図るほか、災害時の避難誘導等に係る行動ルールを作成し、消防団の安全確保に努める。</p>	消防団の活動体制の充実	危機管理室、消防署、消防団	<p><b>第 3 節 消防団の防災活動</b></p> <p>■■■■■ 予 防 対 策 ■■■■■</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">1 消防団の活動体制の充実</td> <td>市、消防署、消防団</td> </tr> </table> <p>(3) 活動能力の向上【危機管理課、消防署】                  市は、消防署と連携し、応急手当普及員を養成するとともに、地域住民に救出・救護知識及び技術を習得させるための教育訓練を計画的に行う。                  また、無線通信訓練や東京都消防訓練所及び消防署との連携による教育訓練を実施し、技術の習熟を図る。さらに、各消防団員が自らの業務上有する資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できる体制を整備する。</p> <p>(4) 消防団員の安全確保【危機管理課、消防署】                  市は、消防署と連携し、消防団員等の増員による各個分担任務の軽減を図るほか、災害時の避難誘導等に係る行動ルールを作成し、消防団の安全確保に努める。</p>	1 消防団の活動体制の充実	市、消防署、消防団
消防団の活動体制の充実	危機管理室、消防署、消防団				
1 消防団の活動体制の充実	市、消防署、消防団				

修正前（平成 31 年度）（旧）

修正後（令和 3 年度）（新）

**第 4 節 事業所の防災活動**

**第 4 節 事業所の防災活動**

予 防 対 策

予 防 対 策

事業所による自助・共助の強化	危機管理室、産業振興課、協働コミュニティ課、警察署、消防署、事業所
----------------	-----------------------------------

1 事業所による自助・共助の強化	市、警察署、消防署、事業所
------------------	---------------

(1) 事業所による防災対策の推進【事業所】

事業所は、災害時の企業の役割（生命の安全確保、二次災害の防止、帰宅困難者対策、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図る。

- ア 帰宅困難者対策に係る利用者の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等の計画に反映する。
- イ 社屋内外の安全化、防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄（従業員の 3 日分が目安）等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制を整備する。
- ウ 重要業務継続のための事業継続計画（BCP）を策定し、事前対策を推進する。
- エ 事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じ、防災活動の推進に努める。
- オ 組織力を活用した地域活動への参加、防災市民組織等との協力、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策を推進する。
- カ 東京商工会議所や東京経営者協会など、横断的組織を通じた災害時の地域貢献を促進する。

(1) 事業所による防災対策の推進【事業所】

事業所は、災害時の企業の役割（生命の安全確保、二次災害の防止、帰宅困難者対策、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図る。

- ア 帰宅困難者対策に係る利用者の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等の計画に反映する。
- イ 社屋内外の安全化、防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄（従業員の 3 日分が目安）等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制を整備する。
- ウ 緊急地震速報受診装置等の活用を検討する。
- エ 重要業務継続のための事業継続計画（BCP）を策定し、事前対策を推進する。
- オ 事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じ、防災活動の推進に努める。
- カ 組織力を活用した地域活動への参加、防災市民組織等との協力、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策を推進する。
- キ 東京商工会議所や東京経営者協会など、横断的組織を通じた災害時の地域貢献を促進する。
- ク 自助・共助による防災行動力を向上させるため、防災訓練の定期的実施する。

(2) 自衛消防隊の編成と活動能力強化【消防署】

(2) 自衛消防隊の編成と活動能力強化【消防署】

事業所の区分	防火・防災管理者の選任を要する事業所	防火・防災管理者の選任を要しない事業所
自衛消防に関する規定	消防法(昭和 23 年法律第 186 号)等により、消防計画に基づく自衛消防隊の編成、訓練の実施などが規定されている。	火災予防条例により、自衛消防の組織を編成し、訓練を行うよう努めることが規定されている。

事業所の区分	防火・防災管理者の選任を要する事業所	防火・防災管理者の選任を要しない事業所
自衛消防に関する規定	消防法(昭和 23 年法律第 186 号)等により、 <u>防火・防災に関する消防計画に基づく自衛消防隊の編成、訓練の実施などが規定されている。</u>	火災予防条例により、自衛消防の組織を編成し、訓練を行うよう努めることが規定されている。

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）				
<p style="text-align: center;">■■■■■ 応 急 対 策 ■■■■■</p> <table border="1" data-bbox="103 346 1092 394"> <tr> <th data-bbox="103 346 557 394">事業所による応急対策の実施</th> <th data-bbox="557 346 1092 394">事業所</th> </tr> </table> <p>事業所は、来訪者や従業員等の身の安全を図るとともに、自助、共助の精神に基づき、地域と連携し、発災直後における初期消火、救出・救助、応急救護活動等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 来訪者や従業員等の安全を確保し、初期救出、初期救護を行う。</li> <li>イ 出火防止、初期消火を速やかに実施する。</li> <li>ウ 正確な情報を収集し、来訪者や従業員等に提供する。</li> <li>エ 施設の安全を確認した上で、従業員等の一斉帰宅を抑制する。</li> <li>オ 事業所での災害対策完了後、地域の消火活動、救出・救助活動を実施する。</li> <li>カ 初期消火で対応できない火災が発生した場合等は、速やかに避難する。</li> <li>キ 応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与する。</li> </ul>	事業所による応急対策の実施	事業所	<p style="text-align: center;">■■■■■ 応 急 対 策 ■■■■■</p> <table border="1" data-bbox="1498 346 2487 394"> <tr> <th data-bbox="1498 346 1952 394">1 事業所による応急対策の実施</th> <th data-bbox="1952 346 2487 394">事業所</th> </tr> </table> <p>事業所は、来訪者や従業員等の身の安全を図るとともに、自助、共助の精神に基づき、地域と連携し、発災直後における初期消火、救出・救助、応急救護活動等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 来訪者や従業員等の安全を確保し、初期救出、初期救護を行う。</li> <li><u>イ 出火防止を実施する。</u></li> <li><u>ウ 火災が発生した場合には安全確保した上で初期消火を実施する。</u></li> <li>エ 正確な情報を収集し、来訪者や従業員等に提供する。</li> <li>オ 施設の安全を確認した上で、従業員等の一斉帰宅を抑制する。</li> <li>カ 事業所での災害対策完了後、地域の消火活動、救出・救助活動を実施する。</li> <li>キ 応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与する。</li> </ul>	1 事業所による応急対策の実施	事業所
事業所による応急対策の実施	事業所				
1 事業所による応急対策の実施	事業所				

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）				
<p><b>第 5 節 ボランティアとの連携</b></p> <p>予 防 対 策</p> <table border="1" data-bbox="103 384 1365 430"> <tr> <td>1. ボランティア活動の支援及び体制の整備</td> <td>危機管理室、生活福祉課、市社会福祉協議会、警察署</td> </tr> </table> <p>(1) ボランティア活動の支援【危機管理室、生活福祉課】                  関係課は、市社会福祉協議会が設置するボランティアセンターの設置場所について検討を進めるほか、合せて設置について支援を行い、一般のボランティア、防災ボランティア、NPOなどへの対応を進める。                  また、必要な資器材の調達方法など、活動しやすい環境づくり等の条件整備を検討する。</p> <p>(2) 体制の整備【生活福祉課、市社会福祉協議会】                  生活福祉課及び市社会福祉協議会は、東京ボランティア・市民活動センターやボランティア団体と行政、あるいはボランティア団体相互間での連携を図り、相互ネットワークを形成するほかボランティア団体との災害時の応援協定を締結し体制の強化に努める。                  また、市社会福祉協議会が設置・運営する災害ボランティアセンターが関係機関を含む市のボランティア活動拠点として総合調整機能を果たすような体制づくりを進める。その他、防災ボランティアの活動上の安全確保及び被災者ニーズ等の情報提供方策等の整備を推進する。</p> <p>(3) ボランティア活動の強化・支援【生活福祉課、市社会福祉協議会】                  生活福祉課は市社会福祉協議会と連携し、市内のボランティア活動を強化及び活性化するため、次の支援を実施する。                  カ 各ボランティアの連携のための協議会の設置による情報連絡体制の確保など協力体制の推進</p>	1. ボランティア活動の支援及び体制の整備	危機管理室、生活福祉課、市社会福祉協議会、警察署	<p><b>第 5 節 ボランティアとの連携</b></p> <p>予 防 対 策</p> <table border="1" data-bbox="1498 384 2671 430"> <tr> <td>1 ボランティア活動の支援体制の整備及び支援</td> <td>市、市社会福祉協議会</td> </tr> </table> <p>(1) ボランティアセンターの事前指定【危機管理課、地域共生課】  <u>市災害ボランティアセンターは、市社会福祉協議会内に設置する。市災害ボランティアセンターの分室的な機能を持つ現地ボランティアセンターの設置が必要と判断したときの設置場所を検討する。</u></p> <p>(2) 体制の整備【地域共生課、市社会福祉協議会】                  地域共生課及び市社会福祉協議会は、東京ボランティア・市民活動センターやボランティア団体と行政、あるいはボランティア団体相互間での連携を図り、相互ネットワークを形成するほかボランティア団体との災害時の応援協定を締結し体制の強化に努める。                  また、市社会福祉協議会が設置・運営する市災害ボランティアセンターが関係機関を含む市のボランティア活動拠点として総合調整機能を果たすような体制づくりや、<u>必要な資器材の調達など、活動しやすい環境づくり等の条件整備を検討する。</u></p> <p>(3) ボランティア活動の強化・支援【地域共生課、市社会福祉協議会】  <u>地域共生課は市社会福祉協議会と連携し、市内のボランティア活動を強化及び活性化するため、次の支援を実施する。</u>                  カ 各ボランティア<u>団体</u>の連携のための協議会の設置による情報連絡体制の確保など協力体制の推進</p>	1 ボランティア活動の支援体制の整備及び支援	市、市社会福祉協議会
1. ボランティア活動の支援及び体制の整備	危機管理室、生活福祉課、市社会福祉協議会、警察署				
1 ボランティア活動の支援体制の整備及び支援	市、市社会福祉協議会				

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）				
<table border="1" data-bbox="103 220 1424 357"> <tr> <td data-bbox="103 220 549 357">2. 登録ボランティアとの連携及び人材育成</td> <td data-bbox="549 220 1424 357">危機管理室、生活福祉課、協働コミュニティ課、警察署、消防署、日赤東京都支部、市社会福祉協議会、都（都市整備局、生活文化局、建設局）</td> </tr> </table> <p data-bbox="103 409 1424 493"><b>(1) 登録ボランティアとの連携【危機管理室、生活福祉課、協働コミュニティ課、消防署、日赤東京都支部、市社会福祉協議会】</b></p> <p data-bbox="103 493 1424 577">市は、都防災ボランティア（被災建築物応急危険度判定員、被災宅地危険度判定士、語学ボランティア、建設防災ボランティア）の専門性を活かし、協力を得るための準備を進める。</p> <p data-bbox="103 577 1424 714">消防署は、震度6弱以上の地震や大規模な自然災害が発生した場合、あらかじめ登録した消防署へ自主的に参集し、消防隊に協力する東京消防庁災害時支援ボランティア（以下「西東京消防ボランティア」という。）との連携を図る。</p> <p data-bbox="103 714 1424 850">また、減災に向けた効果的な活動を行うため、ボランティア活動を統率するリーダー及びコーディネーターの育成を継続的に実施するとともに、元東京消防庁職員の登録者を積極的に活用し、西東京消防ボランティアの一層の充実強化を図る。併せて、震災時に消防隊と連携した活動能力向上を図る。</p> <p data-bbox="103 850 1424 934">日赤東京都支部（赤十字ボランティア）は、日頃から市民を対象に防災思想の普及・啓発に努め、安全かつ効果的な活動が展開できるよう、体制づくりやボランティア養成計画等の整備を図る。</p> <p data-bbox="103 934 1424 976"><b>(3) 受援力の強化【生活福祉課、協働コミュニティ課、市社会福祉協議会】</b></p> <p data-bbox="103 976 1424 1071">市及び民間で行う様々な研修の場や広報等を活用し、ボランティアを地域で受け入れる環境・知恵などの受援力（支援を受ける力）を高めるために以下の取組を行う。</p> <ul data-bbox="103 1071 1424 1260" style="list-style-type: none"> <li>ア 土地勘のないボランティアに提供するための地域の情報の整理</li> <li>イ 災害ボランティアの関係する防災訓練への参加</li> <li>ウ 災害時のボランティア活動に関する支援者の把握</li> <li>エ 既往災害におけるボランティア活動の紹介</li> </ul>	2. 登録ボランティアとの連携及び人材育成	危機管理室、生活福祉課、協働コミュニティ課、警察署、消防署、日赤東京都支部、市社会福祉協議会、都（都市整備局、生活文化局、建設局）	<table border="1" data-bbox="1498 220 2760 315"> <tr> <td data-bbox="1498 220 1958 315">2 登録ボランティアとの連携及び人材育成</td> <td data-bbox="1958 220 2760 315">市、都、警察署、消防署、日赤東京都支部、市社会福祉協議会</td> </tr> </table> <p data-bbox="1498 409 2878 451"><b>(1) 登録ボランティアとの連携【危機管理課、地域共生課、消防署、日赤東京都支部、市社会福祉協議会】</b></p> <p data-bbox="1498 493 2878 577"><u>地域共生課及び市社会福祉協議会</u>は、都防災ボランティア（被災建築物応急危険度判定員、被災宅地危険度判定士、語学ボランティア、建設防災ボランティア）の専門性を活かし、協力を得るための準備を進める。</p> <p data-bbox="1498 577 2878 808">消防署は、震度6弱以上の地震や大規模な自然災害が発生した場合、あらかじめ登録した消防署へ自主的に参集し、消防隊に協力する東京消防庁災害時支援ボランティアとの連携を図る。<u>また</u>、減災に向けた効果的な活動を行うため、ボランティア活動を統率するリーダー及びコーディネーターの育成を継続的に実施するとともに、元東京消防庁職員の登録者を積極的に活用し、<u>東京消防庁災害時支援ボランティア</u>の一層の充実強化を図る。併せて、震災時に消防隊と連携した活動能力向上を図る。</p> <p data-bbox="1498 808 2878 892"><u>日赤東京都支部（赤十字ボランティア）</u>は、日頃から市民を対象に防災思想の普及・啓発に努め、安全かつ効果的な活動が展開できるよう、体制づくりやボランティア養成計画等の整備を図る。</p> <p data-bbox="1498 934 2878 976"><b>(3) 受援力の強化【地域共生課、協働コミュニティ課、市社会福祉協議会】</b></p> <p data-bbox="1498 976 2878 1071">市及び民間で行う様々な研修の場や広報等を活用し、ボランティアを地域で受け入れる環境・知恵などの受援力（支援を受ける力）を高めるために以下の取組を行う。</p> <ul data-bbox="1498 1071 2878 1260" style="list-style-type: none"> <li>ア 土地勘のないボランティアに提供するための地域の情報の整理</li> <li>イ 災害ボランティアの関係する防災訓練への参加</li> <li>ウ 災害時のボランティア活動に関する支援者・<u>支援団体</u>の把握</li> <li>エ 既往災害におけるボランティア活動の紹介</li> </ul>	2 登録ボランティアとの連携及び人材育成	市、都、警察署、消防署、日赤東京都支部、市社会福祉協議会
2. 登録ボランティアとの連携及び人材育成	危機管理室、生活福祉課、協働コミュニティ課、警察署、消防署、日赤東京都支部、市社会福祉協議会、都（都市整備局、生活文化局、建設局）				
2 登録ボランティアとの連携及び人材育成	市、都、警察署、消防署、日赤東京都支部、市社会福祉協議会				

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）																																
<p>■■■■■■ 応 急 対 策 ■■■■■■</p>	<p>■■■■■■ 応 急 対 策 ■■■■■■</p>																																
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">ボランティア活動との連携</td> <td>ボランティア班、都（生活文化局、福祉保健局）</td> </tr> </table> <p>市は、市社会福祉協議会による市災害ボランティアセンターの設置を支援するとともに、都・関係機関・都災害ボランティアセンターと連携して、一般のボランティアが被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう支援する。</p> <p>ボランティア活動の支援に当たっては、地域に精通した市災害ボランティアセンターが中心となって必要な情報や資器材等を提供し、ボランティア等を直接的に支援する。</p> <p>都の専門性を有する防災ボランティア等の活動内容を以下に示す。</p> <p style="text-align: center;"><b>【東京都防災ボランティア等の活動内容】</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">ボランティア名</th> <th>出動要件及び活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>語学ボランティア</td> <td>外国人災害時情報センターからの要請を受け、都の災害情報の翻訳や被災者臨時相談窓口における外国人からの問合せ対応、区市町村が設置する避難施設等での通訳・翻訳を実施し、被災外国人等を支援</td> </tr> <tr> <td>被災建築物応急危険度判定員</td> <td>区市町村からの協力依頼を受け、余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定</td> </tr> <tr> <td>被災宅地危険度判定士</td> <td>都都市整備局からの協力依頼を受け、地震等による宅地への被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施</td> </tr> <tr> <td>建設防災ボランティア</td> <td>震度 5 強以下の地震発生時には都建設局からの出動要請を受け、震度 6 弱以上の地震発生時には自主的に、それぞれ出動し、建設局所管施設の被災状況の点検業務支援及び都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援等を実施</td> </tr> <tr> <td>交通規制支援ボランティア</td> <td>警察署長からの要請を受け、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置等を実施</td> </tr> <tr> <td>東京消防庁災害時支援ボランティア</td> <td>東京消防庁管内における震度 6 弱以上の地震発生時に、あらかじめ登録した部署に自主的に参集し、東京消防庁が管下で行う消防活動の支援（応急救護活動、消火活動の支援及び救助活動の支援など）を実施</td> </tr> </tbody> </table>	ボランティア活動との連携	ボランティア班、都（生活文化局、福祉保健局）	ボランティア名	出動要件及び活動内容	語学ボランティア	外国人災害時情報センターからの要請を受け、都の災害情報の翻訳や被災者臨時相談窓口における外国人からの問合せ対応、区市町村が設置する避難施設等での通訳・翻訳を実施し、被災外国人等を支援	被災建築物応急危険度判定員	区市町村からの協力依頼を受け、余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定	被災宅地危険度判定士	都都市整備局からの協力依頼を受け、地震等による宅地への被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施	建設防災ボランティア	震度 5 強以下の地震発生時には都建設局からの出動要請を受け、震度 6 弱以上の地震発生時には自主的に、それぞれ出動し、建設局所管施設の被災状況の点検業務支援及び都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援等を実施	交通規制支援ボランティア	警察署長からの要請を受け、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置等を実施	東京消防庁災害時支援ボランティア	東京消防庁管内における震度 6 弱以上の地震発生時に、あらかじめ登録した部署に自主的に参集し、東京消防庁が管下で行う消防活動の支援（応急救護活動、消火活動の支援及び救助活動の支援など）を実施	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">1 ボランティア活動との連携</td> <td>市、都</td> </tr> </table> <p>ボランティア班は、市社会福祉協議会による市災害ボランティアセンターの設置を支援するとともに、都・関係機関・都災害ボランティアセンターと連携して、一般のボランティアが被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう支援する。</p> <p>ボランティア活動の支援に当たっては、地域に精通した市災害ボランティアセンターが中心となって必要な情報や資器材等を提供し、ボランティア等を直接的に支援する。</p> <p>都の専門性を有する防災ボランティア等の活動内容を以下に示す。</p> <p style="text-align: center;"><b>【東京都防災ボランティア等の活動内容】</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">ボランティア名</th> <th>出動要件及び活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>語学ボランティア</td> <td>外国人災害時情報センターからの要請を受け、都の災害情報の翻訳や被災者臨時相談窓口における外国人からの問合せ対応、<u>市区町村</u>が設置する<u>避難所</u>等での通訳・翻訳を実施し、被災外国人等を支援</td> </tr> <tr> <td>被災建築物応急危険度判定員</td> <td><u>市区町村</u>からの協力依頼を受け、余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定</td> </tr> <tr> <td>被災宅地危険度判定士</td> <td>都都市整備局からの協力依頼を受け、地震等による宅地への被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施</td> </tr> <tr> <td>建設防災ボランティア</td> <td>震度 5 強以下の地震発生時には都建設局からの出動要請を受け、震度 6 弱以上の地震発生時には自主的に、それぞれ出動し、建設局所管施設の被災状況の点検業務支援及び都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援等を実施</td> </tr> <tr> <td>交通規制支援ボランティア</td> <td>警察署長からの要請を受け、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置等を実施</td> </tr> <tr> <td>東京消防庁災害時支援ボランティア</td> <td>東京消防庁管内における震度 6 弱以上の地震発生時に、あらかじめ登録した<u>消防署</u>に自主的に参集し、<u>消防署内</u>での後方支援活動、応急救護活動などを実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>※以降、「区市町村」は「市区町村」とする</p>	1 ボランティア活動との連携	市、都	ボランティア名	出動要件及び活動内容	語学ボランティア	外国人災害時情報センターからの要請を受け、都の災害情報の翻訳や被災者臨時相談窓口における外国人からの問合せ対応、 <u>市区町村</u> が設置する <u>避難所</u> 等での通訳・翻訳を実施し、被災外国人等を支援	被災建築物応急危険度判定員	<u>市区町村</u> からの協力依頼を受け、余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定	被災宅地危険度判定士	都都市整備局からの協力依頼を受け、地震等による宅地への被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施	建設防災ボランティア	震度 5 強以下の地震発生時には都建設局からの出動要請を受け、震度 6 弱以上の地震発生時には自主的に、それぞれ出動し、建設局所管施設の被災状況の点検業務支援及び都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援等を実施	交通規制支援ボランティア	警察署長からの要請を受け、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置等を実施	東京消防庁災害時支援ボランティア	東京消防庁管内における震度 6 弱以上の地震発生時に、あらかじめ登録した <u>消防署</u> に自主的に参集し、 <u>消防署内</u> での後方支援活動、応急救護活動などを実施
ボランティア活動との連携	ボランティア班、都（生活文化局、福祉保健局）																																
ボランティア名	出動要件及び活動内容																																
語学ボランティア	外国人災害時情報センターからの要請を受け、都の災害情報の翻訳や被災者臨時相談窓口における外国人からの問合せ対応、区市町村が設置する避難施設等での通訳・翻訳を実施し、被災外国人等を支援																																
被災建築物応急危険度判定員	区市町村からの協力依頼を受け、余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定																																
被災宅地危険度判定士	都都市整備局からの協力依頼を受け、地震等による宅地への被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施																																
建設防災ボランティア	震度 5 強以下の地震発生時には都建設局からの出動要請を受け、震度 6 弱以上の地震発生時には自主的に、それぞれ出動し、建設局所管施設の被災状況の点検業務支援及び都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援等を実施																																
交通規制支援ボランティア	警察署長からの要請を受け、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置等を実施																																
東京消防庁災害時支援ボランティア	東京消防庁管内における震度 6 弱以上の地震発生時に、あらかじめ登録した部署に自主的に参集し、東京消防庁が管下で行う消防活動の支援（応急救護活動、消火活動の支援及び救助活動の支援など）を実施																																
1 ボランティア活動との連携	市、都																																
ボランティア名	出動要件及び活動内容																																
語学ボランティア	外国人災害時情報センターからの要請を受け、都の災害情報の翻訳や被災者臨時相談窓口における外国人からの問合せ対応、 <u>市区町村</u> が設置する <u>避難所</u> 等での通訳・翻訳を実施し、被災外国人等を支援																																
被災建築物応急危険度判定員	<u>市区町村</u> からの協力依頼を受け、余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定																																
被災宅地危険度判定士	都都市整備局からの協力依頼を受け、地震等による宅地への被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施																																
建設防災ボランティア	震度 5 強以下の地震発生時には都建設局からの出動要請を受け、震度 6 弱以上の地震発生時には自主的に、それぞれ出動し、建設局所管施設の被災状況の点検業務支援及び都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援等を実施																																
交通規制支援ボランティア	警察署長からの要請を受け、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置等を実施																																
東京消防庁災害時支援ボランティア	東京消防庁管内における震度 6 弱以上の地震発生時に、あらかじめ登録した <u>消防署</u> に自主的に参集し、 <u>消防署内</u> での後方支援活動、応急救護活動などを実施																																

修正前（平成31年度）（旧）

修正後（令和3年度）（新）

## 第2章 安全な都市づくりの実現

### 第1節 建築物等の災害対策

#### 予 防 対 策

1. 防災まちづくりの推進	都市計画課、住宅課、建築指導課、道路建設課、みどり公園課、産業振興課、危機管理室、消防署、都（都市整備局）
---------------	---

#### (3) 消火活動困難地域の解消【危機管理室、都市計画課、建築指導課、道路建設課、消防署】

市は、消防活動路を確保するため幹線道路の整備、道路ネットワークの整備、狭幅員道路の広幅員化、U字溝等の暗きょ化、架空電線の地中化、コーナー部分の隅きり整備、消防水利の確保、延焼遮断路等焼け止まり線の確保、部隊集結等を考慮したオープンスペースの確保、消防・防災関係施設の設置などについて、消防署の意見を参考にまちづくりを検討する。

また、消火活動の阻害要因の把握・分析や延焼火災に関する調査研究結果を活用し、防災まちづくり事業等に対して消防活動の立場からの意見を反映し、消火活動が困難な地域の解消に努める。

#### (5) 緑地・農地の保全【みどり公園課、産業振興課、都市計画課】

市は、延焼遮断帯等として重要な役割を担う緑地を確保し、その保全に努める。また、市街化区域内における農地の生産・環境・防災機能を保全するため、生産緑地地区の指定等、持続可能な農業経営に向けた振興施策を展開していく。さらに、防災機能を有する生産緑地地区等について、緊急待避場所として「災害時協力農地」の協定締結を進め、平時から近隣住民への周知を図る。

#### (7) オープンスペースの把握と活用【危機管理室、みどり公園課、産業振興課、都市計画課、都】

（新設）

## 第2章 安全な都市づくりの実現

### 第1節 建築物等の災害対策

#### 予 防 対 策

1 防災まちづくりの推進	市、都、警察署、消防署、消防団
--------------	-----------------

#### (3) 消火活動困難地域の解消【都市計画課、建築指導課、道路課、消防署】

市は、消防活動路を確保するため幹線道路の整備、道路ネットワークの整備、狭幅員道路の広幅員化、U字溝等の暗きょ化、架空電線の地中化、道路交差部等の隅きり整備、消防水利の確保、延焼遮断路等焼け止まり線の確保、部隊集結等を考慮したオープンスペースの確保、消防・防災関係施設の設置などについて、消防署の意見を参考にまちづくりを検討する。

また、消火活動の阻害要因の把握・分析や延焼火災に関する調査研究結果を活用し、防災まちづくり事業等に対して消防活動の立場からの意見を反映し、消火活動が困難な地域の解消に努める。 \_

#### (5) 緑地・農地の保全【みどり公園課、都市計画課、危機管理課】

市は、延焼遮断帯等として重要な役割を担う緑地を確保し、その保全に努める。また、市街化区域内における農地の生産・環境・防災機能を保全するため、生産緑地地区の指定等、持続可能な農業経営に向けた振興施策を展開していく。

#### (7) オープンスペースの把握と活用【みどり公園課、都市計画課、危機管理課、都（都市整備局）】

#### (9) 施設・設備の機能継続の確保【総務課、危機管理課、施設を管理する課】

非常用発電機等の備えに努める。

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）								
<table border="1" data-bbox="103 226 1261 273"> <tr> <td data-bbox="103 226 549 273">2. 高層建築物の安全対策</td> <td data-bbox="549 226 1261 273">市民、建築指導課、都（都市整備局）、警察署、消防署</td> </tr> </table> <p data-bbox="133 325 756 357">(1) 高層建築物の安全化【市民、建築指導課、都】</p> <p data-bbox="133 367 1469 535">建築指導課は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）等に基づく審査及び指導を行う。 また、市、都、市民、関係機関等が連携し、家具類の転倒・落下・移動防止対策やエレベーター閉込防止対策を推進するとともに、自家発電機の整備や燃料確保、飲料水や食料などの備蓄、発災時の情報伝達、高層建築物内や地域の住民との間の共助の仕組みづくりなど高層建築物の各課題に対する取組を進める。</p> <table border="1" data-bbox="103 588 1320 672"> <tr> <td data-bbox="103 588 638 672">3. がけ・よう壁、ブロック塀等の崩壊防止</td> <td data-bbox="638 588 1320 672">都市計画課、みどり公園課、危機管理室、建築指導課、都建設事務所、都（都市整備局）</td> </tr> </table> <p data-bbox="133 724 845 756">(1) がけ・よう壁等の安全化【建築指導課、都建設事務所】</p> <p data-bbox="133 766 1469 850">市は、がけ地に建築物やよう壁等を設ける場合、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び東京都建築安全条例（昭和 25 年東京都条例第 89 号）に基づき、防災上の見地からの指導を行う。 また、市内の「土砂災害警戒区域等」は平成 30 年 4 月時点で 4 箇所であり、都と連携し緑地機能の保全を基本に安全化対策を実施する。</p> <p data-bbox="133 1081 1365 1113">(2) ブロック塀等の安全化【都市計画課、建築指導課、建築営繕課、みどり公園課、学校運営課、都】</p> <p data-bbox="133 1165 1469 1249">市は、既存ブロック塀の構造等の確認を行うと伴に、地区計画などを活用したブロック塀の設置制限を推進する。 また、接道部の既存ブロック塀の生垣化、建築物の新設の際の生垣等設置推進のため、西東京市生垣造成補助金交付要綱の活用を図り、災害発生時の避難路の安全性の向上、緑の保全・育成に努める。 併せて、都と連携し、啓開すべき道路沿い及び通学路沿い等のブロック塀の実態把握を進める。</p>	2. 高層建築物の安全対策	市民、建築指導課、都（都市整備局）、警察署、消防署	3. がけ・よう壁、ブロック塀等の崩壊防止	都市計画課、みどり公園課、危機管理室、建築指導課、都建設事務所、都（都市整備局）	<table border="1" data-bbox="1507 226 2493 273"> <tr> <td data-bbox="1507 226 1952 273">2 高層建築物の安全対策</td> <td data-bbox="1952 226 2493 273">市、都、警察署、消防署、市民</td> </tr> </table> <p data-bbox="1528 325 2448 357">(1) 高層建築物の安全化【建築指導課、住宅課、都（都市整備局）、市民】</p> <p data-bbox="1528 367 2864 535">建築指導課は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）等に基づく審査及び指導を行う。 また、市、都、市民、関係機関等が連携し、家具類の転倒・落下・移動防止対策やエレベーター閉込防止対策を推進するとともに、自家発電機の整備や燃料確保、飲料水や食料などの備蓄、発災時の情報伝達、高層建築物内や地域の住民との間の共助の仕組みづくりなど高層建築物の各課題に対する取組を進める。</p> <table border="1" data-bbox="1507 588 2700 630"> <tr> <td data-bbox="1507 588 2047 630">3 がけ・よう壁、ブロック塀等の崩壊防止</td> <td data-bbox="2047 588 2700 630">市、都建設事務所、都</td> </tr> </table> <p data-bbox="1513 724 2255 756">(1) がけ・よう壁等の安全化【建築指導課、都建設事務所】</p> <p data-bbox="1528 766 2864 850">市は、がけ地に建築物やよう壁等を設ける場合、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び東京都建築安全条例（昭和 25 年東京都条例第 89 号）に基づき、<u>指導を行う。</u> また、市内の「土砂災害警戒区域等」は令和 2 年 10 月時点で 4 箇所であり、都と連携し緑地機能の保全を基本に安全化対策を実施する。<u>なお、都が行う急傾斜地崩壊防止工事は、当該急傾斜地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある者が施行することが困難又は不相当と認められるものを対象とする。</u></p> <p data-bbox="1513 1081 2864 1165">(2) ブロック塀等の安全化【都市計画課、建築指導課、建築営繕課、住宅課、みどり公園課、教育企画課、都（都市整備局）】</p> <p data-bbox="1528 1165 2864 1249">市は、既存ブロック塀の<u>安全な維持管理の周知を行う。</u>地区計画などを活用したブロック塀の設置制限を推進する。 また、接道部の既存ブロック塀の生垣化、建築物の新設の際の生垣等設置推進のため、西東京市生垣造成補助金交付要綱の活用を図り、<u>耐震診断や除却、建替え、耐震改修工事に必要な費用の一部を助成すること</u>で、災害発生時の避難路の安全性の向上、緑の保全・育成に努める。 併せて、都と連携し、啓開すべき道路沿い及び通学路沿い等のブロック塀の実態把握を進める。 <u>また、改修、建て替え、除却等の工事に必要な費用の一部を助成する。</u></p>	2 高層建築物の安全対策	市、都、警察署、消防署、市民	3 がけ・よう壁、ブロック塀等の崩壊防止	市、都建設事務所、都
2. 高層建築物の安全対策	市民、建築指導課、都（都市整備局）、警察署、消防署								
3. がけ・よう壁、ブロック塀等の崩壊防止	都市計画課、みどり公園課、危機管理室、建築指導課、都建設事務所、都（都市整備局）								
2 高層建築物の安全対策	市、都、警察署、消防署、市民								
3 がけ・よう壁、ブロック塀等の崩壊防止	市、都建設事務所、都								

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）																				
<table border="1" data-bbox="103 220 1329 315"> <tr> <td data-bbox="103 220 623 315">4. 建築物の耐震化及び安全対策の促進</td> <td data-bbox="623 220 1329 315">住宅課、建築指導課、建築営繕課、施設を管理する課、都（都市整備局）</td> </tr> </table> <p data-bbox="103 367 1469 535">(4) 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化【住宅課、建築指導課】                  都は平成23年4月に施行した「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」に基づき、特定緊急輸送道路の沿道建築物について、所有者に対し耐震診断を義務付けるとともに、助成制度を拡充し、市や関係団体と連携して耐震化を推進する。市は、都や関係機関と連携する。</p> <table border="1" data-bbox="103 588 1329 724"> <tr> <td data-bbox="103 588 623 724">5 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止</td> <td data-bbox="623 588 1329 724">建築指導課、道路管理課、高齢者支援課、生活福祉課、障害福祉課、危機管理室、建築営繕課、消防署、都（都市整備局）</td> </tr> </table> <p data-bbox="103 766 1469 997">(1) 窓ガラス等落下物の安全化【建築指導課】                   (2) 屋外広告物に対する規制【道路管理課、都】                  市は、都と連携し、東京都屋外広告物条例（昭和 24 年東京都条例第 100 号）に基づき、設置許可申請時などの機会をつうじて適切な指導を行っていく。</p> <table border="1" data-bbox="103 1039 1329 1081"> <tr> <td data-bbox="103 1039 623 1081">6 文化財施設の安全対策</td> <td data-bbox="623 1039 1329 1081">社会教育課、警察署、消防署、消防団</td> </tr> </table> <p data-bbox="103 1092 1469 1165">市は、文化財施設の安全対策を進め、定期的に消防機関への通報、消火、重要物件の搬出等の訓練を実施し、次の主要項目について防火・防災上の確認及び検証を行う。</p> <table border="1" data-bbox="103 1218 1329 1260"> <tr> <td data-bbox="103 1218 623 1260">7. 社会公共施設等の応急危険度判定実施体制の整備</td> <td data-bbox="623 1218 1329 1260">建築指導課、建築営繕課、都（財務局、都市整備局）</td> </tr> </table> <p data-bbox="103 1270 1469 1396">市は、市の公共建築物、民間が整備する医療機関、学校、老人ホーム等の建築物のうち社会公共施設等を対象とし、応急危険度判定の実施体制を整備する。市は都が行う講習会等に市職員を参加させ、応急危険度判定の意義及び判定基準についての習熟を図り、確保に努める。</p> <table border="1" data-bbox="103 1491 1329 1585"> <tr> <td data-bbox="103 1491 623 1585">8. 液状化、長周期地震動への対策の強化</td> <td data-bbox="623 1491 1329 1585">都（水道局、北多摩南部建設事務所）、住宅課、建築指導課、道路管理課、下水道課、危機管理室、消防署</td> </tr> </table> <p data-bbox="103 1596 1469 1669">液状化被害の発生危険性のある箇所について、インフラ施設等の液状化対策、市民への情報提供、長周期地震動対策など、適切な対策を講じていく。</p>	4. 建築物の耐震化及び安全対策の促進	住宅課、建築指導課、建築営繕課、施設を管理する課、都（都市整備局）	5 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止	建築指導課、道路管理課、高齢者支援課、生活福祉課、障害福祉課、危機管理室、建築営繕課、消防署、都（都市整備局）	6 文化財施設の安全対策	社会教育課、警察署、消防署、消防団	7. 社会公共施設等の応急危険度判定実施体制の整備	建築指導課、建築営繕課、都（財務局、都市整備局）	8. 液状化、長周期地震動への対策の強化	都（水道局、北多摩南部建設事務所）、住宅課、建築指導課、道路管理課、下水道課、危機管理室、消防署	<table border="1" data-bbox="1498 220 2487 273"> <tr> <td data-bbox="1498 220 2047 273">4 建築物の耐震化及び安全対策の促進</td> <td data-bbox="2047 220 2487 273">市、都</td> </tr> </table> <p data-bbox="1498 367 2878 535">(4) 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化【住宅課、建築指導課、都建設事務所】                  都は平成 23 年 4 月に施行した「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」に基づき、特定緊急輸送道路の沿道建築物について、所有者に対し耐震診断を義務付けるとともに、助成制度を拡充し、<u>耐震化を推進する。</u>市は、都や関係機関と連携する。</p> <table border="1" data-bbox="1498 588 2487 640"> <tr> <td data-bbox="1498 588 2047 640">5 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止</td> <td data-bbox="2047 588 2487 640">市、都、警察署</td> </tr> </table> <p data-bbox="1498 766 2878 997">(1) 窓ガラス等落下物の安全化【建築指導課、危機管理課】                   (2) 屋外広告物に対する規制【道路課、都（都市整備局）】                  市は、都と連携し、東京都屋外広告物条例（昭和 24 年東京都条例第 100 号）に基づき、設置許可申請時などの機会を<u>通じて</u>適切な指導を行っていく。</p> <table border="1" data-bbox="1498 1039 2487 1081"> <tr> <td data-bbox="1498 1039 2047 1081">6 文化財施設の安全対策</td> <td data-bbox="2047 1039 2487 1081">市、警察署、消防署、消防団</td> </tr> </table> <p data-bbox="1498 1092 2878 1165">社会教育課は、文化財施設の安全対策を進め、定期的に消防機関への通報、消火、重要物件の搬出等の訓練を実施し、次の主要項目について防火・防災上の確認及び検証を行う。</p> <table border="1" data-bbox="1498 1218 2487 1260"> <tr> <td data-bbox="1498 1218 2047 1260">7 社会公共施設等の応急危険度判定実施体制の整備</td> <td data-bbox="2047 1218 2487 1260">市、都</td> </tr> </table> <p data-bbox="1498 1270 2878 1438">市は、市の公共建築物、民間が整備する医療機関、学校、老人ホーム等の建築物のうち<u>避難所等として利用を想定している</u>社会公共施設等を対象とし、応急危険度判定の実施体制を整備する。                  市は東京都防災ボランティア事務局が行う講習会等に市職員を参加させ、応急危険度判定の意義及び判定基準についての習熟を図り、<u>人員の確保</u>に努める。</p> <table border="1" data-bbox="1498 1491 2487 1543"> <tr> <td data-bbox="1498 1491 2047 1543">8 液状化、長周期地震動への対策の強化</td> <td data-bbox="2047 1491 2487 1543">市、都、消防署</td> </tr> </table> <p data-bbox="1498 1596 2878 1627"><u>インフラ施設等の液状化対策</u>、市民への情報提供、長周期地震動対策など、適切な対策を講じていく。</p>	4 建築物の耐震化及び安全対策の促進	市、都	5 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止	市、都、警察署	6 文化財施設の安全対策	市、警察署、消防署、消防団	7 社会公共施設等の応急危険度判定実施体制の整備	市、都	8 液状化、長周期地震動への対策の強化	市、都、消防署
4. 建築物の耐震化及び安全対策の促進	住宅課、建築指導課、建築営繕課、施設を管理する課、都（都市整備局）																				
5 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止	建築指導課、道路管理課、高齢者支援課、生活福祉課、障害福祉課、危機管理室、建築営繕課、消防署、都（都市整備局）																				
6 文化財施設の安全対策	社会教育課、警察署、消防署、消防団																				
7. 社会公共施設等の応急危険度判定実施体制の整備	建築指導課、建築営繕課、都（財務局、都市整備局）																				
8. 液状化、長周期地震動への対策の強化	都（水道局、北多摩南部建設事務所）、住宅課、建築指導課、道路管理課、下水道課、危機管理室、消防署																				
4 建築物の耐震化及び安全対策の促進	市、都																				
5 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止	市、都、警察署																				
6 文化財施設の安全対策	市、警察署、消防署、消防団																				
7 社会公共施設等の応急危険度判定実施体制の整備	市、都																				
8 液状化、長周期地震動への対策の強化	市、都、消防署																				

修正前（平成31年度）（旧）

修正後（令和3年度）（新）

応急対策

<発災後の活動の流れ>

機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降
市（市災害対策本部）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難施設等拠点施設建築物の危険度判定の実施 →</li> <li>○急傾斜地崩壊危険箇所等の被害状況の把握 →</li> <li style="padding-left: 20px;">○警戒区域の設定等、応急措置の実施 →</li> <li style="padding-left: 20px;">○関係機関へ連絡 →</li> <li style="padding-left: 100px;">○社会公共施設等の復旧 →</li> <li style="padding-left: 120px;">○被災した文化財等の取り扱いに関する協議の実施</li> <li style="padding-left: 120px;">○応急教育計画等の作成</li> </ul>				
都（建設事務所）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○堤防・護岸施設において水害を警戒、防御 →</li> <li>○応急対策の実施 →</li> <li style="padding-left: 100px;">○土砂災害防止対策の実施 →</li> <li style="padding-left: 100px;">○河川施設等の復旧 →</li> </ul>				
医療機関・社会福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設内外の点検、落下・倒壊等の危険箇所の確認 →</li> <li style="padding-left: 20px;">○応急修理、安全確保 →</li> <li>○利用者や職員等の被害状況の把握 →</li> <li style="padding-left: 20px;">○施設の応急計画策定</li> <li style="padding-left: 20px;">○（施設独自での復旧が困難である場合）市及び関係機関に援助要請</li> <li style="padding-left: 20px;">○（被害を受けなかった場合）援助を必要とする他施設責任者に協力し、入所者の安全を確保</li> </ul>				

応急対策

<発災後の活動の流れ>

機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降
市（市災害対策本部）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難施設等拠点施設建築物の危険度判定の実施 →</li> <li>○<b>土砂災害警戒区域等</b>の被害状況の把握 →</li> <li style="padding-left: 20px;">○警戒区域の設定等、応急措置の実施 →</li> <li style="padding-left: 20px;">○関係機関へ連絡 →</li> <li style="padding-left: 100px;">○社会公共施設等の復旧 →</li> <li style="padding-left: 120px;">○被災した文化財等の取り扱いに関する協議の実施</li> <li style="padding-left: 120px;">○応急教育計画等の作成</li> </ul>				
都（建設事務所）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○堤防・護岸施設において水害を警戒、防御 →</li> <li>○応急対策の実施 →</li> <li style="padding-left: 100px;">○土砂災害防止対策の実施 →</li> <li style="padding-left: 100px;">○河川施設等の復旧 →</li> </ul>				
医療機関・社会福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設内外の点検、落下・倒壊等の危険箇所の確認 →</li> <li style="padding-left: 20px;">○応急修理、安全確保 →</li> <li>○利用者や職員等の被害状況の把握 →</li> <li style="padding-left: 20px;">○施設の応急計画策定</li> <li style="padding-left: 20px;">○（施設独自での復旧が困難である場合）市及び関係機関に援助要請</li> <li style="padding-left: 20px;">○（被害を受けなかった場合）援助を必要とする他施設責任者に協力し、入所者の安全を確保</li> </ul>				

※以降、「急傾斜地崩壊危険箇所等」や「急傾斜地」は「土砂災害警戒区域等」とする。

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）				
<table border="1" data-bbox="103 226 1448 317"> <tr> <td data-bbox="103 226 519 317">公共土木施設等の応急対策</td> <td data-bbox="519 226 1448 317">施設・車両班、福祉避難施設班、学校避難施設班、保育班、一時滞在施設班、学校長、物資輸送班、都市計画班、医療機関、都建設事務所、警察署</td> </tr> </table> <p data-bbox="142 325 1231 359">余震によるがけくずれや公共土木施設等の倒壊などに備え、適切な応急対策を実施する。</p> <p data-bbox="112 415 1448 493"><b>(2) 社会公共施設等の応急危険度判定の実施【建築指導課、施設・車両班、福祉避難施設班、学校避難施設班、保育班、一時滞在施設班、医療機関】</b></p> <p data-bbox="142 506 1457 627">二次災害防止のため、概括的被害情報等に基づき、避難施設等拠点施設建築物の危険度判定を地震発生直後に実施する。医療機関、社会福祉施設等の責任者は被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認する。必要に応じて応急修理を行い、安全を確保する。</p> <p data-bbox="142 640 1457 718">また、利用者の状況、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。なお、施設独自での復旧が困難である場合は、市及び関係機関に連絡し援助を要請する。</p> <p data-bbox="142 730 1457 808">震災の被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。</p> <p data-bbox="112 865 489 898"><b>(3) 危険箇所等【都市計画班】</b></p> <p data-bbox="142 911 1457 989">都市計画班は、急傾斜地崩壊危険箇所等の被害状況を調査し、危険な場合は、警戒区域の設定などの応急措置や関係機関への連絡を行う。</p> <p data-bbox="112 1045 192 1079">（新設）</p> <p data-bbox="112 1178 192 1211">（新設）</p>	公共土木施設等の応急対策	施設・車両班、福祉避難施設班、学校避難施設班、保育班、一時滞在施設班、学校長、物資輸送班、都市計画班、医療機関、都建設事務所、警察署	<table border="1" data-bbox="1498 226 2487 275"> <tr> <td data-bbox="1498 226 1944 275">1 公共施設等の応急対策</td> <td data-bbox="1944 226 2487 275">市、医療機関、都建設事務所</td> </tr> </table> <p data-bbox="1537 325 2567 359">余震によるがけくずれや公共施設等の倒壊などに備え、適切な応急対策を実施する。</p> <p data-bbox="1507 415 2516 449"><b>(2) 避難所等拠点施設建築物の応急危険度判定の実施【都市計画班、救出支援班】</b></p> <p data-bbox="1537 462 2852 539">都市計画班及び救出支援班は、二次災害防止のため、概括的被害情報等に基づき、<u>避難所等拠点施設建築物の危険度判定を地震発生直後に実施する。</u></p> <p data-bbox="1507 596 2605 630"><b>(3) 社会公共施設等の応急対策【医療機関、社会福祉施設等、都市計画班、救出支援班】</b></p> <p data-bbox="1537 642 2852 764">医療機関、社会福祉施設等の責任者は被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認する。必要に応じて応急修理を行い、安全を確保する。また、利用者の状況、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。</p> <p data-bbox="1537 777 2852 898">なお、施設独自での<u>応急危険度判定や復旧が困難である場合は、市及び関係機関に連絡し支援を要請する。</u>震災の被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。</p> <p data-bbox="1507 1045 2410 1079"><b>(4) 避難所の安全確保【学校避難所班、福祉避難所班、一時滞在施設班】</b></p> <p data-bbox="1537 1092 2852 1169"><u>学校避難所班、福祉避難所班、一時滞在施設班は、避難所及び福祉避難所、一時滞在施設となる施設の被害状況等の確認など安全確保を推進する。</u></p> <p data-bbox="1507 1226 2024 1260"><b>(5) 物資輸送ルートの確保【物資輸送班】</b></p> <p data-bbox="1567 1272 2576 1306"><u>物資輸送班は、都市計画班や道路班と連携し、安全な輸送ルートの確保に努める。</u></p>	1 公共施設等の応急対策	市、医療機関、都建設事務所
公共土木施設等の応急対策	施設・車両班、福祉避難施設班、学校避難施設班、保育班、一時滞在施設班、学校長、物資輸送班、都市計画班、医療機関、都建設事務所、警察署				
1 公共施設等の応急対策	市、医療機関、都建設事務所				

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）				
<p style="text-align: center;">■■■■■ 応 急 対 策 ■■■■■</p> <table border="1" data-bbox="92 317 1207 453"> <tr> <td data-bbox="92 317 602 359">公共の安全確保、施設の本来機能の回復</td> <td data-bbox="602 317 1207 453">管財課、建築営繕課、建築指導課、社会教育課、教育指導課、都建設事務所、都（建設局）、警察署</td> </tr> </table> <p>(2) 公共施設等の復旧対策【管財課、建築営繕課、建築指導課、社会教育課、教育指導課】</p> <p>管財課・建築営繕課は、優先順位に基づき市内の公共施設等の復旧を実施する。被災施設の復旧に当たっては原状復旧を徹底する。</p> <p>また、社会教育課は、被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、東京都教育委員会、教育委員会及び文化財管理者等と修復等について協議を行う。</p> <p>学校は、公立学校の施設が甚大な被害を受け、教育活動ができないと判断した場合に、教育委員会の助言を受け、応急教育計画等を作成する。児童・生徒等の不安を解消するため、教育活動に中断がないように努める。</p>	公共の安全確保、施設の本来機能の回復	管財課、建築営繕課、建築指導課、社会教育課、教育指導課、都建設事務所、都（建設局）、警察署	<p style="text-align: center;">■■■■■ 復 旧 対 策 ■■■■■</p> <table border="1" data-bbox="1486 317 2472 363"> <tr> <td data-bbox="1486 317 2050 363">1 公共の安全確保、施設の本来機能の回復</td> <td data-bbox="2050 317 2472 363">市、都建設事務所、都、警察署</td> </tr> </table> <p>(2) 公共施設等の復旧対策【総務課、建築営繕課、建築指導課、社会教育課、教育指導課】</p> <p>総務課、建築営繕課、建築指導課は、優先順位に基づき市内の公共施設等の復旧を実施する。被災施設の復旧に当たっては原状復旧を徹底する。</p> <p>また、社会教育課は、被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、都教育委員会、教育委員会及び文化財管理者等と修復等について協議を行う。</p> <p>学校は、公立学校の施設が甚大な被害を受け、教育活動ができないと判断した場合に、教育委員会の助言を受け、応急教育計画等を作成する。児童・生徒等の不安を解消するため、教育活動に中断がないように努める。</p>	1 公共の安全確保、施設の本来機能の回復	市、都建設事務所、都、警察署
公共の安全確保、施設の本来機能の回復	管財課、建築営繕課、建築指導課、社会教育課、教育指導課、都建設事務所、都（建設局）、警察署				
1 公共の安全確保、施設の本来機能の回復	市、都建設事務所、都、警察署				

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）				
<p><b>第 2 節 二次災害（出火、延焼等）対策</b></p> <p>予 防 対 策</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">1. 消防水利の整備、防火安全対策</td> <td>危機管理室、都市計画課、住宅課、 建築指導課、消防署、消防団、都</td> </tr> </table> <p>(1) 消防水利の整備【危機管理室、都市計画課、住宅課、消防署】 危機管理室は、消防署との連携を図りながら、延焼危険度が高い地域及び震災対策上重要な地域を中心に消火栓、防火水槽等の消防水利を計画的に整備するとともに、耐震性貯水槽の整備、経年防火水槽の耐震化を図る。この場合、公共施設及び特殊建築物の整備の機会や宅地開発の機会をとらえるとともに、市有地等売却に際し、既存の消防水利や代替水利の確保を図る。 また、危機管理室及び都市計画課は、西東京市人にやさしいまちづくり条例により、一定規模以上の宅地を開発する場合には消火栓や防火水槽を設置するよう、義務化を継続する。（密集市街地における空き家延焼防止対策） 消防署は、消火活動の阻害要因の把握・分析や延焼火災に関する調査研究結果を活用し、防災まちづくり事業等に対して消防活動の立場から意見反映を図り、消火活動が困難な地域の解消に努める。</p> <p>(3) 出火防止のための査察指導【消防署、建築指導課】 消防署及び建築指導課は、震災が発生した場合、人命への影響が大きい大規模な物品販売店舗、病院、社会福祉施設、多量の火気を使用する工場等に対して立入検査を実施し、次の事項を指導する。 ア 火気使用設備・器具等の固定 イ 当該設備・器具への可燃物の転倒・落下・移動防止措置 ウ 災害時における従業員の対応要領等 消防署及び建築指導課は、上述の事業所を除くその他の事業所及び一般住宅等について、立入検査及び防火診断により、前記事項のほか、震災後の出火防止を徹底するため、安全確保要領について指導する。 消防署及び建築指導課は、給油取扱所、一般取扱所等で予防規程を定める危険物施設に適正な貯蔵取扱、出火危険排除のための安全対策について指導する。</p> <p>(4) 初期消火体制の強化【危機管理室、住宅課、消防署、消防団】 各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用防災機器等の普及啓発を図る。 消防用設備等が地震時にも機能を十分に発揮し、火災を初期のうちに消火できるよう、市民及び事業者へ耐震措置を指導する。</p>	1. 消防水利の整備、防火安全対策	危機管理室、都市計画課、住宅課、 建築指導課、消防署、消防団、都	<p><b>第 2 節 二次災害（出火、延焼等）対策</b></p> <p>予 防 対 策</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">1 消防水利の整備、防火安全対策</td> <td>市、都、消防署、消防団</td> </tr> </table> <p>(1) 消防水利の整備【危機管理課、都市計画課、住宅課、消防署】 危機管理課は、消防署との連携を図りながら、延焼危険度が高い地域及び震災対策上重要な地域を中心に消火栓、防火水槽等の消防水利を計画的に整備するとともに、耐震性貯水槽の整備、経年防火水槽の耐震化を図る。この場合、公共施設及び特殊建築物の整備の機会や宅地開発の機会をとらえるとともに、市有地等売却に際し、既存の消防水利や代替水利の確保を図る。 また、危機管理課及び都市計画課は、西東京市人にやさしいまちづくり条例により、一定規模以上の宅地を開発する場合には消火栓や防火水槽を設置するよう、推進する。 住宅課は、密集市街地における空き家の延焼防止のため、空き家等の対策に努める。 消防署は、消火活動の阻害要因の把握・分析や延焼火災に関する調査研究結果を活用し、防災まちづくり事業等に対して消防活動の立場から意見反映を図り、消火活動が困難な地域の解消に努める。</p> <p>(3) 出火防止のための査察指導【消防署】 消防署は、震災が発生した場合、人命への影響が大きい大規模な物品販売店舗、病院、社会福祉施設、多量の火気を使用する工場等に対して立入検査を実施し、次の事項を指導する。 ア 火気使用設備・器具等の固定 イ 当該設備・器具への可燃物の転倒・落下・移動防止措置 ウ 災害時における従業員の対応要領等 消防署は、上述の事業所を除くその他の事業所及び一般住宅等について、立入検査及び防火診断により、前記事項のほか、震災後の出火防止を徹底するため、安全確保要領について指導する。 消防署は、給油取扱所、一般取扱所等で予防規程を定める危険物施設に適正な貯蔵取扱、出火危険排除のための安全対策について指導する。</p> <p>(4) 初期消火体制の強化【危機管理課、建築指導課、消防署、消防団】 各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用防災機器等の普及啓発を図る。 消防用設備等が地震時にも機能を十分に発揮し、火災を初期のうちに消火できるよう、市民及び事業者へ耐震措置を指導する。</p>	1 消防水利の整備、防火安全対策	市、都、消防署、消防団
1. 消防水利の整備、防火安全対策	危機管理室、都市計画課、住宅課、 建築指導課、消防署、消防団、都				
1 消防水利の整備、防火安全対策	市、都、消防署、消防団				

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）				
<table border="1" data-bbox="103 226 1350 317"> <tr> <td data-bbox="103 226 549 317">2. 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化</td> <td data-bbox="549 226 1350 317">管財課、消防署、建築指導課、教育委員会、東京消防庁、保健所、都（環境局）、国、事業者、警視庁（警察署）</td> </tr> </table> <p data-bbox="103 369 845 405">(1) 石油等危険物施設の安全化【都、消防署、建築指導課】</p> <p data-bbox="103 459 626 495">(2) 液化石油ガス消費施設の安全化【都】</p> <p data-bbox="103 550 543 585">(3) 火薬類保管施設の安全化【都】</p> <p data-bbox="103 640 706 676">(4) 高圧ガス取扱事業所の安全化【都、消防署】</p> <p data-bbox="103 730 926 766">(5) 毒物・劇物取扱施設の安全化【保健所、消防署、教育委員会】</p> <p data-bbox="103 821 1145 856">(6) 化学薬品取扱い施設の安全化【都、事業者、管財課、危機管理室、教育委員会】</p>	2. 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化	管財課、消防署、建築指導課、教育委員会、東京消防庁、保健所、都（環境局）、国、事業者、警視庁（警察署）	<table border="1" data-bbox="1498 226 2745 317"> <tr> <td data-bbox="1498 226 1944 317">2 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化</td> <td data-bbox="1944 226 2745 317">市、都、消防署、教育委員会、<u>都教育委員会</u>、東京消防庁、保健所、国、事業者、警視庁（警察署）</td> </tr> </table> <p data-bbox="1498 369 2528 405">(1) 石油等危険物施設の安全化【消防署、建築指導課、<u>建築営繕課</u>、都（環境局）】</p> <p data-bbox="1498 459 2309 495">(2) 液化石油ガス消費施設の安全化【<u>建築指導課</u>、都（環境局）】</p> <p data-bbox="1498 550 2226 585">(3) 火薬類保管施設の安全化【<u>建築指導課</u>、都（環境局）】</p> <p data-bbox="1498 640 2392 676">(4) 高圧ガス取扱事業所の安全化【<u>建築指導課</u>、都（環境局）、消防署】</p> <p data-bbox="1498 730 2516 766">(5) 毒物・劇物取扱施設の安全化【保健所、消防署、<u>都教育委員会</u>、教育委員会】</p> <p data-bbox="1498 821 2641 856">(6) 化学薬品取扱施設の安全化【<u>総務課</u>、<u>危機管理課</u>、<u>都（環境局）</u>、事業者、教育委員会】</p>	2 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化	市、都、消防署、教育委員会、 <u>都教育委員会</u> 、東京消防庁、保健所、国、事業者、警視庁（警察署）
2. 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化	管財課、消防署、建築指導課、教育委員会、東京消防庁、保健所、都（環境局）、国、事業者、警視庁（警察署）				
2 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化	市、都、消防署、教育委員会、 <u>都教育委員会</u> 、東京消防庁、保健所、国、事業者、警視庁（警察署）				

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）				
<p style="text-align: center;">■■■■■■■■■■ 応 急 対 策 ■■■■■■■■■■</p> <table border="1" data-bbox="103 310 1380 451"> <tr> <td style="width: 20%;"><b>2. 危険物等の応急措置による危険防止</b></td> <td>都市計画班、廃棄物処理班、下水道班、危機管理班、消防署、警察署、都（環境局、総務局、福祉保健局、下水道局、教育庁、建設局、港湾局、産業労働局）、事業者</td> </tr> </table> <p>爆発、漏洩等の二次災害を防止するため、市、消防署及び関係機関は、危険物施設、高圧ガス施設・火薬類貯蔵所・毒劇物施設の各管理者に対し、施設の緊急点検、必要な応急措置をとるよう指導する。</p> <p>なお、放射線等使用施設の応急措置については第 10 章 放射性物質対策を参照する。</p> <p>(2) 液化石油ガス消費施設の応急措置【都、建築指導課、危機管理班、警察署、消防署、事業者】</p> <p>(3) 火薬類保管施設の応急措置【都、都市計画班、危機管理班、消防署、警察署、事業者】</p> <p>(5) 毒劇物取扱施設等の応急措置【都、警察署、消防署、都市計画班、危機管理班、下水道班、事業者】</p> <p><b>エ 市</b></p> <p>市は、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。</p> <p>[都市計画班]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の緊急点検</li> </ul> <p>[下水道班]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業場から有害物質等が下水道に流入する事故が発生した時は、下水道への排出を防止するための応急の措置を講ずるよう指導する。</li> <li>・ 関係機関との連絡を密にし、有害物質等に係る災害情報の収集、伝達に努める。</li> </ul> <p>[危機管理班]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民に対する避難の勧告又は指示</li> <li>・ 市民の避難誘導</li> <li>・ 避難施設の開設、避難住民の保護</li> <li>・ 情報提供、関係機関との連絡</li> </ul> <p>(8) 流出油の応急対策【都、警察署、消防署、危機管理班】</p> <p><b>イ 市</b></p> <p>市は流出油の処理、火災発生防止のための油処理剤の散布、初期消火及び延焼防止措置、警戒及び立入制限、付近住民に対する火気管理の指導、広報等を実施する。</p>	<b>2. 危険物等の応急措置による危険防止</b>	都市計画班、廃棄物処理班、下水道班、危機管理班、消防署、警察署、都（環境局、総務局、福祉保健局、下水道局、教育庁、建設局、港湾局、産業労働局）、事業者	<p style="text-align: center;">■■■■■■■■■■ 応 急 対 策 ■■■■■■■■■■</p> <table border="1" data-bbox="1498 310 2567 361"> <tr> <td style="width: 20%;"><b>2 危険物等の応急措置による危険防止</b></td> <td>市、都、消防署、警察署、事業者</td> </tr> </table> <p>爆発、漏洩等の二次災害を防止するため、市、消防署及び関係機関は、危険物施設、高圧ガス施設・火薬類貯蔵所・毒劇物施設の各管理者に対し、施設の緊急点検、必要な応急措置をとるよう指導する。<u>また、市及び事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。</u></p> <p>なお、放射線等使用施設の応急措置については第 10 章 放射性物質対策を参照する。</p> <p>(2) 液化石油ガス消費施設の応急措置【<u>都市計画班</u>、危機管理班、<u>都（各局）</u>、事業者】</p> <p>(3) 火薬類保管施設の応急措置【都市計画班、危機管理班、<u>都（各局）</u>、事業者】</p> <p>(5) 毒劇物取扱施設等の応急措置【都市計画班、<u>上下水道班</u>、危機管理班、<u>都（福祉保健局、下水道局、教育委員会）</u>、警察署、消防署、事業者】</p> <p><b>エ 市</b></p> <p>市は、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。</p> <p>[都市計画班]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の緊急点検</li> </ul> <p>[<u>上下水道班</u>]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業場から有害物質等が下水道に流入する事故が発生した時は、下水道への排出を防止するための応急の措置を講ずるよう指導する。</li> <li>・ 関係機関との連絡を密にし、有害物質等に係る災害情報の収集、伝達に努める。</li> </ul> <p>[危機管理班]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民に対する<u>避難情報の発令</u></li> <li>・ 市民の避難誘導</li> <li>・ <u>避難所の開設</u>、避難住民の保護</li> <li>・ 情報提供、関係機関との連絡</li> </ul> <p>(8) 流出油の応急対策【<u>都（総務局、都建設局、都港湾局）</u>、警察署、消防署】</p> <p><b>イ 警察署・消防署</b></p> <p><u>警察署・消防署</u>は流出油の処理、火災発生防止のための油処理剤の散布、初期消火及び延焼防止措置、警戒及び立入制限、付近住民に対する火気管理の指導、広報等を実施する。</p>	<b>2 危険物等の応急措置による危険防止</b>	市、都、消防署、警察署、事業者
<b>2. 危険物等の応急措置による危険防止</b>	都市計画班、廃棄物処理班、下水道班、危機管理班、消防署、警察署、都（環境局、総務局、福祉保健局、下水道局、教育庁、建設局、港湾局、産業労働局）、事業者				
<b>2 危険物等の応急措置による危険防止</b>	市、都、消防署、警察署、事業者				

修正前（平成31年度）（旧）

### 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

#### 第1節 道路・橋梁、河川施設等

##### 予 防 対 策

2. 緊急輸送ネットワークの整備	危機管理室、道路管理課、都建設事務所、都（都市整備局）、 警視庁（警察署）
------------------	--

(1) 緊急輸送ネットワーク整備【危機管理室、都建設事務所、都】

3. 水防活動の準備	危機管理室
------------	-------

管内における水防活動を十分に行うことができるよう、水防資器材及び施設の整備並びに輸送の確保に努める。

管内の水防活動に直ちに対応できるよう、車両等の確保、輸送経路等を確認しておく。

##### 応 急 対 策

1. 道路・橋梁等の応急対策	市災害対策本部、広報班、物資輸送班、道路管理班、 都建設事務所、警察署、警視庁
----------------	--

消火・救助・救急、医療活動、緊急物資の供給を迅速に実施するため、緊急輸送体制の確保に努める。

(1) 道路・橋梁の応急対策【道路管理班、都建設事務所】

各道路管理者等は、所有の道路、橋梁について、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、交通規制等の措置あるいは迂回道路の選定など、通行者の安全策を講ずる。

修正後（令和3年度）（新）

### 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

#### 第1節 道路・橋梁、河川施設等

##### 予 防 対 策

2 緊急輸送ネットワークの整備	市、都建設事務所、都、警察署
-----------------	----------------

(1) 緊急輸送ネットワーク整備【危機管理課、都建設事務所、都（都市整備局）警察署】

3 水防活動の準備	市
-----------	---

危機管理課は、管内における水防活動を十分に行うことができるよう、水防資器材及び施設の整備並びに輸送の確保に努める。また、管内の水防活動に直ちに対応できるよう、車両等の確保、輸送経路等を確認しておく。

##### 応 急 対 策

1 道路・橋梁等の応急対策	市、都建設事務所、警察署
---------------	--------------

消火・救助・救急、医療活動、緊急物資の供給を迅速に実施するため、緊急輸送体制の確保に努める。

(1) 道路・橋梁の応急対策【道路班、都建設事務所、警察署】

各道路管理者等は、管理する道路、橋梁について、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、交通規制等の措置あるいは迂回道路の選定など、通行者の安全策を講ずる。

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）																																
<p>(2) 道路交通規制等【警察署】</p> <table border="1" data-bbox="133 315 1409 1480"> <tr> <td data-bbox="133 315 332 808" rowspan="5">                     第一次 交通規制 (道路交通法)                 </td> <td colspan="2" data-bbox="332 315 1409 556">                     震度 6 弱以上の地震が発生した際は、以下のとおり実施する。                      ① 環状 7 号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止する。                      ② 環状 7 号線内側への流入禁止の実効性を高めるため、環状 8 号線から都心方向へ流入する車両の通行を抑制する。                      ③ 首都高速道路・高速自動車国道及び一般道路 6 路線の合計 7 路線を「緊急自動車専用路*」として一般車両の通行を禁止する。                      ※緊急自動車専用路                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="332 598 688 640">                     国道 4 号（日光街道ほか）                 </td> <td data-bbox="688 598 1121 640">                     国道 17 号（中山道、白山通りほか）                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="332 640 688 682">                     国道 20 号（甲州街道ほか）                 </td> <td data-bbox="688 640 1121 682">                     国道 246 号（青山・玉川通り）                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="332 682 688 724">                     目白通り                 </td> <td data-bbox="688 682 1121 724">                     外堀通り                 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="332 724 1121 766">                     首都高速道路・高速自動車国道                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="133 808 332 1480" rowspan="2">                     第二次 交通規制 (災害対策基本法)                 </td> <td colspan="2" data-bbox="332 808 1409 892">                     震度 6 弱以上の地震発生後、復旧活動に必要な車両の通行を確保するため、以下のとおり実施する。                 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="332 892 1409 1480">                     ① 「緊急交通路」の指定                      ② その他の「緊急交通路」の指定                 </td> </tr> </table>	第一次 交通規制 (道路交通法)	震度 6 弱以上の地震が発生した際は、以下のとおり実施する。 ① 環状 7 号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止する。 ② 環状 7 号線内側への流入禁止の実効性を高めるため、環状 8 号線から都心方向へ流入する車両の通行を抑制する。 ③ 首都高速道路・高速自動車国道及び一般道路 6 路線の合計 7 路線を「緊急自動車専用路*」として一般車両の通行を禁止する。 ※緊急自動車専用路		国道 4 号（日光街道ほか）	国道 17 号（中山道、白山通りほか）	国道 20 号（甲州街道ほか）	国道 246 号（青山・玉川通り）	目白通り	外堀通り	首都高速道路・高速自動車国道		第二次 交通規制 (災害対策基本法)	震度 6 弱以上の地震発生後、復旧活動に必要な車両の通行を確保するため、以下のとおり実施する。		① 「緊急交通路」の指定 ② その他の「緊急交通路」の指定		<p>(2) 道路交通規制等【警察署】</p> <table border="1" data-bbox="1513 315 2804 1470"> <tr> <td data-bbox="1513 315 1712 808" rowspan="5">                     第一次 交通規制 (道路交通法)                 </td> <td colspan="2" data-bbox="1712 315 2804 556">                     震度 6 弱以上の地震が発生した際は、以下のとおり実施する。                      ① 環状 7 号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止する。                      ② 環状 7 号線内側への流入禁止の実効性を高めるため、環状 8 号線から都心方向へ流入する車両の通行を抑制する。                      ③ 首都高速道路・高速自動車国道及び一般道路 6 路線の合計 7 路線を「緊急自動車専用路*」として一般車両の通行を禁止する。                      ※緊急自動車専用路                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1712 598 2068 640">                     国道 4 号（日光街道ほか）                 </td> <td data-bbox="2068 598 2502 640">                     国道 17 号（中山道、白山通りほか）                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1712 640 2068 682">                     国道 20 号（甲州街道ほか）                 </td> <td data-bbox="2068 640 2502 682">                     国道 246 号（青山・玉川通り）                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1712 682 2068 724">                     都道 8 号目白・新目白通り                 </td> <td data-bbox="2068 682 2502 724">                     都道 405 号外堀通り                 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1712 724 2502 766">                     首都高速道路・高速自動車国道                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1513 808 1712 1470" rowspan="2">                     第二次 交通規制 (災害対策基本法)                 </td> <td colspan="2" data-bbox="1712 808 2804 892">                     震度 6 弱以上の地震発生後、復旧活動に必要な車両の通行を確保するため、以下のとおり実施する。                 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1712 892 2804 1470">                     ① 「緊急交通路」の指定                      ② その他の「緊急交通路」の指定                      被害状況を踏まえ、必要に応じ次のような路線を緊急交通路として指定する。                 </td> </tr> </table>	第一次 交通規制 (道路交通法)	震度 6 弱以上の地震が発生した際は、以下のとおり実施する。 ① 環状 7 号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止する。 ② 環状 7 号線内側への流入禁止の実効性を高めるため、環状 8 号線から都心方向へ流入する車両の通行を抑制する。 ③ 首都高速道路・高速自動車国道及び一般道路 6 路線の合計 7 路線を「緊急自動車専用路*」として一般車両の通行を禁止する。 ※緊急自動車専用路		国道 4 号（日光街道ほか）	国道 17 号（中山道、白山通りほか）	国道 20 号（甲州街道ほか）	国道 246 号（青山・玉川通り）	都道 8 号目白・新目白通り	都道 405 号外堀通り	首都高速道路・高速自動車国道		第二次 交通規制 (災害対策基本法)	震度 6 弱以上の地震発生後、復旧活動に必要な車両の通行を確保するため、以下のとおり実施する。		① 「緊急交通路」の指定 ② その他の「緊急交通路」の指定 被害状況を踏まえ、必要に応じ次のような路線を緊急交通路として指定する。	
第一次 交通規制 (道路交通法)		震度 6 弱以上の地震が発生した際は、以下のとおり実施する。 ① 環状 7 号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止する。 ② 環状 7 号線内側への流入禁止の実効性を高めるため、環状 8 号線から都心方向へ流入する車両の通行を抑制する。 ③ 首都高速道路・高速自動車国道及び一般道路 6 路線の合計 7 路線を「緊急自動車専用路*」として一般車両の通行を禁止する。 ※緊急自動車専用路																															
		国道 4 号（日光街道ほか）	国道 17 号（中山道、白山通りほか）																														
		国道 20 号（甲州街道ほか）	国道 246 号（青山・玉川通り）																														
		目白通り	外堀通り																														
	首都高速道路・高速自動車国道																																
第二次 交通規制 (災害対策基本法)	震度 6 弱以上の地震発生後、復旧活動に必要な車両の通行を確保するため、以下のとおり実施する。																																
	① 「緊急交通路」の指定 ② その他の「緊急交通路」の指定																																
第一次 交通規制 (道路交通法)	震度 6 弱以上の地震が発生した際は、以下のとおり実施する。 ① 環状 7 号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止する。 ② 環状 7 号線内側への流入禁止の実効性を高めるため、環状 8 号線から都心方向へ流入する車両の通行を抑制する。 ③ 首都高速道路・高速自動車国道及び一般道路 6 路線の合計 7 路線を「緊急自動車専用路*」として一般車両の通行を禁止する。 ※緊急自動車専用路																																
	国道 4 号（日光街道ほか）	国道 17 号（中山道、白山通りほか）																															
	国道 20 号（甲州街道ほか）	国道 246 号（青山・玉川通り）																															
	都道 8 号目白・新目白通り	都道 405 号外堀通り																															
	首都高速道路・高速自動車国道																																
第二次 交通規制 (災害対策基本法)	震度 6 弱以上の地震発生後、復旧活動に必要な車両の通行を確保するため、以下のとおり実施する。																																
	① 「緊急交通路」の指定 ② その他の「緊急交通路」の指定 被害状況を踏まえ、必要に応じ次のような路線を緊急交通路として指定する。																																

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）																																																																				
<p>(2) 道路交通規制等【警察署】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">第一京浜</td> <td style="width: 25%;">第二京浜</td> <td style="width: 25%;">中原街道</td> <td style="width: 25%;">目黒通り</td> </tr> <tr> <td>青梅・新青梅街道</td> <td>川越街道</td> <td>北本通り</td> <td>水戸街道</td> </tr> <tr> <td>蔵前橋通り</td> <td>京葉道路</td> <td>井の頭通り</td> <td>三鷹通り</td> </tr> <tr> <td>東八道路</td> <td>小金井街道</td> <td>志木街道</td> <td>府中街道</td> </tr> <tr> <td>芋窪街道</td> <td>五日市街道</td> <td>中央南北線</td> <td>八王子武蔵村山線</td> </tr> <tr> <td>三ツ木八王子線</td> <td>新奥多摩街道</td> <td>小作北通り</td> <td>吉野街道</td> </tr> <tr> <td>滝山街道</td> <td>北野街道</td> <td>川崎街道</td> <td>多摩ニュータウン通り</td> </tr> <tr> <td>鎌倉街道</td> <td>町田街道</td> <td colspan="2">大和バイパス</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;"> <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #cccccc; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span>                     網掛けは市内を通る路線                 </p> </div>	第一京浜	第二京浜	中原街道	目黒通り	青梅・新青梅街道	川越街道	北本通り	水戸街道	蔵前橋通り	京葉道路	井の頭通り	三鷹通り	東八道路	小金井街道	志木街道	府中街道	芋窪街道	五日市街道	中央南北線	八王子武蔵村山線	三ツ木八王子線	新奥多摩街道	小作北通り	吉野街道	滝山街道	北野街道	川崎街道	多摩ニュータウン通り	鎌倉街道	町田街道	大和バイパス		<p>(2) 道路交通規制等【警察署】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;"><u>第二京浜ほか</u> (国道 1 号)</td> <td style="width: 25%;"><u>水戸街道ほか</u> (国道 6 号)</td> <td style="width: 25%;"><u>京葉道路</u> (国道 14 号)</td> <td style="width: 25%;"><u>第一京浜ほか</u> (国道 15 号)</td> </tr> <tr> <td><u>新大宮ハイス</u> (国道 17 号)</td> <td><u>北本通りほか</u> (国道 122 号)</td> <td><u>川越街道ほか</u> (国道 254 号)</td> <td><u>湾岸道路</u> (国道 357 号)</td> </tr> <tr> <td><u>中原街道</u> (都道 2 号)</td> <td><u>青梅・新青梅街道</u> (都道 4 号ほか)</td> <td><u>井の頭通り・五日市街道・睦橋通り</u> (都道 7 号ほか)</td> <td><u>目黒通り</u> (都道 312 号)</td> </tr> <tr> <td><u>蔵前橋通りほか</u> (都道 315 号)</td> <td><u>東京環状ほか</u> (国道 16 号)</td> <td><u>日野ハイスほか</u> (国道 20 号)</td> <td><u>旧青梅街道</u> (国道 139 号)</td> </tr> <tr> <td><u>大和厚木ハイス</u> (国道 246 号)</td> <td><u>稲城大橋通りほか</u> (都道 9 号)</td> <td><u>東八道路</u> (都道 14 号)</td> <td><u>小金井街道</u> (都道 15 号ほか)</td> </tr> <tr> <td><u>府中街道ほか</u> (都道 17 号ほか)</td> <td><u>鎌倉街道ほか</u> (都道 18 号ほか)</td> <td><u>川崎街道</u> (都道 20 号ほか)</td> <td><u>新奥多摩街道ほか</u> (都道 29 号ほか)</td> </tr> <tr> <td><u>芋窪街道ほか</u> (都道 43 号ほか)</td> <td><u>町田街道</u> (都道 47 号ほか)</td> <td><u>町田厚木線</u> (都道 51 号)</td> <td><u>八王子武蔵村山線</u> (都道 59 号)</td> </tr> <tr> <td><u>三鷹通り</u> (都道 121 号)</td> <td><u>中央南北線ほか</u> (都道 153 号ほか)</td> <td><u>多摩ニュータウン通り</u> (都道 158 号)</td> <td><u>新滝山街道ほか</u> (都道 169 号ほか)</td> </tr> <tr> <td><u>北野街道</u> (都道 173 号)</td> <td><u>新小金井街道</u> (都道 248 号ほか)</td> <td><u>甲州街道</u> (都道 256 号)</td> <td></td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;"> <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #cccccc; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span>                     網掛けは市内を通る路線                 </p> </div>	<u>第二京浜ほか</u> (国道 1 号)	<u>水戸街道ほか</u> (国道 6 号)	<u>京葉道路</u> (国道 14 号)	<u>第一京浜ほか</u> (国道 15 号)	<u>新大宮ハイス</u> (国道 17 号)	<u>北本通りほか</u> (国道 122 号)	<u>川越街道ほか</u> (国道 254 号)	<u>湾岸道路</u> (国道 357 号)	<u>中原街道</u> (都道 2 号)	<u>青梅・新青梅街道</u> (都道 4 号ほか)	<u>井の頭通り・五日市街道・睦橋通り</u> (都道 7 号ほか)	<u>目黒通り</u> (都道 312 号)	<u>蔵前橋通りほか</u> (都道 315 号)	<u>東京環状ほか</u> (国道 16 号)	<u>日野ハイスほか</u> (国道 20 号)	<u>旧青梅街道</u> (国道 139 号)	<u>大和厚木ハイス</u> (国道 246 号)	<u>稲城大橋通りほか</u> (都道 9 号)	<u>東八道路</u> (都道 14 号)	<u>小金井街道</u> (都道 15 号ほか)	<u>府中街道ほか</u> (都道 17 号ほか)	<u>鎌倉街道ほか</u> (都道 18 号ほか)	<u>川崎街道</u> (都道 20 号ほか)	<u>新奥多摩街道ほか</u> (都道 29 号ほか)	<u>芋窪街道ほか</u> (都道 43 号ほか)	<u>町田街道</u> (都道 47 号ほか)	<u>町田厚木線</u> (都道 51 号)	<u>八王子武蔵村山線</u> (都道 59 号)	<u>三鷹通り</u> (都道 121 号)	<u>中央南北線ほか</u> (都道 153 号ほか)	<u>多摩ニュータウン通り</u> (都道 158 号)	<u>新滝山街道ほか</u> (都道 169 号ほか)	<u>北野街道</u> (都道 173 号)	<u>新小金井街道</u> (都道 248 号ほか)	<u>甲州街道</u> (都道 256 号)	
第一京浜	第二京浜	中原街道	目黒通り																																																																		
青梅・新青梅街道	川越街道	北本通り	水戸街道																																																																		
蔵前橋通り	京葉道路	井の頭通り	三鷹通り																																																																		
東八道路	小金井街道	志木街道	府中街道																																																																		
芋窪街道	五日市街道	中央南北線	八王子武蔵村山線																																																																		
三ツ木八王子線	新奥多摩街道	小作北通り	吉野街道																																																																		
滝山街道	北野街道	川崎街道	多摩ニュータウン通り																																																																		
鎌倉街道	町田街道	大和バイパス																																																																			
<u>第二京浜ほか</u> (国道 1 号)	<u>水戸街道ほか</u> (国道 6 号)	<u>京葉道路</u> (国道 14 号)	<u>第一京浜ほか</u> (国道 15 号)																																																																		
<u>新大宮ハイス</u> (国道 17 号)	<u>北本通りほか</u> (国道 122 号)	<u>川越街道ほか</u> (国道 254 号)	<u>湾岸道路</u> (国道 357 号)																																																																		
<u>中原街道</u> (都道 2 号)	<u>青梅・新青梅街道</u> (都道 4 号ほか)	<u>井の頭通り・五日市街道・睦橋通り</u> (都道 7 号ほか)	<u>目黒通り</u> (都道 312 号)																																																																		
<u>蔵前橋通りほか</u> (都道 315 号)	<u>東京環状ほか</u> (国道 16 号)	<u>日野ハイスほか</u> (国道 20 号)	<u>旧青梅街道</u> (国道 139 号)																																																																		
<u>大和厚木ハイス</u> (国道 246 号)	<u>稲城大橋通りほか</u> (都道 9 号)	<u>東八道路</u> (都道 14 号)	<u>小金井街道</u> (都道 15 号ほか)																																																																		
<u>府中街道ほか</u> (都道 17 号ほか)	<u>鎌倉街道ほか</u> (都道 18 号ほか)	<u>川崎街道</u> (都道 20 号ほか)	<u>新奥多摩街道ほか</u> (都道 29 号ほか)																																																																		
<u>芋窪街道ほか</u> (都道 43 号ほか)	<u>町田街道</u> (都道 47 号ほか)	<u>町田厚木線</u> (都道 51 号)	<u>八王子武蔵村山線</u> (都道 59 号)																																																																		
<u>三鷹通り</u> (都道 121 号)	<u>中央南北線ほか</u> (都道 153 号ほか)	<u>多摩ニュータウン通り</u> (都道 158 号)	<u>新滝山街道ほか</u> (都道 169 号ほか)																																																																		
<u>北野街道</u> (都道 173 号)	<u>新小金井街道</u> (都道 248 号ほか)	<u>甲州街道</u> (都道 256 号)																																																																			

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）								
<p>(3) 緊急輸送ネットワーク指定拠点【市災害対策本部】</p> <p>(4) 緊急道路の確保等【道路管理班、広報班】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"><b>2. 河川施設等の応急対策</b></td> <td>都建設事務所、下水道班、危機管理班</td> </tr> </table> <p>市は、水防活動と並行して管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については直ちに都に報告するとともに、必要な措置を実施する。</p> <p style="text-align: center;"><b>復 旧 対 策</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"><b>1. 道路・橋梁等の復旧対策</b></td> <td>都建設事務所、道路管理課、道路建設課、秘書広報課、危機管理室、警察署、関東地方整備局</td> </tr> </table> <p>(3) 広報【秘書広報課】</p> <p>道路管理課及び道路建設課は、危機管理室、秘書広報課に道路の被害状況、応急復旧見込み等を報告する。秘書広報課は、市民に対して被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。</p>	<b>2. 河川施設等の応急対策</b>	都建設事務所、下水道班、危機管理班	<b>1. 道路・橋梁等の復旧対策</b>	都建設事務所、道路管理課、道路建設課、秘書広報課、危機管理室、警察署、関東地方整備局	<p>(削除)</p> <p>(3) <u>緊急輸送道路の確保等【道路班、広報班】</u></p> <p>以降「緊急道路」は「緊急輸送道路」とする</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"><b>2 河川施設等の応急対策</b></td> <td>市、都建設事務所</td> </tr> </table> <p><u>上下水道班及び危機管理班は、水防活動と並行して管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については直ちに都に報告するとともに、必要な措置を実施する。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>復 旧 対 策</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"><b>1 道路・橋梁等の復旧対策</b></td> <td>市、都、警察署、関東地方整備局</td> </tr> </table> <p>(3) 広報【<u>道路課、秘書広報課</u>】</p> <p><u>道路課は、災害対策本部に道路の被害状況、応急復旧見込み等を報告する。秘書広報課は災害対策本部で得た被害状況、復旧状況等を市民に広報する。</u></p>	<b>2 河川施設等の応急対策</b>	市、都建設事務所	<b>1 道路・橋梁等の復旧対策</b>	市、都、警察署、関東地方整備局
<b>2. 河川施設等の応急対策</b>	都建設事務所、下水道班、危機管理班								
<b>1. 道路・橋梁等の復旧対策</b>	都建設事務所、道路管理課、道路建設課、秘書広報課、危機管理室、警察署、関東地方整備局								
<b>2 河川施設等の応急対策</b>	市、都建設事務所								
<b>1 道路・橋梁等の復旧対策</b>	市、都、警察署、関東地方整備局								

修正前（平成31年度）（旧）

**第3節 水道施設**

**応急対策**

＜発災後の活動の流れ＞

機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降
市 （市災害対策本部）		○被害状況の把握 ○人員、資機（器）材等の確保 ○西東京市水友会への応援要請 ○応急措置の実施			→
都 （水道局）		○被害状況の把握 ○施設の点検 ○人員、資機（器）材等の確保 ○応急措置の実施		→	→
		○広報の実施			→

**復旧対策**

応急復旧対策	都（水道局）
--------	--------

**(4) 給水装置の復旧活動**

- ア 公道内の給水装置の復旧は配水管の復旧及び通水と並行して実施する。
- イ 首都中枢機関、災害拠点病院等の重要施設は、配水小管の復旧及び通水状況に合わせ、機能が回復するよう優先して復旧に当たり、順次その他の給水管についても復旧を行う。
- ウ 一般住宅等の給水装置の復旧はその所有者から修繕申込みがあったものについて応急措置を行う。  
なお、配水に支障を及ぼす給水装置の破損等については、申込みの有無にかかわらず応急措置を実施する。

**(6) 広報の実施**

危機管理室、秘書広報課に水道施設の被害状況、応急復旧見込み等を提供する。  
また、市民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。

修正後（令和3年度）（新）

**第3節 水道施設**

**応急対策**

＜発災後の活動の流れ＞

機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降
市 （市災害対策本部）		○被害状況の把握 ○人員、資器材等の確保 ○西東京市水友会への応援要請 ○応急措置の実施			→
都 （水道局）		○被害状況の把握 ○施設の点検 ○人員、資器材等の確保 ○応急措置の実施		→	→
		○広報の実施			→

※以降、「資（機）器材」および「資機材」は、以降「資器材」とする。

**復旧対策**

1 応急復旧対策	市、都
----------	-----

**(4) 給水装置の復旧活動【都（水道局）】**

- ア 給水装置の復旧は配水管の復旧及び通水と並行して実施する。
- イ 首都中枢機関、災害拠点病院等の重要施設は、配水小管の復旧及び通水状況に合わせ、機能が回復するよう優先して復旧に当たり、順次その他の給水管についても復旧を行う。
- ウ 一般住宅等の給水装置は、メーター上流部まで復旧を行う。  
また、配水小管に被害が無く、給水管に多量の漏水があり、第三者に被害その他の影響を及ぼすおそれがある場合は、申込みの有無にかかわらず応急措置（閉栓による止水等を含む）を実施する。

**(6) 広報の実施【秘書広報課、危機管理課】**

危機管理課は、秘書広報課に水道施設の被害状況、応急復旧見込み等を提供する。  
秘書広報課は、市民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）								
<p><b>第 4 節 下水道施設</b></p> <p>■■■■■■ 応 急 対 策 ■■■■■■</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">下水道施設の応急対策</td> <td>下水道班</td> </tr> </table> <p>下水道班は、発災後速やかに初動体制を確立し、市内の下水道施設の被害状況を把握するとともに、下水道施設において汚水の滞留による公衆衛生被害の発生等の二次災害が発生するおそれがある場合、又は拡大が予想される場合は直ちに施設の稼働の停止又は制限を行う。</p> <p>■■■■■■ 復 旧 対 策 ■■■■■■</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">1 下水道施設の復旧対策</td> <td>下水道課</td> </tr> </table> <p>下水道課は、下水道施設の被害に対して迅速に以下の応急措置活動を行う。</p> <p>(5) 下水道施設については、主要施設から順次復旧を図る。特に、重要な幹線管きょ等の主要施設の復旧に努め、その後枝線管きょ、榭・取付管の復旧を行う。</p> <p>また、危機管理室、秘書広報課に下水道施設の被害状況、応急復旧見込み等を提供する。市民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。</p>	下水道施設の応急対策	下水道班	1 下水道施設の復旧対策	下水道課	<p><b>第 4 節 下水道施設</b></p> <p>■■■■■■ 応 急 対 策 ■■■■■■</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">1 下水道施設の応急対策</td> <td>市</td> </tr> </table> <p>上下水道班は、発災後速やかに初動体制を確立し、市内の下水道施設の被害状況を把握するとともに、下水道施設において汚水の滞留による公衆衛生被害の発生等の二次災害が発生するおそれがある場合、又は拡大が予想される場合は直ちに施設の稼働の停止又は制限を行う。</p> <p><u>また、被災状況に応じ、東京都下水道局等と応急対策に係る調整を行う。</u></p> <p>■■■■■■ 復 旧 対 策 ■■■■■■</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">1 下水道施設の復旧対策</td> <td>市</td> </tr> </table> <p>下水道課は、下水道施設の被害に対して迅速に以下の応急措置活動を行う。</p> <p>(5) 下水道施設については、主要施設から順次復旧を図る。特に、重要な幹線管きょ等の主要施設の復旧に努め、その後枝線管きょ、榭・取付管の復旧を行う。</p> <p>また、<u>危機管理課</u>、秘書広報課に下水道施設の被害状況、応急復旧見込み等を提供する。市民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。</p> <p><u>さらに、被災状況に応じ、東京都下水道局等と復旧対策に係る調整を行う。</u></p>	1 下水道施設の応急対策	市	1 下水道施設の復旧対策	市
下水道施設の応急対策	下水道班								
1 下水道施設の復旧対策	下水道課								
1 下水道施設の応急対策	市								
1 下水道施設の復旧対策	市								

修正前（平成31年度）（旧）

**第5節 電気・ガス・通信施設**

予 防 対 策

1 電気・ガス・通信等の安全化	東京電力(株)、東京ガス(株)、 NTT東日本、日本郵便株式会社
-----------------	-------------------------------------

(2) ガス施設の安全化【東京ガス(株)】

イ 供給設備

- (ア) 導管を高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手構造等を採用し、耐震性の向上を図る。
- (イ) 全ての地区ガバナ（整圧器）にS Iセンサーを設置し、揺れの大きさ（S I値）・ガスの圧力・流量を常時モニタリングする。
- (ウ) この情報を解析し高密度に被害推定を行い、迅速な供給停止判断及び遮断する体制を整備する。

ウ 施設別安全化対策

施設名	都市ガス関連の安全化対策
製造施設	○ 施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保 ○ 緊急遮断弁、防消火設備、LNG用防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害を防止
供給施設	○ 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は必要に応じて補強 ○ 二次災害の発生を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置、導管網のブロック化、放散塔など緊急対応設備を整備
通信施設	○ ループ化された固定無線回線の整備 ○ 可搬型無線回線の整備
その他の安全設備	○ 地震計の設置 LNG基地・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナ(整圧器)には感震・遠隔遮断装置を設置 ○ 安全装置付ガスメーターの設置 建物内での二次災害を防止するため、200ガル程度の地震時にガスを遮断するマイコンメーターを設置

修正後（令和3年度）（新）

**第5節 電気・ガス・通信施設**

予 防 対 策

1 電気・ガス・通信等の安全化	東京電力(株)、東京ガス(株)、 NTT東日本、日本郵便株式会社
-----------------	-------------------------------------

(2) ガス施設の安全化【東京ガス(株)】

イ 供給設備

- (ア) 導管を高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手構造等を採用し、耐震性の向上を図る。
- (イ) 全ての地区ガバナ（整圧器）にS Iセンサーを設置し、揺れの大きさ（S I値）・ガスの圧力・流量を平時からモニタリングする。
- (ウ) この情報を解析し高密度に被害推定を行い、迅速な供給停止判断及び遮断する体制を整備する。

ウ 施設別安全化対策

施設名	都市ガス関連の安全化対策
製造施設	<u>1</u> 施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保 <u>2</u> 緊急遮断弁、防消火設備、LNG用防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害を防止
供給施設	<u>1</u> 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は必要に応じて補強 <u>2</u> 二次災害の発生を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置、導管網のブロック化、放散塔など緊急対応設備を整備
通信施設	<u>1</u> ループ化された固定無線回線の整備 <u>2</u> 可搬型無線回線の整備
その他の安全設備	<u>1</u> 地震計の設置 LNG基地・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナ(整圧器)には感震・遠隔遮断装置を設置 <u>2</u> 安全装置付ガスメーターの設置 建物内での二次災害を防止するため、200ガル程度の地震時にガスを遮断するマイコンメーターを設置

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）												
<p>(3) 通信施設の安全化【NTT東日本】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="142 268 320 310">事項</th> <th data-bbox="320 268 1400 310">安全化対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="142 310 320 636">電気通信設備</td> <td data-bbox="320 310 1400 636">                     ○電気通信設備等の高信頼化                      次のとおり電気通信設備と、その付帯設備（建物を含む、以下「電気通信設備等」という）の防災設計を実施                      ① 豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を実施                      ② 暴風又は豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風及び耐雪構造化を実施                      ③ 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について、耐震及び耐火構造化を実施                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="142 636 320 955">電気通信システム</td> <td data-bbox="320 636 1400 955">                     ○電気通信システムの高信頼化                      災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項に基づき通信網を整備                      ① 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。                      ② 主要な中継交換機を分散設置                      ③ 大都市において、とう道（共同溝を含む）網を構築                      ④ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置                      ⑤ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼を確保するため、2ルート化を推進                 </td> </tr> </tbody> </table>	事項	安全化対策	電気通信設備	○電気通信設備等の高信頼化 次のとおり電気通信設備と、その付帯設備（建物を含む、以下「電気通信設備等」という）の防災設計を実施 ① 豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を実施 ② 暴風又は豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風及び耐雪構造化を実施 ③ 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について、耐震及び耐火構造化を実施	電気通信システム	○電気通信システムの高信頼化 災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項に基づき通信網を整備 ① 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。 ② 主要な中継交換機を分散設置 ③ 大都市において、とう道（共同溝を含む）網を構築 ④ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置 ⑤ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼を確保するため、2ルート化を推進	<p>(3) 通信施設の安全化【NTT東日本】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1537 268 1715 310">事項</th> <th data-bbox="1715 268 2795 310">安全化対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1537 310 1715 598">電気通信設備</td> <td data-bbox="1715 310 2795 598">                     次のとおり電気通信設備と、その付帯設備（建物を含む、以下「電気通信設備等」という）の防災設計を実施                      1 豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を実施                      2 暴風又は豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風及び耐雪構造化を実施                      3 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について、耐震及び耐火構造化を実施                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1537 598 1715 877">電気通信システム</td> <td data-bbox="1715 598 2795 877">                     災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項に基づき通信網を整備                      1 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。                      2 主要な中継交換機を分散設置                      3 大都市において、とう道（共同溝を含む）網を構築                      4 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置                      5 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼を確保するため、2ルート化を推進                 </td> </tr> </tbody> </table>	事項	安全化対策	電気通信設備	次のとおり電気通信設備と、その付帯設備（建物を含む、以下「電気通信設備等」という）の防災設計を実施 1 豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を実施 2 暴風又は豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風及び耐雪構造化を実施 3 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について、耐震及び耐火構造化を実施	電気通信システム	災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項に基づき通信網を整備 1 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。 2 主要な中継交換機を分散設置 3 大都市において、とう道（共同溝を含む）網を構築 4 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置 5 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼を確保するため、2ルート化を推進
事項	安全化対策												
電気通信設備	○電気通信設備等の高信頼化 次のとおり電気通信設備と、その付帯設備（建物を含む、以下「電気通信設備等」という）の防災設計を実施 ① 豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を実施 ② 暴風又は豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風及び耐雪構造化を実施 ③ 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について、耐震及び耐火構造化を実施												
電気通信システム	○電気通信システムの高信頼化 災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項に基づき通信網を整備 ① 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。 ② 主要な中継交換機を分散設置 ③ 大都市において、とう道（共同溝を含む）網を構築 ④ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置 ⑤ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼を確保するため、2ルート化を推進												
事項	安全化対策												
電気通信設備	次のとおり電気通信設備と、その付帯設備（建物を含む、以下「電気通信設備等」という）の防災設計を実施 1 豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を実施 2 暴風又は豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風及び耐雪構造化を実施 3 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について、耐震及び耐火構造化を実施												
電気通信システム	災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項に基づき通信網を整備 1 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。 2 主要な中継交換機を分散設置 3 大都市において、とう道（共同溝を含む）網を構築 4 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置 5 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼を確保するため、2ルート化を推進												

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）								
<p style="text-align: center;">■■■■■ 応 急 対 策 ■■■■■</p> <table border="1" data-bbox="103 310 1279 359"> <tr> <td>電気・ガス・通信等の応急対策</td> <td>危機管理班、東京電力(株)、東京ガス(株)、NTT東日本</td> </tr> </table> <p>(2) 各事業者における対応 各事業者は、震災後速やかに各事業者の初動体制を確立し、緊急措置をとる。</p> <table border="1" data-bbox="112 541 1427 1125"> <tr> <td style="vertical-align: top;">通信施設 (NTT 東日本)</td> <td> <p>1 通報・連絡 各対策組織相互の通報・連絡は、情報を統括する組織を窓口として行う。</p> <p>2 情報の収集・報告 災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。</p> <p>① 気象状況・災害予報等</p> <p>② 電気通信設備等の被害状況・疎通状況及び停電状況</p> <p>③ 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況</p> <p>④ 被災設備、回線等の復旧状況</p> <p>⑤ 復旧要員の稼働状況</p> <p>⑥ その他必要な情報</p> </td> </tr> </table>	電気・ガス・通信等の応急対策	危機管理班、東京電力(株)、東京ガス(株)、NTT東日本	通信施設 (NTT 東日本)	<p>1 通報・連絡 各対策組織相互の通報・連絡は、情報を統括する組織を窓口として行う。</p> <p>2 情報の収集・報告 災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。</p> <p>① 気象状況・災害予報等</p> <p>② 電気通信設備等の被害状況・疎通状況及び停電状況</p> <p>③ 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況</p> <p>④ 被災設備、回線等の復旧状況</p> <p>⑤ 復旧要員の稼働状況</p> <p>⑥ その他必要な情報</p>	<p style="text-align: center;">■■■■■ 応 急 対 策 ■■■■■</p> <table border="1" data-bbox="1498 310 2546 359"> <tr> <td>1 電気・ガス・通信等の応急対策</td> <td>市、東京電力(株)、東京ガス(株)、NTT東日本</td> </tr> </table> <p>(2) 各事業者における対応【東京電力(株)、東京ガス(株)、NTT東日本】 各事業者は、震災後速やかに各事業者の初動体制を確立し、緊急措置をとる。</p> <table border="1" data-bbox="1507 541 2822 1262"> <tr> <td style="vertical-align: top;">通信施設 (NTT 東日本)</td> <td> <p>1 通報・連絡 各対策組織相互の通報・連絡は、情報を統括する組織を窓口として行う。</p> <p>2 災害時における情報の収集及び連絡</p> <p>(1) 情報の収集、報告 災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。</p> <p>① 気象状況・災害予報等</p> <p>② 電気通信設備等の被害状況・<u>そ通</u>状況及び停電状況</p> <p>③ 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況</p> <p>④ 被災設備、回線等の復旧状況</p> <p>⑤ 復旧要員の稼働状況</p> <p>⑥ その他必要な情報</p> <p>(2) 社外関係機関との連絡 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。</p> </td> </tr> </table>	1 電気・ガス・通信等の応急対策	市、東京電力(株)、東京ガス(株)、NTT東日本	通信施設 (NTT 東日本)	<p>1 通報・連絡 各対策組織相互の通報・連絡は、情報を統括する組織を窓口として行う。</p> <p>2 災害時における情報の収集及び連絡</p> <p>(1) 情報の収集、報告 災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。</p> <p>① 気象状況・災害予報等</p> <p>② 電気通信設備等の被害状況・<u>そ通</u>状況及び停電状況</p> <p>③ 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況</p> <p>④ 被災設備、回線等の復旧状況</p> <p>⑤ 復旧要員の稼働状況</p> <p>⑥ その他必要な情報</p> <p>(2) 社外関係機関との連絡 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。</p>
電気・ガス・通信等の応急対策	危機管理班、東京電力(株)、東京ガス(株)、NTT東日本								
通信施設 (NTT 東日本)	<p>1 通報・連絡 各対策組織相互の通報・連絡は、情報を統括する組織を窓口として行う。</p> <p>2 情報の収集・報告 災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。</p> <p>① 気象状況・災害予報等</p> <p>② 電気通信設備等の被害状況・疎通状況及び停電状況</p> <p>③ 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況</p> <p>④ 被災設備、回線等の復旧状況</p> <p>⑤ 復旧要員の稼働状況</p> <p>⑥ その他必要な情報</p>								
1 電気・ガス・通信等の応急対策	市、東京電力(株)、東京ガス(株)、NTT東日本								
通信施設 (NTT 東日本)	<p>1 通報・連絡 各対策組織相互の通報・連絡は、情報を統括する組織を窓口として行う。</p> <p>2 災害時における情報の収集及び連絡</p> <p>(1) 情報の収集、報告 災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。</p> <p>① 気象状況・災害予報等</p> <p>② 電気通信設備等の被害状況・<u>そ通</u>状況及び停電状況</p> <p>③ 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況</p> <p>④ 被災設備、回線等の復旧状況</p> <p>⑤ 復旧要員の稼働状況</p> <p>⑥ その他必要な情報</p> <p>(2) 社外関係機関との連絡 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。</p>								

修正前（平成 31 年度）（旧）		修正後（令和 3 年度）（新）	
<p>通信施設 (NTT 東日本)</p>	<p>3 警戒措置 災害予報が発せられた場合、報道された場合、若しくはその他の事由により災害の発生が予想される時は、その状況に応じて、次に掲げる事項について警戒の措置をとる。</p> <p>① 情報連絡用回線を作成するとともに、情報連絡要員を配置すること。</p> <p>② 異常事態の発生に備えた監視要員を配置し、又は防災上必要な要員を待機させること。</p> <p>③ 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等を行うこと。</p> <p>④ 災害用機器の点検と出動準備、若しくは非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講ずること。</p> <p>⑤ 防災のために必要な工事用車両、資材等を準備すること。</p> <p>⑥ 電気通信設備等に対し必要な防護措置を講ずること。</p> <p>⑦ その他、安全上必要な措置を講ずること</p> <p>4 重要通信の疎通確保 災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信輻輳(ふくそう)の緩和及び重要通信の確保を図る。</p> <p>① 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置をとること。</p> <p>② 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第 8 条第 2 項及び電気通信事業法施行規則第 56 条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。</p> <p>③ 非常、緊急電報は電気通信事業法第 8 条第 1 項及び電気通信事業法施行規則第 55 条の定めるところにより一般の電報に優先して取り扱うこと。</p> <p>④ 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。</p> <p>⑤ 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。</p> <p>5 被災地特設公衆電話の設置 災害救助法が適用された場合等には指定緊急避難場所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。</p> <p>6 災害用伝言ダイヤル等の提供 地震等の災害発生により著しく通信輻輳(ふくそう)が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板 web171 を速やかに提供する。</p>	<p>通信施設 (NTT 東日本)</p>	<p>3 警戒措置 災害予報が発せられた場合、報道された場合、若しくはその他の事由により災害の発生が予想される時は、その状況に応じて、次に掲げる事項について警戒の措置をとる。</p> <p>① 情報連絡用回線を作成するとともに、情報連絡要員を配置すること。</p> <p>② 異常事態の発生に備えた監視要員を配置し、又は防災上必要な要員を待機させること。</p> <p>③ 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等を行うこと。</p> <p>④ 災害対策用機器の点検と出動準備、若しくは非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講ずること。</p> <p>⑤ 防災のために必要な工事用車両、資材等を準備すること。</p> <p>⑥ 電気通信設備等に対し必要な防護措置を講ずること。</p> <p>⑦ その他、安全上必要な措置を講ずること。</p> <p>4 通信の非常そ通措置</p> <p>(1) 重要通信のそ通確保 災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信輻輳(ふくそう)の緩和及び重要通信の確保を図る。</p> <p>① 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置をとること。</p> <p>② 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第 8 条第 2 項及び電気通信事業法施行規則第 56 条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。</p> <p>③ 非常、緊急電報は電気通信事業法第 8 条第 1 項及び電気通信事業法施行規則第 55 条の定めるところにより一般の電報に優先して取り扱うこと。</p> <p>④ 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。</p> <p>⑤ 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。</p> <p>(2) 被災地特設公衆電話の設置 災害救助法が適用された場合等には避難所等に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。</p> <p>(3) 携帯電話の貸出し 災害救助法が適用された場合等には避難所等、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。</p> <p>(4) 災害用伝言ダイヤル等の提供 地震等の災害発生により著しく通信輻輳(ふくそう)が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。</p>

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1507 247 1760 380">通信施設 (NTT 東日本)</td> <td data-bbox="1760 247 2822 1772"> <p>5 災害時における広報</p> <p>(1) 災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信のそ通及び利用制限の措置状況および被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。</p> <p>(2) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページや支社・支店等前掲示等により直接当該被災地に周知する。</p> <p>(3) 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりのふくそうトーキ案内、避難所等での利用案内を実施する他、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施する。</p> <p>6 対策要員の確保</p> <p>(1) 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、気象、地象情報その他の情報に留意し、非常態勢の発令に備える。</p> <p>(2) 非常態勢が発令された場合は、速やかに所属する対策本部等に出動する。</p> <p>(3) 交通途絶等により所属する対策本部等に出動できない対策要員は、最寄りの事業所に出動し、所属する対策本部等に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。</p> <p>(4) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、業務の運営、若しくは応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次に掲げる事項について、あらかじめその措置方法を定めておく</p> <p>① 社員の非常配置及び服務標準</p> <p>② 社員の非常招集の方法</p> <p>③ 関係組織相互間の応援の要請方法</p> <p>7 グループ会社に対する協力の要請</p> <p>非常態勢を発令した場合には、関係グループ会社に連絡するとともに、必要な災害対策要員、災害復旧用資器材、車両等について協力を要請する。</p> <p>8 社外機関に対する応援又は協力の要請</p> <p>災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し次の事項について応援の要請又は協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。</p> <p>(1) 要員対策</p> <p>工事会社等の応援、自衛隊の派遣を要請する。</p> <p>(2) 資材及び物資対策</p> <p>地方公共団体等に対する燃料、食糧等の特別配給を要請する。</p> </td> </tr> </table>	通信施設 (NTT 東日本)	<p>5 災害時における広報</p> <p>(1) 災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信のそ通及び利用制限の措置状況および被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。</p> <p>(2) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページや支社・支店等前掲示等により直接当該被災地に周知する。</p> <p>(3) 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりのふくそうトーキ案内、避難所等での利用案内を実施する他、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施する。</p> <p>6 対策要員の確保</p> <p>(1) 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、気象、地象情報その他の情報に留意し、非常態勢の発令に備える。</p> <p>(2) 非常態勢が発令された場合は、速やかに所属する対策本部等に出動する。</p> <p>(3) 交通途絶等により所属する対策本部等に出動できない対策要員は、最寄りの事業所に出動し、所属する対策本部等に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。</p> <p>(4) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、業務の運営、若しくは応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次に掲げる事項について、あらかじめその措置方法を定めておく</p> <p>① 社員の非常配置及び服務標準</p> <p>② 社員の非常招集の方法</p> <p>③ 関係組織相互間の応援の要請方法</p> <p>7 グループ会社に対する協力の要請</p> <p>非常態勢を発令した場合には、関係グループ会社に連絡するとともに、必要な災害対策要員、災害復旧用資器材、車両等について協力を要請する。</p> <p>8 社外機関に対する応援又は協力の要請</p> <p>災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し次の事項について応援の要請又は協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。</p> <p>(1) 要員対策</p> <p>工事会社等の応援、自衛隊の派遣を要請する。</p> <p>(2) 資材及び物資対策</p> <p>地方公共団体等に対する燃料、食糧等の特別配給を要請する。</p>
通信施設 (NTT 東日本)	<p>5 災害時における広報</p> <p>(1) 災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信のそ通及び利用制限の措置状況および被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。</p> <p>(2) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページや支社・支店等前掲示等により直接当該被災地に周知する。</p> <p>(3) 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりのふくそうトーキ案内、避難所等での利用案内を実施する他、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施する。</p> <p>6 対策要員の確保</p> <p>(1) 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、気象、地象情報その他の情報に留意し、非常態勢の発令に備える。</p> <p>(2) 非常態勢が発令された場合は、速やかに所属する対策本部等に出動する。</p> <p>(3) 交通途絶等により所属する対策本部等に出動できない対策要員は、最寄りの事業所に出動し、所属する対策本部等に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。</p> <p>(4) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、業務の運営、若しくは応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次に掲げる事項について、あらかじめその措置方法を定めておく</p> <p>① 社員の非常配置及び服務標準</p> <p>② 社員の非常招集の方法</p> <p>③ 関係組織相互間の応援の要請方法</p> <p>7 グループ会社に対する協力の要請</p> <p>非常態勢を発令した場合には、関係グループ会社に連絡するとともに、必要な災害対策要員、災害復旧用資器材、車両等について協力を要請する。</p> <p>8 社外機関に対する応援又は協力の要請</p> <p>災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し次の事項について応援の要請又は協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。</p> <p>(1) 要員対策</p> <p>工事会社等の応援、自衛隊の派遣を要請する。</p> <p>(2) 資材及び物資対策</p> <p>地方公共団体等に対する燃料、食糧等の特別配給を要請する。</p>		

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1507 226 1765 359"> <p>通信施設 (NTT 東日本)</p> </td> <td data-bbox="1765 226 2822 1892"> <p>(3) 交通及び輸送対策</p> <p>① 人員又は災害対策用機器、資材及び物資等の緊急輸送に必要な車両等について、交通制限又は輸送制限に係る特別許可を申請する。</p> <p>② 災害時等、緊急輸送のための運送業者の協力、若しくは自衛隊等に対し輸送の援助を要請する。</p> <p>(4) 電源対策</p> <p>商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料、非常用電源装置の燃料、オイル及び冷却水等の確保・供給を関係者に要請する。</p> <p>(5) お客様対応</p> <p>お客様に対して故障情報、回復情報、ふくそう回避策及び、利用案内等について情報提供を行うとともに、報道機関との連携を図る。</p> <p>(6) その他必要な事項</p> <p>9 対策要員の広域応援</p> <p>大規模地震等により、大都市、若しくは広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、全国規模による応援組織の編成、応急復旧用資器材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立して運用する。なお、持株会社は必要に応じて調整を行う。</p> <p>10 災害時における災害対策用資器材の確保</p> <p>(1) 調達</p> <p>予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資器材は現地調達もしくは資材部門等に要求する。</p> <p>(2) 輸送</p> <p>災害対策用資器材の輸送は、あらかじめ契約しているヘリコプター、車両等により行う。</p> <p>(3) 災害対策用資器材置場等の確保</p> <p>災害時において必要に応じて、災害対策用資器材置場、臨時ヘリポートおよび仮設用地等を確保する。この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して迅速な確保を図る。</p> <p>11 設備の応急復旧</p> <p>災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。</p> <p>(1) 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。</p> <p>(2) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。</p> <p>(3) 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と提携し、早期復旧に努める。</p> </td> </tr> </table>	<p>通信施設 (NTT 東日本)</p>	<p>(3) 交通及び輸送対策</p> <p>① 人員又は災害対策用機器、資材及び物資等の緊急輸送に必要な車両等について、交通制限又は輸送制限に係る特別許可を申請する。</p> <p>② 災害時等、緊急輸送のための運送業者の協力、若しくは自衛隊等に対し輸送の援助を要請する。</p> <p>(4) 電源対策</p> <p>商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料、非常用電源装置の燃料、オイル及び冷却水等の確保・供給を関係者に要請する。</p> <p>(5) お客様対応</p> <p>お客様に対して故障情報、回復情報、ふくそう回避策及び、利用案内等について情報提供を行うとともに、報道機関との連携を図る。</p> <p>(6) その他必要な事項</p> <p>9 対策要員の広域応援</p> <p>大規模地震等により、大都市、若しくは広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、全国規模による応援組織の編成、応急復旧用資器材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立して運用する。なお、持株会社は必要に応じて調整を行う。</p> <p>10 災害時における災害対策用資器材の確保</p> <p>(1) 調達</p> <p>予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資器材は現地調達もしくは資材部門等に要求する。</p> <p>(2) 輸送</p> <p>災害対策用資器材の輸送は、あらかじめ契約しているヘリコプター、車両等により行う。</p> <p>(3) 災害対策用資器材置場等の確保</p> <p>災害時において必要に応じて、災害対策用資器材置場、臨時ヘリポートおよび仮設用地等を確保する。この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して迅速な確保を図る。</p> <p>11 設備の応急復旧</p> <p>災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。</p> <p>(1) 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。</p> <p>(2) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。</p> <p>(3) 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と提携し、早期復旧に努める。</p>
<p>通信施設 (NTT 東日本)</p>	<p>(3) 交通及び輸送対策</p> <p>① 人員又は災害対策用機器、資材及び物資等の緊急輸送に必要な車両等について、交通制限又は輸送制限に係る特別許可を申請する。</p> <p>② 災害時等、緊急輸送のための運送業者の協力、若しくは自衛隊等に対し輸送の援助を要請する。</p> <p>(4) 電源対策</p> <p>商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料、非常用電源装置の燃料、オイル及び冷却水等の確保・供給を関係者に要請する。</p> <p>(5) お客様対応</p> <p>お客様に対して故障情報、回復情報、ふくそう回避策及び、利用案内等について情報提供を行うとともに、報道機関との連携を図る。</p> <p>(6) その他必要な事項</p> <p>9 対策要員の広域応援</p> <p>大規模地震等により、大都市、若しくは広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、全国規模による応援組織の編成、応急復旧用資器材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立して運用する。なお、持株会社は必要に応じて調整を行う。</p> <p>10 災害時における災害対策用資器材の確保</p> <p>(1) 調達</p> <p>予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資器材は現地調達もしくは資材部門等に要求する。</p> <p>(2) 輸送</p> <p>災害対策用資器材の輸送は、あらかじめ契約しているヘリコプター、車両等により行う。</p> <p>(3) 災害対策用資器材置場等の確保</p> <p>災害時において必要に応じて、災害対策用資器材置場、臨時ヘリポートおよび仮設用地等を確保する。この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して迅速な確保を図る。</p> <p>11 設備の応急復旧</p> <p>災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。</p> <p>(1) 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。</p> <p>(2) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。</p> <p>(3) 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と提携し、早期復旧に努める。</p>		

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）												
<p><b>第 4 章 応急対応力の強化</b></p> <p><b>第 1 節 災害活動体制</b></p> <p>予 防 対 策</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">1. 市の動員体制等の整備・充実</td> <td>危機管理室、職員課、関係各課</td> </tr> </table> <p>（新設）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">2. マニュアル等の整備</td> <td>危機管理室、全課、市民</td> </tr> </table> <p>(1) マニュアル等の整備 地域防災計画に基づき、所属ごとに必要に応じてマニュアルを整備する。避難施設については、避難所運営協議会等がマニュアルの整備を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">3. 事業継続計画の作成</td> <td>危機管理室、全課</td> </tr> </table> <p>(1) 市政の事業継続計画の作成【危機管理室、全課】 震災時に迅速な対応を行い、必要とされる都市機能の確保及び最短の時間での業務復旧を可能とするため、市政の事業継続計画（BCP）を作成しており、訓練等を通じて適宜修正をする。</p> <p>(2) 事業者の事業継続計画の作成【危機管理室】 震災時に企業等の事業活動を早期に復旧するため、事業者が事業継続計画（BCP）の作成するよう周知していく。</p>	1. 市の動員体制等の整備・充実	危機管理室、職員課、関係各課	2. マニュアル等の整備	危機管理室、全課、市民	3. 事業継続計画の作成	危機管理室、全課	<p><b>第 4 章 応急対応力の強化</b></p> <p><b>第 1 節 災害活動体制</b></p> <p>予 防 対 策</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">1 市の動員体制等の整備・充実</td> <td>市、教育委員会</td> </tr> </table> <p>(5) 庁舎の非常用電源の拡充【総務課】 機能維持強化にむけて、庁舎（災害対策本部等）の非常用電源の使用可能時間等の拡充・強化に努める。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">2 マニュアル等の整備</td> <td>市、市民</td> </tr> </table> <p>(1) マニュアル等の整備【全課、市民】 地域防災計画に基づき、<u>班</u>ごとに必要に応じてマニュアルを整備する。<u>避難所</u>については、<u>避難所運営協議会</u>等がマニュアルの整備を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">3 事業継続計画の作成</td> <td>市</td> </tr> </table> <p>(1) 市政の事業継続計画の作成及び修正【全課】 震災時に迅速な対応を行い、必要とされる都市機能の確保及び最短の時間での業務復旧を可能とするため、市政の事業継続計画（BCP）を作成しており、訓練等を通じて適宜修正をする。</p> <p>(2) 事業者の事業継続計画の作成【危機管理課】 震災時に企業等の事業活動を早期に復旧するため、<u>商工会・商工会議所と連携し</u>、事業者が事業継続計画（BCP）を作成するよう周知していく。</p>	1 市の動員体制等の整備・充実	市、教育委員会	2 マニュアル等の整備	市、市民	3 事業継続計画の作成	市
1. 市の動員体制等の整備・充実	危機管理室、職員課、関係各課												
2. マニュアル等の整備	危機管理室、全課、市民												
3. 事業継続計画の作成	危機管理室、全課												
1 市の動員体制等の整備・充実	市、教育委員会												
2 マニュアル等の整備	市、市民												
3 事業継続計画の作成	市												

修正前（平成31年度）（旧）

修正後（令和3年度）（新）

応急対策

<発災後の活動の流れ>

機関	発災 1時間	1日	3日	1週間以降
市 市災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○非常配備態勢の発令</li> <li>○災害対策本部（夜間・休日等は初動本部）の設置</li> <li>○職員の参集・安否確認</li> <li>○情報収集</li> <li>○現地災害対策本部の設置</li> <li>○関係機関への周知</li> <li>○市内被害状況の把握・分析</li> <li>○市民への災害対策本部設置の広報                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○審議・会議の開催（適宜）</li> <li>○広報活動の実施</li> <li>○都への応援要請</li> </ul> </li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>《配備態勢》</li> <li>○情報連絡態勢の確立（災害対策本部設置の前段階）</li> </ul>			
都 都災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>【勤務時間内】</li> <li>○非常配備態勢の発令</li> <li>職員参集</li> <li>【勤務時間外】</li> <li>○緊急初動態勢の確立</li> <li>初動本部及び各初動支部へ参集</li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別非常配備態勢の発令</li> <li>職員参集</li> </ul>			
都 都災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本部の設置</li> <li>○情報収集</li> <li>○非常配備態勢の発令</li> <li>○指定要員等の参集</li> <li>○本部員の参集開始</li> <li>○一般職員の参集開始                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○第1回本部審議（以後、適宜開催）</li> </ul> </li> <li>○警察災害派遣隊の派遣要請</li> <li>○緊急消防援助隊への応援要請</li> <li>○自衛隊への災害派遣要請                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○報道発表（以後、適宜発表）</li> <li>○本部派遣員の参集</li> <li>○本部連絡員調整会議（以後、適宜開催）</li> </ul> </li> <li>○他県等への応援要請</li> <li>○災害救助法の事前連絡→適用</li> </ul>			

応急対策

<発災後の活動の流れ>

機関	発災 1時間	1日	3日	1週間以降
市 市災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○震災非常配備態勢の発令</li> <li>○災害対策本部（夜間・休日等は初動本部）の設置</li> <li>○職員の参集・安否確認</li> <li>○情報収集</li> <li>○現地災害対策本部の設置</li> <li>○関係機関への周知</li> <li>○市内被害状況の把握・分析</li> <li>○市民への災害対策本部設置の広報                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○審議・会議の開催（適宜）</li> <li>○広報活動の実施</li> <li>○都への応援要請</li> </ul> </li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>《配備態勢》</li> <li>○情報連絡態勢の確立（災害対策本部設置の前段階）</li> </ul>			
都 都災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本部の設置</li> <li>○情報収集</li> <li>○非常配備態勢の発令</li> <li>○指定要員等の参集</li> <li>○本部員の参集開始</li> <li>○一般職員の参集開始                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○第1回本部審議（以後、適宜開催）</li> </ul> </li> <li>○警察災害派遣隊の派遣要請</li> <li>○緊急消防援助隊への応援要請</li> <li>○自衛隊への災害派遣要請                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○報道発表（以後、適宜発表）</li> <li>○本部派遣員の参集</li> <li>○本部連絡員調整会議（以後、適宜開催）</li> </ul> </li> <li>○他県等への応援要請</li> <li>○災害救助法の事前連絡→適用</li> </ul>			

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;"><b>3. 災害対策本部の設置（勤務時間内）</b></td> <td style="width: 30%; text-align: center;">全班</td> </tr> </table> <p>(1) 災害対策本部の設置</p> <p>ア 勤務時間内については、市長は、市の地域に地震等による災害が発生した場合、又は発生のおそれがあり、非常配備態勢を発令する必要があると認めた場合、災害対策活動の推進を図るために災害対策本部を設置する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>【災害対策本部の設置基準】</b></p> <p>次の基準のうち、1つ以上を満たす場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 市域で震度5弱以上の地震が発生したとき</li> <li>② 「東海地震注意情報」あるいは「東海地震予知情報－警戒宣言」を受けたとき</li> <li>③ 市域に災害が発生した場合、又は発生のおそれがあり、非常配備態勢を発令する必要があると市長が認めたとき</li> <li>④ その他の状況により市長が必要と認めたとき</li> </ol> </div> <p>(4) 災害対策本部の設置・廃止の通知と公表</p> <p>危機管理室長は、災害対策本部を設置（又は廃止）したとき、直ちにその旨を次に掲げる者に通知・公表する。所属長は通知を受けたとき、所属職員に対し周知徹底する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>【通知・公表先】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 災害対策副本部長（以下「副本部長（副市長、教育長）」という。）</li> <li>② 災害対策本部員（市長の事務局に属する担当部長、教育委員会に属する担当部長、会計管理者、議会事務局長及び本部長（市長）が指名した市の職員）（以下「本部員」という。）</li> <li>③ 都知事（総務局災害対策本部）</li> <li>④ 警察署長、消防署長、消防団長、近隣区市長、各防災関係機関</li> <li>⑤ 本部長（市長）が必要と認めた団体、市民、報道機関</li> </ol> </div> <p>また、災害対策本部が設置された場合、防災センター1階入口、及び災害対策本部室内の2か所に「西東京市災害対策本部」の標示を掲出する。</p>	<b>3. 災害対策本部の設置（勤務時間内）</b>	全班	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;"><b>1 災害対策本部の設置</b></td> <td style="width: 30%; text-align: center;">全班</td> </tr> </table> <p>(1) 災害対策本部の設置【<u>全班</u>】</p> <p>ア 勤務時間内については、市長は、市の地域に地震等による災害が発生した場合、又は発生のおそれがあり、<u>震災非常配備態勢</u>を発令する必要があると認めた場合、災害対策活動の推進を図るために災害対策本部を設置する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>【災害対策本部の設置基準】</b></p> <p>次の基準のうち、1つ以上を満たす場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 市域で震度5弱以上の地震が発生したとき</li> <li>② 市域に災害が発生した場合、又は発生のおそれがあり、<u>震災非常配備態勢</u>を発令する必要があると市長が認めたとき</li> <li>③ その他の状況により市長が必要と認めたとき</li> </ol> </div> <p style="text-align: center;">以降、「非常配備態勢」は「震災非常配備態勢」とする</p> <p>(4) 災害対策本部の設置・廃止の通知と公表【<u>危機管理班</u>】</p> <p><u>危機管理担当部長</u>は、災害対策本部を設置（又は廃止）したとき、直ちにその旨を次に掲げる者に通知・公表する。所属長は通知を受けたとき、所属職員に対し周知徹底する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>【通知・公表先】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 災害対策副本部長（以下「副本部長（副市長、教育長）」という。）</li> <li>② 災害対策本部員（市長の事務局に属する<u>部長</u>、教育委員会に属する<u>部長</u>、会計管理者、議会事務局長及び本部長（市長）が指名した市の職員）（以下「本部員」という。）</li> <li>③ 都知事（総務局災害対策本部）</li> <li>④ 警察署長、消防署長、消防団長、近隣区市長、各防災関係機関</li> <li>⑤ 本部長（市長）が必要と認めた団体、市民、報道機関</li> </ol> </div> <p>また、災害対策本部が設置された場合、防災センター1階入口、及び災害対策本部室内の2<u>箇所</u>に「西東京市災害対策本部」の標示を掲出する。</p>	<b>1 災害対策本部の設置</b>	全班
<b>3. 災害対策本部の設置（勤務時間内）</b>	全班				
<b>1 災害対策本部の設置</b>	全班				

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">2 初動本部の設置（勤務時間外）</td> <td style="width: 30%;">全班</td> </tr> </table> <p>(1) 初動本部の設置</p> <p>イ 初動本部の態勢及び災害応急対策の実施については、「6. 職員の活動体制」に基づくものとする。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>【初動本部の設置基準】</b></p> <p>勤務時間外（夜間・休日等）において、次の基準のうち、1つ以上を満たす場合</p> <p>① 市域で震度5弱以上の地震が発生したとき</p> <p>② 「東海地震注意情報」あるいは「東海地震予知情報－警戒宣言」を受けたとき</p> <p>③ その他の状況により市長が必要と認めたとき</p> </div>	2 初動本部の設置（勤務時間外）	全班	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">2 初動本部の設置（勤務時間外）</td> <td style="width: 30%;">全班</td> </tr> </table> <p>(1) 初動本部の設置【<b>全班</b>】</p> <p>イ 初動本部の態勢及び災害応急対策の実施については、「7 職員の活動態勢」に基づくものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>【初動本部の設置基準】</b></p> <p>勤務時間外（夜間・休日等）において、次の基準のうち、1つ以上を満たす場合</p> <p>① 市域で震度5弱以上の地震が発生したとき</p> <p>② その他の状況により市長が必要と認めたとき</p> </div>	2 初動本部の設置（勤務時間外）	全班
2 初動本部の設置（勤務時間外）	全班				
2 初動本部の設置（勤務時間外）	全班				

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）																		
<p>(新設)</p> <table border="1" data-bbox="103 632 1092 678"> <tr> <td><b>3. 災害対策本部の運営</b></td> <td>全班</td> </tr> </table> <p>庁内各対策チーム、部及び班は、関係者間は元より、各対策チーム、部及び班と相互に連携し、各種対策を適切に実施する。</p> <p>また、医療救護活動、物資の調達や搬送、道路やライフラインの復旧等の様々な応急活動を一体となり実施するため、必要に応じて災害対策本部の下に、各部、防災機関、関係団体、事業者等で構成された組織を設置することができる。</p> <p><b>(1) 災害対策本部の組織</b></p> <p>ア 災害対策本部は、災害対策本部長室（以下「本部長室」という。）、チーム、部及び班で構成する。チームにはチーム長、部には部長、班には班長を置くとともに、本部長室及び部に属すべき災害対策本部の職員は、本部長（市長）が別に定める。</p> <p>イ 大規模な震災時の初動においては、参集職員が少なく班態勢がとれない場合は、部態勢で対応するものとし、市民の生命、安全の確保のため災害対策本部に情報管理、指揮命令を一本化し、職員の総力を持って災害応急対策を実施する。</p> <p><b>(2) 本部長（市長）等の職務</b></p> <p>ア 本部長（市長）は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部の職員を指揮監督する。</p> <p>イ 副本部長（副市長、教育長）は、本部長（市長）を補佐し、本部長（市長）に事故があるとき、又は本部長（市長）が欠けたときは、その職務を代行する。</p> <p>ウ 本部員は、本部長（市長）の命を受け、本部長室において市の災害対策に関する重要事項の審議等を行う。</p> <p><b>(3) 本部長（市長）の職務代理の指定</b></p> <p>ア 第1順位 副本部長（副市長）</p> <p>イ 第2順位 副本部長（教育長）</p> <p>ウ 第3順位 危機管理室長</p> <p>エ 第4順位 本部員の中の参集筆頭者</p>	<b>3. 災害対策本部の運営</b>	全班	<table border="1" data-bbox="1498 226 2487 273"> <tr> <td><b>3 災害対策本部の組織</b></td> <td>全班</td> </tr> </table> <p>(1) <u>災害対策本部は、災害対策本部長室（以下「本部長室」という。）、チーム、部及び班で構成する。チームにはチーム長、部には部長、班には班長を置くとともに、本部長室及び部に属すべき災害対策本部の職員は、本部長（市長）が別に定める。</u></p> <p>(2) <u>震災発生時の初動においては、参集職員が少なく班態勢がとれない場合は、部態勢で対応するものとし、市民の生命、安全の確保のため災害対策本部に情報管理、指揮命令を一本化し、職員の総力を持って災害応急対策を実施する。</u></p> <table border="1" data-bbox="1498 632 2487 678"> <tr> <td><b>4 災害対策本部の運営</b></td> <td>全班</td> </tr> </table> <p>庁内各対策チーム、部及び班は、関係者間はもとより、各対策チーム、部及び班と相互に連携し、各種対策を適切に実施する。</p> <p>また、医療救護活動、物資の調達や搬送、道路やライフラインの復旧等の様々な応急活動を一体となり実施するため、必要に応じて災害対策本部の下に、各部、<u>防災関係機関</u>、関係団体、事業者等で構成された組織を設置することができる。</p> <p><b>(1) 本部長室の開設</b></p> <p><u>危機管理担当部長</u>は、災害対策本部の設置後、直ちに本部長室を開設するために必要な措置をとる。本部長室開設後は、<u>危機管理担当部長</u>が運営を統括する。</p> <p>本部長室は、原則として防災センター5階災害対策本部室に設置する。ただし、防災センターの被害が甚大で設置が不可能な場合は、①審議進行に係る十分な面積、②通信設備及び代替電力（発電機等）の確保が容易、③車両進入が容易、等を選定基準として、適切な設置場所を検討し、本部長（市長）が決定する。</p> <p><b>(2) 本部長室の構成及び内容</b></p> <p>本部長室は、次の者をもって組織する。</p> <table border="1" data-bbox="1694 1335 2638 1472"> <tr> <td>① 本部長（市長）</td> </tr> <tr> <td>② 副本部長（副市長、教育長）</td> </tr> <tr> <td>③ 本部員</td> </tr> </table> <p>また、本部長室は、次のことについて災害対策本部の基本方針を審議策定する。</p> <table border="1" data-bbox="1694 1545 2638 1946"> <tr> <td>① 災害対策の総合的な調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td>② <u>震災非常配備態勢の解除及び災害対策本部の廃止</u>に関すること。</td> </tr> <tr> <td>③ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。</td> </tr> <tr> <td>④ <u>避難情報の発令及び解除</u>に関すること。</td> </tr> <tr> <td>⑤ 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用に関すること。</td> </tr> <tr> <td>⑥ 都、他の市区町村又は公共機関等に対する応援要請に関すること。</td> </tr> <tr> <td>⑦ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。</td> </tr> <tr> <td>⑧ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。</td> </tr> <tr> <td>⑨ 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。</td> </tr> </table>	<b>3 災害対策本部の組織</b>	全班	<b>4 災害対策本部の運営</b>	全班	① 本部長（市長）	② 副本部長（副市長、教育長）	③ 本部員	① 災害対策の総合的な調整に関すること。	② <u>震災非常配備態勢の解除及び災害対策本部の廃止</u> に関すること。	③ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。	④ <u>避難情報の発令及び解除</u> に関すること。	⑤ 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用に関すること。	⑥ 都、他の市区町村又は公共機関等に対する応援要請に関すること。	⑦ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。	⑧ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。	⑨ 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。
<b>3. 災害対策本部の運営</b>	全班																		
<b>3 災害対策本部の組織</b>	全班																		
<b>4 災害対策本部の運営</b>	全班																		
① 本部長（市長）																			
② 副本部長（副市長、教育長）																			
③ 本部員																			
① 災害対策の総合的な調整に関すること。																			
② <u>震災非常配備態勢の解除及び災害対策本部の廃止</u> に関すること。																			
③ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。																			
④ <u>避難情報の発令及び解除</u> に関すること。																			
⑤ 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用に関すること。																			
⑥ 都、他の市区町村又は公共機関等に対する応援要請に関すること。																			
⑦ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。																			
⑧ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。																			
⑨ 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。																			

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）
<p><b>(4) 本部長室の開設</b></p> <p>危機管理室長は、災害対策本部の設置後、直ちに本部長室を開設するために必要な措置をとる。本部長室開設後は、危機管理室長が運営を統括する。</p> <p>本部長室は、原則として防災センター5階災害対策本部室に設置する。ただし、防災センターの被害が甚大で設置が不可能な場合は、①審議進行に係る十分な面積、②通信設備及び代替電力（発電機等）の確保が容易、③車両進入が容易、等を選定基準として、適切な設置場所を検討し、本部長（市長）が決定する。</p> <p><b>(5) 本部長室の構成</b></p> <p>本部長室は、次の者をもって組織する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 本部長（市長）</p> <p>② 副本部長（副市長、教育長）</p> <p>③ 本部員</p> <p>④ 本部長室の庶務は、危機管理室が行う。</p> </div> <p>また、本部長室は、次のことについて災害対策本部の基本方針を審議策定する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 災害対策の総合的な調整に関すること。</p> <p>② 災害対策本部の非常配備態勢及びその解除に関すること。</p> <p>③ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。</p> <p>④ 避難の勧告又は指示に関すること。</p> <p>⑤ 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用に関すること。</p> <p>⑥ 都又は他の市町村に対する応援要請に関すること。</p> <p>⑦ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。</p> <p>⑧ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。</p> <p>⑨ 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。</p> </div> <p><b>(6) 各部長等の職務</b></p> <p>ア チーム長は、本部長（市長）の命を受け、チーム内各部長と相互に連携し、チーム内対策について調整する。</p> <p>イ 部長は、本部長（市長）の命を受け、部の事務を掌理する。</p> <p>ウ 班長は部長の命を受け、班の事務を掌理する。</p> <p>エ 各部、班の職員は、部長、班長の命を受け、部、班の事務に従事する。</p>	<p><b>(3) 本部長（市長）の職務</b></p> <p>ア 本部長（市長）は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部の職員を指揮監督する。</p> <p>イ 本部長（市長）は、本部長室の所掌事務について審議する必要があるとき、副本部長（副市長、教育長）及び本部員を招集する。</p> <p>ウ 本部長（市長）は、特に必要があると認められるとき、本部長室構成員以外の市職員のうちから、本部長室への出席を指名することができる。</p> <p><b>(4) 本部長（市長）の職務代理の指定</b></p> <p>ア 第1順位 副本部長（副市長）</p> <p>イ 第2順位 副本部長（教育長）</p> <p>ウ 第3順位 危機管理担当部長</p> <p>エ 第4順位 本部員の中の筆頭者</p> <p><b>(5) 副本部長（副市長、教育長）の職務</b></p> <p>副本部長（副市長、教育長）は、本部長（市長）を補佐し、本部長（市長）に事故があるとき、又は本部長（市長）が欠けたときは、その職務を代行する。</p> <p><b>(6) 各部長及び本部員の職務</b></p> <p>ア 部長は、本部長（市長）の命を受け、部の事務を掌理する。</p> <p>イ 部長は、その所管事項に関して本部長室に付議すべき事項があるときは、速やかに付議しなければならない。</p> <p>ウ 本部員は、本部長（市長）の命を受け、本部長室の事務に従事する。</p> <p>エ 部長及び本部員は、次の事項について、速やかに本部長に報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査把握した被害状況等</li> <li>・ 実施した応急措置の概要</li> <li>・ 今後実施しようとする応急措置の内容</li> <li>・ 本部長（市長）から特に指示された事項</li> <li>・ その他必要と認められる事項</li> </ul>

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）
<p>(7) 本部長室の審議</p> <p>ア 本部長（市長）は、本部長室の所掌事務について審議する必要があるとき、副本部長（副市長、教育長）及び本部員を招集する。</p> <p>イ 本部長（市長）は、特に必要があると認められるとき、本部長室構成員以外の市職員のうちから、本部長室への出席を指名することができる。</p> <p>ウ 部長は、その所管事項に関して本部長室に付議すべき事項があるときは、速やかに本部長室に付議しなければならない。</p> <p>(8) 即時対応会議</p> <p>ア 本部長（市長）は、人命の救助、都市機能の維持等、急を要する即時対応案件について迅速な措置をとるため、副本部長及び関係する本部員で構成する即時対応会議を開催し、対処方針等を決定する。</p> <p>イ 即時対応会議は、本部長（市長）が開催の必要を認めた場合に開催するほか、副本部長（副市長、教育長）、本部員が会議の開催を必要と認めた場合、本部長（市長）に対して当該会議の開催を求めることができる。</p> <p>ウ 本部員は協働し、必要な情報を即時対応会議に報告し、本部長（市長）の判断を仰ぐ。</p> <p>(9) 部内・班会議の開催</p> <p>本部長（市長）の方針を徹底させる場合のほか、次のような場合には必要により部内会議又は班会議を開催する。</p> <p>ア 災害対策本部会議の決定事項について、各班長にまで徹底すべき事項がある場合</p> <p>イ 災害対策本部会議の決定事項について、部内又は班内で調整する必要がある場合</p> <p>ウ 参集職員が不足し、部態勢で対応する場合</p> <p>エ その他各部長又は班長が必要と認めた場合</p>	<p>(7) <u>危機管理班の職務【危機管理班】</u></p> <p><u>危機管理班は、本部長（市長）の命を受け、各防災関係機関と総合調整するほか、次に掲げる事務を行う。</u></p> <p>ア <u>被害情報等の収集及び通信連絡の総括に関すること。</u></p> <p>イ <u>災害本部の職員の動員に関すること。</u></p> <p>ウ <u>災害本部における通信施設の保全に関すること。</u></p> <p>エ <u>自衛隊及び防災関係機関との連絡に関すること。</u></p> <p>オ <u>災害対策本部の運営及び本部長室の庶務に関すること。</u></p> <p>(8) <u>調整班の職務【調整班】</u></p> <p><u>調整班は、次に掲げる事務を行う。</u></p> <p>ア <u>本部長室、危機管理班及び各部との連絡調整に関すること。</u></p> <p>イ <u>被災状況等の情報収集、分析及び各部との連絡調整、ライフライン事業者との連絡に関すること。</u></p> <p>ウ <u>各部の情報の統括整理や各部にまたがる事務及び各部では調整が困難な事項についての総合調整に関すること。</u></p> <p>(9) <u>災害対策本部会議</u></p> <p>ア 本部長（市長）は、<u>対策の基本方針や重要対策等を決定する必要がある場合、副本部長（副市長、教育長）及び本部員が出席する災害対策本部会議を開催し、対処方針等を決定する。</u></p> <p>イ <u>災害対策本部会議は、本部長（市長）が開催の必要を認めた場合に開催するほか、副本部長（副市長、教育長）、又は本部員が会議の開催を必要と認めた場合、本部長（市長）に対して災害対策本部会議の開催を求めることができる。</u></p> <p>ウ 本部員は協働し、必要な情報を<u>災害対策本部会議に報告し、本部長（市長）の判断を仰ぐ。</u></p> <p>エ <u>部長（市長）は、人命の救助、都市機能の維持等、急を要する即時対応案件について迅速な措置をとる必要がある場合で災害対策本部会議を開催するいとまが無い時は、副本部長及び関係する本部員が出席する会議を開催し、対処方針等を決定することができる。</u></p> <p>(10) <u>部内・班会議の開催</u></p> <p>本部長（市長）の方針を徹底させる場合のほか、次のような場合には必要により部内会議又は班会議を開催する。</p> <p>ア <u>災害対策本部会議の決定事項について、各班長にまで徹底すべき事項がある場合</u></p> <p>イ <u>災害対策本部会議の決定事項について、部内又は班内で調整する必要がある場合</u></p> <p>ウ <u>対応職員が不足し、部態勢で対応する場合</u></p> <p>エ <u>その他各部長又は班長が必要と認めた場合</u></p>

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）
<p>(10) 災害対策本部と報道機関との連絡  災害対策本部の報道機関に対する発表は、原則として事前に定めた会議室等で行う。</p> <p>(11) 災害対策本部の連絡体制  災害対策本部の通信の運用管理は、危機管理室長が統括し、危機管理特命主幹が補佐する。各部長は、災害対策本部が設置されたとき、直ちに通信連絡態勢の確保を図らなければならない。</p> <p>(12) 本部長（市長）への措置状況等の報告  各部長は、次の事項について、速やかに本部長（市長）に報告しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 調査把握した被害状況等</li> <li>イ 実施した応急措置の概要</li> <li>ウ 今後実施しようとする応急措置の内容</li> <li>エ 本部長（市長）から特に指示された事項</li> <li>オ その他必要と認められる事項</li> </ul>	<p>(11) 災害対策本部と報道機関との連絡【<u>広報班</u>】  災害対策本部の報道機関に対する発表は、原則として事前に定めた会議室等（<u>市記者室</u>）で行う。</p> <p>(12) 災害対策本部の連絡体制【<u>調整班</u>】  災害対策本部の通信の運用管理は、<u>危機管理担当部長</u>が統括し、<u>危機管理課長</u>が補佐する。各部長は、災害対策本部が設置されたとき、直ちに通信連絡態勢の確保を図らなければならない。</p>

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）				
<table border="1" data-bbox="103 226 1092 273"> <tr> <td data-bbox="103 226 557 273">4. 現地災害対策本部の運営</td> <td data-bbox="557 226 1092 273">危機管理室</td> </tr> </table> <p data-bbox="103 325 593 357"><b>(3) 現地本部の分掌事務【危機管理班】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="133 367 712 399">ア 被害及び復旧状況の情報分析に関する事</li> <li data-bbox="133 409 638 441">イ 関係機関との連絡調整に関する事</li> <li data-bbox="133 451 712 483">ウ 現場職員の役割分担及び調整に関する事</li> <li data-bbox="133 493 964 525">エ 防災関係機関等への応援要請についての意見具申に関する事</li> <li data-bbox="133 535 905 567">オ 本部長（市長）の指示による応急対策の推進に関する事</li> <li data-bbox="133 577 608 609">カ 各種相談業務の実施に関する事</li> <li data-bbox="133 619 816 651">キ その他、緊急を要する応急対策の実施に関する事</li> </ul>	4. 現地災害対策本部の運営	危機管理室	<table border="1" data-bbox="1498 226 2487 273"> <tr> <td data-bbox="1498 226 1952 273">5 現地災害対策本部の運営</td> <td data-bbox="1952 226 2487 273">市</td> </tr> </table> <p data-bbox="1498 325 1988 357"><b>(3) 現地本部の分掌事務【危機管理班】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1528 367 2136 399">ア 被害及び復旧状況の情報分析に関する事。<u>  </u></li> <li data-bbox="1528 409 2062 441">イ 関係機関との連絡調整に関する事。<u>  </u></li> <li data-bbox="1528 451 2136 483">ウ 現場職員の役割分担及び調整に関する事。<u>  </u></li> <li data-bbox="1528 493 2389 525">エ 防災関係機関等への応援要請についての意見具申に関する事。<u>  </u></li> <li data-bbox="1528 535 2329 567">オ 本部長（市長）の指示による応急対策の推進に関する事。<u>  </u></li> <li data-bbox="1528 577 2033 609">カ 各種相談業務の実施に関する事。<u>  </u></li> <li data-bbox="1528 619 2240 651">キ その他、緊急を要する応急対策の実施に関する事。<u>  </u></li> </ul>	5 現地災害対策本部の運営	市
4. 現地災害対策本部の運営	危機管理室				
5 現地災害対策本部の運営	市				

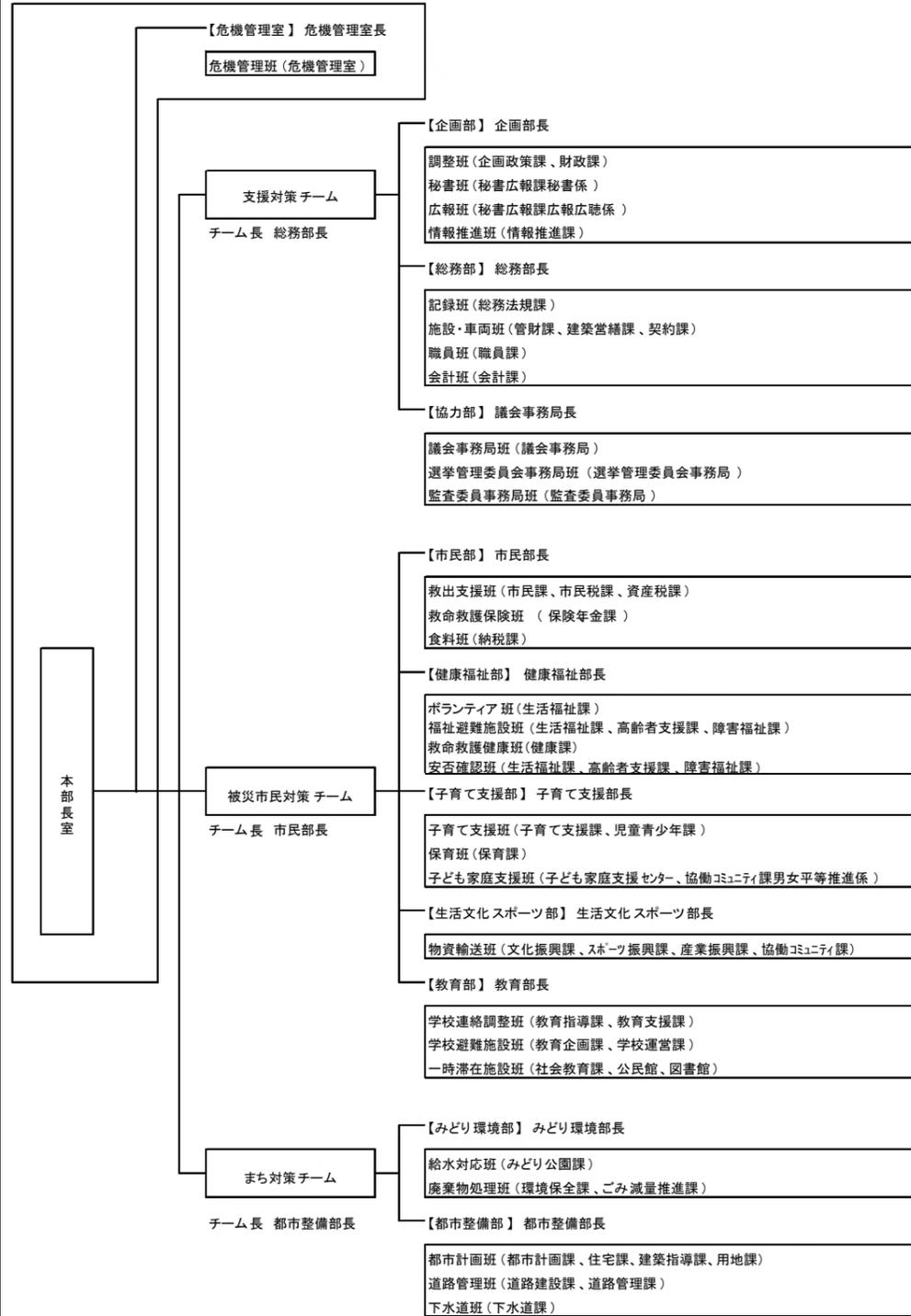
修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）
<p>(4) 現地本部の廃止</p> <p>本部長（市長）は、当該地域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は現地本部による災害応急対策がおおむね完了したと認めたとき、現地本部を廃止する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(4) 現地本部の廃止【危機管理班】</p> <p>本部長（市長）は、当該地域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は現地本部による災害応急対策がおおむね完了したと認めたとき、現地本部を廃止する。</p> <p style="text-align: center;"><b>【発災後の大きな活動の流れ】</b></p> <p style="text-align: center;">○災害活動体制の確立 (災害対策本部の設置等)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> <p>○避難者対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食料・生活必需品等の供給</li> <li>・飲料水の供給</li> <li>・要配慮者の安全確保</li> <li>・避難所の開設</li> <li>・避難誘導</li> <li>・避難所の管理運営</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> <p>○被害状況等の収集・伝達</p> <p>○消火・救助 ・救急対策</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> <p>○医療救護等対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初動医療体制</li> <li>・保健衛生、防疫体制</li> <li>・医薬品・医療資器材の供給</li> <li>・医療施設の確保</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> <p>○災害時の広報 ・広聴活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害情報</li> <li>・交通状況</li> <li>・生活再建支援対策情報</li> </ul> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> <p>○ライフライン施設の応急・復旧対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害物の除去</li> <li>・電気・水道・ガス等の復旧</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> <p>○応急仮設住宅の建設等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災宅地の危険度判定</li> <li>・住家被害認定調査</li> <li>・応急仮設住宅の建設</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> <p>○物流・備蓄・輸送対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食料等の要請</li> <li>・支援物資の配布</li> </ul> <p>○避難者対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の運営</li> <li>・衛生管理</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> <p>○応援協力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応援職員要請</li> <li>・受援体制確立</li> </ul> <p>○災害時の広報 ・広聴活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害情報</li> <li>・交通状況</li> </ul> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> <p>○公共施設等の応急・復旧対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化施設等の復旧</li> <li>・教育・保育施設の復旧等</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> <p>○応急生活対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・罹災証明書交付</li> <li>・ボランティアとの連携</li> <li>・義援金の配布</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> <p>○医療救護等対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者の移送</li> <li>・遺体の取扱い</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> <p>○災害時の広報 ・広聴活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害情報</li> <li>・交通状況</li> <li>・生活再建支援対策情報</li> </ul> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> <p>○災害廃棄物処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ処理</li> <li>・トイレの確保及びし尿処理</li> <li>・災害廃棄物処理</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> <p>○災害救助法等の適用・ 激甚災害の指定</p> </div> </div>

修正前（平成 31 年度）（旧）

5. 市の防災業務の事務分掌 全職員

市の防災業務に係る組織体系と事務分掌は次のとおりである。

(1) 組織体系図

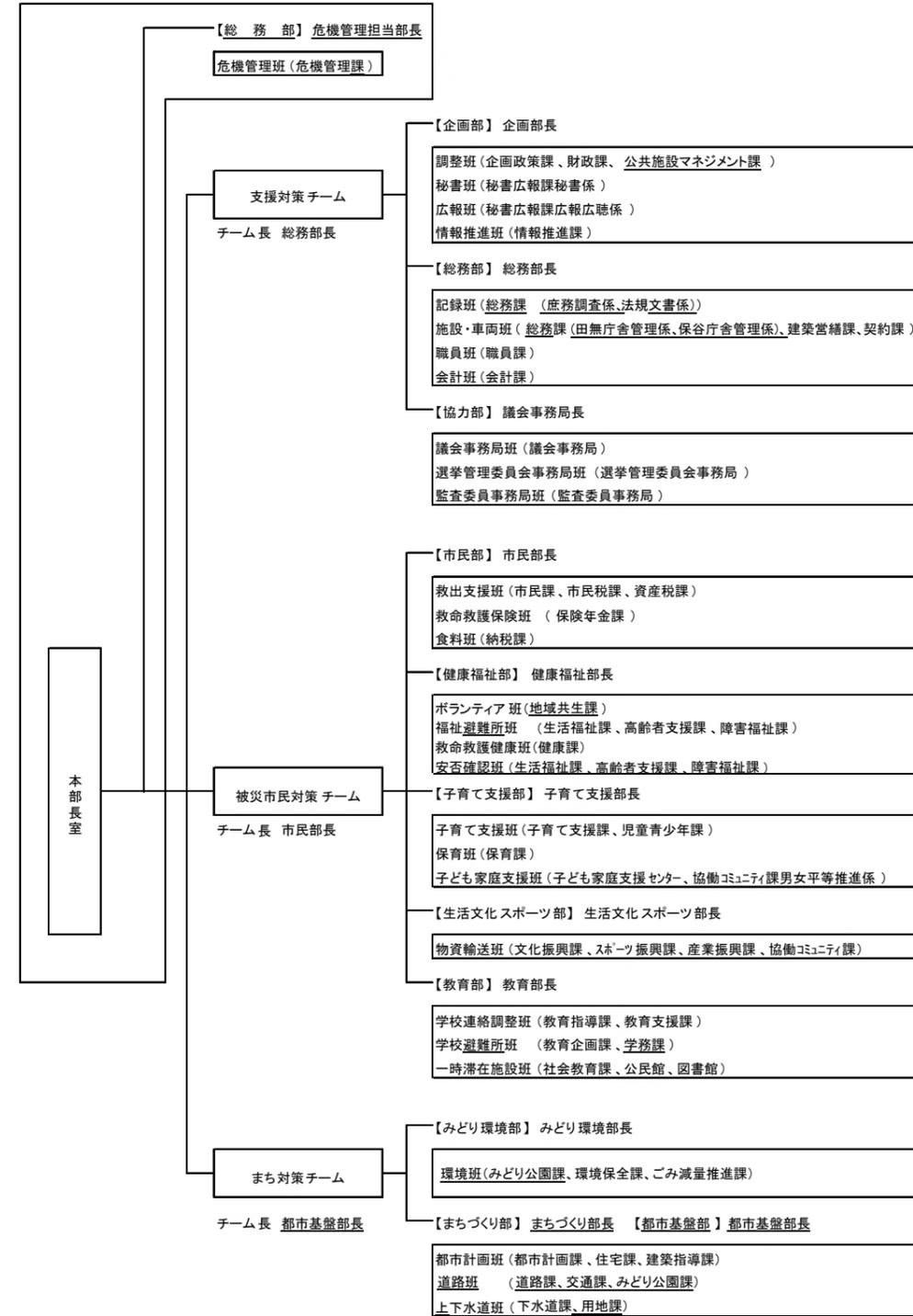


修正後（令和 3 年度）（新）

6. 市の防災業務の事務分掌 全職員

市の防災業務に係る組織体系と事務分掌は次のとおりである。

(1) 組織体系図【全職員】



修正前（平成31年度）（旧）				修正後（令和3年度）（新）																																											
<p>(2) 事務分掌</p> <p>【担当：危機管理室長 役割：本部の運営・統括、本部長室の補佐に関すること】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>分掌業務</th> <th>平時の課名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">危機管理室 【危機管理室長】</td> <td rowspan="13">危機管理班 【班長】 危機管理特命主幹</td> <td>1 災害活動の総括及び統制</td> <td rowspan="13">危機管理室</td> </tr> <tr> <td>2 非常配備態勢の指示伝達</td> </tr> <tr> <td>3 本部長室の庶務及び審議事項に必要な業務</td> </tr> <tr> <td>4 避難の勧告又は指示</td> </tr> <tr> <td>5 災害に関する通信情報の総括整理</td> </tr> <tr> <td>6 防災関連通信機器設備の総括及び統制</td> </tr> <tr> <td>7 防災関係機関（防災市民組織含む。）との連絡調整及び応援要請</td> </tr> <tr> <td>8 現地本部の設置</td> </tr> <tr> <td>9 都防災会議及び市防災会議に関すること。</td> </tr> <tr> <td>10 消防団の出動及びこれに必要な業務</td> </tr> <tr> <td>11 民間協力団体との連絡調整</td> </tr> <tr> <td>12 災害救助法の適用申請及びこれに必要な業務</td> </tr> <tr> <td>13 本部長（市長）の災害に関する特命事項</td> </tr> </tbody> </table>				部	班	分掌業務	平時の課名	危機管理室 【危機管理室長】	危機管理班 【班長】 危機管理特命主幹	1 災害活動の総括及び統制	危機管理室	2 非常配備態勢の指示伝達	3 本部長室の庶務及び審議事項に必要な業務	4 避難の勧告又は指示	5 災害に関する通信情報の総括整理	6 防災関連通信機器設備の総括及び統制	7 防災関係機関（防災市民組織含む。）との連絡調整及び応援要請	8 現地本部の設置	9 都防災会議及び市防災会議に関すること。	10 消防団の出動及びこれに必要な業務	11 民間協力団体との連絡調整	12 災害救助法の適用申請及びこれに必要な業務	13 本部長（市長）の災害に関する特命事項	<p>(2) 事務分掌【全職員】</p> <p>【役割：本部の運営・統括、本部長室の補佐に関すること】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>分掌業務</th> <th>平時の課名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">総務部危機管理課 【危機管理担当部長】</td> <td rowspan="13">危機管理班 【班長】 危機管理課長</td> <td>1 災害活動の総括及び統制</td> <td rowspan="13">危機管理課</td> </tr> <tr> <td>2 非常配備態勢の指示伝達</td> </tr> <tr> <td>3 本部長室の庶務及び審議事項に必要な業務</td> </tr> <tr> <td>4 避難情報の発令に関すること</td> </tr> <tr> <td>5 災害に関する通信情報の総括整理</td> </tr> <tr> <td>6 防災関連通信機器設備の総括及び統制</td> </tr> <tr> <td>7 防災関係機関（防災市民組織含む。）との連絡調整及び応援要請</td> </tr> <tr> <td>8 現地本部の設置</td> </tr> <tr> <td>9 都防災会議及び市防災会議に関すること</td> </tr> <tr> <td>10 消防団の出動及びこれに必要な業務</td> </tr> <tr> <td>11 他班に属さない協力団体等との連絡調整</td> </tr> <tr> <td>12 災害救助法の適用申請及びこれに必要な業務</td> </tr> <tr> <td>13 本部長（市長）の災害に関する特命事項</td> </tr> </tbody> </table>				部	班	分掌業務	平時の課名	総務部危機管理課 【危機管理担当部長】	危機管理班 【班長】 危機管理課長	1 災害活動の総括及び統制	危機管理課	2 非常配備態勢の指示伝達	3 本部長室の庶務及び審議事項に必要な業務	4 避難情報の発令に関すること	5 災害に関する通信情報の総括整理	6 防災関連通信機器設備の総括及び統制	7 防災関係機関（防災市民組織含む。）との連絡調整及び応援要請	8 現地本部の設置	9 都防災会議及び市防災会議に関すること	10 消防団の出動及びこれに必要な業務	11 他班に属さない協力団体等との連絡調整	12 災害救助法の適用申請及びこれに必要な業務	13 本部長（市長）の災害に関する特命事項
部	班	分掌業務	平時の課名																																												
危機管理室 【危機管理室長】	危機管理班 【班長】 危機管理特命主幹	1 災害活動の総括及び統制	危機管理室																																												
		2 非常配備態勢の指示伝達																																													
		3 本部長室の庶務及び審議事項に必要な業務																																													
		4 避難の勧告又は指示																																													
		5 災害に関する通信情報の総括整理																																													
		6 防災関連通信機器設備の総括及び統制																																													
		7 防災関係機関（防災市民組織含む。）との連絡調整及び応援要請																																													
		8 現地本部の設置																																													
		9 都防災会議及び市防災会議に関すること。																																													
		10 消防団の出動及びこれに必要な業務																																													
		11 民間協力団体との連絡調整																																													
		12 災害救助法の適用申請及びこれに必要な業務																																													
		13 本部長（市長）の災害に関する特命事項																																													
部	班	分掌業務	平時の課名																																												
総務部危機管理課 【危機管理担当部長】	危機管理班 【班長】 危機管理課長	1 災害活動の総括及び統制	危機管理課																																												
		2 非常配備態勢の指示伝達																																													
		3 本部長室の庶務及び審議事項に必要な業務																																													
		4 避難情報の発令に関すること																																													
		5 災害に関する通信情報の総括整理																																													
		6 防災関連通信機器設備の総括及び統制																																													
		7 防災関係機関（防災市民組織含む。）との連絡調整及び応援要請																																													
		8 現地本部の設置																																													
		9 都防災会議及び市防災会議に関すること																																													
		10 消防団の出動及びこれに必要な業務																																													
		11 他班に属さない協力団体等との連絡調整																																													
		12 災害救助法の適用申請及びこれに必要な業務																																													
		13 本部長（市長）の災害に関する特命事項																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>チーム</th> <th>部</th> <th>班</th> <th>分掌業務</th> <th>平時の課名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">支援対策チーム 【チーム長 総務部長】</td> <td rowspan="3">協力部 【議会事務局長】</td> <td>議会事務局班 【班長】 議会事務局次長</td> <td>1 市議会及び市議会議員との連絡調整及びこれに必要な業務 2 人員不足の各部・班の補助</td> <td rowspan="2">議会事務局</td> </tr> <tr> <td>監査委員事務局班 【班長】 監査委員事務局長</td> <td>人員不足の各部・班の補助</td> <td>監査委員事務局</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会事務局班 【班長】 選挙管理委員会事務局長</td> <td>人員不足の各部・班の補助</td> <td>選挙管理委員会事務局</td> </tr> </tbody> </table>				チーム	部	班	分掌業務	平時の課名	支援対策チーム 【チーム長 総務部長】	協力部 【議会事務局長】	議会事務局班 【班長】 議会事務局次長	1 市議会及び市議会議員との連絡調整及びこれに必要な業務 2 人員不足の各部・班の補助	議会事務局	監査委員事務局班 【班長】 監査委員事務局長	人員不足の各部・班の補助	監査委員事務局	選挙管理委員会事務局班 【班長】 選挙管理委員会事務局長	人員不足の各部・班の補助	選挙管理委員会事務局	<table border="1"> <thead> <tr> <th>チーム</th> <th>部</th> <th>班</th> <th>分掌業務</th> <th>平時の課名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">支援対策チーム 【チーム長 総務部長】</td> <td rowspan="3">協力部 【議会事務局長】</td> <td>議会事務局班 【班長】 議会事務局次長</td> <td>1 市議会及び市議会議員との連絡調整及びこれに必要な業務 2 人員不足の各部・班の補助</td> <td rowspan="2">議会事務局</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会事務局班 【班長】 選挙管理委員会事務局長</td> <td>人員不足の各部・班の補助</td> <td>選挙管理委員会事務局</td> </tr> <tr> <td>監査委員事務局班 【班長】 監査委員事務局長</td> <td>人員不足の各部・班の補助</td> <td>監査委員事務局</td> </tr> </tbody> </table>				チーム	部	班	分掌業務	平時の課名	支援対策チーム 【チーム長 総務部長】	協力部 【議会事務局長】	議会事務局班 【班長】 議会事務局次長	1 市議会及び市議会議員との連絡調整及びこれに必要な業務 2 人員不足の各部・班の補助	議会事務局	選挙管理委員会事務局班 【班長】 選挙管理委員会事務局長	人員不足の各部・班の補助	選挙管理委員会事務局	監査委員事務局班 【班長】 監査委員事務局長	人員不足の各部・班の補助	監査委員事務局								
チーム	部	班	分掌業務	平時の課名																																											
支援対策チーム 【チーム長 総務部長】	協力部 【議会事務局長】	議会事務局班 【班長】 議会事務局次長	1 市議会及び市議会議員との連絡調整及びこれに必要な業務 2 人員不足の各部・班の補助	議会事務局																																											
		監査委員事務局班 【班長】 監査委員事務局長	人員不足の各部・班の補助		監査委員事務局																																										
		選挙管理委員会事務局班 【班長】 選挙管理委員会事務局長	人員不足の各部・班の補助	選挙管理委員会事務局																																											
チーム	部	班	分掌業務	平時の課名																																											
支援対策チーム 【チーム長 総務部長】	協力部 【議会事務局長】	議会事務局班 【班長】 議会事務局次長	1 市議会及び市議会議員との連絡調整及びこれに必要な業務 2 人員不足の各部・班の補助	議会事務局																																											
		選挙管理委員会事務局班 【班長】 選挙管理委員会事務局長	人員不足の各部・班の補助		選挙管理委員会事務局																																										
		監査委員事務局班 【班長】 監査委員事務局長	人員不足の各部・班の補助	監査委員事務局																																											

修正前（平成 31 年度）（旧）					修正後（令和 3 年度）（新）				
<b>支援対策チーム</b> <b>【役割：本部の運営や防災機関との連携等全体の統括】</b>					<b>支援対策チーム</b> <b>【役割：本部の運営や防災関係機関との連携等全体の統括】</b>				
チーム	部	班	分掌業務	平時の課名	チーム	部	班	分掌業務	平時の課名
支援対策チーム【チーム長 総務部長】	企画部【企画部長】	調整班 【班長】 企画政策課長	1 本部長室、危機管理班及び各部との連絡調整 2 被災状況等の情報収集、分析及びこれに必要な業務 3 ライフライン事業者との連絡 4 各部の情報の総括整理に関する事。こと。 5 危機管理班の応援に関する事。こと。 6 災害対策予算及び資金に関する事。こと。 7 義援金の受領に関する事。こと。 8 部内他班の応援に関する事。こと。 9 戦略的な災害対策を行うための情報分析を行う事。こと。	企画政策課 財政課	支援対策チーム【チーム長 総務部長】	企画部【企画部長】	調整班 【班長】 企画政策課長	1 本部長室、危機管理班及び各部との連絡調整 2 被災状況等の情報収集、分析及びこれに必要な業務 3 ライフライン事業者との連絡 4 各部の情報の総括整理に関する事。こと。 5 危機管理班の応援に関する事。こと。 6 災害対策予算及び資金に関する事。こと。 7 義援金の受領に関する事。こと。 8 部内他班の応援に関する事。こと。 9 戦略的な災害対策を行うための情報分析を行う事。こと。 10 部内他班の所管に属しない事務に関する事。こと	企画政策課 財政課 公共施設マネジメント課
		秘書班 【班長】 秘書広報課長	本部長（市長）及び副本部長（副市長）の秘書に関する事。こと。	秘書広報課 秘書係			秘書班 【班長】 秘書広報課長	本部長（市長）及び副本部長（副市長）の秘書に関する事。こと	秘書広報課 秘書係
		広報班 【班長】 広報公聴担当課長	1 災害情報の広報及び広聴に関する事。こと。 2 報道機関との連絡及び災害情報の発表に関する事。こと。 3 災害に関する情報収集 4 市民相談の窓口	秘書広報課 広報広聴係			広報班 【班長】 広報広聴担当課長	1 災害情報の広報及び広聴に関する事。こと 2 報道機関との連絡及び災害情報の発表に関する事。こと 3 災害に関する情報収集 4 市民相談の窓口	秘書広報課 広報広聴係
		情報推進班 【班長】 情報推進課長	1 重要データの保全に関する事。こと。 2 情報システムの復旧に関する事。こと。 3 部内他班の応援に関する事。こと。	情報推進課			情報推進班 【班長】 情報推進課長	1 重要データの保全に関する事。こと 2 情報システムの復旧に関する事。こと 3 部内他班の応援に関する事。こと	情報推進課

修正前（平成 31 年度）（旧）					修正後（令和 3 年度）（新）				
チーム	部	班	分掌業務	平時の課名	チーム	部	班	分掌業務	平時の課名
支援対策チーム【チーム長 総務部長】	総務部【総務部長】	記録班 【班長】 総務法規課長	1 災害の記録作成に関する事。 2 広報班との連携及び支援に関する事。 3 他班の所管に属しない事務に関する事。	総務法規課	支援対策チーム【チーム長 総務部長】	総務部【総務部長】	記録班 【班長】 法規文書担当課長	1 災害の記録作成に関する事 2 広報班との連携及び支援に関する事 3 他班の所管に属しない事務に関する事	総務課 (庶務調査係・法規文書係)
		施設・車両班 【班長】 管財課長	1 庁舎利用者の避難、救護及び安全措置 2 庁用車両の管理、配車、燃料の確保及びこれに必要な業務 3 輸送車両の調達、配車及びこれに必要な業務 4 緊急車両申請事務及びこれに必要な業務 5 市施設・設備の被害状況調査（応急危険度判定の実施を含む。）整備及び復旧に関する事。 6 建築物の被災判定に関する事。 7 野外収容施設及び応急仮設住宅の建設に関する事。 8 災害対策用資材購入等に係る契約に関する事。 9 他の部班への応援に関する事。	管財課  建築営繕課  契約課			施設・車両班 【班長】 総務課長	1 庁舎利用者の避難、救護及び安全措置 2 庁用車両の管理、配車、燃料の確保及びこれに必要な業務 3 輸送車両の調達、配車及びこれに必要な業務 4 緊急通行車両申請事務及びこれに必要な業務 5 市施設・設備の被害状況調査（応急危険度判定の実施を含む。）整備及び復旧に関する事 6 野外収容施設及び応急仮設住宅の建設に関する事 7 災害対策用資材購入等に係る契約に関する事 8 他の部班への応援に関する事	総務課 (田無庁舎管理係・保谷庁舎管理係)  建築営繕課  契約課
		職員班 【班長】 職員課長	1 職員の参集状況管理に関する事。 2 職員の安否確認 3 人員の配置・調整・健康管理等職員の人的な管理に関する事。 4 職員の服務、給与及び公務災害に関する事。 5 災害対策従事者の寝食等の支援に関する事。 6 他の部班への応援に関する事。	職員課			職員班 【班長】 職員課長	1 職員の参集状況管理に関する事 2 職員の安否確認 3 人員の配置・調整・健康管理等職員の人的な管理に関する事 4 職員の服務、給与及び公務災害に関する事 5 災害対策従事者の寝食等の支援に関する事 6 他の部班への応援に関する事	職員課
		会計班 【班長】 会計課長	1 災害対策に必要な現金出納に関する事。 2 その他会計に関する必要な業務 3 他の部班への応援に関する事。	会計課			会計班 【班長】 会計課長	1 災害対策に必要な現金出納に関する事 2 その他会計に関する必要な業務 3 他の部班への応援に関する事	会計課

修正前（平成31年度）（旧）					修正後（令和3年度）（新）				
被災市民対策チーム					被災市民対策チーム				
【役割：避難施設の開設や食料確保など被災市民対策】					【役割：避難所の開設や食料確保など被災市民対策】				
チーム	部	班	分掌業務	平時の課名	チーム	部	班	分掌業務	平時の課名
被災市民対策チーム【チーム長 市民部長】	市民部【市民部長】	救出支援班 【班長】 市民課長	1 被災市民対策の総合調整及び他班に属しない事務 2 遺体収容場所の設置及びこれに必要な業務 3 遺体搬送及びこれに必要な業務 4 埋火葬許可の発行などの諸手続 5 行方不明者の捜索の連絡調整に関する事 6 要救助者の救出救助の連絡調整に関する事 7 被災状況の調査、被災判定に関する事 8 被災者の市税の減免に関する事 9 り災証明の発行に関する事 10 他の部班への応援に関する事	市民課  市民税課  資産税課	被災市民対策チーム【チーム長 市民部長】	市民部【市民部長】	救出支援班 【班長】 市民課長	1 被災市民対策の総合調整及び他班に属しない事務 2 遺体収容場所の設置及びこれに必要な業務 3 遺体搬送及びこれに必要な業務 4 埋火葬許可の発行などの諸手続 5 行方不明者の捜索の連絡調整に関する事 6 要救助者の救出救助の連絡調整に関する事 7 被災状況の調査、 <u>住家被害認定</u> に関する事 8 被災者の市税の減免に関する事 9 <u>罹災証明</u> の発行に関する事 10 <u>応急危険度判定の応援</u> に関する事 11 他の部班への応援に関する事 12 部内他班の所管に属しない事務に関する事	市民課  市民税課  資産税課
		救命救護保険班 【班長】 保険年金課長	1 救命救護健康班への応援に関する事 2 被災者の国民健康保険料に関する事 3 被災者の後期高齢者医療保険料に関する事 4 他の部班への応援に関する事	保険年金課			救命救護保険班 【班長】 保険年金課長	1 救命救護健康班への応援に関する事 2 被災者の国民健康保険料に関する事 3 被災者の後期高齢者医療保険料に関する事 4 他の部班への応援に関する事	保険年金課
		食料班 【班長】 納税課長	1 備蓄食料等の輸送配分及びこれに必要な業務 2 食料及び生活必需品等の調達・供給及びこれに必要な業務 3 救援物資の搬入及び搬出に関する事 4 被災者の市税等の徴収及び納付期限の延長に関する事 5 他の部等への応援に関する事	納税課			食料班 【班長】 納税課長	1 備蓄食料等の輸送配分及びこれに必要な業務 2 食料及び生活必需品等の <u>調達・供給</u> に関する事 3 被災者の市税等の徴収及び納付期限の延長に関する事 4 <u>他の部班</u> への応援に関する事	納税課

西東京市地域防災計画（地震・火山編） 新旧対照表

修正前（平成31年度）（旧）					修正後（令和3年度）（新）				
チーム	部	班	分掌業務	平時の課名	チーム	部	班	分掌業務	平時の課名
被災市民対策チーム【チーム長 市民部長】	健康福祉部【健康福祉部長】	ボランティア班 【班長】 生活福祉課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 要配慮者対策に係る総合調整</li> <li>2 ボランティアの受入れ及びこれに必要な業務</li> <li>3 市社会福祉協議会等との連絡調整に関すること。</li> <li>4 ボランティアセンターの運営に関すること。</li> <li>5 義援金の配布に関すること。</li> <li>6 身元不明遺体に関すること。</li> <li>7 他班の所管に属しない事務</li> </ol>	生活福祉課	被災市民対策チーム【チーム長 市民部長】	健康福祉部【健康福祉部長】	ボランティア班 【班長】 地域共生課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ボランティアの受入れ及びこれに必要な業務</li> <li>2 市社会福祉協議会等との連絡調整に関すること。</li> <li>3 ボランティアセンターの運営に関すること</li> <li>4 義援金の配布に関すること</li> <li>5 弔慰金、見舞金及び被災者生活再建支援金の支給、災害援護資金の貸付に関すること</li> <li>6 部内他班の所管に属しない事務に関すること</li> </ol>	地域共生課
		福祉避難施設班 【班長】 高齢者支援課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管施設利用者の避難、救護等の安全措置</li> <li>2 所管福祉避難施設の開設、運営及び管理に関すること。</li> <li>3 避難施設収容者の要介護者に対する介護に関すること。</li> <li>4 要介護（要支援）認定者の避難、救護に関すること。</li> <li>5 介護サービス等提供事業者との連絡調整に関すること。</li> <li>6 要配慮者に対する避難、救護に関すること。</li> <li>7 その他り災者の避難、救護に関すること。</li> <li>8 所管施設・設備の点検、整備及び復旧</li> <li>9 部内他班の応援に関すること。</li> </ol>	生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課			福祉避難所班 【班長】 高齢者支援課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管施設利用者の避難、救護等の安全措置</li> <li>2 所管福祉避難所の開設、運営及び管理に関すること</li> <li>3 避難所収容者の要介護者に対する介護に関すること</li> <li>4 要介護（要支援）認定者の避難、救護に関すること</li> <li>5 介護サービス等提供事業者との連絡調整に関すること</li> <li>6 要配慮者に対する避難、救護に関すること</li> <li>7 その他被災者の避難、救護に関すること</li> <li>8 所管施設・設備の点検、整備及び復旧</li> <li>9 部内他班の応援に関すること</li> </ol>	生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課

西東京市地域防災計画（地震・火山編） 新旧対照表

修正前（平成31年度）（旧）					修正後（令和3年度）（新）				
チーム	部	班	分掌業務	平時の課名	チーム	部	班	分掌業務	平時の課名
被災市民対策チーム【チーム長 市民部長】	健康福祉部【健康福祉部長】	救命救護健康班 【班長】 健康課長	1 災害時医療及び防疫に関すること。 2 医療機関等との連絡調整及び医師等派遣要請に関すること。 3 災害時医療救護所の設置管理及びこれに必要な業務 4 医薬品等の調達、輸送及び運搬に関すること。 5 その他保健衛生に関すること。	健康課	被災市民対策チーム【チーム長 市民部長】	健康福祉部【健康福祉部長】	安否確認班 【班長】 障害福祉課長	1 所管施設利用者の避難、救護等の安全措置 2 所管施設の点検、整備及び復旧 3 緊急通報システム救助要請への対応 4 要配慮者の安否確認、保護、避難及び救護等の総合調整に関すること。 5 市内社会福祉施設の被害調査、集約 6 要配慮者の安否に関する相談 7 要介護（要支援）認定者の避難、救護に関すること。 8 介護サービス等提供事業者との連絡調整に関すること。 9 その他、被災者の避難、救護に関すること。 10 避難施設収容者の要介護者に対する介護に関すること 11 所管施設・設備の点検、整備及び復旧 12 身元不明遺体に関すること 13 部内他班の応援に関すること	生活福祉課  高齢者支援課  障害福祉課
		安否確認班 【班長】 障害福祉課長	1 所管施設利用者の避難、救護等の安全措置 2 緊急通報システム救助要請への対応 3 要配慮者の安否確認、保護、避難及び救護に関すること。 4 市内社会福祉施設の被害調査、集約 5 要配慮者の安否に関する相談 6 要介護（要支援）認定者の避難、救護に関すること。 7 介護サービス等提供事業者との連絡調整に関すること。 8 その他、被災者の避難、救護に関すること。 9 避難施設収容者の要介護者に対する介護に関すること。 10 所管施設・設備の点検、整備及び復旧 11 部内他班の応援に関すること。	生活福祉課  高齢者支援課  障害福祉課					
		救命救護健康班 【班長】 健康課長	1 災害時医療及び防疫に関すること。 2 医療機関等との連絡調整及び医師等派遣要請に関すること。 3 災害時医療救護所の設置管理及びこれに必要な業務 4 医薬品等の調達、輸送及び運搬に関すること。 5 その他保健衛生に関すること。	健康課			救命救護健康班 【班長】 健康課長	1 災害時医療及び防疫に関すること 2 医療機関等との連絡調整及び医師等派遣要請に関すること 3 医療救護所の設置管理及びこれに必要な業務 4 医薬品等の調達、輸送及び運搬に関すること 5 所管施設利用者の避難、救護等の安全措置に関すること 6 所管施設の点検、整備及び復旧 7 その他保健衛生に関すること	健康課

修正前（平成31年度）（旧）					修正後（令和3年度）（新）				
チーム	部	班	分掌業務	平時の課名	チーム	部	班	分掌業務	平時の課名
被災市民対策チーム【チーム長 市民部長】	子育て支援部【子育て支援部長】	子育て支援班 【班長】 子育て支援課長	1 所管施設利用者の避難、救護等の安全措置 2 所管施設の点検、整備及び復旧 3 所管施設利用者の保護、引渡し及びこれに必要な業務 4 安否確認班の支援に関する事 5 市内私立幼稚園との連絡 6 他班に属しない事務 7 他の部班への応援に関する事	子育て支援課  児童青少年課	被災市民対策チーム【チーム長 市民部長】	子育て支援部【子育て支援部長】	子育て支援班 【班長】 子育て支援課長	1 所管施設利用者の避難、救護等の安全措置 2 所管施設の点検、整備及び復旧 3 所管施設利用者の保護、引渡し及びこれに必要な業務 4 安否確認班の支援に関する事 5 市内私立幼稚園との連絡 6 他部班への応援に関する事 7 <u>部内他班の所管に属しない事務に関する事</u>	子育て支援課  児童青少年課
		保育班 【班長】 保育課長	1 所管施設利用者の避難、救護等の安全措置 2 所管施設の点検、整備及び復旧 3 所管施設利用者の保護、引渡し及びこれに必要な業務 4 所管福祉避難場所の開設、運営及び管理に関する事 5 応急保育に関する事 6 市内私立保育園等との連絡	保育課			保育班 【班長】 保育課長	1 所管施設利用者の避難、救護等の安全措置 2 所管施設の点検、整備及び復旧 3 所管施設利用者の保護、引渡し及びこれに必要な業務 4 所管福祉避難所の開設、運営及び管理に関する事 5 応急保育に関する事 6 市内私立保育園等との連絡	保育課
		子ども家庭支援班 【班長】 子ども家庭支援センター長	1 所管施設利用者の避難、救護等の安全措置 2 所管施設の点検、整備及び復旧 3 所管福祉避難場所の開設、運営及び管理に関する事 4 その他災害復旧に係る男女平等参画に関する事※	子ども家庭支援センター  ※協働コミュニティ課男女平等推進係			子ども家庭支援班 【班長】 子ども家庭支援センター長	1 所管施設利用者の避難、救護等の安全措置 2 所管施設の点検、整備及び復旧 3 所管福祉避難所の開設、運営及び管理に関する事 4 その他災害復旧に係る男女平等参画に関する事	子ども家庭支援センター  協働コミュニティ課男女平等推進係

修正前（平成 31 年度）（旧）					修正後（令和 3 年度）（新）				
チーム	部	班	分掌業務	平時の課名	チーム	部	班	分掌業務	平時の課名
被災市民対策チーム【チーム長 市民部長】	生活文化スポーツ部【生活文化スポーツ部長】	物資輸送班【班長】 文化振興課長	1 所管施設利用者の避難、救護等の安全措置	文化振興課	被災市民対策チーム【チーム長 市民部長】	生活文化スポーツ部【生活文化スポーツ部長】	物資輸送班【班長】 文化振興課長	1 所管施設利用者の避難、救護等の安全措置	文化振興課
			2 物資輸送の総合調整に関する事	スポーツ振興課				2 物資輸送の総合調整に関する事	スポーツ振興課
			3 食料、燃料、生活必需品等の調達・供給に関する事	産業振興課				3 輸送拠点・集積場、輸送ルートの確保に関する事	産業振興課
			4 輸送拠点・集積場、輸送ルートの確保に関する事	協働コミュニティ課				4 輸送手段の確保	協働コミュニティ課
			5 輸送手段の確保					5 災害対策用資器材の搬送	
			6 災害対策用資器材の搬送					6 所管施設・設備の点検、整備及び復旧	
			7 所管施設・設備の点検、整備及び復旧					7 人の移送に関する事	
			8 避難者の移送に関する事					8 外国人の救援及び救護に関する事	
			9 外国人の救援及び救護に関する事					9 公衆浴場に関する事	
			10 公衆浴場に関する事					10 自治会・町内会・NPO法人・市民活動団体等との連絡調整	
			11 自治会・町内会・NPO・市民活動団体等との連絡調整					11 他の部班への応援に関する事	
			12 他の部等への応援に関する事						

修正前（平成31年度）（旧）					修正後（令和3年度）（新）				
チーム	部	班	分掌業務	平時の課名	チーム	部	班	分掌業務	平時の課名
被災市民対策チーム【チーム長 市民部長】	教育部【教育部長】	学校連絡調整班【班長】 教育指導課長	1 学校との連絡調整に関すること。 2 児童・生徒等の安全確保、救護に関すること。 3 教職員の安否確認に関すること。 4 教職員の非常配備態勢、勤務記録、服務等に関すること。 5 教職員の寝食等の対応 6 学校避難施設の開設、運営及び管理に関すること。 7 都教育庁との連絡調整 8 応急教育に関すること。 9 教育相談に関すること。 10 その他学校教育に関する業務 11 他班の所管に属しない業務 12 部内他班への応援に関すること。	教育指導課  教育支援課	被災市民対策チーム【チーム長 市民部長】	教育部【教育部長】	学校連絡調整班【班長】 教育指導課長	1 学校との連絡調整に関すること 2 児童・生徒等の安全確保、救護に関すること 3 教職員の安否確認に関すること 4 教職員の非常配備態勢、勤務記録、服務等に関すること 5 教職員の寝食等の対応 6 学校避難所の開設、運営及び管理に関すること 7 都教育委員会との連絡調整 8 応急教育に関すること 9 教育相談に関すること 10 その他学校教育に関する業務 11 部内他班への応援に関すること 12 部内他班の所管に属しない事務に関すること	教育指導課  教育支援課
		学校避難施設班【班長】 教育企画課長	1 学校避難施設の開設、運営及び管理に関すること。 2 避難者情報の収集、集約 3 避難者の対応及びこれに必要な業務 4 所管施設の点検、整備及び復旧 5 避難者の移送に関すること。 6 被災児童及び生徒の学用品の調達及び支給に関すること。 7 他班への応援に関すること。	教育企画課 学校運営課			学校避難所班【班長】 教育企画課長	1 学校避難所の開設、運営及び管理に関すること 2 避難者情報の収集、集約 3 避難者の対応及びこれに必要な業務 4 所管施設の点検、整備及び復旧 5 被災児童及び生徒の学用品の調達及び支給に関すること 6 部内他班への応援に関すること	教育企画課  学務課
		一時滞在施設班【班長】 社会教育課長	1 所管施設利用者の避難、救護等の安全措置 2 所管一時滞在施設の開設、運営及び管理に関すること。 3 帰宅困難者情報の収集、集約 4 帰宅困難者の対応及びこれに必要な業務 5 所管施設の点検、整備及び復旧 6 他班の応援に関すること。	社会教育課 公民館 図書館			一時滞在施設班【班長】 社会教育課長	1 所管施設利用者の避難、救護等の安全措置 2 一時滞在施設の開設、運営及び管理に関すること 3 帰宅困難者情報の収集、集約 4 帰宅困難者の対応及びこれに必要な業務 5 所管施設の点検、整備及び復旧 6 部内他班への応援に関すること	社会教育課  公民館  図書館

修正前（平成 31 年度）（旧）					修正後（令和 3 年度）（新）				
まち対策チーム【役割：交通・下水道の復旧など都市対策】					まち対策チーム【役割：交通・下水道の復旧など都市対策】				
チーム	部	班	分掌業務	平時の課名	チーム	部	班	分掌業務	平時の課名
まち対策チーム【チーム長 都市整備部長】	みどり環境部【みどり環境部長】	給水対応班 【班長】 みどり公園課長	1 飲料水の確保及び応急給水活動の統制に関すること。 2 給水地域の被害状況調査 3 西東京市水友会との連絡に関すること。 4 飲料水に係る近隣区市町村への応援要請に関すること。 5 給水管理事務所との連絡調整に関すること。 6 他の部班への応援に関すること。	みどり公園課	まち対策チーム【チーム長 都市基盤部長】	みどり環境部【みどり環境部長】	環境班 【班長】 ごみ減量推進課長	1 校庭を除く避難広場、広域避難場所及び避難所の調整に関すること 2 災害廃棄物処理に係る調整に関すること 3 所管施設・設備の点検、整備及び復旧 4 ごみ、災害廃棄物、し尿等の収集及び処理 5 被災地の清掃及び消毒に関すること 6 防疫、毒劇物対策に関すること 7 飼育動物の保護に関すること 8 他の部班の応援に関すること	みどり公園課
		廃棄物処理班 【班長】 ごみ減量推進課長	1 災害廃棄物処理に係る調整に関すること。 2 所管施設・設備の点検、整備及び復旧 3 ごみ、がれき、し尿等の収集及び処理 4 被災地の清掃及び消毒に関すること。 5 防疫、毒劇物対策に関すること。 6 飼育動物の保護に関すること。 7 他の部等の応援に関すること。	環境保全課 ごみ減量推進課			環境保全課 ごみ減量推進課		

西東京市地域防災計画（地震・火山編） 新旧対照表

修正前（平成 31 年度）（旧）					修正後（令和 3 年度）（新）				
チーム	部	班	分掌業務	平時の課名	チーム	部	班	分掌業務	平時の課名
まち対策チーム【チーム長 都市整備部長】	都市整備部【都市整備部長】	都市計画班 【班長】 都市計画課長	1 都市対策の総合調整及び他班に属しない事務 2 危険箇所の緊急パトロール・対応 3 被災建築物・被災宅地の応急危険度判定及びこれに必要な業務 4 市営住宅の点検、整備、復旧に関すること。 5 応急仮設住宅の建設、供給及び管理に関すること。 6 災害復興に係る都市計画 7 その他災害復旧に係る建築関連工事 8 他の部班への応援に関すること。	都市計画課  住宅課  建築指導課  用地課	まちづくり部【まちづくり部長】 まち対策チーム【チーム長 都市基盤部長】	都市基盤部【都市基盤部長】	都市計画班 【班長】 都市計画課長	1 都市対策の総合調整 2 災害復興に係る都市計画 3 危険箇所の緊急パトロール・対応 4 被災建築物・被災宅地の応急危険度判定及びこれに必要な業務 5 <u>住家被害認定の応援に関すること</u> 6 市営住宅の点検、整備、復旧に関すること 7 応急仮設住宅の建設、供給及び管理に関すること 8 その他被害復旧に係る建築関連工事 9 他の部班への応援に関すること 10 <u>部内他班の所管に属しない事務に関すること</u>	都市計画課  住宅課  建築指導課
		道路管理班 【班長】 道路建設課長	1 道路、橋梁等の被害調査、整備及び復旧 2 道路の障害物除去及び応急復旧に関すること。 3 応急災害対策資器材の備蓄及び調達に関すること。 4 がれき処理に関すること。 5 市建災防協会、建設事業者等に対する協力要請に関すること。 6 その他災害復旧に係る土木関連工事 7 他の部班への応援に関すること。	道路建設課  道路管理課			道路班 【班長】 道路課長	1 道路、橋梁、公園等の被害調査、整備及び復旧 2 障害物除去及び応急復旧に関すること 3 応急災害対策資器材の備蓄及び調達に関すること 4 市建災防協会、建設事業者等に対する協力要請に関すること 5 その他災害復旧に係る土木関連工事 6 他の部班への応援に関すること	道路課  交通課  みどり公園課
		下水道班 【班長】 下水道課長	1 下水道施設・設備の点検、整備及び復旧 2 河川及び水路の応急復旧に関すること。 3 下水道工事事業者等に対する協力要請に関すること。 4 都下水道局との連絡調整 5 他の部等への応援に関すること。	下水道課			上下水道班 【班長】 下水道課長	1 下水道施設・設備の点検、整備及び復旧 2 河川及び水路の応急復旧に関すること 3 下水道工事事業者等に対する協力要請に関すること。 4 水洗トイレ及びマンホールトイレの排水確認に関すること 5 都下水道局との連絡調整 6 <u>飲料水の確保及び応急給水活動の統制に関すること</u> 7 <u>給水地域の被害状況調査</u> 8 <u>西東京市水友会との連絡に関すること</u> 9 <u>飲料水に係る近隣市区町村への応援要請に関すること</u> 10 <u>給水管理事務所との連絡調整に関すること</u>	下水道課  用地課

修正前（平成 31 年度）（旧）		修正後（令和 3 年度）（新）																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">6. 職員の活動態勢</td> <td>全職員</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;"><b>【勤務時間内における配備態勢】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種類</th> <th style="width: 60%;">配備基準</th> <th style="width: 30%;">本部の設置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報連絡態勢</td> <td>① 震度 4 の地震が発生したとき。 ② 東海地震に関連する調査情報（臨時）※を受けたとき。</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">非常配備態勢</td> <td>第 1 非常配備態勢 ① 東海地震注意情報を受けたとき。 ② 災害の発生その他の状況により本部長（市長）が必要と認めたとき。</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">災害対策本部の設置</td> </tr> <tr> <td>第 2 非常配備態勢 ① 局地災害が発生したとき。 ② 東海地震予知情報－警戒宣言を受けたとき。 ③ その他の状況により、本部長（市長）が必要と認めたとき。</td> </tr> <tr> <td>第 3 非常配備態勢 ① 市域で震度 5 弱以上の地震が発生したとき。 ② 市内の複数地域で災害が発生したとき、又は発生が予想されるとき。 ③ 災害が拡大し、第 2 非常配備態勢では対処できないとき。 ④ その他の状況により、本部長（市長）が必要と認めたとき。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><b>【勤務時間外（夜間、休日等）における配備態勢】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種類</th> <th style="width: 60%;">配備基準</th> <th style="width: 30%;">本部の設置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報連絡態勢</td> <td>① 震度 4 の地震が発生したとき。 ② 東海地震に関連する調査情報(臨時)を受けたとき。</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>緊急初動態勢</td> <td>① 震度 5 弱の地震が発生したとき。 ② 東海地震注意情報を受けたとき。</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">初動本部の設置</td> </tr> <tr> <td>特別非常配備態勢</td> <td>① 東海地震予知情報－警戒宣言を受けたとき。 ② 市域で震度 5 強以上の地震が発生したとき。 ③ その他状況により市長が必要と認めたとき(災害拡大の危険等)。</td> </tr> </tbody> </table>	6. 職員の活動態勢	全職員	種類	配備基準	本部の設置	情報連絡態勢	① 震度 4 の地震が発生したとき。 ② 東海地震に関連する調査情報（臨時）※を受けたとき。	/	非常配備態勢	第 1 非常配備態勢 ① 東海地震注意情報を受けたとき。 ② 災害の発生その他の状況により本部長（市長）が必要と認めたとき。	災害対策本部の設置	第 2 非常配備態勢 ① 局地災害が発生したとき。 ② 東海地震予知情報－警戒宣言を受けたとき。 ③ その他の状況により、本部長（市長）が必要と認めたとき。	第 3 非常配備態勢 ① 市域で震度 5 弱以上の地震が発生したとき。 ② 市内の複数地域で災害が発生したとき、又は発生が予想されるとき。 ③ 災害が拡大し、第 2 非常配備態勢では対処できないとき。 ④ その他の状況により、本部長（市長）が必要と認めたとき。	種類	配備基準	本部の設置	情報連絡態勢	① 震度 4 の地震が発生したとき。 ② 東海地震に関連する調査情報(臨時)を受けたとき。	/	緊急初動態勢	① 震度 5 弱の地震が発生したとき。 ② 東海地震注意情報を受けたとき。	初動本部の設置	特別非常配備態勢	① 東海地震予知情報－警戒宣言を受けたとき。 ② 市域で震度 5 強以上の地震が発生したとき。 ③ その他状況により市長が必要と認めたとき(災害拡大の危険等)。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">7. 職員の活動態勢</td> <td>全職員</td> </tr> </table> <p>(1) 発災時における配備態勢【全職員】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種類</th> <th style="width: 30%;">発令基準</th> <th style="width: 20%;">災害対策組織名</th> <th style="width: 40%;">配備人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報連絡態勢</td> <td>①震度 4 の地震が発生したとき。 ②危機管理担当部長が必要と認めたとき。</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">危機管理課に所属する職員、状況により必要と思われる部の職員</td> </tr> <tr> <td>震災非常配備態勢</td> <td>①市域で震度 5 弱以上の地震が発生したとき。 ②災害の発生その他の状況により本部長（市長）が必要と認めたとき。</td> <td style="text-align: center;">災害対策本部 (勤務時間外は初動本部→災害対策本部)</td> <td style="text-align: center;">全職員</td> </tr> </tbody> </table> <p>※以降、「東海地震に関わる注意報」は「南海トラフ地震情報等」とする</p>	7. 職員の活動態勢	全職員	種類	発令基準	災害対策組織名	配備人員	情報連絡態勢	①震度 4 の地震が発生したとき。 ②危機管理担当部長が必要と認めたとき。	/	危機管理課に所属する職員、状況により必要と思われる部の職員	震災非常配備態勢	①市域で震度 5 弱以上の地震が発生したとき。 ②災害の発生その他の状況により本部長（市長）が必要と認めたとき。	災害対策本部 (勤務時間外は初動本部→災害対策本部)	全職員
6. 職員の活動態勢	全職員																																						
種類	配備基準	本部の設置																																					
情報連絡態勢	① 震度 4 の地震が発生したとき。 ② 東海地震に関連する調査情報（臨時）※を受けたとき。	/																																					
非常配備態勢	第 1 非常配備態勢 ① 東海地震注意情報を受けたとき。 ② 災害の発生その他の状況により本部長（市長）が必要と認めたとき。	災害対策本部の設置																																					
	第 2 非常配備態勢 ① 局地災害が発生したとき。 ② 東海地震予知情報－警戒宣言を受けたとき。 ③ その他の状況により、本部長（市長）が必要と認めたとき。																																						
	第 3 非常配備態勢 ① 市域で震度 5 弱以上の地震が発生したとき。 ② 市内の複数地域で災害が発生したとき、又は発生が予想されるとき。 ③ 災害が拡大し、第 2 非常配備態勢では対処できないとき。 ④ その他の状況により、本部長（市長）が必要と認めたとき。																																						
種類	配備基準	本部の設置																																					
情報連絡態勢	① 震度 4 の地震が発生したとき。 ② 東海地震に関連する調査情報(臨時)を受けたとき。	/																																					
緊急初動態勢	① 震度 5 弱の地震が発生したとき。 ② 東海地震注意情報を受けたとき。	初動本部の設置																																					
特別非常配備態勢	① 東海地震予知情報－警戒宣言を受けたとき。 ② 市域で震度 5 強以上の地震が発生したとき。 ③ その他状況により市長が必要と認めたとき(災害拡大の危険等)。																																						
7. 職員の活動態勢	全職員																																						
種類	発令基準	災害対策組織名	配備人員																																				
情報連絡態勢	①震度 4 の地震が発生したとき。 ②危機管理担当部長が必要と認めたとき。	/	危機管理課に所属する職員、状況により必要と思われる部の職員																																				
震災非常配備態勢	①市域で震度 5 弱以上の地震が発生したとき。 ②災害の発生その他の状況により本部長（市長）が必要と認めたとき。	災害対策本部 (勤務時間外は初動本部→災害対策本部)	全職員																																				

修正前（平成 31 年度）（旧）		修正後（令和 3 年度）（新）	
<p>(1) 情報連絡態勢</p> <p>災害対策本部又は初動本部を設置する前の段階（震度 4 の地震発生、東海地震に関連する調査情報の発表等）は、危機管理室により情報連絡態勢を確立する。</p>		<p>(2) 情報連絡態勢【全職員】</p> <p>災害対策本部又は初動本部を設置する前の段階（震度 4 の地震発生等）は、<u>危機管理課</u>により情報連絡態勢を確立する。</p> <p><u>情報連絡態勢においては、都、防災関係機関等から地震に関する被害情報等を収集し、市長、副市長及び教育長に報告する。被害状況によっては市長に災害対策本部の設置を要請するとともに、被害情報等を本部員に連絡し、災害対策本部設置に備える。</u></p>	
時間	発令の時期	措置等	体制要員
勤務時間内	① 震度 4 の地震が発生したとき。 ② 東海地震に関連する調査情報（臨時）※を受けたとき。	① 都、防災機関等から地震に関する被害情報等を収集する。 ② 市長、副市長及び教育長に①の情報等を報告し、被害状況によっては市長に災害対策本部の設置を具申する。 ③ 本部員に連絡し、①の情報等を伝達し、災害対策本部設置に備える。	危機管理室長 危機管理室に属する職員
夜間、休日等		① 速やかに参集し、都、防災機関等から地震に関する被害、情報等を収集する。 ② 上記②と同じ ③ 上記③と同じ	危機管理室長 危機管理室に属する職員

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）																												
<p><b>(2) 非常配備態勢（勤務時間内）</b></p> <p>勤務時間内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で災害対策本部を設置するとき、第 1～第 3 の非常配備態勢をとる。</p> <table border="1" data-bbox="296 399 1246 1459"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発令の時期</th> <th>態勢</th> <th>配備要員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 非常配備態勢</td> <td>① 東海地震注意情報<sup>※1</sup>を受けたとき。 ② 災害の発生その他の状況により本部長（市長）が必要と認めたとき。</td> <td>災害の発生を防御するための措置を強化し、救助その他災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始するほか、通信情報活動を主とする態勢</td> <td>危機管理室 都市整備部</td> </tr> <tr> <td>第 2 非常配備態勢</td> <td>① 局地災害が発生したとき。 ② 東海地震予知情報<sup>※2</sup>－警戒宣言<sup>※3</sup>を受けたとき。 ③ その他の状況により、本部長（市長）が必要と認めたとき。</td> <td>災害の発生を防御するための措置を強化し、救助その他災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始するほか、通信情報活動を主とする態勢</td> <td>危機管理室 都市整備部 市民部 生活文化スポーツ部 みどり環境部 教育部 健康福祉部 子育て支援部</td> </tr> <tr> <td>第 3 非常配備態勢</td> <td>① 市域で震度 5 弱以上の地震が発生したとき。 ② 市内の複数地域で災害が発生したとき、又は発生が予想されるとき。 ③ 災害が拡大し、第 2 非常配備態勢では対処できないとき。 ④ その他の状況により、本部長（市長）が必要と認めたとき。</td> <td>本部の全組織をもって対処する態勢 第 2 非常配備態勢を強化し、複数の地域についての災害に直ちに対処できる態勢で、かつ、避難施設の開設や応急対策活動ができる態勢</td> <td>全職員</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 東海地震注意情報とは 観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報</p> <p>※ 2 東海地震予知情報とは 東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報。東海地震が発生するおそれがあると判断した観測データの状況等、科学的根拠について内閣総理大臣が発表する。</p> <p>※ 3 東海地震警戒宣言とは 東海地震が発生するおそれがあると認められたときに、内閣総理大臣が発する宣言</p> <p>※ 非常配備態勢の特例 本部長（市長）は、災害の状況その他により必要があると認めたとき、特定の部に対してのみ非常配備態勢の指令を発し、又は特定の部に対して種類の異なる非常配備態勢の指令を発することができる。</p>	種類	発令の時期	態勢	配備要員	第 1 非常配備態勢	① 東海地震注意情報 <sup>※1</sup> を受けたとき。 ② 災害の発生その他の状況により本部長（市長）が必要と認めたとき。	災害の発生を防御するための措置を強化し、救助その他災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始するほか、通信情報活動を主とする態勢	危機管理室 都市整備部	第 2 非常配備態勢	① 局地災害が発生したとき。 ② 東海地震予知情報 <sup>※2</sup> －警戒宣言 <sup>※3</sup> を受けたとき。 ③ その他の状況により、本部長（市長）が必要と認めたとき。	災害の発生を防御するための措置を強化し、救助その他災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始するほか、通信情報活動を主とする態勢	危機管理室 都市整備部 市民部 生活文化スポーツ部 みどり環境部 教育部 健康福祉部 子育て支援部	第 3 非常配備態勢	① 市域で震度 5 弱以上の地震が発生したとき。 ② 市内の複数地域で災害が発生したとき、又は発生が予想されるとき。 ③ 災害が拡大し、第 2 非常配備態勢では対処できないとき。 ④ その他の状況により、本部長（市長）が必要と認めたとき。	本部の全組織をもって対処する態勢 第 2 非常配備態勢を強化し、複数の地域についての災害に直ちに対処できる態勢で、かつ、避難施設の開設や応急対策活動ができる態勢	全職員	<p><b>(3) 震災非常配備態勢【全職員】</b></p> <p>地震等の災害時は、初動段階での対応が、その後の防災対策の成否を左右することから、市域で震度 5 弱以上の地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等において、災害対策本部を設置し震災非常配備態勢をとる。</p> <p>ただし、夜間休日等の勤務時間外においては、職員の参集の遅れや、情報の混乱等により防災対策上の立ち遅れが懸念されることから、緊急初動態勢として、危機管理課に属する職員等により初動本部を設置する。その後、職員の参集状況等も勘案し、市長が災害対策本部を設置する必要があると認めた場合は、初動本部を災害対策本部に移行し、災害応急対策を実施する。</p> <p>また、小・中学校を防災活動拠点として位置づけるとともに、発災後にその拠点に参集し初動活動に従事する初動要員を配置し、初動支部を編成する。</p> <table border="1" data-bbox="1676 714 2656 1585"> <thead> <tr> <th>組織名</th> <th>発令の時期</th> <th>参集場所・配備要員</th> <th>担当事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初動本部</td> <td>① 震度 5 弱以上の地震が発生したとき ② その他の状況により市長が必要と認めたとき</td> <td>参集場所 防災センター  ① 配備要員 ② 危機管理担当部長 ③ 危機管理課に属する職員その他必要と思われる部の職員</td> <td>① 初動対応に関すること。 ② 都及び防災関係機関との連絡に関すること。 ③ 初動支部との連絡に関すること。 ④ 初動支部への指揮に関すること。 ⑤ 災害対策本部設置の準備に関すること。 ⑥ その他災害応急対策に必要なこと。</td> </tr> <tr> <td>初動支部</td> <td></td> <td>参集場所 各小中学校（27 箇所）  配備要員 初動要員各小中学校 5 名</td> <td>① 避難所開設及び運営支援のための活動に関すること。 ② 情報収集連絡活動に関すること。 ③ 初動本部との連絡に関すること。 ④ その他市民の安全確保を図るために必要な活動に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	組織名	発令の時期	参集場所・配備要員	担当事項	初動本部	① 震度 5 弱以上の地震が発生したとき ② その他の状況により市長が必要と認めたとき	参集場所 防災センター  ① 配備要員 ② 危機管理担当部長 ③ 危機管理課に属する職員その他必要と思われる部の職員	① 初動対応に関すること。 ② 都及び防災関係機関との連絡に関すること。 ③ 初動支部との連絡に関すること。 ④ 初動支部への指揮に関すること。 ⑤ 災害対策本部設置の準備に関すること。 ⑥ その他災害応急対策に必要なこと。	初動支部		参集場所 各小中学校（27 箇所）  配備要員 初動要員各小中学校 5 名	① 避難所開設及び運営支援のための活動に関すること。 ② 情報収集連絡活動に関すること。 ③ 初動本部との連絡に関すること。 ④ その他市民の安全確保を図るために必要な活動に関すること。
種類	発令の時期	態勢	配備要員																										
第 1 非常配備態勢	① 東海地震注意情報 <sup>※1</sup> を受けたとき。 ② 災害の発生その他の状況により本部長（市長）が必要と認めたとき。	災害の発生を防御するための措置を強化し、救助その他災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始するほか、通信情報活動を主とする態勢	危機管理室 都市整備部																										
第 2 非常配備態勢	① 局地災害が発生したとき。 ② 東海地震予知情報 <sup>※2</sup> －警戒宣言 <sup>※3</sup> を受けたとき。 ③ その他の状況により、本部長（市長）が必要と認めたとき。	災害の発生を防御するための措置を強化し、救助その他災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始するほか、通信情報活動を主とする態勢	危機管理室 都市整備部 市民部 生活文化スポーツ部 みどり環境部 教育部 健康福祉部 子育て支援部																										
第 3 非常配備態勢	① 市域で震度 5 弱以上の地震が発生したとき。 ② 市内の複数地域で災害が発生したとき、又は発生が予想されるとき。 ③ 災害が拡大し、第 2 非常配備態勢では対処できないとき。 ④ その他の状況により、本部長（市長）が必要と認めたとき。	本部の全組織をもって対処する態勢 第 2 非常配備態勢を強化し、複数の地域についての災害に直ちに対処できる態勢で、かつ、避難施設の開設や応急対策活動ができる態勢	全職員																										
組織名	発令の時期	参集場所・配備要員	担当事項																										
初動本部	① 震度 5 弱以上の地震が発生したとき ② その他の状況により市長が必要と認めたとき	参集場所 防災センター  ① 配備要員 ② 危機管理担当部長 ③ 危機管理課に属する職員その他必要と思われる部の職員	① 初動対応に関すること。 ② 都及び防災関係機関との連絡に関すること。 ③ 初動支部との連絡に関すること。 ④ 初動支部への指揮に関すること。 ⑤ 災害対策本部設置の準備に関すること。 ⑥ その他災害応急対策に必要なこと。																										
初動支部		参集場所 各小中学校（27 箇所）  配備要員 初動要員各小中学校 5 名	① 避難所開設及び運営支援のための活動に関すること。 ② 情報収集連絡活動に関すること。 ③ 初動本部との連絡に関すること。 ④ その他市民の安全確保を図るために必要な活動に関すること。																										

修正前（平成 31 年度）（旧）

(3) 緊急初動態勢（夜間、休日等の勤務時間外）

地震等の災害時は、初動段階での対応が、その後の防災対策の成否を左右する。特に、近年は職員の居住地が遠距離化する傾向にあり、夜間休日等の勤務時間外に大地震が発生した場合、職員の参集の遅れや、情報の混乱等により防災対策上の立ち遅れが懸念される。このため、危機管理室に属する職員等により初動本部を設置する。

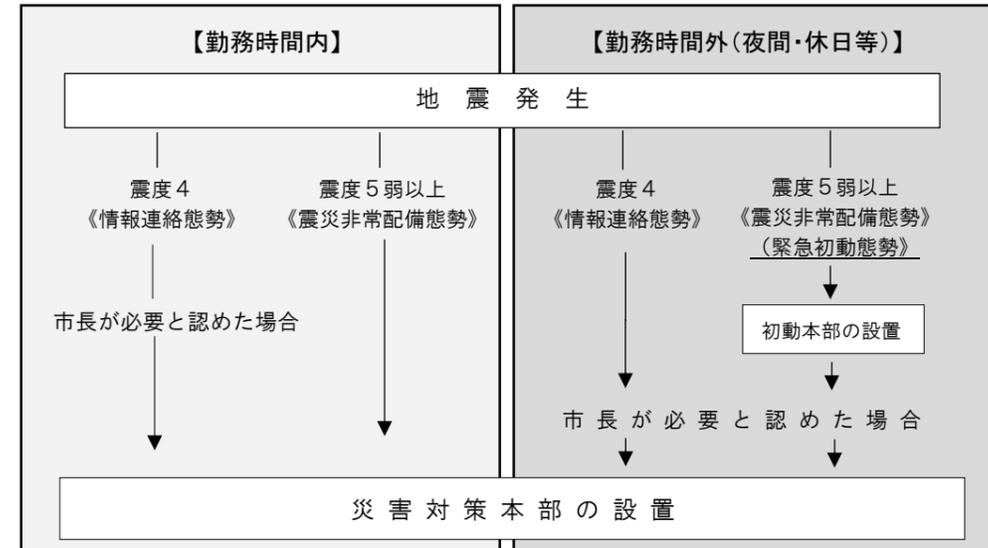
また、小・中学校を防災活動拠点として位置づけるとともに、発災後にその拠点に参集し初動活動に従事する「初動要員」として市内等居住職員を中心に初動支部を編成し、発災初期の活動態勢に必要な要員を確保する。

緊急初動態勢により職員が配置される場合は、①震度 5 弱の地震が発生又は②東海地震注意情報を受けた場合である。

組織名	発令の時期	出動場所・態勢要員	担当事項
初動本部	① 震度 5 弱の地震が発生したとき ② 東海地震注意情報あるいは東海地震予知情報－警戒宣言を受けたとき ③ その他の状況により市長が必要と認めたとき	出動場所 防災センター  態勢・配備要員 危機管理室長 危機管理室に属する職員 その他職員	① 緊急初動態勢に関すること。 ② 都及び防災関係機関との連絡に関すること。 ③ 初動支部との連絡に関すること。 ④ 初動支部への指揮に関すること。 ⑤ 災害対策本部設置の準備に関すること。 ⑥ その他災害応急対策に必要なこと。
初動支部	① 震度 5 弱の地震が発生したとき ② 東海地震注意情報あるいは東海地震予知情報－警戒宣言を受けたとき	出動場所 27 小中学校  態勢・配備要員 初動要員各 5 名	① 避難広場開設及び維持のための活動 ② 情報収集連絡活動 ③ その他市民の安全確保を図るために必要な活動

修正後（令和 3 年度）（新）

【災害対策本部及び初動本部の関係】



修正前（平成 31 年度）（旧）

修正後（令和 3 年度）（新）

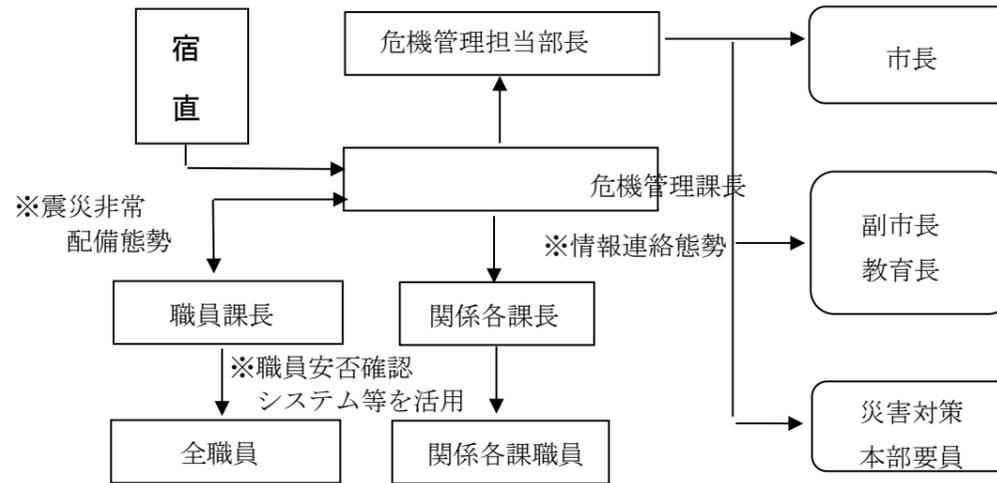
(4) 特別非常配備態勢（夜間、休日等の勤務時間外）

夜間、休日等の勤務時間外において東海地震警戒宣言が発令された場合及び市域で震度 5 強以上の地震が発生した場合等は、以下の特別非常配備態勢により災害に対応する。

種類	発令の時期	態勢	配備要員
特別非常配備態勢	東海地震予知情報一警戒宣言を受けたとき	夜間、休日等の勤務時間外において、自発的に、直ちに職場に参集し、所属部長の指揮下に入り災害に対処できる態勢	① 危機管理室、初動要員 ② 都市整備部、市民部、生活文化スポーツ部、みどり環境部の市内在住者
	市域で震度 5 強以上の地震が発生した場合		全職員
	その他状況により市長が必要と認めた場合（災害拡大の危険等）		

(削除)

8 夜間休日等における職員連絡態勢 市



9 職員の管理 市

(1) 職員の配置調整【職員班】

職員班は、各班の参集状況及び業務量を把握し、職員の人員配置の調整を行う。

また、24 時間継続して従事する必要のある業務を把握し、状況に応じて交代要員を確保する。不眠不休で対応している班や職員がないよう注意するとともに、随時調整を行う。

(2) 職員の健康管理及び給食等【職員班、食料班、各班長】

職員班は、職員の健康管理、メンタルケア等に必要な措置を講じるとともに、各班長は、各班員の健康及び勤務状態を常に配慮し、調整等の措置が必要な場合は各班の部長を通じて総務部長に報告する。

また、職員班は、職員の参集状況等を把握し、職員用の食料及び飲料水を確保する。確保する際は、食料の調達を担当する食料班と調整を行うものとする。

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）				
<table border="1" data-bbox="100 226 1092 275"> <tr> <td data-bbox="100 226 552 275">8. 職員の基本的責務</td> <td data-bbox="552 226 1092 275">全職員</td> </tr> </table> <p data-bbox="100 323 528 359">(1) 各部長及び班長の基本的責務</p> <p data-bbox="130 369 1457 449">各部長は、あらかじめ各非常配備態勢において業務に従事する配備職員の名簿を作成するとともに、所属職員の非常招集の連絡方法を定め、これを所属職員に周知徹底しておかなければならない。</p> <p data-bbox="130 459 1457 539">また、各部長は、非常配備態勢の指令を受けたとき直ちに災害状況に応じて以下の措置をとらなければならない。</p> <p data-bbox="160 550 1362 585">なお、各班長（課長）は、部長を補佐するとともに、部長に事故あるときはその職務を代行する。</p> <p data-bbox="130 596 516 632">ア 所属職員を掌握すること。</p> <p data-bbox="130 642 842 678">イ 職員に任務を指示して、所定の部署に配置すること。</p> <p data-bbox="130 688 1139 724">ウ その他高次の非常配備態勢に応じる職員の配置に移行できる措置をとること。</p> <p data-bbox="100 772 391 808">(2) 職員の基本的責務</p> <p data-bbox="160 819 1389 854">全ての職員は、災害対策本部又は初動本部が設置された場合、次の事項を遵守しなければならない。</p> <p data-bbox="130 865 1199 900">ア 常に災害に関する情報及び災害対策本部又は初動本部関係の指示に注意すること。</p> <p data-bbox="130 911 736 947">イ 不急の行事、会議、出張等を中止すること。</p> <p data-bbox="130 957 1199 993">ウ 正規の勤務時間が終了しても、班長又は所属長の指示があるまで退庁しないこと。</p> <p data-bbox="130 1003 1457 1127">エ 勤務場所を離れる場合、班長又は所属長と連絡をとり、常に所在を明らかにすること。何らかの事情により直ちに参集できない場合でも、必ず災害対策本部若しくは初動本部又は班長若しくは所属長と連絡をとり、自分の状況及び安否を知らせること。</p> <p data-bbox="130 1138 1092 1173">オ 非常配備態勢が発令されたときは、万難を排して速やかに参集すること。</p> <p data-bbox="130 1184 1457 1264">カ 自らの言動によって市民に不安を与え、市民の誤解を招くことにより、災害対策本部又は初動本部の活動に支障を来すことのないよう注意すること。</p> <p data-bbox="130 1274 1457 1354">キ 開庁時に地震が発生した際には、地震の揺れがおさまるまで自分の身の安全を確保した後、来庁者の安全確保に努めること。</p> <p data-bbox="130 1365 1092 1400">ク 災害活動時には、一目で市職員と分かるように、腕章等を携行すること。</p> <p data-bbox="130 1411 1457 1491">ケ 参集及び帰宅時等において、通常と異なる方法及び経路による場合は事前に班長若しくは所属長の許可を得ること。</p>	8. 職員の基本的責務	全職員	<table border="1" data-bbox="1501 226 2493 275"> <tr> <td data-bbox="1501 226 1952 275">10 職員の基本的責務</td> <td data-bbox="1952 226 2493 275">全職員</td> </tr> </table> <p data-bbox="1501 323 2053 359">(1) 各部長及び班長の基本的責務【全職員】</p> <p data-bbox="1531 369 2858 449">各部長は、あらかじめ<u>震災非常配備態勢</u>において業務に従事する配備職員の名簿を作成するとともに、所属職員の非常招集の連絡方法を定め、これを所属職員に周知徹底しておかなければならない。</p> <p data-bbox="1531 459 2858 539">また、各部長は、<u>震災非常配備態勢の連絡</u>を受けたとき直ちに災害状況に応じて以下の措置をとらなければならない。</p> <p data-bbox="1561 550 2763 585">なお、各班長（課長）は、部長を補佐するとともに、部長に事故あるときはその職務を代行する。</p> <p data-bbox="1531 596 1917 632">ア 所属職員を掌握すること。</p> <p data-bbox="1531 642 2243 678">イ 職員に任務を指示して、所定の部署に配置すること。</p> <p data-bbox="1501 772 1917 808">(2) 職員の基本的責務【全職員】</p> <p data-bbox="1531 819 2858 898">全ての職員は、災害対策本部が設置（<u>震災非常配備態勢が発令</u>）された場合、次の事項を遵守しなければならない。</p> <p data-bbox="1531 909 2374 945">ア 常に災害に関する情報及び災害対策本部の<u>指示</u>に注意すること。</p> <p data-bbox="1531 955 2131 991">イ 不急の行事、会議、出張等を中止すること。</p> <p data-bbox="1531 1001 2594 1037">ウ 正規の勤務時間が終了しても、班長又は所属長の指示があるまで退庁しないこと。</p> <p data-bbox="1531 1047 2858 1171">エ 勤務場所を離れる場合、班長又は所属長と連絡をとり、常に所在を明らかにすること。何らかの事情により直ちに参集できない場合でも、必ず災害対策本部<u>又は班長若しくは所属長と連絡をとり</u>、自分の状況及び安否を知らせること。</p> <p data-bbox="1531 1182 2858 1262">オ <u>情報連絡態勢または震災非常配備態勢が発令されたときは、業務に従事する配備職員は速やかに参集すること。</u></p> <p data-bbox="1531 1272 2858 1352">カ 自らの言動によって市民に不安を与え、市民の誤解を招くことにより、災害対策本部の<u>活動</u>に支障を来すことのないよう注意すること。</p> <p data-bbox="1531 1362 2858 1442">キ 開庁時に地震が発生した際には、地震の揺れがおさまるまで自分の身の安全を確保した後、来庁者の安全確保に努めること。</p> <p data-bbox="1531 1453 2487 1488">ク 災害活動時には、一目で市職員と分かるように、腕章等を携行すること。</p> <p data-bbox="1531 1499 2858 1579">ケ 参集及び帰宅時等において、通常と異なる方法及び経路による場合は事前に班長若しくは所属長の許可を得ること。</p>	10 職員の基本的責務	全職員
8. 職員の基本的責務	全職員				
10 職員の基本的責務	全職員				
<table border="1" data-bbox="100 1623 1092 1671"> <tr> <td data-bbox="100 1623 552 1671">9 復旧対応期の組織体制</td> <td data-bbox="552 1623 1092 1671">全職員</td> </tr> </table> <p data-bbox="100 1682 1457 1761">震災初動期の緊急活動がおおむね終了し、避難生活継続への対応、がれき処理、ライフライン等の復旧へと活動の重点を移行する時期（おおむね3日後以降）を「復旧対応期」とし、諸活動を実施する。</p> <p data-bbox="100 1772 1457 1852">復旧対応期においては、市民生活の支援、地域社会の早期復興に向けて職員配置をすることとし、初動期の緊急対応組織体制から平常時組織を基本とした体制へと移行していく。</p> <p data-bbox="100 1862 1457 1942">なお、発災から通常業務に移行する間の業務の優先度は、西東京市事業継続計画（BCP）＜地震編＞に基づき実施する。</p>	9 復旧対応期の組織体制	全職員	<table border="1" data-bbox="1501 1623 2493 1671"> <tr> <td data-bbox="1501 1623 1952 1671">11 復旧対応期の組織体制</td> <td data-bbox="1952 1623 2493 1671">全職員</td> </tr> </table> <p data-bbox="1501 1682 2858 1761">震災初動期の緊急活動がおおむね終了し、避難生活継続への対応、<u>災害廃棄物</u>処理、ライフライン等の復旧へと活動の重点を移行する時期（おおむね3日後以降）を「復旧対応期」とし、諸活動を実施する。</p> <p data-bbox="1501 1772 2858 1852">復旧対応期においては、市民生活の支援、地域社会の早期復興に向けて職員配置をすることとし、初動期の緊急対応組織体制から<u>平時の組織</u>を基本とした体制へと移行していく。</p> <p data-bbox="1501 1862 2858 1942">なお、発災から通常業務に移行する間の業務の優先度は、西東京市事業継続計画（BCP）＜地震編＞に基づき実施する。</p>	11 復旧対応期の組織体制	全職員
9 復旧対応期の組織体制	全職員				
11 復旧対応期の組織体制	全職員				

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）								
<p><b>第 2 節 消火・救助・救急活動</b></p> <p>■■■■■ 予 防 対 策 ■■■■■</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">1. 消防体制の充実</td> <td>危機管理室、消防署、消防団、都市計画課、建築指導課、道路建設課</td> </tr> </table> <p>(2) 消火活動困難地域への対策【<u>危機管理室、消防署、消防団、都市計画課、建築指導課、道路建設課</u>】</p> <p>危機管理室、消防署及び消防団は、消火活動困難地域を考慮し、消防水利及び消防団体制の充実等を進める。</p> <p>市は、狭い道路の拡幅を推進するなど、消火活動に必要な空間の確保を図る。</p> <p>また、接道に対する許可等の際に、消火活動の際にポンプ車など救助車両等の緊急車両が通行可能であることや木造住宅密集地域としての指定などを含め総合的に確認する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">2. 救助・救急体制の整備</td> <td>危機管理室、消防署、消防団</td> </tr> </table> <p>市民の自主救出・救護能力の向上【<u>危機管理室、消防署、消防団</u>】</p> <p>消防署及び消防団は、防災市民組織、市民、事業所の防火管理者、自衛消防隊員及び災害時支援ボランティア等に対し、救出活動技術及び応急救護技術の普及・訓練を推進するとともに、指導者養成など自主救出・救護能力の向上を図る。</p> <p>また、防災市民組織、事業所の自衛消防隊及び災害時支援ボランティアの連携促進を目的として、定期的な合同防災訓練の実施を推進する。</p> <p>危機管理室は、簡易救助器具、応急手当普及用資器材及び自動体外式除細動器（AED）の整備・充実を図るとともに、民間施設及び市内医療機関等に設置された自動体外式除細動器（AED）についても、設置場所に係る情報公開の承諾を得て市民に広報する。</p>	1. 消防体制の充実	危機管理室、消防署、消防団、都市計画課、建築指導課、道路建設課	2. 救助・救急体制の整備	危機管理室、消防署、消防団	<p><b>第 2 節 消火・救助・救急活動</b></p> <p>■■■■■ 予 防 対 策 ■■■■■</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">1 消防体制の充実</td> <td><u>市</u>、消防署、消防団</td> </tr> </table> <p>(2) 消火活動困難地域への対策【<u>危機管理課、都市計画課、建築指導課、道路課、消防署、消防団</u>】</p> <p><u>危機管理課</u>、消防署及び消防団は、消火活動困難地域を考慮し、消防水利及び消防団体制の充実等を進める。</p> <p><u>都市計画課</u>は、用途地域や地区計画など都市計画により、まちづくりを誘導する中で、消火活動困難地域の解消を図る。</p> <p>また、接道に対する許可等の際に、消火活動の際にポンプ車など救助車両等の緊急車両が通行可能であることや木造住宅密集地域としての指定などを含め総合的に確認する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">2 救助・救急体制の整備</td> <td><u>市</u>、消防署、消防団</td> </tr> </table> <p>(1) <u>市民の自主救出・救護能力の向上【危機管理課、消防署、消防団】</u></p> <p>消防署及び消防団は、防災市民組織、市民、事業所の防火管理者、自衛消防隊員及び<u>東京消防庁</u>災害時支援ボランティア等に対し、救出活動技術及び応急救護技術の普及・訓練を推進するとともに、指導者養成など自主救出・救護能力の向上を図る。</p> <p>また、防災市民組織、事業所の自衛消防隊及び<u>東京消防庁</u>災害時支援ボランティアの連携促進を目的として、定期的な合同防災訓練の実施を推進する。</p> <p><u>危機管理課</u>は、簡易救助器具、応急手当普及用資器材及び自動体外式除細動器（AED）の整備・充実を図るとともに、民間施設及び市内医療機関等に設置された自動体外式除細動器（AED）についても、設置場所に係る情報公開の承諾を得て市民に広報する。</p>	1 消防体制の充実	<u>市</u> 、消防署、消防団	2 救助・救急体制の整備	<u>市</u> 、消防署、消防団
1. 消防体制の充実	危機管理室、消防署、消防団、都市計画課、建築指導課、道路建設課								
2. 救助・救急体制の整備	危機管理室、消防署、消防団								
1 消防体制の充実	<u>市</u> 、消防署、消防団								
2 救助・救急体制の整備	<u>市</u> 、消防署、消防団								

修正前（平成31年度）（旧）

修正後（令和3年度）（新）

応急対策

応急対策

1. 消火・救助・警備 消防署、消防団

1 消火・救助・警備 消防署、消防団

<発災後の活動の流れ>

<発災後の活動の流れ>

機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降
市（市災害対策本部）	○避難勧告又は指示 ○避難広場への誘導 ○広域避難場所への誘導 ○避難施設の開設・運営 ○福祉避難施設の開設・運営 ○都に報告（他地区への移送要請等） ○隣接協定都市への避難者対応の要請				
消防署	○震災配備態勢または震災非常配備態勢の発令 ○職員の召集 ○消防活動の実施 ○救助・救出活動の実施 ○情報収集 ○救急ステーションの活用				
消防団	○出火防止の呼びかけ ○消防活動の実施 ○救助・救出活動の実施 ○情報収集 ○避難場所の防護、避難誘導の実施 ○災害時支援協力員への協力依頼				
警察署	○現場警備本部の設置 ○職員の参集 ○救助・救出活動の実施 ○警備活動の実施 ○災害時支援協力員への協力依頼				

機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降
市（市災害対策本部）	○避難勧告又は指示 ○避難広場への誘導 ○広域避難場所への誘導 ○避難施設の開設・運営 ○福祉避難施設の開設・運営 ○都に報告（他地区への移送要請等） ○隣接協定都市への避難者対応の要請				
消防署	○震災非常配備態勢の発令 ○職員の召集 ○消防活動の実施 ○救助・救出活動の実施 ○情報収集 ○救急ステーションの活用				
消防団	○出火防止の呼びかけ ○消防活動の実施 ○救助・救出活動の実施 ○情報収集 ○避難場所の防護、避難誘導の実施 ○災害時支援協力員への協力依頼				
警察署	○現場警備本部の設置 ○職員の参集 ○救助・救出活動の実施 ○警備活動の実施 ○災害時支援協力員への協力依頼				

(1) 震災消防活動【消防署】

(1) 震災消防活動【消防署】

消防署は、次の活動態勢により消防活動を実施する。

消防署は、次の活動態勢により消防活動を実施する。

ア 震災配備態勢

ア 震災非常配備態勢

消防署は、23区、多摩地域に震度5弱の地震が発生した場合、又は火災、救助、救急事象の発生状況により必要と認めた場合、「震災配備態勢」を発令し所要の人員の招集を行うとともに、事前計画に基づく活動を開始する（震度5強以上の場合には、「震災非常配備態勢」を発令し、全消防職員を招集する）。

消防署は、23区、多摩地域に震度5弱の地震が発生した場合、又は当該地震による被害状況等により必要と認めたとき「震災非常配備態勢」を発令する。消防署は、所要の人員の招集を行うとともに、事前計画に基づく活動を開始する（震度5強以上の場合には、「震災非常配備態勢」を発令し、全消防職員を招集する）。

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）				
<table border="1" data-bbox="103 226 1092 273"> <tr> <td data-bbox="103 226 557 273">2. 救助・救出活動</td> <td data-bbox="557 226 1092 273">消防署、消防団、警察署</td> </tr> </table> <p data-bbox="103 283 557 315"><b>(2) 活動の要領【消防署、消防団】</b></p> <p data-bbox="103 325 1469 451">消防署及び消防団は連携し、救助・救急資器材を活用して組織的で効果的かつ迅速な救助活動を実施するとともに、救助・救急活動に必要な重機、救急資器材に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。</p> <p data-bbox="103 462 1469 588">救急活動に当たっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署（出張所）に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護に当たる。</p> <p data-bbox="103 598 1469 724">また、必要に応じ、東京DMAT（東京都災害派遣医療チーム）との連携を図る。傷病者の搬送は、救急救命士等のトリアージ（治療優先順位）に基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車及びヘリコプター等を活用して、医療機関への搬送に協力する。</p> <p data-bbox="103 735 1469 766">なお、救助・救急活動職員は自身の安全を確保して作業を行う。</p>	2. 救助・救出活動	消防署、消防団、警察署	<table border="1" data-bbox="1498 226 2487 273"> <tr> <td data-bbox="1498 226 1952 273">2 救助・救出活動</td> <td data-bbox="1952 226 2487 273">消防署、消防団、警察署</td> </tr> </table> <p data-bbox="1498 283 1952 315"><b>(2) 活動の要領【消防署、消防団】</b></p> <p data-bbox="1498 325 2870 451">消防署及び消防団は連携し、救助・救急資器材を活用して組織的で効果的かつ迅速な救助活動を実施するとともに、救助・救急活動に必要な重機、救急資器材に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。</p> <p data-bbox="1498 462 2870 588">救急活動に当たっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署（出張所）に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、<u>医療機関</u>、消防団員、<u>東京消防庁</u>災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護に当たる。</p> <p data-bbox="1498 598 2870 724">また、必要に応じ、東京DMAT（東京都災害派遣医療チーム）との連携を図る。傷病者の搬送は、救急救命士等のトリアージ（治療優先順位）に基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車及びヘリコプター等を活用して、医療機関への搬送に協力する。</p> <p data-bbox="1498 735 2870 766">なお、救助・救急活動職員は自身の安全を確保して作業を行う。</p>	2 救助・救出活動	消防署、消防団、警察署
2. 救助・救出活動	消防署、消防団、警察署				
2 救助・救出活動	消防署、消防団、警察署				

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）								
<p><b>第 3 節 応援協力</b></p> <p>予 防 対 策</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">1. 関係機関等との連携強化</td> <td>危機管理室、全課</td> </tr> </table> <p>(3) 協定等の締結促進【危機管理室、各課】                  震災時に必要となる資器材・輸送手段・ライフライン復旧など防災対策の強化を図るため、多種・多様な団体との協力体制について協定の締結を推進する。特に市内又は周辺だけでなく、他道府県の区市町村や団体等との広域的な応援協定の締結を推進する。</p> <p>応 急 対 策</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">1. 応援協力（受援）</td> <td>危機管理班、職員班</td> </tr> </table> <p>(1) 行政機関との相互応援協力                  都への応援要請及び他市区町村との相互応援協力は、危機管理班が窓口となり行う。                  また、危機管理班は、各部と連絡・調整の上、応援を受け入れる。</p> <p>（新設）</p> <p>(2) 都への応援要請                  市単独では災害応急対策を的確に実施することができない場合には、都知事に対して応援又は応援のあっせんを要請する。                  また、本部長（市長）は、災害救助法に基づく災害応急対策等の実施を都知事に要請する。                  上記の要請については、都総務局（総合防災部防災対策課）に対し、下記に掲げる事項について、電話等により要請し、後日文書により改めて処理する。</p> <p>(3) 他の市区町村への応援要請                  他の市区町村に応援を要請する場合は、「震災時等の相互応援に関する協定」等の協定に基づき実施する。</p>	1. 関係機関等との連携強化	危機管理室、全課	1. 応援協力（受援）	危機管理班、職員班	<p><b>第 3 節 応援協力</b></p> <p>予 防 対 策</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">1 関係機関等との連携強化</td> <td>市</td> </tr> </table> <p>(3) 協定等の締結促進【危機管理課、各課】                  震災時に必要となる資器材・輸送手段・ライフライン復旧など防災対策の強化を図るため、多種・多様な団体との協力体制について協定の締結を推進する。特に市内又は周辺だけでなく、他道府県の市町村や団体等との広域的な応援協定の締結を推進する。</p> <p>応 急 対 策</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">1 応援協力（受援）</td> <td>市</td> </tr> </table> <p>(1) 行政機関との相互応援協力【危機管理班】                  都への応援要請及び他市区町村との相互応援協力は、危機管理班が窓口となり、各部と連絡・調整の上、応援を受け入れる。</p> <p>(2) 総務省への災害総括支援員の派遣要請【本部長（市長）、危機管理班】                  被災市区町村応援職員確保システムとは、大規模災害発生時に全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組みである。                  市は、都に応援職員の派遣の必要性やその人数などのニーズ等を把握し、報告する。都は市からの要請を受け、総務省等へ把握した情報を提供する。</p> <p>(3) 都への応援要請【本部長（市長）、危機管理班】                  市単独では災害応急対策を的確に実施することができない場合には、都知事に対して応援又は応援のあっせんを要請する。                  また、本部長（市長）は、災害救助法に基づく災害応急対策等の実施を都知事に要請する。都総務局に対し、次に掲げる事項について、電話等により要請し、後日文書により改めて処理する。</p> <p>(4) 他の市区町村への応援要請【危機管理班】                  他の市区町村に応援を要請する場合は、「災害時における相互応援に関する協定」等の協定に基づき実施する。</p>	1 関係機関等との連携強化	市	1 応援協力（受援）	市
1. 関係機関等との連携強化	危機管理室、全課								
1. 応援協力（受援）	危機管理班、職員班								
1 関係機関等との連携強化	市								
1 応援協力（受援）	市								

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）																																																																																	
<p>(4) 指定公共機関・民間団体等に対する協力要請 発生した災害規模に即した災害応急対策を実施するため、必要に応じて関係機関から災害対策要員及び資器材を確保する。</p> <p>(5) 自衛隊に対する災害派遣要請</p> <p>ウ 災害派遣部隊の受入体制</p> <p style="text-align: center;">【ヘリコプター緊急離着陸場】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">着陸 展開面 (m)</th> <th colspan="3">適 否</th> </tr> <tr> <th>OH-6D (小型ヘリ)</th> <th>UH-1H (J) (中型ヘリ)</th> <th>V-107 (大型ヘリ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>向台運動場</td> <td>100×200</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>谷戸小学校</td> <td>40×40</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td>文理台公園</td> <td>50×50</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>西東京いこ いの森公園</td> <td>20×20</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	着陸 展開面 (m)	適 否			OH-6D (小型ヘリ)	UH-1H (J) (中型ヘリ)	V-107 (大型ヘリ)	向台運動場	100×200	○	○	○	谷戸小学校	40×40	○	×	×	文理台公園	50×50	○	○	○	西東京いこ いの森公園	20×20	○	×	×	<p>(5) 指定公共機関・民間団体等に対する協力要請【<u>危機管理班、職員班</u>】 発生した災害規模に即した災害応急対策を実施するため、<u>職員班</u>が必要に応じて関係機関から災害対策要員及び資器材を確保する。</p> <p>(6) 自衛隊に対する災害派遣要請【<u>本部長（市長）、危機管理班</u>】</p> <p>ウ 災害派遣部隊の受入体制</p> <p style="text-align: center;">【ヘリコプター緊急離着陸場】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">着陸 展開面 (m)</th> <th colspan="3">適 否</th> </tr> <tr> <th>OH-6D (小型ヘリ)</th> <th>UH-1H (J) (中型ヘリ)</th> <th>CH-47 (J) (大型ヘリ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>向台運動場</td> <td>100×150</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>文理台公園</td> <td>50×50</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td>谷戸小学校</td> <td>50×50</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td>西東京いこ いの森公園</td> <td>100×50</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td>保谷第一小 学校</td> <td>50×50</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td>田無小学校</td> <td>50×50</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td>田無第一中 学校</td> <td>40×60</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td>田無第四中 学校</td> <td>50×50</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td>保谷中学校</td> <td>50×50</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	着陸 展開面 (m)	適 否			OH-6D (小型ヘリ)	UH-1H (J) (中型ヘリ)	CH-47 (J) (大型ヘリ)	向台運動場	100×150	○	○	○	文理台公園	50×50	○	○	×	谷戸小学校	50×50	○	○	×	西東京いこ いの森公園	100×50	○	○	×	保谷第一小 学校	50×50	○	○	×	田無小学校	50×50	○	○	×	田無第一中 学校	40×60	○	○	×	田無第四中 学校	50×50	○	○	×	保谷中学校	50×50	○	○	×
施設名			着陸 展開面 (m)	適 否																																																																														
	OH-6D (小型ヘリ)	UH-1H (J) (中型ヘリ)		V-107 (大型ヘリ)																																																																														
向台運動場	100×200	○	○	○																																																																														
谷戸小学校	40×40	○	×	×																																																																														
文理台公園	50×50	○	○	○																																																																														
西東京いこ いの森公園	20×20	○	×	×																																																																														
施設名	着陸 展開面 (m)	適 否																																																																																
		OH-6D (小型ヘリ)	UH-1H (J) (中型ヘリ)	CH-47 (J) (大型ヘリ)																																																																														
向台運動場	100×150	○	○	○																																																																														
文理台公園	50×50	○	○	×																																																																														
谷戸小学校	50×50	○	○	×																																																																														
西東京いこ いの森公園	100×50	○	○	×																																																																														
保谷第一小 学校	50×50	○	○	×																																																																														
田無小学校	50×50	○	○	×																																																																														
田無第一中 学校	40×60	○	○	×																																																																														
田無第四中 学校	50×50	○	○	×																																																																														
保谷中学校	50×50	○	○	×																																																																														

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）												
<p><b>第 4 節 防災活動拠点の確保</b></p> <p>予 防 対 策</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">防災活動拠点の充実</td> <td>危機管理室、管財課、情報推進課</td> </tr> </table> <p>(4) 施設の停電対策【施設を管理する課】</p> <p>応 急 対 策</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">1. 応急活動拠点の調整要請</td> <td>危機管理班</td> </tr> </table> <p>応急活動を効果的に実施するために必要なオープンスペースが不足する場合や、都管理のオープンスペースの利用が必要な場合は、オープンスペースの利用要望を都災害対策本部に提出し、都に対し、オープンスペースの利用調整を要望する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">2. システム復旧</td> <td>情報推進班</td> </tr> </table> <p>災害時に情報システムが停止した場合、情報推進班は以下の作業を行い、迅速に情報システムの復旧を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ネットワーク通信機器や管理サーバなどの庁内ネットワークやデータセンター間の通信など、根幹部分の機器の復旧</li> <li>(2) インターネットなどの外部通信装置（ルーターなど）の復旧</li> <li>(3) パソコンやプリンタなどの入・出力機器の電源確保等</li> </ol>	防災活動拠点の充実	危機管理室、管財課、情報推進課	1. 応急活動拠点の調整要請	危機管理班	2. システム復旧	情報推進班	<p><b>第 4 節 防災活動拠点の確保</b></p> <p>予 防 対 策</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">1 防災活動拠点の充実</td> <td>市</td> </tr> </table> <p>(4) 施設の停電対策【施設を管理する課、<u>危機管理課</u>】</p> <p>応 急 対 策</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">1 応急活動拠点の調整要請</td> <td>市</td> </tr> </table> <p><u>危機管理班は</u>、応急活動を効果的に実施するために必要なオープンスペースが不足する場合や、都管理のオープンスペースの利用が必要な場合は、オープンスペースの利用要望を都災害対策本部に提出し、都に対し、オープンスペースの利用調整を要望する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">2 システム復旧</td> <td>市</td> </tr> </table> <p><u>情報推進班は</u>、災害時に情報システムが停止した場合、以下の作業を行い、迅速に情報システムの復旧を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ネットワーク通信機器や管理サーバなどの庁内ネットワークやデータセンター間の通信など、根幹部分の機器の復旧</li> <li>(2) インターネットなどの外部通信装置（ルーターなど）の復旧</li> <li>(3) パソコンやプリンタなどの入・出力機器の電源確保等</li> </ol>	1 防災活動拠点の充実	市	1 応急活動拠点の調整要請	市	2 システム復旧	市
防災活動拠点の充実	危機管理室、管財課、情報推進課												
1. 応急活動拠点の調整要請	危機管理班												
2. システム復旧	情報推進班												
1 防災活動拠点の充実	市												
1 応急活動拠点の調整要請	市												
2 システム復旧	市												



修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）								
<p>■■■■ 応 急 対 策 ■■■■</p>	<p>■■■■ 応 急 対 策 ■■■■</p>								
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">1 通信体制の確立</td> <td>危機管理班、情報推進班、通信事業者</td> </tr> </table> <p>(2) 通信連絡態勢の確立 市防災行政無線（地域防災系）を中心とした通信連絡態勢を次のとおり確立する。</p> <p>ア 災害対策本部又は初動本部設置前の通信連絡窓口 災害対策本部が設置されるまでの間は危機管理室が担当する。夜間休日等の時間外においては、危機管理室員が参集するまで、宿直室（管財課）が担当する。</p> <p>(1)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">2. 被害情報等の収集・伝達</td> <td>危機管理班、各部</td> </tr> </table> <p>(1) 被害状況の緊急調査</p> <p>ク 都市整備部 道路被害状況の集約、住宅等全半壊被害状況、急傾斜地等二次災害危険状況、下水道施設の被害状況</p> <p>ケ みどり環境部 水道施設の被災状況</p>	1 通信体制の確立	危機管理班、情報推進班、通信事業者	2. 被害情報等の収集・伝達	危機管理班、各部	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">1 通信体制の確立</td> <td>市、通信事業者</td> </tr> </table> <p>(2) 通信連絡態勢の確立【<u>危機管理班、通信事業者</u>】 市防災行政無線（地域防災系）を中心とした通信連絡態勢を次のとおり確立する。</p> <p>ア <u>災害対策本部設置前の通信連絡窓口</u> <u>危機管理課</u>が担当する。夜間休日等の勤務時間外においては、<u>危機管理課職員</u>が参集するまでは、宿直室（<u>総務課</u>）が担当する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">2 被害情報等の収集・伝達</td> <td>市、消防署、消防団、警察署、防災関係機関</td> </tr> </table> <p>(1) 被害状況の緊急調査【<u>各部、消防署、消防団、警察署、防災関係機関</u>】 各部・各班担当者は、収集した情報を危機管理班に報告する。<u>消防署、消防団、警察署、防災関係機関は、被害情報等を市に情報提供する</u></p> <p>ク <u>みどり環境部</u> <u>避難広場・広域避難場所等の状況、ごみ、災害廃棄物、し尿等の収集及び状況</u></p> <p>ケ <u>まちづくり部、都市基盤部</u> 道路被害状況の集約、住宅等全半壊被害状況、<u>土砂災害警戒区域等</u>二次災害危険状況、下水道施設の被害状況</p> <p>(4) 都への被害情報の概括的報告【<u>危機管理班</u>】 都に対する被害状況等の報告については、人的被害、住家被害、市民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告する。 ※ 都に報告できない場合にあつては、一時的に報告先を国（総務省消防庁）に変更する。 ※ 一定規模以上の火災・災害等及び同時多発火災等により消防機関に 119 番通報が殺到したときは、都と併せて総務省消防庁に報告する。 ※ 報告は、都の「災害報告取扱要領」、災害対策基本法第 53 条第 1 項に基づく市町村被害状況報告要領、その他定められたところによる。</p>	1 通信体制の確立	市、通信事業者	2 被害情報等の収集・伝達	市、消防署、消防団、警察署、防災関係機関
1 通信体制の確立	危機管理班、情報推進班、通信事業者								
2. 被害情報等の収集・伝達	危機管理班、各部								
1 通信体制の確立	市、通信事業者								
2 被害情報等の収集・伝達	市、消防署、消防団、警察署、防災関係機関								

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）				
<table border="1" data-bbox="103 226 1092 273"> <tr> <td data-bbox="103 226 557 273">3. 地震発生後の広報</td> <td data-bbox="557 226 1092 273">広報班</td> </tr> </table> <p data-bbox="112 325 528 357">(3) 避難指示・救護に関する広報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="142 371 557 403">ア 避難勧告・指示及び避難方法</li> <li data-bbox="142 415 801 447">イ 要配慮者支援（安否確認・避難支援）の呼びかけ</li> <li data-bbox="142 459 1276 491">ウ 避難の際の安全措置の呼びかけ（電気ブレーカー遮断・メーターガス栓閉止、携行品等）</li> <li data-bbox="142 504 691 535">エ 負傷者搬送の呼びかけ及び搬送先の情報</li> <li data-bbox="142 548 418 579">オ 学校等の措置状況</li> </ul> <p data-bbox="112 638 584 669">(4) 被害状況・応急対策に関する広報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="142 684 557 716">ア 家屋倒壊、延焼被害等の状況</li> <li data-bbox="142 728 445 760">イ 警戒区域設定等情報</li> <li data-bbox="142 772 664 804">ウ 避難施設及び一時滞在施設の開設状況</li> <li data-bbox="142 816 691 848">エ 医療機関の開設・医療救護所の設置状況</li> <li data-bbox="142 861 445 892">オ 災害応急対策の状況</li> <li data-bbox="142 905 869 936">カ 交通状況（交通規制等の状況、交通機関の被害状況等）</li> </ul>	3. 地震発生後の広報	広報班	<table border="1" data-bbox="1498 226 2487 273"> <tr> <td data-bbox="1498 226 1952 273">3 地震発生後の広報</td> <td data-bbox="1952 226 2487 273">市</td> </tr> </table> <p data-bbox="1507 325 2050 357">(3) <u>避難情報・救護に関する広報【広報班】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1537 371 1855 403">ア <u>避難情報及び避難方法</u></li> <li data-bbox="1537 415 2193 447">イ 要配慮者支援（安否確認・避難支援）の呼びかけ</li> <li data-bbox="1537 459 2671 491">ウ 避難の際の安全措置の呼びかけ（電気ブレーカー遮断・メーターガス栓閉止、携行品等）</li> <li data-bbox="1537 504 2086 535">エ 負傷者搬送の呼びかけ及び搬送先の情報</li> <li data-bbox="1537 548 1813 579">オ 学校等の措置状況</li> </ul> <p data-bbox="1507 638 2101 669">(4) <u>被害状況・応急対策に関する広報【広報班】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1537 684 1757 716">ア <u>被害等の状況</u></li> <li data-bbox="1537 728 1840 760">イ 警戒区域設定等情報</li> <li data-bbox="1537 772 2030 804">ウ <u>避難所及び一時滞在施設の開設状況</u></li> <li data-bbox="1537 816 2086 848">エ 医療機関の開設・医療救護所の設置状況</li> <li data-bbox="1537 861 1840 892">オ 災害応急対策の状況</li> <li data-bbox="1537 905 2258 936">カ 交通状況（交通規制等の状況、交通機関の被害状況等）</li> </ul>	3 地震発生後の広報	市
3. 地震発生後の広報	広報班				
3 地震発生後の広報	市				

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）								
<p><b>(8) 放送機関への放送要請・情報発表等</b></p> <p>広報班は、都・放送機関と連携して避難勧告等の緊急情報を報道する。市において収集した災害状況は、その災害規模に応じ、その都度定時発表回数を定め、情報を提供する。各部からの災害情報を、広報班で取りまとめ、放送機関に対し発表を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">災害対策本部からの発表</td> <td>① 災害対策本部からの発表は、広報班を窓口とし、各部の発表事項を取りまとめ市記者室で実施する。 ② 夜間又は勤務時間外等に発災した場合、危機管理班が速報として発表を行う。</td> </tr> <tr> <td>情報提供の主な項目</td> <td>① 災害発生の場所及び発生日時 ② 被害状況 ③ 応急対策の状況 ④ 市民に対する避難勧告等の状況 ⑤ 市民に対する協力要請及び注意事項 ⑥ 支援施策に関すること。 ⑦ 下水道の使用自粛等の協力要請</td> </tr> </table> <p><b>(9) 避難勧告等の報道要請</b></p> <p>(株)エフエム西東京及び(株)ジェイコムイースト西東京との災害時における協定により、放送要請を行う。</p> <p>また、市及び各防災関係機関が、通信設備等の被災により市民に対する緊急情報を伝達できない場合は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、都を通じて日本放送協会等の報道機関に対し、テレビ・ラジオ等による放送要請をする。</p>	災害対策本部からの発表	① 災害対策本部からの発表は、広報班を窓口とし、各部の発表事項を取りまとめ市記者室で実施する。 ② 夜間又は勤務時間外等に発災した場合、危機管理班が速報として発表を行う。	情報提供の主な項目	① 災害発生の場所及び発生日時 ② 被害状況 ③ 応急対策の状況 ④ 市民に対する避難勧告等の状況 ⑤ 市民に対する協力要請及び注意事項 ⑥ 支援施策に関すること。 ⑦ 下水道の使用自粛等の協力要請	<p><b>(8) 報道機関への放送要請・情報発表等【広報班】</b></p> <p>広報班は、都・報道機関と連携して避難勧告等の緊急情報を報道する。市において収集した災害状況は、その災害規模に応じ、その都度定時発表回数を定め、情報を提供する。各部からの災害情報を、広報班で取りまとめ、報道機関に対し発表を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">災害対策本部からの発表</td> <td style="text-align: center;"><u>広報班を窓口とし、各部の発表事項を取りまとめ市記者室で実施する。</u></td> </tr> <tr> <td>提供する情報の主な項目</td> <td>① 災害発生の場所及び発生日時 ② 被害状況 ③ 応急対策の状況 ④ 市民に対する避難情報等の状況 ⑤ 市民に対する協力要請及び注意事項 ⑥ 支援施策に関すること。 ⑦ 下水道の使用自粛等の協力要請</td> </tr> </table> <p><b>(9) 避難情報等の報道要請【広報班】</b></p> <p>(株)エフエム西東京及び(株)ジェイコム東京との災害時における協定により、放送要請を行う。</p> <p>また、市及び各防災関係機関が、通信設備等の被災により市民に対する緊急情報を伝達できない場合は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、都を通じて日本放送協会等の報道機関に対し、テレビ・ラジオ等による放送要請をする。</p>	災害対策本部からの発表	<u>広報班を窓口とし、各部の発表事項を取りまとめ市記者室で実施する。</u>	提供する情報の主な項目	① 災害発生の場所及び発生日時 ② 被害状況 ③ 応急対策の状況 ④ 市民に対する避難情報等の状況 ⑤ 市民に対する協力要請及び注意事項 ⑥ 支援施策に関すること。 ⑦ 下水道の使用自粛等の協力要請
災害対策本部からの発表	① 災害対策本部からの発表は、広報班を窓口とし、各部の発表事項を取りまとめ市記者室で実施する。 ② 夜間又は勤務時間外等に発災した場合、危機管理班が速報として発表を行う。								
情報提供の主な項目	① 災害発生の場所及び発生日時 ② 被害状況 ③ 応急対策の状況 ④ 市民に対する避難勧告等の状況 ⑤ 市民に対する協力要請及び注意事項 ⑥ 支援施策に関すること。 ⑦ 下水道の使用自粛等の協力要請								
災害対策本部からの発表	<u>広報班を窓口とし、各部の発表事項を取りまとめ市記者室で実施する。</u>								
提供する情報の主な項目	① 災害発生の場所及び発生日時 ② 被害状況 ③ 応急対策の状況 ④ 市民に対する避難情報等の状況 ⑤ 市民に対する協力要請及び注意事項 ⑥ 支援施策に関すること。 ⑦ 下水道の使用自粛等の協力要請								

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）										
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;"><b>5. 生活情報等の広報</b></td> <td>広報班</td> </tr> </table> <p>広報班は、応急対策の実施状況、避難救助の状況等を把握し、広報資料の整備を図り、市民へ随時、情報提供をする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;"><b>6. 被災者相談窓口の設置</b></td> <td>広報班</td> </tr> </table> <p>(2) 相談内容</p> <p>被災者相談窓口への相談内容については、復旧状況、時間経過とともに異なるが、主に次のようなものが考えられる。</p> <p>なお、聴取した要望等については、速やかに関係部及び関係機関へ連絡し、早期解決を図る。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 上水道・下水道の修理に関する事。</li> <li>② 要配慮者対策等の福祉に関する事。</li> <li>③ り災証明の発行に関する事。</li> <li>④ 災害弔慰金等の支給に関する事。</li> <li>⑤ 災害援護資金・生活資金等の貸付に関する事。</li> <li>⑥ 市税等の減免、徴収猶予等に関する事。</li> <li>⑦ 住宅の応急復旧や融資制度の利用に関する事。</li> <li>⑧ 中小企業及び農業関係者の支援に関する事。</li> <li>⑨ その他生活再建に関する事。</li> </ul> </div> <p>(新設)</p>	<b>5. 生活情報等の広報</b>	広報班	<b>6. 被災者相談窓口の設置</b>	広報班	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;"><b>4 生活情報等の広報</b></td> <td>市</td> </tr> </table> <p>広報班は、<u>災害対策本部からの情報により</u>、応急対策の実施状況、避難救助の状況等を把握し、広報資料の整備を図り、市民へ随時、情報提供をする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;"><b>5 被災者相談窓口の設置</b></td> <td>市、関係機関</td> </tr> </table> <p>(2) 相談内容【<b>広報班、各部、関係機関</b>】</p> <p>被災者相談窓口への相談内容については、復旧状況、時間経過とともに異なるが、主に次のようなものが考えられる。</p> <p>なお、聴取した要望等については、速やかに<u>各班</u>及び関係機関へ連絡し、早期解決を図る。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 上水道・下水道の修理に関する事。</li> <li>② 要配慮者対策等の福祉に関する事。</li> <li>③ <u>罹災</u>証明の発行に関する事。</li> <li>④ 災害弔慰金等の支給に関する事。</li> <li>⑤ 災害援護資金・生活資金等の貸付に関する事。</li> <li>⑥ 市税等の減免、徴収猶予等に関する事。</li> <li>⑦ 住宅の応急復旧や融資制度の利用に関する事。</li> <li>⑧ 中小企業及び農業関係者の支援に関する事。</li> <li>⑨ その他生活再建に関する事。</li> </ul> </div> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;"><b>6. 安否確認相談窓口の設置</b></td> <td>市</td> </tr> </table> <p><u>災害初動期は、被災者等からの家族の安否確認に</u>応えるため、安否確認班は避難所等に相談窓口を開設し各部・関係機関へ連絡する。</p>	<b>4 生活情報等の広報</b>	市	<b>5 被災者相談窓口の設置</b>	市、関係機関	<b>6. 安否確認相談窓口の設置</b>	市
<b>5. 生活情報等の広報</b>	広報班										
<b>6. 被災者相談窓口の設置</b>	広報班										
<b>4 生活情報等の広報</b>	市										
<b>5 被災者相談窓口の設置</b>	市、関係機関										
<b>6. 安否確認相談窓口の設置</b>	市										

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）										
<table border="1" data-bbox="103 226 1172 268"> <tr> <td data-bbox="103 226 557 268">7. 市民相互の情報連絡等</td> <td data-bbox="557 226 1172 268">市、都（総務局）、通信事業者、報道機関、市民</td> </tr> </table> <p data-bbox="142 281 923 310">各機関は、市民に対し、市民相互の情報連絡の方法を周知する。</p> <p data-bbox="115 371 284 401">(1) 市及び都</p> <p data-bbox="142 415 1457 491">個人・事務所等に対する一斉帰宅抑制の呼びかけや安否確認方法の周知を行い、関係機関と連携して、避難施設や一時滞在施設の開設状況など、災害関連情報等を提供する。</p> <p data-bbox="115 550 308 579">(2) 通信事業者</p> <p data-bbox="166 594 1359 669">行政機関と連携し、市民、事業者及び帰宅困難者に災害情報、一時滞在施設等の情報提供を行う。また、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の利用を呼びかける。</p> <p data-bbox="115 728 284 758">(3) 報道機関</p> <p data-bbox="142 772 1457 848">行政機関や交通機関等と連携して、交通機関の運行情報や安否確認サービスの利用方法等について、市民、事業者及び帰宅困難者に提供する。</p> <p data-bbox="115 907 225 936">(4) 市民</p> <p data-bbox="166 951 1086 980">災害用伝言ダイヤル、災害用伝言版等を利用し、家族等の安否を確認する。</p>	7. 市民相互の情報連絡等	市、都（総務局）、通信事業者、報道機関、市民	<table border="1" data-bbox="1498 226 2487 268"> <tr> <td data-bbox="1498 226 1952 268">7 市民相互の情報連絡等</td> <td data-bbox="1952 226 2487 268">市、都、通信事業者、報道機関、市民</td> </tr> </table> <p data-bbox="1507 281 2852 357">各機関は、市民に対し、市民相互の情報連絡の方法を周知する。市民は、災害用伝言ダイヤル等を用い家族の安否を確認する。</p> <p data-bbox="2059 415 2273 445" style="text-align: center;"><b>【各機関の役割】</b></p> <table border="1" data-bbox="1694 453 2635 905"> <tr> <td data-bbox="1694 453 1863 590">市及び都（総務局）</td> <td data-bbox="1863 453 2635 590">個人・事務所等に対する一斉帰宅抑制の呼びかけや安否確認方法の周知を行い、防災関係機関と連携して、避難所や一時滞在施設の開設状況など、災害関連情報等を提供する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1694 590 1863 768">通信事業者</td> <td data-bbox="1863 590 2635 768">行政機関と連携し、市民、事業者及び帰宅困難者に災害情報、一時滞在施設等の情報提供を行う。また、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の利用を呼びかける。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1694 768 1863 905">報道機関</td> <td data-bbox="1863 768 2635 905">行政機関や交通機関等と連携して、交通機関の運行情報や安否確認サービスの利用方法等について、市民、事業者及び帰宅困難者に提供する。</td> </tr> </table>	7 市民相互の情報連絡等	市、都、通信事業者、報道機関、市民	市及び都（総務局）	個人・事務所等に対する一斉帰宅抑制の呼びかけや安否確認方法の周知を行い、防災関係機関と連携して、避難所や一時滞在施設の開設状況など、災害関連情報等を提供する。	通信事業者	行政機関と連携し、市民、事業者及び帰宅困難者に災害情報、一時滞在施設等の情報提供を行う。また、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の利用を呼びかける。	報道機関	行政機関や交通機関等と連携して、交通機関の運行情報や安否確認サービスの利用方法等について、市民、事業者及び帰宅困難者に提供する。
7. 市民相互の情報連絡等	市、都（総務局）、通信事業者、報道機関、市民										
7 市民相互の情報連絡等	市、都、通信事業者、報道機関、市民										
市及び都（総務局）	個人・事務所等に対する一斉帰宅抑制の呼びかけや安否確認方法の周知を行い、防災関係機関と連携して、避難所や一時滞在施設の開設状況など、災害関連情報等を提供する。										
通信事業者	行政機関と連携し、市民、事業者及び帰宅困難者に災害情報、一時滞在施設等の情報提供を行う。また、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の利用を呼びかける。										
報道機関	行政機関や交通機関等と連携して、交通機関の運行情報や安否確認サービスの利用方法等について、市民、事業者及び帰宅困難者に提供する。										

修正前（平成31年度）（旧）

修正後（令和3年度）（新）

## 第6章 医療救護等対策

### 第1節 医療救護

#### 予 防 対 策

1. 医療体制の整備	危機管理室、健康課、保健所
------------	---------------

#### (1) 医療体制の整備【危機管理室、健康課】

市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、柔道整復師会との連携を密にし、医療救護班の編成、派遣及び医療救護活動の円滑な実施に努めるため、市内医療機関との連絡体制の構築や、医療カテゴリー別の医療救護班を編成しておくなど事前に態勢を整備する。

市内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う市災害医療コーディネーターを設置する。

また、市災害医療コーディネーターが市内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、情報伝達をスムーズに行えるように努める。

その他、緊急医療救護所や避難所医療救護所、医療救護活動拠点の設置場所を事前に確保する。

#### (2) 負傷者等の搬送体制の整備【危機管理室、健康課】

負傷者の搬送方法の検討を行うとともに、緊急医療救護所における傷病者の搬送体制の構築を図る。

2. 医薬品・医療資器材の確保	危機管理室、健康課
-----------------	-----------

市医師会及び市歯科医師会と協議し、医療救護班が使用する医薬品・医療資器材の備蓄に努めるとともに、市薬剤師会との連携による医薬品の確保を行う。

また、避難施設等に救急医薬品を備蓄する。

医薬品の備蓄量は、東京都地域防災計画に準じ、発災から3日間で必要な量を目安とする。

## 第6章 医療救護等対策

### 第1節 医療救護

#### 予 防 対 策

1 医療体制の整備	市、保健所
-----------	-------

#### (1) 医療体制の整備【健康課】

市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、柔道整復師会との連携を密にし、医療救護班の編成、派遣及び医療救護活動の円滑な実施に努めるため、市内医療機関との連絡体制の構築や、医療救護班を編成しておくなど事前に態勢を整備する。

市内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う市災害医療コーディネーターや、薬事に関する助言を行う市災害薬事コーディネーターを任命する。

また、市災害医療コーディネーターや市災害薬事コーディネーターが市内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、情報伝達をスムーズに行えるように努める。

その他、緊急医療救護所や避難所医療救護所、医療救護活動拠点の設置場所を事前に確保する。

#### (2) 負傷者等の搬送体制の整備【健康課】

負傷者の搬送方法の検討を行うとともに、緊急医療救護所から災害拠点病院等の病院までの傷病者の搬送体制の構築を図る。

#### (4) 緊急医療救護所開設訓練【健康課、危機管理課、関係団体】

災害発生に備え、多数の傷病者への対応や連携体制など、災害医療コーディネーターを中心に、医師会・歯科医師会・薬剤師会・柔道整復師会等とともに、緊急医療救護所開設訓練を実施する。

2 医薬品・医療資器材の確保	市
----------------	---

健康課及び危機管理課は、市医師会、市歯科医師会、市災害医療コーディネーター及び市災害薬事コーディネーターと協議し、医療救護班が使用する医薬品・医療資器材の備蓄に努めるとともに、市薬剤師会との連携による医薬品の確保を行う。

また、避難所等に救急医薬品及び感染症対策の衛生用品を備蓄する。医薬品の備蓄量は、東京都地域防災計画に準じ、発災から3日間で必要な量を目安とする。

修正前（平成31年度）（旧）

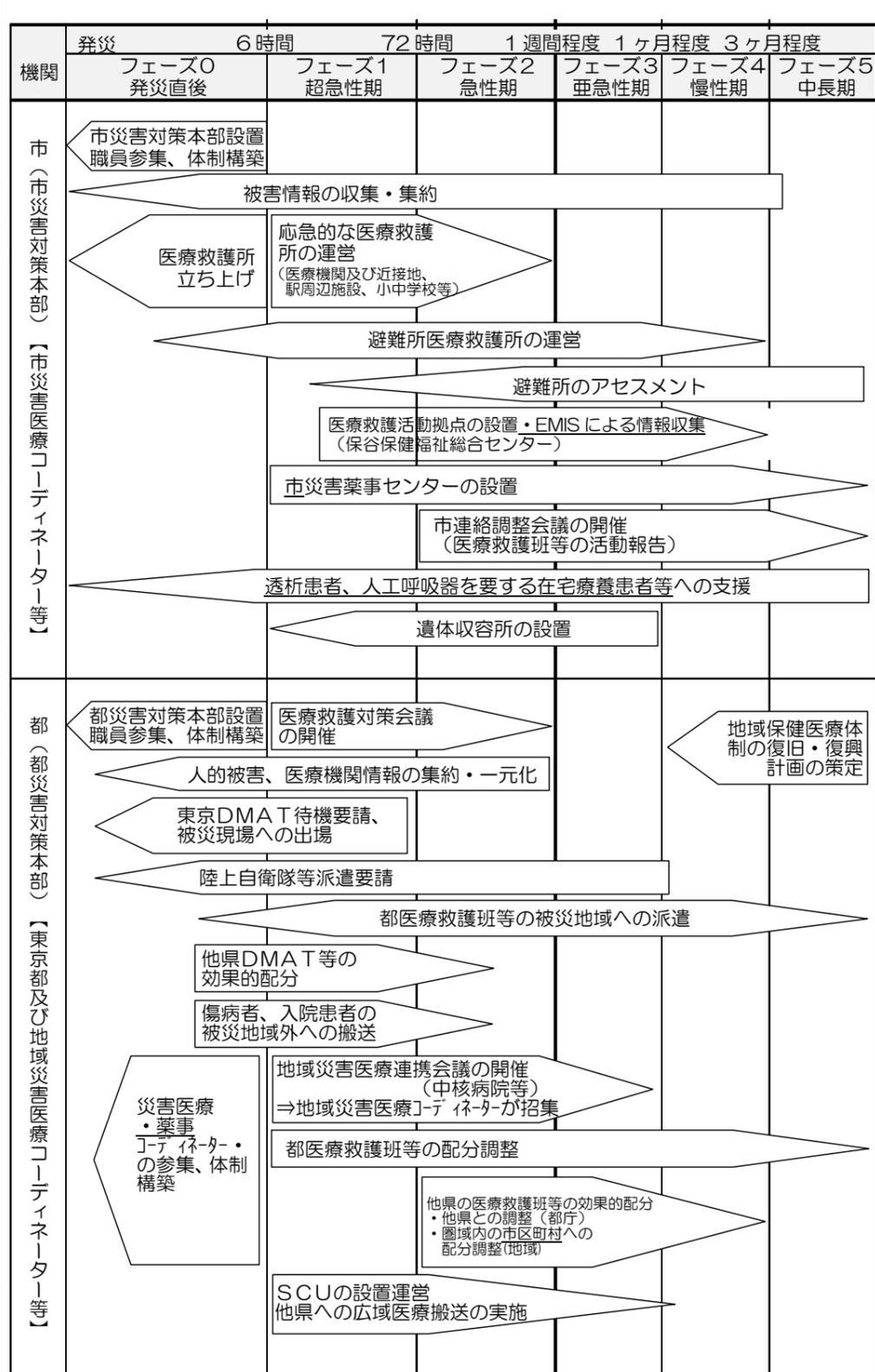
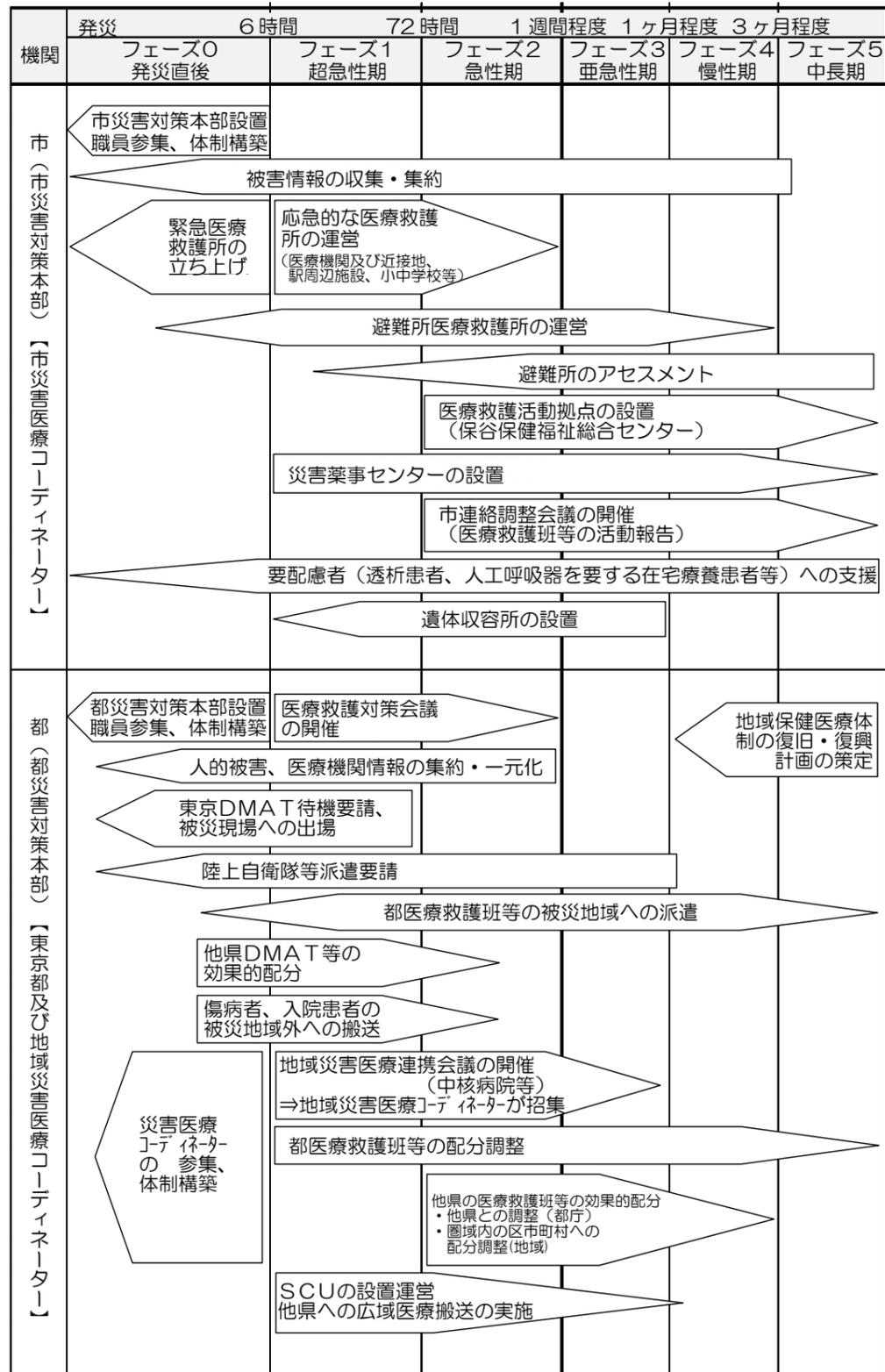
修正後（令和3年度）（新）

応急対策

応急対策

<発災後の活動の流れ>

<発災後の活動の流れ>



修正前（平成 31 年度）（旧）		修正後（令和 3 年度）（新）																													
<p>1. 医療救護</p>	<p>救命救護健康班、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、柔道整復師会、医療機関、防災関係機関、都（福祉保健局）</p>	<p>1 医療救護</p>	<p>市、都、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、柔道整復師会、医療機関、保健所、消防署、防災関係機関</p>																												
<p>市は、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、柔道整復師会、医療機関、各防災関係機関との連携の下に、災害の状況に応じた迅速な医療活動を実施し、負傷者等の救護に万全を期す。</p>		<p>市は、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、柔道整復師会、医療機関、各防災関係機関との連携の下に、災害の状況に応じた迅速な医療活動を実施し、負傷者等の救護に万全を期す。</p>																													
<p>【医療救護活動におけるフェーズ区分】</p>		<p>【医療救護活動におけるフェーズ区分】</p>																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>想定される状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0 発災直後 (発災～6時間)</td> <td>建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況</td> </tr> <tr> <td>1 超急性期 (6～72時間)</td> <td>救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況</td> </tr> <tr> <td>2 急性期 (72時間～1週間)</td> <td>被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復活し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況</td> </tr> <tr> <td>3 亜急性期 (1週間～1か月)</td> <td>地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に回復している状況</td> </tr> <tr> <td>4 慢性期 (1～3か月)</td> <td>避難生活が長期化しているが、ほぼ復活して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況</td> </tr> <tr> <td>5 中長期 (3か月以降)</td> <td>避難所医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況</td> </tr> </tbody> </table>		区分	想定される状況	0 発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況	1 超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況	2 急性期 (72時間～1週間)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復活し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況	3 亜急性期 (1週間～1か月)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に回復している状況	4 慢性期 (1～3か月)	避難生活が長期化しているが、ほぼ復活して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況	5 中長期 (3か月以降)	避難所医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>想定される状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0 発災直後 (発災～6時間)</td> <td>建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況</td> </tr> <tr> <td>1 超急性期 (6～72時間)</td> <td>救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況</td> </tr> <tr> <td>2 急性期 (72時間～1週間程度)</td> <td>被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況</td> </tr> <tr> <td>3 亜急性期 (1週間～1か月程度)</td> <td>地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況</td> </tr> <tr> <td>4 慢性期 (1～3か月程度)</td> <td>避難生活が長期化しているが、ほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況</td> </tr> <tr> <td>5 中長期 (3か月以降)</td> <td>避難所医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ再開している状況</td> </tr> </tbody> </table>		区分	想定される状況	0 発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況	1 超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況	2 急性期 (72時間～1週間程度)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況	3 亜急性期 (1週間～1か月程度)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況	4 慢性期 (1～3か月程度)	避難生活が長期化しているが、ほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況	5 中長期 (3か月以降)	避難所医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ再開している状況
区分	想定される状況																														
0 発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況																														
1 超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況																														
2 急性期 (72時間～1週間)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復活し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況																														
3 亜急性期 (1週間～1か月)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に回復している状況																														
4 慢性期 (1～3か月)	避難生活が長期化しているが、ほぼ復活して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況																														
5 中長期 (3か月以降)	避難所医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況																														
区分	想定される状況																														
0 発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況																														
1 超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況																														
2 急性期 (72時間～1週間程度)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況																														
3 亜急性期 (1週間～1か月程度)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況																														
4 慢性期 (1～3か月程度)	避難生活が長期化しているが、ほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況																														
5 中長期 (3か月以降)	避難所医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ再開している状況																														
<p>(1) 医療情報の収集・広報活動</p>		<p>(1) 医療情報の収集・広報活動【救命救護健康班、広報班】</p>																													
<p>医療情報の収集・報告</p>	<p>救命救護健康班は、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、柔道整復師会、消防署と協力して、人的被害及び医療施設（診療所、歯科診療所、保険薬局及び病院）の被害状況や活動状況等の迅速な把握に努め、圏域内の医療対策拠点（北多摩北部保健医療圏医療対策拠点）に報告する。</p>	<p>医療情報の収集・報告</p>	<p>救命救護健康班は、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、柔道整復師会、消防署と協力して、人的被害及び医療施設（診療所、歯科診療所、保険薬局及び病院）の被害状況や活動状況等の迅速な把握に努め、圏域内の医療対策拠点（北多摩北部保健医療圏医療対策拠点）に報告する。</p>																												
<p>市民への情報提供</p>	<p>広報班は、市内等の医療機関の稼働状況、医療救護所の開設状況を市民へ広報する。</p>	<p>医療救護活動拠点では、E M I S 等を使用し情報収集する。</p>	<p>市民への情報提供</p>																												
<p>市民への情報提供</p>	<p>広報班は、市内等の医療機関の稼働状況、医療救護所の開設状況を市民へ広報する。</p>	<p>市民への情報提供</p>	<p>広報班は、市内等の医療機関の稼働状況、医療救護所の開設状況を市民へ広報する。</p>																												
<p>※E M I S：災害拠点病院をはじめとした医療機関、医療関係団体、消防機関、保健所、市区町村等の間の情報ネットワーク化及び国、都道府県間との広域情報ネットワーク化を図り、災害時における被災地内、被災地外における医療機関の活動状況など、災害医療に関わる情報を収集・提供し被災地域での迅速かつ適切な医療・救護活動を支援することを目的としたシステム</p>																															

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）																
<p>(2) 医療救護活動</p> <p>救命救護健康班は、市医師会及び市災害医療コーディネーター等の関係機関と連携して、人的被害、診療所、歯科診療所及び薬局の被災状況や活動状況等を把握し、関係機関で情報収集するとともに北多摩北部保健医療圏の地域災害医療コーディネーターに対して報告する。</p> <p>また、市医師会等の協力を得て医療救護班の編成を行い、医療救護所等を開設し、災害の程度により地域災害医療コーディネーター等に応援を要請する。医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況については、地域住民に周知する。医療に関する情報連絡については、各災害医療コーディネーターを中心に行う。</p> <p>(3) 災害医療コーディネーター</p> <p>災害医療コーディネーターの区分は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="296 714 1246 1176"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都災害医療コーディネーター</td> <td>都全域の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う都が指定するコーディネーター 災害時には都庁に参集</td> </tr> <tr> <td>東京都地域災害医療コーディネーター</td> <td>各二次保健医療圏域の医療救護活動等を統括・調整するために都が指定するコーディネーター 西東京市域は北多摩北部保健医療圏に位置し、公立昭和病院に配置</td> </tr> <tr> <td>市災害医療コーディネーター</td> <td>市内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的助言を行う、市が指定するコーディネーター</td> </tr> </tbody> </table>	名称	説明	東京都災害医療コーディネーター	都全域の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う都が指定するコーディネーター 災害時には都庁に参集	東京都地域災害医療コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動等を統括・調整するために都が指定するコーディネーター 西東京市域は北多摩北部保健医療圏に位置し、公立昭和病院に配置	市災害医療コーディネーター	市内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的助言を行う、市が指定するコーディネーター	<p>(2) 医療救護活動【救命救護健康班】</p> <p>救命救護健康班は、市医師会及び市災害医療コーディネーター等の関係機関と連携して、人的被害、診療所、歯科診療所及び薬局の被災状況や活動状況等を把握し、関係機関で情報収集するとともにEMISを用いて北多摩北部地域災害医療コーディネーターに対して報告する。</p> <p>また、市医師会等の協力を得て医療救護班の編成を行い、医療救護所等を開設し、災害の程度により地域災害医療コーディネーター等に応援を要請する。医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況については、地域住民に周知する。医療に関する情報連絡については、各災害医療コーディネーターを中心に行う。<u>(※医療救護班の実施内容は(5)医療救護班の体制に記載)</u></p> <p>(3) 災害医療コーディネーター【救命救護健康班、都（福祉保健局）、市薬剤師会、医療機関】</p> <p>災害医療コーディネーターの区分は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1691 714 2641 1176"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都災害医療コーディネーター</td> <td>都全域の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う都が指定する医師 災害時には都庁に参集</td> </tr> <tr> <td>東京都地域災害医療コーディネーター</td> <td>各二次保健医療圏域の医療救護活動等を統括・調整するために都が指定する医師 西東京市域は北多摩北部保健医療圏に位置し、公立昭和病院の医療対策拠点に配置</td> </tr> <tr> <td>市災害医療コーディネーター</td> <td>市内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的助言を行う、市が指定する医師</td> </tr> </tbody> </table>	名称	説明	東京都災害医療コーディネーター	都全域の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う都が指定する医師 災害時には都庁に参集	東京都地域災害医療コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動等を統括・調整するために都が指定する医師 西東京市域は北多摩北部保健医療圏に位置し、公立昭和病院の医療対策拠点に配置	市災害医療コーディネーター	市内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的助言を行う、市が指定する医師
名称	説明																
東京都災害医療コーディネーター	都全域の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う都が指定するコーディネーター 災害時には都庁に参集																
東京都地域災害医療コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動等を統括・調整するために都が指定するコーディネーター 西東京市域は北多摩北部保健医療圏に位置し、公立昭和病院に配置																
市災害医療コーディネーター	市内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的助言を行う、市が指定するコーディネーター																
名称	説明																
東京都災害医療コーディネーター	都全域の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う都が指定する医師 災害時には都庁に参集																
東京都地域災害医療コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動等を統括・調整するために都が指定する医師 西東京市域は北多摩北部保健医療圏に位置し、公立昭和病院の医療対策拠点に配置																
市災害医療コーディネーター	市内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的助言を行う、市が指定する医師																

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）																		
<p>(5) 医療救護班の体制</p> <table border="1" data-bbox="296 315 1246 630"> <tr> <td>医療救護班の活動拠点</td> <td>医療救護班は、医療機関、指定避難施設又は被災現場に医療救護所を開設する。</td> </tr> <tr> <td>班編成</td> <td>医療救護班の編成は、医師と市職員を中心として、医療救護所に集まった看護師、医療従事者及び薬剤師、その他のボランティアにて構成する。 また、柔道整復師会は、医師の指示により応急救護活動を実施する。</td> </tr> </table>	医療救護班の活動拠点	医療救護班は、医療機関、指定避難施設又は被災現場に医療救護所を開設する。	班編成	医療救護班の編成は、医師と市職員を中心として、医療救護所に集まった看護師、医療従事者及び薬剤師、その他のボランティアにて構成する。 また、柔道整復師会は、医師の指示により応急救護活動を実施する。	<p>(5) 医療救護班の体制【救命救護健康班】</p> <table border="1" data-bbox="1691 315 2641 850"> <tr> <td>医療救護班の活動拠点</td> <td>医療救護班は、医療機関、指定避難所又は被災現場に医療救護所を開設する。</td> </tr> <tr> <td>班編成</td> <td>医療救護班の編成は、医師と市職員を中心として、医療救護所に集まった看護師、医療従事者及び薬剤師、その他のボランティアにて構成する。 また、柔道整復師会は、医師の指示により応急救護活動を実施する。 <u>施設の安全確認が完了した後、市は避難所および医療救護所の開設準備を始める。同時に医療救護班は、ストレッチャーや車椅子通行のスペースを確保するなど動線等にも配慮し、市職員等の設営に助言を行う。また、備蓄医薬品を医療救護所備蓄庫から取り出し等を実施する。</u></td> </tr> </table>	医療救護班の活動拠点	医療救護班は、医療機関、指定避難所又は被災現場に医療救護所を開設する。	班編成	医療救護班の編成は、医師と市職員を中心として、医療救護所に集まった看護師、医療従事者及び薬剤師、その他のボランティアにて構成する。 また、柔道整復師会は、医師の指示により応急救護活動を実施する。 <u>施設の安全確認が完了した後、市は避難所および医療救護所の開設準備を始める。同時に医療救護班は、ストレッチャーや車椅子通行のスペースを確保するなど動線等にも配慮し、市職員等の設営に助言を行う。また、備蓄医薬品を医療救護所備蓄庫から取り出し等を実施する。</u>										
医療救護班の活動拠点	医療救護班は、医療機関、指定避難施設又は被災現場に医療救護所を開設する。																		
班編成	医療救護班の編成は、医師と市職員を中心として、医療救護所に集まった看護師、医療従事者及び薬剤師、その他のボランティアにて構成する。 また、柔道整復師会は、医師の指示により応急救護活動を実施する。																		
医療救護班の活動拠点	医療救護班は、医療機関、指定避難所又は被災現場に医療救護所を開設する。																		
班編成	医療救護班の編成は、医師と市職員を中心として、医療救護所に集まった看護師、医療従事者及び薬剤師、その他のボランティアにて構成する。 また、柔道整復師会は、医師の指示により応急救護活動を実施する。 <u>施設の安全確認が完了した後、市は避難所および医療救護所の開設準備を始める。同時に医療救護班は、ストレッチャーや車椅子通行のスペースを確保するなど動線等にも配慮し、市職員等の設営に助言を行う。また、備蓄医薬品を医療救護所備蓄庫から取り出し等を実施する。</u>																		
<p>(6) 医療救護班等の業務</p> <p>医療救護班は、市災害医療コーディネーターのところで一元化された医療情報とその助言により、トリアージ後の災害負傷中の重傷者を、できるだけ後方医療機関への転送ルートにのせるように努める。</p> <p>救命救護健康班は、市災害医療コーディネーターのところで一元化された医療情報とその助言により、医療救護班の活動を統括・調整する。</p> <table border="1" data-bbox="281 1165 1261 1932"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療救護</td> <td>① 傷病者に対する応急処置 ② 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 ③ 災害拠点病院等への転送 ④ 搬送困難な患者、軽症患者等に対する医療 ⑤ 助産救護 ⑥ 死亡の確認 以上のほか、状況に応じて遺体の検案に協力する。</td> </tr> <tr> <td>歯科医療救護</td> <td>① 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 ② 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 ③ 避難施設内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導 ④ 検視・検案に際しての法歯学上の協力</td> </tr> <tr> <td>薬剤供給・調剤</td> <td>① 医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 ② 医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理 ③ 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援 ④ 避難施設の衛生管理・防疫対策への協力</td> </tr> <tr> <td>接骨応急救護</td> <td>傷病者に対する応急措置等</td> </tr> </tbody> </table>	区分	活動内容	医療救護	① 傷病者に対する応急処置 ② 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 ③ 災害拠点病院等への転送 ④ 搬送困難な患者、軽症患者等に対する医療 ⑤ 助産救護 ⑥ 死亡の確認 以上のほか、状況に応じて遺体の検案に協力する。	歯科医療救護	① 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 ② 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 ③ 避難施設内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導 ④ 検視・検案に際しての法歯学上の協力	薬剤供給・調剤	① 医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 ② 医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理 ③ 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援 ④ 避難施設の衛生管理・防疫対策への協力	接骨応急救護	傷病者に対する応急措置等	<p>(6) 医療救護班等の業務【医療救護班、救命救護健康班】</p> <p>医療救護班は、市災害医療コーディネーターのところで一元化された医療情報とその助言により、トリアージ後の災害負傷中の重傷者を、できるだけ災害拠点病院への転送ルートにのせるように努める。</p> <p>救命救護健康班は、市災害医療コーディネーターのところで一元化された医療情報とその助言により、医療救護班の活動を統括・調整する。</p> <table border="1" data-bbox="1676 1165 2656 1848"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療救護班</td> <td>① 傷病者に対するトリアージ ② 傷病者に対する応急処置及び医療 ③ 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び搬送順位の決定 ④ 死亡の確認及び検案への協力 ⑤ 助産救護 ⑥ その他、必要と認められる業務</td> </tr> <tr> <td>歯科医療救護班</td> <td>① 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 ② 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 ③ 避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導 ④ 検視・検案に際しての法歯学上の協力</td> </tr> <tr> <td>薬剤師班</td> <td>① 医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 ② 医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品等の仕分け、管理及び受発注 ③ 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援 ④ 避難所の衛生管理・防疫対策への協力</td> </tr> </tbody> </table>	区分	活動内容	医療救護班	① 傷病者に対するトリアージ ② 傷病者に対する応急処置及び医療 ③ 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び搬送順位の決定 ④ 死亡の確認及び検案への協力 ⑤ 助産救護 ⑥ その他、必要と認められる業務	歯科医療救護班	① 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 ② 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 ③ 避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導 ④ 検視・検案に際しての法歯学上の協力	薬剤師班	① 医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 ② 医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品等の仕分け、管理及び受発注 ③ 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援 ④ 避難所の衛生管理・防疫対策への協力
区分	活動内容																		
医療救護	① 傷病者に対する応急処置 ② 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 ③ 災害拠点病院等への転送 ④ 搬送困難な患者、軽症患者等に対する医療 ⑤ 助産救護 ⑥ 死亡の確認 以上のほか、状況に応じて遺体の検案に協力する。																		
歯科医療救護	① 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 ② 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 ③ 避難施設内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導 ④ 検視・検案に際しての法歯学上の協力																		
薬剤供給・調剤	① 医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 ② 医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理 ③ 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援 ④ 避難施設の衛生管理・防疫対策への協力																		
接骨応急救護	傷病者に対する応急措置等																		
区分	活動内容																		
医療救護班	① 傷病者に対するトリアージ ② 傷病者に対する応急処置及び医療 ③ 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び搬送順位の決定 ④ 死亡の確認及び検案への協力 ⑤ 助産救護 ⑥ その他、必要と認められる業務																		
歯科医療救護班	① 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 ② 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 ③ 避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導 ④ 検視・検案に際しての法歯学上の協力																		
薬剤師班	① 医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 ② 医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品等の仕分け、管理及び受発注 ③ 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援 ④ 避難所の衛生管理・防疫対策への協力																		

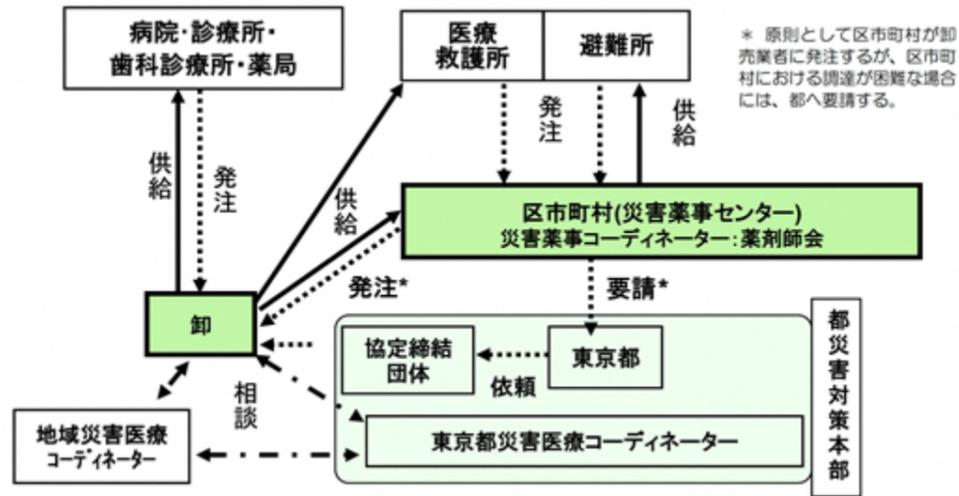
修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）				
<p>(7) 応援要請</p> <p>必要に応じ近隣市に応援を求めるほか、東京都地域災害医療コーディネーターに応援を求めるとともに都等に対し応援を求め、応急措置を実施する。</p> <p><b>ア 医療救護応援要請</b></p> <p>医療救護班が不足する場合は、市医師会に増班・派遣を要請する。不足が改善されない場合には、更に東京都地域災害医療コーディネーター及び都等の医療関係機関に応援派遣を要請する。</p> <p><b>イ 東京都災害派遣医療チーム応援要請</b></p> <p>多数傷病者の救命処置が必要な場合は、救助救出に伴う医療救護活動として東京都災害医療派遣チーム（東京DMAT）の派遣を、消防署が警防本部を通じ都福祉保健局へ要請する。</p> <p><b>（新設）</b></p> <p><b>ウ 保健所との連携</b></p> <table border="1" data-bbox="103 1394 1092 1440"> <tr> <td>2. 後方医療活動</td> <td>救命救護健康班、医療機関、都（福祉保健局）</td> </tr> </table> <p><b>（新設）</b></p>	2. 後方医療活動	救命救護健康班、医療機関、都（福祉保健局）	<p>(7) 応援要請【救命救護健康班、都（福祉保健局）、保健所】</p> <p>必要に応じ近隣市に応援を求めるほか、東京都地域災害医療コーディネーターに応援を求めるとともに都等の医療機関に対し応援を求め、応急措置を実施する。</p> <p><b>ア 医療救護応援要請</b></p> <p>医療救護班が不足する場合は、市医師会に増班・派遣を要請する。不足が改善されない場合には、更に東京都地域災害医療コーディネーター及び都等の医療関係機関に応援派遣を要請する。</p> <p><b>イ 災害医療派遣チーム（「東京DMAT」※）応援要請</b></p> <p>多数傷病者の救命処置が必要な場合は、救助救出に伴う医療救護活動として災害医療派遣チーム（「東京DMAT」）の出場先及び出場順序について、東京都福祉保健局は東京消防庁及び東京都病院経営本部と協議のうえ、決定する。</p> <p>※ <u>東京DMAT（東京 Disaster Medical Assistance Team：ディーマット）大規模事故などの都市型災害が発生した場合や大規模地震などの自然災害時に出場し、災害現場で東京消防庁と連携して多数傷病者等に対する救命処置等を行う災害医療派遣チーム</u></p> <p><b>ウ 災害派遣精神医療チーム（東京DPAT）※）応援要請</b></p> <p>多数傷病者の救命処置が必要な場合は、被災市区町村での精神保健医療活動として災害派遣精神医療チーム（「東京DPAT」）の出場先及び出場順序について、東京都福祉保健局は東京消防庁及び東京都病院経営本部と協議のうえ、決定する。必要に応じて市災害医療コーディネーターに助言を求める。</p> <p>※ <u>東京DPAT（東京 Disaster Psychiatric Assistance Team：ディーパット）被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神医療の提供と精神保健活動の支援を行うために、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム</u></p> <p><b>エ 保健所との連携</b></p> <table border="1" data-bbox="1498 1394 2487 1440"> <tr> <td>2 後方医療活動</td> <td>市、都、医療機関、消防署</td> </tr> </table> <p>救命救護健康班は、医療救護所及び市内医療機関での傷病者の収容と処置対応が困難な場合は、都福祉保健局と調整して被災地域外の東京都災害拠点病院等医療施設に受入れを要請する。</p> <p><b>(2) 医療スタッフの搬送【救命救護健康班】</b></p> <p><u>市が派遣する医療救護班等の医療スタッフの搬送は、原則として市が対応する。</u></p>	2 後方医療活動	市、都、医療機関、消防署
2. 後方医療活動	救命救護健康班、医療機関、都（福祉保健局）				
2 後方医療活動	市、都、医療機関、消防署				

修正前（平成31年度）（旧）

3. 医薬品等の調達・確保 救命救護健康班、市薬剤師会、医療機関、都（福祉保健局）

(3) 災害薬事コーディネーターの業務

【市が使用する医薬品等の調達手順】



① 市の備蓄品を使用する。  
災害発生時には市の備蓄を優先的に使用する。備蓄だけで対応できない場合は、地区薬剤師会医薬品・情報管理センターや薬局等へ提供を要請する。

市での調達が不可能な場合

② 市が卸から調達する。  
市は卸売販売業者へ医薬品等を発注する（発注は災害薬事センターがとりまとめる）。

② 都が卸から調達する。  
市は都に対し調達を要請する。都は、災害時協力協定締結団体へ調達を依頼し、団体が会員卸売販売業者へ依頼する。

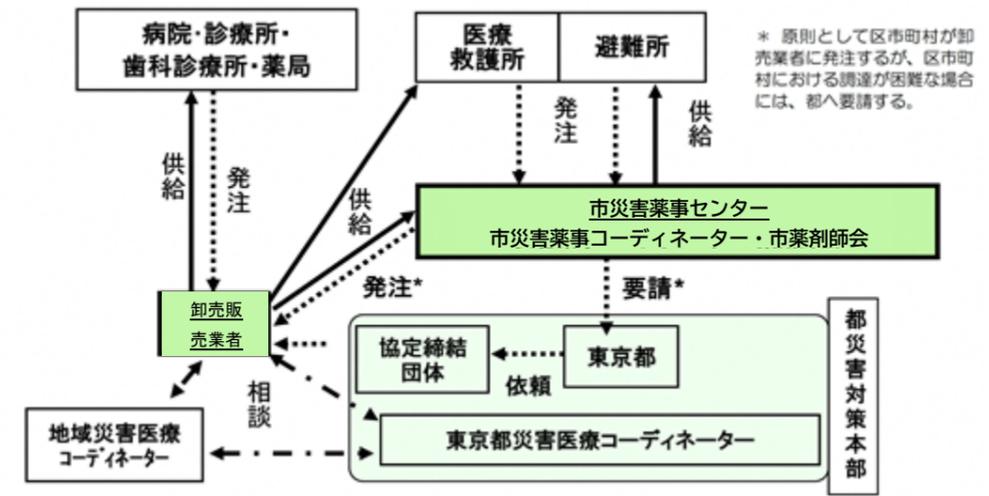
③ 卸売販売業者が医薬品等を納入する。  
卸売販売業者は、市の災害薬事センターへ納品する。

修正後（令和3年度）（新）

3 医薬品等の調達・確保 市、都、市薬剤師会、医療機関

(3) 市災害薬事コーディネーターの業務【救命救護健康班、都（福祉保健局）、市薬剤師会、医療機関】

【市が使用する医薬品等の調達手順】



① 市の備蓄品を使用する。  
災害発生時には市の備蓄を優先的に使用する。備蓄だけで対応できない場合は、市災害薬事センターや薬局等へ調達を依頼する。

市での調達が不可能な場合

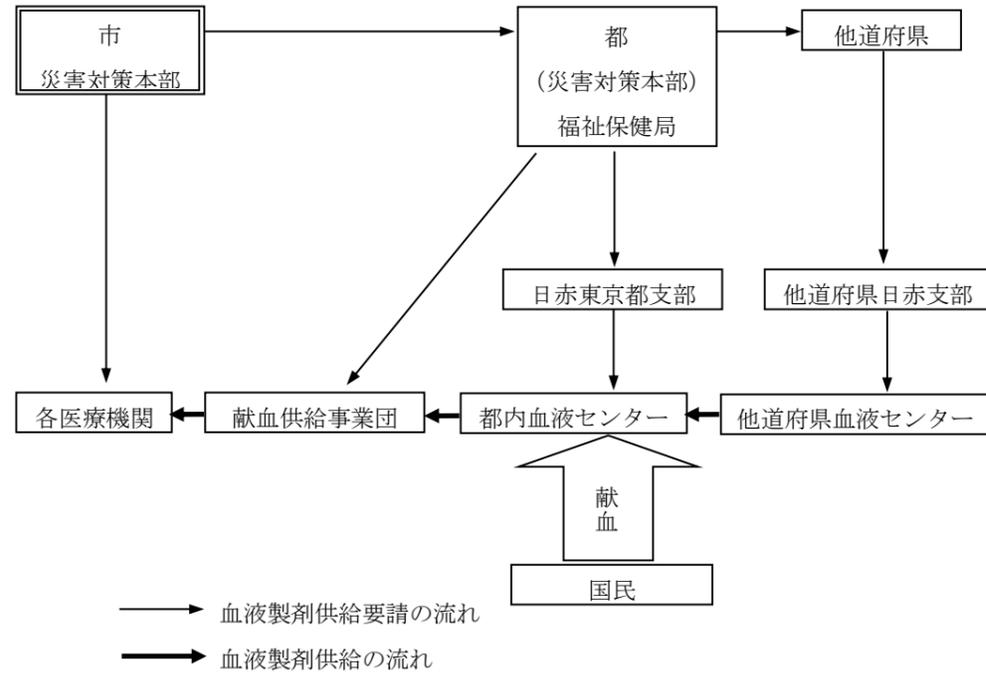
② 市が卸売販売業者から調達する。  
市は卸売販売業者へ医薬品等を発注する（発注は災害薬事センターがとりまとめる）。

② 都が卸売販売業者から調達する。  
市は都に対し調達を要請する。都は、災害時協力協定締結団体へ調達を依頼し、団体が会員卸売販売

③ 卸売販売業者が医薬品等を納入する。  
卸売販売業者は、市災害薬事センターへ納品する。

修正前（平成 31 年度）（旧）

(5) 血液製剤の供給体制



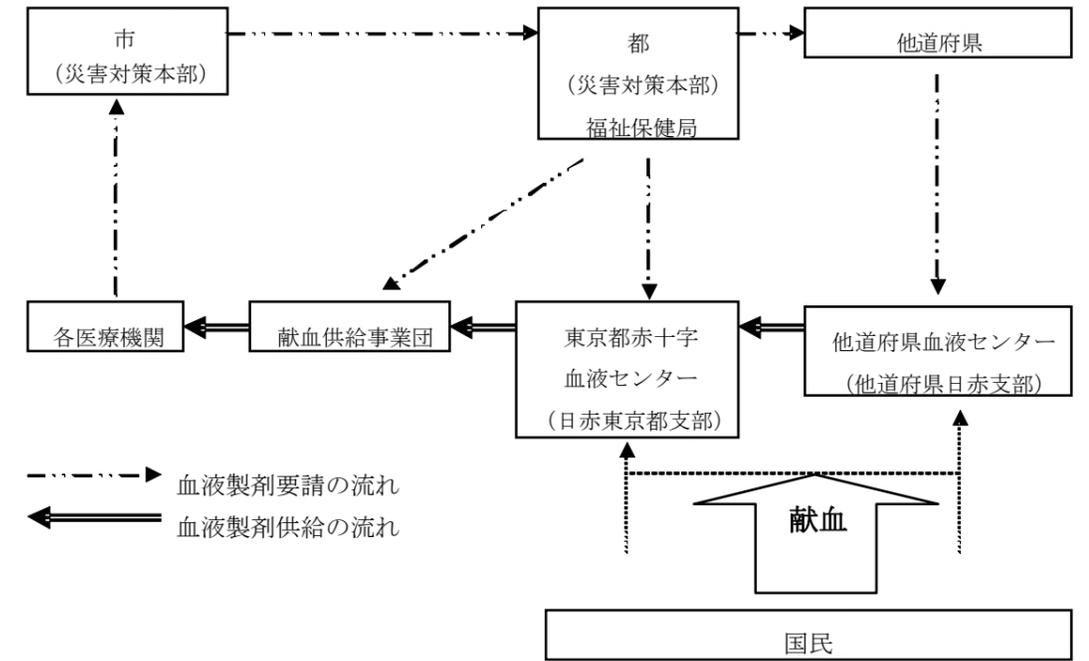
4. 医療施設の確保

救命救護健康班

市は、必要に応じて、医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請する。

修正後（令和 3 年度）（新）

(5) 血液製剤の供給体制



4 医療施設の確保

市

救命救護健康班は、必要に応じて、医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請する。

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）				
<p><b>第 2 節 防疫</b></p> <p>■■■■■■■■■■ 応 急 対 策 ■■■■■■■■■■</p> <table border="1" data-bbox="100 426 1329 516"> <tr> <td data-bbox="100 426 552 516">保健衛生活動</td> <td data-bbox="552 426 1329 516">都（福祉保健局）、保健所、救命救護健康班、廃棄物処理班、物資輸送班、学校避難施設班、福祉避難施設班、関係機関</td> </tr> </table> <p>被災者の心身両面での健康維持をはじめ、感染症、食中毒の予防のため、庁内各課と協力し、良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) 保健活動 救命救護健康班は、保健所等と連携して震災時における避難施設での健康相談や指導等の健康対策を実施する。</p> <p>(3) メンタルヘルスケア 被災に関する急性ストレス障害（A S D）、心的外傷後ストレス障害（P T S D）及び長期の避難施設生活のストレス等に対処するため、救命救護健康班は、都による巡回精神相談チームと協力し、被災市民に対する相談体制を確立する。</p> <p>(4) 透析患者・在宅難病患者への対応 透析医療機関の稼働状況等の情報を都から収集し、透析医療機関及び患者からの問い合わせに対して情報提供できる態勢をとる。 在宅難病患者については、保健所、医療機関と連携をとりながら、後方医療機関へ搬送し、医療施設での救護を図る等の対応を行う。</p>	保健衛生活動	都（福祉保健局）、保健所、救命救護健康班、廃棄物処理班、物資輸送班、学校避難施設班、福祉避難施設班、関係機関	<p><b>第 2 節 防疫</b></p> <p>■■■■■■■■■■ 応 急 対 策 ■■■■■■■■■■</p> <table border="1" data-bbox="1495 426 2487 474"> <tr> <td data-bbox="1495 426 1947 474">1 保健衛生活動</td> <td data-bbox="1947 426 2487 474">市、都、保健所、医療機関</td> </tr> </table> <p>被災者の心身両面での健康維持をはじめ、感染症、食中毒の予防のため、<u>各班</u>と協力し、良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) 保健活動【救命救護健康班、保健所】 <u>巡回健康相談等を行うため、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成して避難所等に派遣する。</u> 救命救護健康班は、保健所等と連携して震災時における避難所での健康相談や指導等の健康対策を実施する。<u>また、避難所内の個人スペースの確保、避難者の健康状態の把握や健康相談、地域における巡回健康相談、その他必要な保健活動を行う。</u> <u>保健所は各避難所における衛生管理を行い、感染症集団発生時には、疫学調査及び感染拡大防止対策の指導・支援を行う。市単独では対応が困難な場合は、都に応援要請を行う等、保健活動班の派遣を要請する。</u></p> <p>(3) 精神医療体制の確保【救命救護健康班、都（福祉保健局）】 被災に関する急性ストレス障害（A S D）、心的外傷後ストレス障害（P T S D）及び長期の避難所生活のストレス等に対処するため、<u>メンタルヘルスケア体制整備を図り、被災の状況に即して活動する。</u> 救命救護健康班は、<u>災害派遣医療チーム（東京D P A T）、保健師チーム等と連携し、被災市民に対する相談体制を確立する。要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置するとともに、精神科病院・診療所の外来実施状況について、状況の把握・提供ができるよう努める。</u></p> <p>(4) 透析患者・在宅難病患者への対応【救命救護健康班、保健所、医療機関】 透析医療機関の稼働状況等の情報を<u>都（福祉保健局）</u>から収集し、透析医療機関及び患者からの問い合わせに対して情報提供できる態勢をとる。 在宅難病患者については、保健所、医療機関と連携を<u>図りながら</u>、後方医療機関へ搬送し、医療施設での救護を図る等の対応を行う。</p>	1 保健衛生活動	市、都、保健所、医療機関
保健衛生活動	都（福祉保健局）、保健所、救命救護健康班、廃棄物処理班、物資輸送班、学校避難施設班、福祉避難施設班、関係機関				
1 保健衛生活動	市、都、保健所、医療機関				

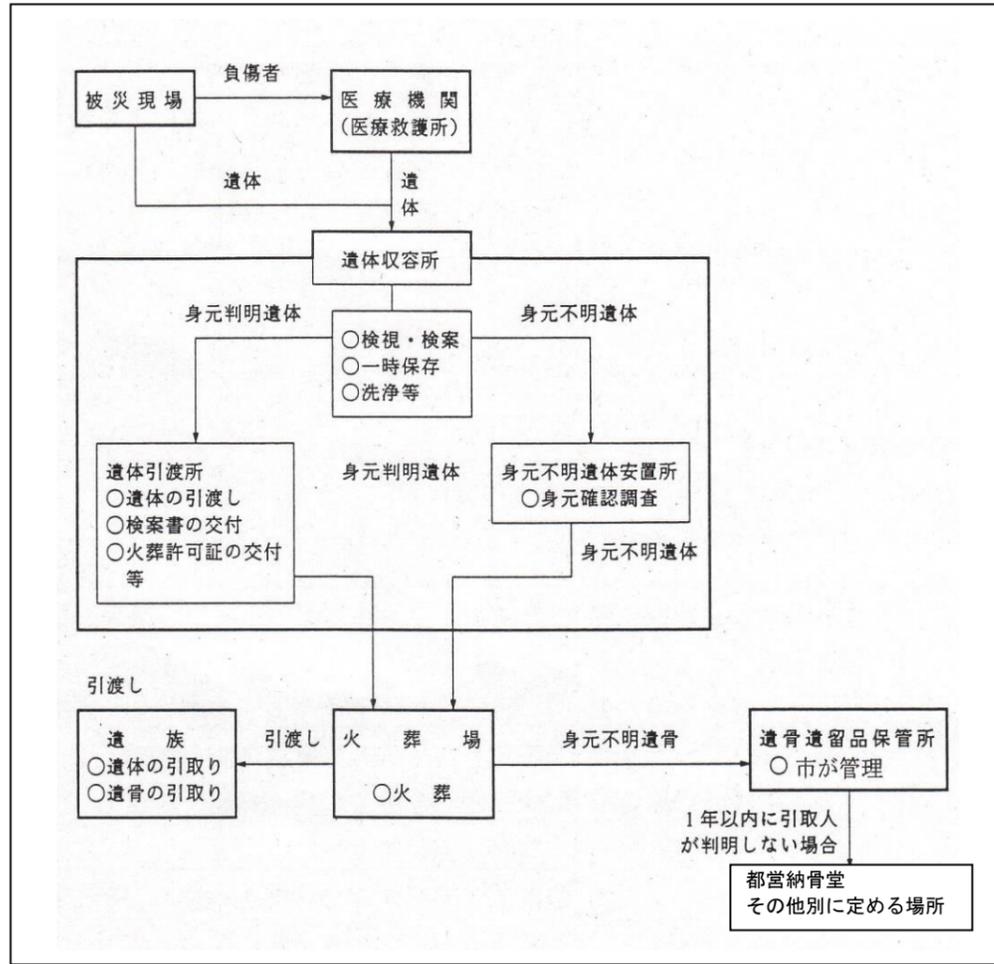
修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）
<p>(6) 食品の衛生管理</p> <p>学校避難施設班、福祉避難施設班は、衛生管理の徹底を推進するなど、都と連携し避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導をする。</p> <p>イ 食中毒発生時の対応方法</p> <p>食中毒患者が発生した場合、都が編成する食品衛生指導班による所要の検査等に協力し、原因究明及び被害の拡大防止に努める。</p> <p>(8) 公衆浴場等の確保</p> <p>物資輸送班は、公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握する。</p> <p>また、避難した市民に対してその情報を提供するとともに、浴場等の確保に努め避難施設の衛生管理を支援する。</p>	<p>(6) 食品の衛生管理【<u>学校避難所班、福祉避難所班</u>】</p> <p>学校<u>避難所班</u>、福祉<u>避難所班</u>は、衛生管理の徹底を推進するなど、都と連携し避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導をする。</p> <p>イ 食中毒発生時の対応方法</p> <p>食中毒患者が発生した場合、都が編成する食品衛生指導班による所要の検査等に協力し、原因究明及び被害の拡大防止に努める。</p> <p><u>食品衛生指導班は、保健所長の指揮の下に、食品の安全を確保するとともに、市と連携して避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。食品衛生指導班が食品の安全確保を行った後、学校避難所班、福祉避難所班は防疫活動を実施する。</u></p> <p>(8) 公衆浴場等の確保【<u>物資輸送班、広報班</u>】</p> <p>物資輸送班は、公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握し、<u>浴場等の確保に努め、避難所の衛生管理を支援する。</u></p> <p><u>広報班は、その情報を市民へ提供する。</u></p>

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）				
<p>■■■■■■ 復 旧 対 策 ■■■■■■</p>	<p>■■■■■■ 復 旧 対 策 ■■■■■■</p>				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">防疫活動</td> <td>健康課、環境保全課、庁内各班、保健所、都（福祉保健局）</td> </tr> </table> <p>健康課、環境保全課は、庁内各課と協力し、保健所及び都福祉保健局と緊密な連携をとりながら、防疫活動を実施する。</p> <p>(2) 都への連絡 被災戸数及び防疫活動の実施について、保健所及び都福祉保健局に対し、迅速に連絡する。</p> <p>(3) 協力要請 防疫活動の実施に当たって、市の対応能力では十分でない場合は、都福祉保健局又は市医師会、市薬剤師会等に協力を要請する。</p> <p>(4) 飲料水の安全確保 必要に応じ、都が編成する「環境衛生指導班」と連携し、消毒薬の配布及び残留塩素の確認、消毒後のろ過水等の消毒の確認を実施する。</p> <p>(5) 健康調査 健康課は、医療救護班等と緊密に連携をとりながら、被災市民の健康調査を行い、患者の早期発見に努める。</p> <p>(6) 感染症対策 健康課は、被災地の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて応急治療・感染拡大防止に向けた注意喚起を実施する。 また、市は、インフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえ、予防接種を実施する。</p> <p>(7) 避難施設の防疫・指導 避難施設のトイレ、ごみ保管場所等の消毒を行うとともに、施設の管理者を通じて、うがい・手洗いの励行等の徹底を期す。</p>	防疫活動	健康課、環境保全課、庁内各班、保健所、都（福祉保健局）	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">1 防疫活動</td> <td>市、都、保健所</td> </tr> </table> <p>健康課、環境保全課は、庁内各課と協力し、保健所及び都福祉保健局と緊密な連携を図りながら、防疫活動を実施する。</p> <p>(2) 都への連絡【健康課、環境保全課】 健康課及び環境保全課は、防疫活動が必要な被災戸数及び防疫活動の実施状況について、保健所及び都福祉保健局に対し、迅速に連絡する。</p> <p>(3) 協力要請【健康課、環境保全課】 健康課及び環境保全課は、防疫活動の実施に当たって、市の対応能力では十分でない場合は、都福祉保健局又は市医師会、市薬剤師会等に協力を要請する。</p> <p>(4) 飲料水等の安全確保【健康課、環境保全課、都（福祉保健局）】 健康課及び環境保全課は、災害の種類、程度に即応した防疫活動として、都が編成する「環境衛生指導班」と連携し、飲料水の消毒及び消毒薬の配布、残留塩素の確認、消毒後のろ過水等の消毒の確認を実施する。</p> <p>(5) 健康調査【健康課】 健康課は、医療救護班等と緊密に連携をとりながら、被災市民の健康調査を行い、患者の早期発見に努める。</p> <p>(6) 感染症対策【健康課、各課】 健康課は、被災地の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて応急治療・感染拡大防止に向けた注意喚起を実施する。 また、市は、感染症の流行状況等を踏まえた、予防接種を実施する。</p> <p>(7) 避難所の防疫・指導【健康課、環境保全課】 健康課及び環境保全課は、避難所のトイレ、ごみ保管場所等の消毒を行うとともに、施設の管理者を通じて、うがい・手洗いの励行等の徹底を期す。</p>	1 防疫活動	市、都、保健所
防疫活動	健康課、環境保全課、庁内各班、保健所、都（福祉保健局）				
1 防疫活動	市、都、保健所				

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）												
<p><b>第 3 節 行方不明者の捜索と遺体の取扱い</b></p> <p>予 防 対 策</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">1 遺体の取扱い</td> <td>危機管理室、市民課</td> </tr> </table> <p>(1) 遺体收容所の事前指定 遺体收容所は、総合体育館及び被災地最寄りの寺院とする。</p> <p>応 急 対 策</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">1. 行方不明者の取扱い</td> <td>救出支援班</td> </tr> </table> <p>行方不明者の捜索については、警察署・消防署・自衛隊等に市及び都が協力して行う。 救出支援班は、関係機関と密接に連絡をとり、行方不明者名簿を作成する。 捜索期間は災害発生日から 10 日以内とする。この期間を超えて捜索を要する場合には、本部長（市長）の指示によって継続して実施し、都知事に所定の申請をする。 なお、捜索に要した経費については、国庫負担となる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">2. 遺体の収容及び検視・検案</td> <td>警察署、救出支援班、都（総務局、福祉保健局）</td> </tr> </table> <p>遺体の収容及び検視・検案については、警察署・消防署等に市及び都が協力して行う。</p> <p>（新設）</p> <p>(2) 遺体の収容 遺体の収容所は、総合体育館及び被災地最寄りの寺院の中から選定し開設するとともに、開設状況を都及び警察署へ報告する。遺体収容所には管理責任者を配置し、都等と連絡調整を実施する。警察官の検視及び医師の検案を終えた遺体は、速やかに収容所へ搬送し収容する。遺体の腐敗防止の対策を徹底する。</p>	1 遺体の取扱い	危機管理室、市民課	1. 行方不明者の取扱い	救出支援班	2. 遺体の収容及び検視・検案	警察署、救出支援班、都（総務局、福祉保健局）	<p><b>第 3 節 行方不明者の捜索と遺体の取扱い</b></p> <p>予 防 対 策</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">1 遺体の取扱い</td> <td>市</td> </tr> </table> <p>(1) 遺体收容所の事前指定【<b>危機管理課</b>】 遺体收容所は、<u>総合体育館</u>とする。</p> <p>応 急 対 策</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">1 行方不明者の<u>捜索</u></td> <td>市</td> </tr> </table> <p>行方不明者の捜索については、<u>災害の規模等の状況を勘案して、警察署・消防署・自衛隊等に市及び都が協力して行う。</u> 救出支援班は、関係機関と密接に連絡をとり、行方不明者名簿を作成する。 捜索期間は災害発生日から 10 日以内とする。この期間を超えて捜索を要する場合には、本部長（市長）の指示によって継続して実施し、都知事に所定の申請をする。 なお、捜索に要した経費については、国庫負担となる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">2 遺体の収容及び検視・検案</td> <td>市、都、警察署、<u>市医師会、市歯科医師会</u></td> </tr> </table> <p>遺体の収容及び検視・検案については、<u>警察署等に市及び都が協力して行う。</u></p> <p>(2) <u>遺体の搬送【救出支援班、都（総務局）】</u> <u>警察官の検視及び医師の検案を終えた遺体は、速やかに遺体収容所へ搬送し収容する。搬送の際は、状況に応じて作業員の雇上げや、都総務局及び関係機関への協力依頼等を行う。</u></p> <p>(3) <u>遺体の収容【救出支援班、都（福祉保健局）】</u> <u>ア 遺体収容所</u> 遺体の収容所は、<u>総合体育館に開設するとともに、都福祉保健局及び警察署へ開設状況を報告する。</u>遺体収容所には管理責任者を配置し、都等と連絡調整を実施する。 <u>遺体収容所が不足した際は、被災地最寄りの寺院等から選定・協議し、開設する。</u></p> <p><u>イ 遺体の一時安置</u> <u>遺体の引き渡しまでの間、遺体収容所において遺体の腐敗防止の対策を徹底する。</u></p>	1 遺体の取扱い	市	1 行方不明者の <u>捜索</u>	市	2 遺体の収容及び検視・検案	市、都、警察署、 <u>市医師会、市歯科医師会</u>
1 遺体の取扱い	危機管理室、市民課												
1. 行方不明者の取扱い	救出支援班												
2. 遺体の収容及び検視・検案	警察署、救出支援班、都（総務局、福祉保健局）												
1 遺体の取扱い	市												
1 行方不明者の <u>捜索</u>	市												
2 遺体の収容及び検視・検案	市、都、警察署、 <u>市医師会、市歯科医師会</u>												

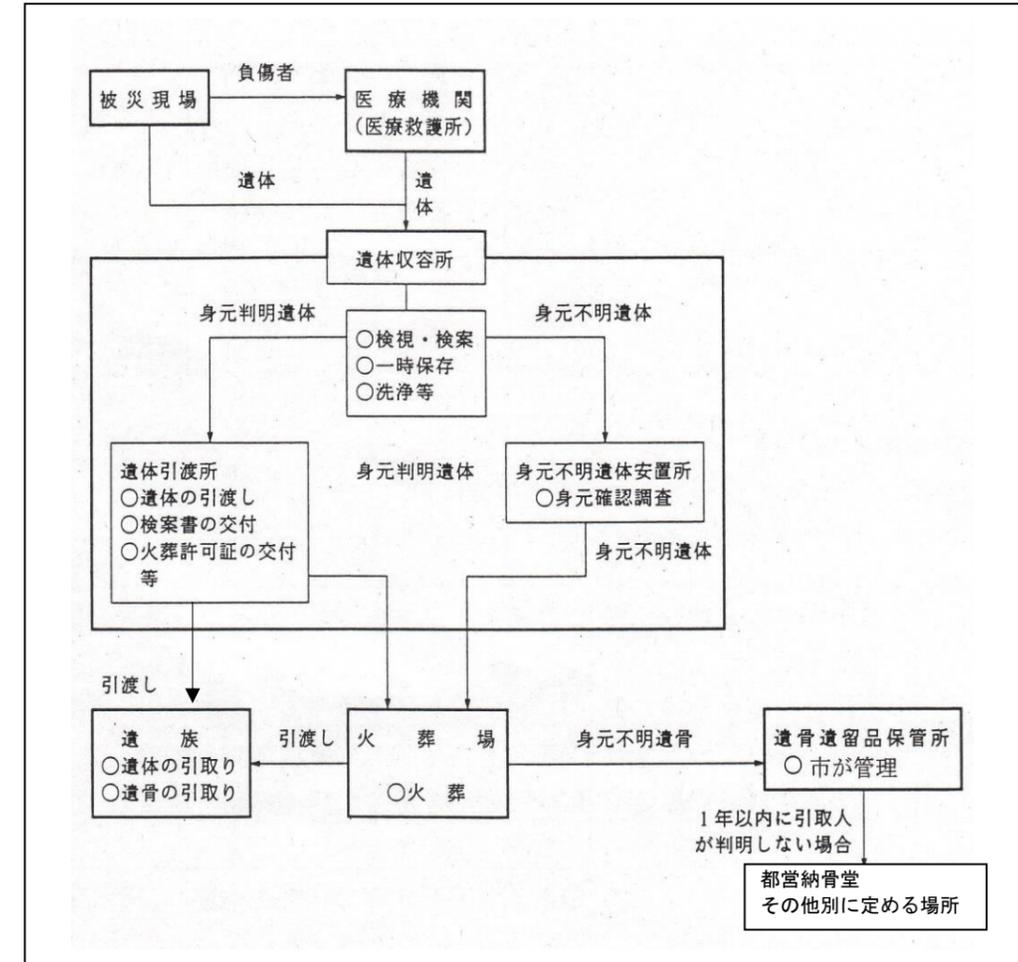
修正前（平成31年度）（旧）

(3) 遺体取扱の流れ



修正後（令和3年度）（新）

(4) 遺体取扱の流れ【救出支援班】



修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）																
<p><b>(4) 検視・検案</b></p> <p>検視とは、検視官（警察官）が犯罪性の有無の視点から死亡の状況や死因調査を行うことをいう。検案とは、監察医（医師）が死亡原因を調べることをいう。</p> <p>医療活動との秩序ある分担の下に、円滑な検視・検案活動が行えるように関係機関と連携を図る。検視・検案は原則として同一場所で集中的に実施することとし、市、都及び警察署等は、必要な態勢を確立する。</p> <p>ア 都福祉保健局は、検案班を編成させ、遺体収容所等に派遣し、速やかに遺体の検案を行う。</p> <p>イ 警察署は、検視班を遺体収容所に派遣する。</p> <p>ウ 市は、市医師会・市歯科医師会に対し、必要に応じ遺体の検視・検案の協力を要請する。</p> <p><b>(5) 遺体の身元確認</b></p> <p>警察署は、身元確認作業を行い、身元が判明しない場合は所持金品と共に市に引き継ぐ。</p>	<p><b>(5) 検視・検案【救出支援班、都（福祉保健局）警察署】</b></p> <p>検視とは、検視官（警察官）が犯罪性の有無の視点から死亡の状況や死因調査を行うことをいう。検案とは、監察医（医師）が死亡原因を調べることをいう。</p> <p>医療活動との秩序ある分担の下に、円滑な検視・検案活動が行えるように関係機関と連携を図る。検視・検案は原則として同一場所で集中的に実施することとし、市、都及び警察署等は、必要な態勢を確立する。</p> <p>ア 都福祉保健局は、検案班を編成させ、遺体収容所等に派遣し、速やかに遺体の検案を行う。<u>検視・検案に必要な資器材が不足する場合、関係団体に要請する。</u></p> <p>イ 警察署は、検視班を遺体収容所に派遣する。<u>検視班は、検視規則及び死体取扱規則並びに「大震災発生時における多数死体取扱要綱」等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講じる。</u></p> <p>ウ 市は、市医師会・市歯科医師会に対し、必要に応じ遺体の検視・検案の協力を要請する。</p> <p><b>(6) 遺体の身元確認【警察署】</b></p> <p>警察署は、身元確認作業を行い、<u>身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に市に引き継ぐ。おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品と共に遺体を市に引き継ぐ。</u></p>																
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">3. 遺体の引渡し及び火葬等</td> <td style="width: 40%;">救出支援班</td> </tr> </table>	3. 遺体の引渡し及び火葬等	救出支援班	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">3 遺体の引渡し及び火葬等</td> <td style="width: 40%;">市</td> </tr> </table>	3 遺体の引渡し及び火葬等	市												
3. 遺体の引渡し及び火葬等	救出支援班																
3 遺体の引渡し及び火葬等	市																
<p><b>(1) 遺体の引渡し</b></p> <p>救出支援班は、都、関係機関及び葬祭業者等との協力・連携により、遺体対策を実施する。遺体対策としては、遺体の洗浄・消毒等の処置、遺体の一時安置、搬送車両を含む資器材等の調達を行う。</p> <p>なお、遺体対策から引渡しまでは次に示す方法で行う。</p>	<p><b>(1) 遺体の引渡し【救出支援班】</b></p> <p>救出支援班は、都、関係機関及び葬祭業者等との協力・連携により、遺体対策を実施する。遺体対策としては、遺体の洗浄・消毒等の処置、遺体の一時安置、搬送車両を含む資器材等の調達を行う。</p> <p>なお、遺体対策から引渡しまでは次に示す方法で行う。</p>																
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">遺体対策の期間</td> <td>遺体対策の期間は、原則として地震発生から10日間とするが、必要に応じて、都知事に期間延長の申請手続きをとる。</td> </tr> <tr> <td>遺体対策のための書類</td> <td>遺体対策に当たっては、次の書類を整理する。 ① 遺体処理台帳 ② 遺体処理関係書類</td> </tr> <tr> <td>遺体の身元確認</td> <td>① 市は、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成した上で納棺し、氏名等を記載した「氏名札」を棺に貼付する。 ② 警察署の協力を得て、身元引受人の発見に努めるが、一定期間（おおむね1週間）経過後も身元不明の場合は安否確認班により火葬し、身元が判明次第引き渡す。</td> </tr> <tr> <td>遺体の引取り</td> <td>① 検視・検案を終えた遺体は、速やかに遺族に引き渡し、死亡届の受理、火葬許可書又は特別許可書を発行する。 ② 遺体の引取りがあった場合は、遺体処理台帳に必要事項を記載する。</td> </tr> </table>	遺体対策の期間	遺体対策の期間は、原則として地震発生から10日間とするが、必要に応じて、都知事に期間延長の申請手続きをとる。	遺体対策のための書類	遺体対策に当たっては、次の書類を整理する。 ① 遺体処理台帳 ② 遺体処理関係書類	遺体の身元確認	① 市は、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成した上で納棺し、氏名等を記載した「氏名札」を棺に貼付する。 ② 警察署の協力を得て、身元引受人の発見に努めるが、一定期間（おおむね1週間）経過後も身元不明の場合は安否確認班により火葬し、身元が判明次第引き渡す。	遺体の引取り	① 検視・検案を終えた遺体は、速やかに遺族に引き渡し、死亡届の受理、火葬許可書又は特別許可書を発行する。 ② 遺体の引取りがあった場合は、遺体処理台帳に必要事項を記載する。	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">遺体対策の期間</td> <td>遺体対策の期間は、原則として地震発生から10日間とするが、必要に応じて、都知事に期間延長の申請手続きをとる。</td> </tr> <tr> <td>遺体対策のための書類</td> <td>遺体対策に当たっては、次の書類を整理する。 ① 遺体処理台帳 ② <u>遺体送付表等</u></td> </tr> <tr> <td>遺体の身元確認</td> <td>① 市は、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成した上で納棺し、氏名等を記載した「氏名札」を棺に貼付する。 ② 警察署の協力を得て、身元引受人の発見に努めるが、一定期間（おおむね1週間）経過後も身元不明の場合は安否確認班により火葬し、身元が判明次第引き渡す。</td> </tr> <tr> <td>遺体の引渡し</td> <td>① <u>検視・検案を終えた遺体は、警察署の指示に従って速やかに遺族に引き渡し</u>、死亡届の受理、火葬許可書又は特別許可書を発行する。 ② 遺体の引取りがあった場合は、遺体処理台帳に必要事項を記載する。</td> </tr> </table>	遺体対策の期間	遺体対策の期間は、原則として地震発生から10日間とするが、必要に応じて、都知事に期間延長の申請手続きをとる。	遺体対策のための書類	遺体対策に当たっては、次の書類を整理する。 ① 遺体処理台帳 ② <u>遺体送付表等</u>	遺体の身元確認	① 市は、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成した上で納棺し、氏名等を記載した「氏名札」を棺に貼付する。 ② 警察署の協力を得て、身元引受人の発見に努めるが、一定期間（おおむね1週間）経過後も身元不明の場合は安否確認班により火葬し、身元が判明次第引き渡す。	遺体の引渡し	① <u>検視・検案を終えた遺体は、警察署の指示に従って速やかに遺族に引き渡し</u> 、死亡届の受理、火葬許可書又は特別許可書を発行する。 ② 遺体の引取りがあった場合は、遺体処理台帳に必要事項を記載する。
遺体対策の期間	遺体対策の期間は、原則として地震発生から10日間とするが、必要に応じて、都知事に期間延長の申請手続きをとる。																
遺体対策のための書類	遺体対策に当たっては、次の書類を整理する。 ① 遺体処理台帳 ② 遺体処理関係書類																
遺体の身元確認	① 市は、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成した上で納棺し、氏名等を記載した「氏名札」を棺に貼付する。 ② 警察署の協力を得て、身元引受人の発見に努めるが、一定期間（おおむね1週間）経過後も身元不明の場合は安否確認班により火葬し、身元が判明次第引き渡す。																
遺体の引取り	① 検視・検案を終えた遺体は、速やかに遺族に引き渡し、死亡届の受理、火葬許可書又は特別許可書を発行する。 ② 遺体の引取りがあった場合は、遺体処理台帳に必要事項を記載する。																
遺体対策の期間	遺体対策の期間は、原則として地震発生から10日間とするが、必要に応じて、都知事に期間延長の申請手続きをとる。																
遺体対策のための書類	遺体対策に当たっては、次の書類を整理する。 ① 遺体処理台帳 ② <u>遺体送付表等</u>																
遺体の身元確認	① 市は、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成した上で納棺し、氏名等を記載した「氏名札」を棺に貼付する。 ② 警察署の協力を得て、身元引受人の発見に努めるが、一定期間（おおむね1週間）経過後も身元不明の場合は安否確認班により火葬し、身元が判明次第引き渡す。																
遺体の引渡し	① <u>検視・検案を終えた遺体は、警察署の指示に従って速やかに遺族に引き渡し</u> 、死亡届の受理、火葬許可書又は特別許可書を発行する。 ② 遺体の引取りがあった場合は、遺体処理台帳に必要事項を記載する。																

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）												
<p>(2) 死亡者に関する公報</p> <p>遺体の引渡し等を円滑に実施するため、市は、死亡者に関する公報に関して、都及び警察署と連携を保ち、市庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設等、地域住民等への情報提供を行う。</p> <p>(3) 火葬</p> <p>遺体を迅速かつ適正に火葬するために必要な措置をとる。</p>	<p>(2) 死亡者に関する<u>広報【広報班、救出支援班】</u></p> <p>遺体の引渡し等を円滑に実施するため、市は、死亡者に関する<u>広報</u>に関して、都及び警察署と連携を保ち、市庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設等、地域住民等への情報提供を行う。</p> <p>(3) <u>火葬【救出支援班、安否確認班】</u></p> <p><u>警察署の協力を得て、身元引受人の発見に努めるが、一定期間（おおむね1週間）経過後も身元不明の場合は救出支援班により火葬し、身元が判明次第引き渡す。</u>遺体を迅速かつ適正に火葬するために必要な措置をとる。</p>												
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">特例許可証の発行</td> <td>通常の手続きが困難な場合には、緊急時の対応として、迅速かつ的確な処理を期すため、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行する。</td> </tr> <tr> <td>広域火葬の実施</td> <td>                     ① 平時に使用している火葬場の被災状況を把握し、火葬を行うことが困難と判断した場合は、都に広域火葬の応援・協力を要請する。                      ② 市民に対し、都内全域が広域火葬体制にあることを周知し、理解と協力を求める。                      ③ 都の調整により割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項を確認する。                      ④ 遺体の搬送に必要な車両を確保する。交通規制が行われている場合には、緊急自動車により行う。                      また、受入火葬場まで遺体搬送ができない状況となった場合には、都に対して遺体搬送手段の確保を要請する。                 </td> </tr> <tr> <td>身元が判明しない遺体</td> <td>火葬台帳、火葬関係書類を作成する。 なお、1年以内に引取り手が判明しない場合は、都営納骨堂等に保管する。</td> </tr> </table>	特例許可証の発行	通常の手続きが困難な場合には、緊急時の対応として、迅速かつ的確な処理を期すため、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行する。	広域火葬の実施	① 平時に使用している火葬場の被災状況を把握し、火葬を行うことが困難と判断した場合は、都に広域火葬の応援・協力を要請する。 ② 市民に対し、都内全域が広域火葬体制にあることを周知し、理解と協力を求める。 ③ 都の調整により割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項を確認する。 ④ 遺体の搬送に必要な車両を確保する。交通規制が行われている場合には、緊急自動車により行う。 また、受入火葬場まで遺体搬送ができない状況となった場合には、都に対して遺体搬送手段の確保を要請する。	身元が判明しない遺体	火葬台帳、火葬関係書類を作成する。 なお、1年以内に引取り手が判明しない場合は、都営納骨堂等に保管する。	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">特例許可証の発行</td> <td>通常の手続きが困難な場合には、緊急時の対応として、迅速かつ的確な処理を期すため、<u>通常使用される火葬許可証</u>に代わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行する。</td> </tr> <tr> <td>広域火葬の実施</td> <td>                     ① 平時に使用している火葬場の被災状況を把握し、火葬を行うことが困難と判断した場合は、<u>「東京都広域火葬実施計画」に基づき</u>、都に広域火葬の応援・協力を要請する。                      ② 市民に対し、都内全域が広域火葬体制にあることを周知し、理解と協力を求める。                      ③ 都の調整により割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項を確認する。                      ④ 遺体の搬送に必要な車両を確保する。交通規制が行われている場合には、緊急自動車により行う。                      また、受入火葬場まで遺体搬送ができない状況となった場合には、都に対して遺体搬送手段の確保を要請する。                 </td> </tr> <tr> <td>身元が判明しない遺体</td> <td>火葬台帳、火葬関係書類を作成する。 なお、<u>安否確認班は、遺骨を遺留品とともに保管し、1年以内に引取り手が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管する。</u></td> </tr> </table>	特例許可証の発行	通常の手続きが困難な場合には、緊急時の対応として、迅速かつ的確な処理を期すため、 <u>通常使用される火葬許可証</u> に代わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行する。	広域火葬の実施	① 平時に使用している火葬場の被災状況を把握し、火葬を行うことが困難と判断した場合は、 <u>「東京都広域火葬実施計画」に基づき</u> 、都に広域火葬の応援・協力を要請する。 ② 市民に対し、都内全域が広域火葬体制にあることを周知し、理解と協力を求める。 ③ 都の調整により割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項を確認する。 ④ 遺体の搬送に必要な車両を確保する。交通規制が行われている場合には、緊急自動車により行う。 また、受入火葬場まで遺体搬送ができない状況となった場合には、都に対して遺体搬送手段の確保を要請する。	身元が判明しない遺体	火葬台帳、火葬関係書類を作成する。 なお、 <u>安否確認班は、遺骨を遺留品とともに保管し、1年以内に引取り手が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管する。</u>
特例許可証の発行	通常の手続きが困難な場合には、緊急時の対応として、迅速かつ的確な処理を期すため、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行する。												
広域火葬の実施	① 平時に使用している火葬場の被災状況を把握し、火葬を行うことが困難と判断した場合は、都に広域火葬の応援・協力を要請する。 ② 市民に対し、都内全域が広域火葬体制にあることを周知し、理解と協力を求める。 ③ 都の調整により割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項を確認する。 ④ 遺体の搬送に必要な車両を確保する。交通規制が行われている場合には、緊急自動車により行う。 また、受入火葬場まで遺体搬送ができない状況となった場合には、都に対して遺体搬送手段の確保を要請する。												
身元が判明しない遺体	火葬台帳、火葬関係書類を作成する。 なお、1年以内に引取り手が判明しない場合は、都営納骨堂等に保管する。												
特例許可証の発行	通常の手続きが困難な場合には、緊急時の対応として、迅速かつ的確な処理を期すため、 <u>通常使用される火葬許可証</u> に代わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行する。												
広域火葬の実施	① 平時に使用している火葬場の被災状況を把握し、火葬を行うことが困難と判断した場合は、 <u>「東京都広域火葬実施計画」に基づき</u> 、都に広域火葬の応援・協力を要請する。 ② 市民に対し、都内全域が広域火葬体制にあることを周知し、理解と協力を求める。 ③ 都の調整により割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項を確認する。 ④ 遺体の搬送に必要な車両を確保する。交通規制が行われている場合には、緊急自動車により行う。 また、受入火葬場まで遺体搬送ができない状況となった場合には、都に対して遺体搬送手段の確保を要請する。												
身元が判明しない遺体	火葬台帳、火葬関係書類を作成する。 なお、 <u>安否確認班は、遺骨を遺留品とともに保管し、1年以内に引取り手が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管する。</u>												

修正前（平成31年度）（旧）

## 第7章 帰宅困難者対策

### 予 防 対 策

帰宅困難者対策の推進	危機管理室、西武鉄道(株)、警察署、学校、都（総務局）
------------	-----------------------------

#### (1) 都帰宅困難者対策条例の周知徹底【都、危機管理室】

市民や事業者、そして行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた、東京都帰宅困難者対策条例について、ホームページ、パンフレットの配布等により普及啓発を図る。

#### (2) 事業者への啓発【危機管理室】

ア 市は、事業所防災計画又は事業継続計画（BCP）において、「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に従業員等の施設内待機に係る計画や、「大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に利用者の保護に係る計画をあらかじめ定めるよう事業者に対し啓発に努める。  
また、災害時の情報収集手段として、緊急メール配信サービス（西東京市安全・安心いーなメール）の利用を広報する。

#### (4) 児童・生徒等の安全確保【学校】

学校等は、学校危機管理マニュアル等に基づき、校舎内での児童・生徒等の安全確保に向けた体制整備や、発災時における児童・生徒等の安全確保のため、あらかじめ保護者等との連絡・安否確認体制を周知徹底しておく（特に電話使用不能時の方法）。

#### (7) 帰宅困難者のための一時滞在施設の確保【危機管理室】

屋外で被災した外出者のうち、企業や学校などに所属していない行き場のない帰宅困難な者を一時的に受け入れる施設として、公民館等を一時滞在施設として充当するとともに、その他の公共施設に対しても一時滞在施設の確保を要請する。  
また、民間事業所に対して災害時における一時滞在施設の開設、帰宅困難者の受入れに関する協定の締結に努める。

### 応 急 対 策

帰宅困難者対策	一時滞在施設班、危機管理班、警察署、交通機関、事業者、都（総務局）
---------	-----------------------------------

#### (1) 駅等の混乱防止対策

地震発生直後は、公共交通機関が運行停止し、駅やその周辺に多くの人が滞留し混乱等が発生することが想定される。大規模災害発生時には、行政の「公助」には限界があることから、駅周辺の事業者や学校等が行政と連携して、混乱防止を図るものとする。

修正後（令和3年度）（新）

## 第7章 帰宅困難者対策

### 予 防 対 策

1 帰宅困難者対策の推進	市、都、西武鉄道(株)、警察署、学校、教育委員会
--------------	--------------------------

#### (1) 都帰宅困難者対策条例の周知徹底【危機管理課、都（総務局）】

市民や事業者、そして行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた、東京都帰宅困難者対策条例の内容について、ホームページ、パンフレットの配布等により普及啓発を図る。

#### (2) 事業者への啓発【危機管理課】

ア 市は、事業所防災計画又は事業継続計画（BCP）において、「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に従業員等の施設内待機に係る計画や、「大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に利用者の保護に係る計画をあらかじめ定めるよう事業者に対し啓発に努める。  
また、災害時の情報収集手段として、西東京市安全・安心いーなメールの利用を広報する。  
※ 以降、緊急メール配信サービスについては、同様の表記とする。

#### (4) 児童・生徒等の安全確保【学校】

学校等は、学校危機管理マニュアル等に基づき、発災時における校内での児童・生徒等の安全確保に向けた体制整備のため、あらかじめ保護者等との連絡・安否確認体制を周知徹底しておく（特に電話使用不能時の方法）。

#### (7) 帰宅困難者のための一時滞在施設の確保【危機管理課、都（総務局）】

屋外で被災した外出者のうち、企業や学校などに所属していない行き場のない帰宅困難な者を一時的に受け入れる施設として、公民館等を一時滞在施設として充当するとともに、その他の公共施設に対しても一時滞在施設の確保を要請する。  
また、民間事業所に対して災害時における一時滞在施設の開設、帰宅困難者の受入れに関する協定の締結に努める。  
都総務局は、備蓄品購入費用の補助をはじめとする様々な支援策を実施する。

### 応 急 対 策

1 帰宅困難者対策	市、都、警察署、消防署、通信事業者、報道機関、交通事業者、事業者、学校
-----------	-------------------------------------

#### (1) 駅等の混乱防止対策【一時滞在施設班、危機管理班、都（総務局）、警察署、消防署、通信事業者、報道機関、交通事業者、事業者】

地震発生直後は、公共交通機関が運行停止し、駅やその周辺に多くの人が滞留し混乱等が発生することが想定される。大規模災害発生時には、行政の「公助」には限界があることから、駅周辺の事業者等が行政と連携して、混乱防止を図るものとする。

修正前（平成 31 年度）（旧）		修正後（令和 3 年度）（新）	
機関名	対策内容	機関名	対策内容
都	① 都本部内に、帰宅困難者対策部門を設置する。 ② 帰宅困難者に対し、区市町村や報道機関等と連携して、一時滞在施設の開設状況等について情報提供を行う。	市	1 駅周辺の適当な広さを有する屋外スペースを誘導場所として確保する。 2 滞留者に対する情報提供、帰宅困難者等の誘導を行う。
市	① 駅周辺の適当な広さを有する屋外スペースを誘導場所として確保する。 ② 滞留者に対する情報提供、帰宅困難者等の誘導を行う。	都	1 都本部内に、帰宅困難者対策部門を設置する。 2 帰宅困難者に対し、 <u>市区町村</u> や報道機関等と連携して、一時滞在施設の開設状況等について情報提供を行う。
警察署	市等に対して、駅周辺の混乱防止対策に係る支援を行う。	警察署	市等に対して、駅周辺の混乱防止対策に係る支援を行う。
消防署	市等に対して、災害情報の提供等、駅周辺の二次災害発生防止に係る支援を行う。	消防署	市等に対して、災害情報の提供等、駅周辺の二次災害発生防止に係る支援を行う。
通信事業者	① 事業者及び帰宅困難者に対し、情報提供を行う。 ② 災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の利用を周知する。	通信事業者	1 事業者及び帰宅困難者に対し、情報提供を行う。 2 災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の利用を周知する。
報道機関	行政機関や交通事業者等からの情報について、都民・事業者に提供する。	報道機関	行政機関や交通事業者等からの情報について、都民・事業者に提供する。
事業者等	① 施設内に待機している利用者を保護し、情報提供を行う。 ② 関係機関と連携し、一時滞在施設への案内又は誘導を行う。	<u>交通</u> 事業者等	① 施設内に待機している利用者を保護し、情報提供を行う。 ② 関係機関と連携し、一時滞在施設への案内又は誘導を行う。
<p><b>ウ 救護体制の確保</b></p> <p>(ウ) 発災直後は、道路の通行や代替交通手段も確保できず、余震などから二次災害のおそれがあり、徒歩での帰宅は困難となるため、帰宅可能になるまでの間、一時滞在施設（避難施設）に受け入れる。</p> <p>(2) <b>事業所等における帰宅困難者対策</b></p> <p>発災時には、帰宅困難者の発生を抑制するため、企業等における従業員の施設内待機や学校等における児童・生徒等の保護を図る。</p> <p><b>ア 事業所による従業員等の施設内待機</b></p> <p>(イ) なお、各事業所の自主的な判断による待機等の行動も妨げない。</p> <p><b>イ 施設内に待機できない場合の対応</b></p> <p>建物や周辺が安全でない場合は、事業所は、行政機関からの一時滞在施設等の開設情報等を基に、一時滞在施設等へ従業員等を誘導する。 また、テナントビルの場合は、施設管理者の指示に従うものとする。</p> <p><b>ウ 防災活動への参加</b></p> <p>事業所は、事業継続のための要員を除き、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動（特に要配慮者の保護等）に努める。</p> <p><b>エ 情報提供体制の確保</b></p> <p>事業所は、災害発生時に施設内待機の判断を行うとともに、待機させる従業員等に対して災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供する。</p>		<p><b>ウ 救護体制の確保</b></p> <p>(ウ) 発災直後は、道路の通行や代替交通手段も確保できず、余震などから二次災害のおそれがあり、徒歩での帰宅は困難となるため、帰宅可能になるまでの間、一時滞在施設に受け入れる。</p> <p>(2) <b>事業者等における帰宅困難者対策【学校等、事業者】</b></p> <p>発災時には、帰宅困難者の発生を抑制するため、企業等における従業員の施設内待機や学校等における児童・生徒等の保護を図る。</p> <p><b>ア 事業者による従業員等の施設内待機</b></p> <p>(イ) なお、各<u>事業者</u>の自主的な判断による待機等の行動も妨げない。</p> <p><b>イ 施設内に待機できない場合の対応</b></p> <p>建物や周辺が安全でない場合は、<u>事業者</u>は、行政機関からの一時滞在施設等の開設情報等を基に、一時滞在施設等へ従業員等を誘導する。 また、テナントビルの場合は、施設管理者の指示に従うものとする。</p> <p><b>ウ 防災活動への参加</b></p> <p><u>事業者</u>は、事業継続のための要員を除き、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動（特に要配慮者の保護等）に努める。</p> <p><b>エ 情報提供体制の確保</b></p> <p><u>事業者</u>は、災害発生時に施設内待機の判断を行うとともに、待機させる従業員等に対して災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供する。</p>	

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）																												
<p><b>復旧対策</b></p>	<p><b>復旧対策</b></p>																												
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">1. 徒歩帰宅者の代替輸送等</td> <td>西武鉄道(株)、西武バス(株)、関東バス(株)</td> </tr> </table> <p>(2) 各機関の対策</p> <p>ア 広報班は、都や交通事業者などからの情報により災害情報、鉄道運行状況、道路交通情報等を帰宅困難者等に市ホームページ等で情報提供を行う。</p> <p>イ 一時滞在施設の所管課は、都、交通事業者、広報班などからの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導して、帰宅を支援する。</p> <p>ウ 西武鉄道(株)は、運行状況、乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供するとともに、発災後の早期運転再開に努める。</p> <p>エ 各バス事業者は、運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供するとともに、バス等による代替輸送手段を確保する。</p>	1. 徒歩帰宅者の代替輸送等	西武鉄道(株)、西武バス(株)、関東バス(株)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">1 徒歩帰宅者の代替輸送等</td> <td>市、西武鉄道(株)、西武バス(株)、関東バス(株)</td> </tr> </table> <p>(2) 各機関の対策【秘書広報課、社会教育課、公民館、図書館、西武鉄道(株)、西武バス(株)、関東バス(株)】</p> <p>ア <u>秘書広報課</u>は、都や交通事業者などからの情報により災害情報、鉄道運行状況、道路交通情報等を帰宅困難者等に市ホームページ等で情報提供を行う。</p> <p>イ <u>社会教育課、公民館、図書館</u>は、都、交通事業者、広報班などからの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導して、帰宅を支援する。</p> <p>ウ 西武鉄道(株)は、運行状況、乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供するとともに、発災後の早期運転再開に努める。</p> <p>エ 各バス事業者は、運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供するとともに、バス等による代替輸送手段を確保する。</p>	1 徒歩帰宅者の代替輸送等	市、西武鉄道(株)、西武バス(株)、関東バス(株)																								
1. 徒歩帰宅者の代替輸送等	西武鉄道(株)、西武バス(株)、関東バス(株)																												
1 徒歩帰宅者の代替輸送等	市、西武鉄道(株)、西武バス(株)、関東バス(株)																												
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">2. 徒歩帰宅者の支援</td> <td>危機管理室、一時滞在施設の所管課、警察署、都（総務局）</td> </tr> </table> <p>(2) 各機関の対策等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機関名</th> <th style="width: 85%;">対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都</td> <td>交通情報や災害時帰宅支援ステーションなどの情報を提供する。</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>事業者と連携し、帰宅困難者の円滑な徒歩帰宅を支援する。</td> </tr> <tr> <td>警察署</td> <td>① 交通規制資器材を活用した誘導経路の確保等を行う。 ② 避難誘導を行う警察官は、被害状況等徒歩帰宅に必要と認める情報の提供を行う。</td> </tr> <tr> <td>日赤東京都支部</td> <td>赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）を設置し、炊出食、飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、徒歩帰宅者情報等の提供を行う。</td> </tr> <tr> <td>事業者 学校</td> <td>① 帰宅経路沿いの被害状況などの情報や、行政及び関係機関から提供される情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、従業員や児童・生徒等の帰宅を開始する。 ② 災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒歩帰宅者を支援する。</td> </tr> </tbody> </table>	2. 徒歩帰宅者の支援	危機管理室、一時滞在施設の所管課、警察署、都（総務局）	機関名	対策内容	都	交通情報や災害時帰宅支援ステーションなどの情報を提供する。	市	事業者と連携し、帰宅困難者の円滑な徒歩帰宅を支援する。	警察署	① 交通規制資器材を活用した誘導経路の確保等を行う。 ② 避難誘導を行う警察官は、被害状況等徒歩帰宅に必要と認める情報の提供を行う。	日赤東京都支部	赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）を設置し、炊出食、飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、徒歩帰宅者情報等の提供を行う。	事業者 学校	① 帰宅経路沿いの被害状況などの情報や、行政及び関係機関から提供される情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、従業員や児童・生徒等の帰宅を開始する。 ② 災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒歩帰宅者を支援する。	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">2 徒歩帰宅者の支援</td> <td>市、都、警察署、日赤東京都支部、事業者、学校</td> </tr> </table> <p>(2) 各機関の対策等【社会教育課、公民館、図書館、都（総務局）、警察署、日赤東京都支部、事業者、学校】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機関名</th> <th style="width: 85%;">対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>事業者と連携し、帰宅困難者の円滑な徒歩帰宅を支援する。</td> </tr> <tr> <td>都</td> <td>交通情報や災害時帰宅支援ステーションなどの情報を提供する。</td> </tr> <tr> <td>警察署</td> <td>① 交通規制資器材を活用した誘導経路の確保等を行う。 ② 避難誘導を行う警察官は、被害状況等徒歩帰宅に必要と認める情報の提供を行う。</td> </tr> <tr> <td>日赤東京都支部</td> <td>赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）を設置し、炊出食、飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、徒歩帰宅者情報等の提供を行う。</td> </tr> <tr> <td>事業者 学校</td> <td>① 帰宅経路沿いの被害状況などの情報や、行政及び関係機関から提供される情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、従業員や児童・生徒等の帰宅を開始する。 ② 災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒歩帰宅者を支援する。</td> </tr> </tbody> </table>	2 徒歩帰宅者の支援	市、都、警察署、日赤東京都支部、事業者、学校	機関名	対策内容	市	事業者と連携し、帰宅困難者の円滑な徒歩帰宅を支援する。	都	交通情報や災害時帰宅支援ステーションなどの情報を提供する。	警察署	① 交通規制資器材を活用した誘導経路の確保等を行う。 ② 避難誘導を行う警察官は、被害状況等徒歩帰宅に必要と認める情報の提供を行う。	日赤東京都支部	赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）を設置し、炊出食、飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、徒歩帰宅者情報等の提供を行う。	事業者 学校	① 帰宅経路沿いの被害状況などの情報や、行政及び関係機関から提供される情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、従業員や児童・生徒等の帰宅を開始する。 ② 災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒歩帰宅者を支援する。
2. 徒歩帰宅者の支援	危機管理室、一時滞在施設の所管課、警察署、都（総務局）																												
機関名	対策内容																												
都	交通情報や災害時帰宅支援ステーションなどの情報を提供する。																												
市	事業者と連携し、帰宅困難者の円滑な徒歩帰宅を支援する。																												
警察署	① 交通規制資器材を活用した誘導経路の確保等を行う。 ② 避難誘導を行う警察官は、被害状況等徒歩帰宅に必要と認める情報の提供を行う。																												
日赤東京都支部	赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）を設置し、炊出食、飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、徒歩帰宅者情報等の提供を行う。																												
事業者 学校	① 帰宅経路沿いの被害状況などの情報や、行政及び関係機関から提供される情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、従業員や児童・生徒等の帰宅を開始する。 ② 災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒歩帰宅者を支援する。																												
2 徒歩帰宅者の支援	市、都、警察署、日赤東京都支部、事業者、学校																												
機関名	対策内容																												
市	事業者と連携し、帰宅困難者の円滑な徒歩帰宅を支援する。																												
都	交通情報や災害時帰宅支援ステーションなどの情報を提供する。																												
警察署	① 交通規制資器材を活用した誘導経路の確保等を行う。 ② 避難誘導を行う警察官は、被害状況等徒歩帰宅に必要と認める情報の提供を行う。																												
日赤東京都支部	赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）を設置し、炊出食、飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、徒歩帰宅者情報等の提供を行う。																												
事業者 学校	① 帰宅経路沿いの被害状況などの情報や、行政及び関係機関から提供される情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、従業員や児童・生徒等の帰宅を開始する。 ② 災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒歩帰宅者を支援する。																												

修正前（平成 31 年度）（旧）

修正後（令和 3 年度）（新）

## 第 8 章 避難者対策

### 第 1 節 避難体制の整備

#### 予 防 対 策

避難体制の整備	関係各課
---------	------

(1) 避難のための事前準備【高齢者支援課、障害福祉課、子育て支援課、児童青少年課】

ア 発災時に備えた地域の実情の把握

地域又は自治会・町内会単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。

イ 避難勧告等を行ういとまがない場合の対応の検討

避難の勧告又は指示を行ういとまがない場合の市民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。

(2) 避難路の安全性の向上【都市計画課、住宅課、道路建設課、道路管理課】

(3) 要配慮者の避難【危機管理室、高齢者支援課、障害福祉課、子育て支援課、児童青少年課】

ア 避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者名簿の作成

イ 要配慮者避難支援プラン個別計画作成

ウ 要配慮者の特性（要介護度、障害特性等）に応じた避難支援体制の整備

エ 関係機関と連携した要配慮者に対する防災訓練の実施

オ 都と連携した緊急通報システム等の整備

カ 要配慮者自身の備えに関する周知

## 第 8 章 避難者対策

### 第 1 節 避難体制の整備

#### 予 防 対 策

1 避難体制の整備	市
-----------	---

(1) 避難のための事前準備【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課、子育て支援課、児童青少年課、協働コミュニティ課】

ア 発災時に備えた地域の実情の把握

自治会・町内会等の地域又は施設単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、実情を把握するよう努める。

イ 避難情報を発令するいとまがない場合の対応の検討

避難情報を発令するいとまがない場合の市民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。

(2) 避難路の安全性の向上【道路課、都市計画課、建築指導課、住宅課】

(3) 要配慮者の避難【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課、子育て支援課、児童青少年課】

ア 避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者名簿の作成

イ 避難行動要支援者個別計画作成

ウ 要配慮者の特性（要介護度、障害特性等）に応じた避難支援体制の整備

エ 関係機関と連携した要配慮者に対する防災訓練の実施

オ 都と連携した緊急通報システム等の整備

カ 要配慮者自身の備えに関する周知

修正前（平成31年度）（旧）

修正後（令和3年度）（新）

■■■■■ 応 急 対 策 ■■■■■

<発災後の活動の流れ>

機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降
市 （ 市 災 害 対 策 本 部 ）	○避難勧告又は指示 ○都及び関係機関に通知 ○マスコミと連携し情報提供		○避難広場への誘導（警察署、消防署等と協力） ○避難施設または広域避難場所への誘導	○警戒区域の設定	○規制の実施
警察署等	○避難誘導				

1. 避難	本部長（市長）、危機管理班、救出支援班、安否確認班、子育て支援班、学校避難施設班、保育班、警察署、消防署、事業所等
-------	---

(1) 避難勧告又は指示【本部長（市長）、危機管理班】

市は、地震の発生によって、延焼火災、がけ崩れ等の危険性がある地域の市民に対し、警察署・消防署等関係機関と相互に連絡をとりながら、速やかに避難勧告又は指示を行う。

(2) 避難・誘導【危機管理班、救出支援班、安否確認班、子育て支援班、学校避難施設班、保育班、警察署、消防署、事業所等】

ア 自主避難

市民の避難は、自主避難を基本とし、自治会・町内会単位等で避難するか、又は直接避難広場等へ避難する。

■■■■■ 応 急 対 策 ■■■■■

<発災後の活動の流れ>

機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降
市 （ 市 災 害 対 策 本 部 ）	○避難情報の発令 ○都及び防災関係機関に通知 ○マスコミと連携し情報提供		○避難広場への誘導（警察署、消防署等と協力） ○避難所または広域避難場所への誘導	○警戒区域の設定	○規制の実施
警察署等	○避難誘導				

1 避難	本部長（市長）、市、警察署、消防署、事業所等
------	------------------------

(1) 避難情報の発令【本部長（市長）、危機管理班】

市は、地震の発生によって、延焼火災、がけ崩れ等の危険性がある地域の市民に対し、警察署・消防署等防災関係機関は相互に連絡をとりながら、速やかに避難情報の発令を行う。

(2) 避難・誘導【危機管理班、救出支援班、安否確認班、子育て支援班、学校避難所班、保育班、警察署、消防署、事業所等】

ア 自主避難

市民の避難は、自主避難を基本とし、安全な場所へ避難する。

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）												
<p><b>イ 避難誘導</b>                      なお、避難は災害の規模、状況に応じて次のように実施する。                      (ア) 避難者は、地区内の避難広場に集合し、安全な経路を徒歩で避難する。                      (イ) 避難誘導は、要配慮者に配慮し、できる限り早めに事前避難させる。                      (ウ) 避難広場等が火災等で危険と判断された場合、別に指定する広域避難場所へ移動する。各機関は相互に協力をしながら、次の避難誘導に努める。</p> <table border="1" data-bbox="148 499 1389 1717"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="148 499 350 1129">                     危機管理班                      救出支援班                      安否確認班                      子育て支援班                      教育委員会                 </td> <td data-bbox="350 499 1389 1129">                     ① 避難勧告・指示を行った場合、警察署、消防署及び消防団等の協力を得て、自治会・町内会、事業所単位等で集団を形成しつつ、避難広場に避難者を集合させ、周囲の様子を確認する。その後、自治会・町内会、防災市民組織の班長や事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、避難施設に誘導するか、状況に応じて広域避難場所に誘導する。                      ② 避難行動要支援者は、優先して避難広場に避難させる。                      ③ 救出支援班等は、発災後速やかに避難広場に職員を派遣する態勢を整えるとともに、公共施設管理者の協力を得て、避難施設収容者の整理及び本部からの情報等の連絡調整に従事する。                      ④ 避難を行うに当たっては、通電火災の予防のため、自宅のブレーカーを落とすなどの対応を行うよう、市民に対して広報を行う。                      ⑤ むやみな避難・移動は混乱を招きかねないため、災害の危険性がない場合等は自制的な行動を求める。                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="148 1129 350 1717">                     警察署                 </td> <td data-bbox="350 1129 1389 1717">                     自主統制により避難広場に集合した市民、事業所従業員等を、自治会・町内会、事業所等を中心に編成した集団単位で、避難施設に誘導するか、状況に応じて広域避難場所に誘導する。                      ① 避難誘導に当たっては、避難道路等の要点に警戒員を配置し、現場における個別広報のほか、パトカー、白バイ等による広報活動を行う。                      ② 火災等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置し、地域市民、事業所等のリーダーとの連絡により、必要な避難措置をとる。                      ③ 広域避難場所においては、できる限り所要の警戒員を配置し、防災関係機関と緊密に連絡の上、被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認められた場合の再避難の措置等を取り、広域避難場所の秩序維持に努める。                      ④ 広域避難場所の警戒員は、常に周囲の状況に注意し、火災の延焼方向、速度等の状況を把握し、広域避難場所や避難経路等の状況が悪化した場合、機を逸せず再避難等の措置をとる。                 </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	内 容	危機管理班 救出支援班 安否確認班 子育て支援班 教育委員会	① 避難勧告・指示を行った場合、警察署、消防署及び消防団等の協力を得て、自治会・町内会、事業所単位等で集団を形成しつつ、避難広場に避難者を集合させ、周囲の様子を確認する。その後、自治会・町内会、防災市民組織の班長や事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、避難施設に誘導するか、状況に応じて広域避難場所に誘導する。 ② 避難行動要支援者は、優先して避難広場に避難させる。 ③ 救出支援班等は、発災後速やかに避難広場に職員を派遣する態勢を整えるとともに、公共施設管理者の協力を得て、避難施設収容者の整理及び本部からの情報等の連絡調整に従事する。 ④ 避難を行うに当たっては、通電火災の予防のため、自宅のブレーカーを落とすなどの対応を行うよう、市民に対して広報を行う。 ⑤ むやみな避難・移動は混乱を招きかねないため、災害の危険性がない場合等は自制的な行動を求める。	警察署	自主統制により避難広場に集合した市民、事業所従業員等を、自治会・町内会、事業所等を中心に編成した集団単位で、避難施設に誘導するか、状況に応じて広域避難場所に誘導する。 ① 避難誘導に当たっては、避難道路等の要点に警戒員を配置し、現場における個別広報のほか、パトカー、白バイ等による広報活動を行う。 ② 火災等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置し、地域市民、事業所等のリーダーとの連絡により、必要な避難措置をとる。 ③ 広域避難場所においては、できる限り所要の警戒員を配置し、防災関係機関と緊密に連絡の上、被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認められた場合の再避難の措置等を取り、広域避難場所の秩序維持に努める。 ④ 広域避難場所の警戒員は、常に周囲の状況に注意し、火災の延焼方向、速度等の状況を把握し、広域避難場所や避難経路等の状況が悪化した場合、機を逸せず再避難等の措置をとる。	<p><b>イ 避難誘導</b>                      なお、避難は災害の規模、状況に応じて次のように実施する。                      (ア) 避難者は、地区内の避難広場に集合し、安全な経路を徒歩で避難する。                      (イ) 避難誘導は、要配慮者に配慮し、できる限り早めに<u>避難</u>させる。                      (ウ) 避難広場等が火災等で危険と判断された場合、別に指定する広域避難場所へ移動する。各機関は相互に協力をしながら、次の避難誘導に努める。</p> <table border="1" data-bbox="1543 499 2789 1759"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1543 499 1751 1171">                     危機管理班                      広報班                      救出支援班                      安否確認班                      子育て支援班                      学校避難所班                      環境班                 </td> <td data-bbox="1751 499 2789 1171">                     1 <u>避難情報を発令した場合</u>、警察署、消防署及び消防団等の協力を得て、自治会・町内会、事業所単位等で集団を形成しつつ、避難広場に避難者を集合させ、周囲の様子を確認する。その後、自治会・町内会、防災市民組織の班長や事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、<u>避難所</u>に誘導するか、状況に応じて広域避難場所に誘導する。                      2 避難行動要支援者は、優先して避難広場に避難させる。                      3 <u>環境班</u>等は、発災後速やかに避難広場に職員を派遣する態勢を整えるとともに、公共施設管理者の協力を得て、<u>必要に応じて避難者を避難所へ移動する。</u>                      4 <u>学校避難所班は、公共施設管理者の協力を得て、避難所収容者の整理及び本部からの情報等の連絡調整に従事する。</u>                      5 避難を行うに当たっては、通電火災の予防のため、自宅のブレーカーを落とすなどの対応を行うよう、市民に対して広報を行う。                      6 むやみな避難・移動は混乱を招きかねないため、災害の危険性がない場合等は自制的な行動を求める。                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1543 1171 1751 1759">                     警察署                 </td> <td data-bbox="1751 1171 2789 1759">                     自主統制により避難広場に集合した市民、事業所従業員等を、自治会・町内会、事業所等を中心に編成した集団単位で、<u>避難所</u>に誘導するか、状況に応じて広域避難場所に誘導する。                      1 避難誘導に当たっては、避難道路等の要点に警戒員を配置し、現場における個別広報のほか、パトカー、白バイ等による広報活動を行う。                      2 火災等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置し、地域市民、事業所等のリーダーとの連絡により、必要な避難措置をとる。                      3 広域避難場所においては、できる限り所要の警戒員を配置し、防災関係機関と緊密に連絡の上、被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認められた場合の再避難の措置等を取り、広域避難場所の秩序維持に努める。                      4 広域避難場所の警戒員は、常に周囲の状況に注意し、火災の延焼方向、速度等の状況を把握し、広域避難場所や避難経路等の状況が悪化した場合、機を逸せず再避難等の措置をとる。                 </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	内 容	危機管理班 広報班 救出支援班 安否確認班 子育て支援班 学校避難所班 環境班	1 <u>避難情報を発令した場合</u> 、警察署、消防署及び消防団等の協力を得て、自治会・町内会、事業所単位等で集団を形成しつつ、避難広場に避難者を集合させ、周囲の様子を確認する。その後、自治会・町内会、防災市民組織の班長や事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、 <u>避難所</u> に誘導するか、状況に応じて広域避難場所に誘導する。 2 避難行動要支援者は、優先して避難広場に避難させる。 3 <u>環境班</u> 等は、発災後速やかに避難広場に職員を派遣する態勢を整えるとともに、公共施設管理者の協力を得て、 <u>必要に応じて避難者を避難所へ移動する。</u> 4 <u>学校避難所班は、公共施設管理者の協力を得て、避難所収容者の整理及び本部からの情報等の連絡調整に従事する。</u> 5 避難を行うに当たっては、通電火災の予防のため、自宅のブレーカーを落とすなどの対応を行うよう、市民に対して広報を行う。 6 むやみな避難・移動は混乱を招きかねないため、災害の危険性がない場合等は自制的な行動を求める。	警察署	自主統制により避難広場に集合した市民、事業所従業員等を、自治会・町内会、事業所等を中心に編成した集団単位で、 <u>避難所</u> に誘導するか、状況に応じて広域避難場所に誘導する。 1 避難誘導に当たっては、避難道路等の要点に警戒員を配置し、現場における個別広報のほか、パトカー、白バイ等による広報活動を行う。 2 火災等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置し、地域市民、事業所等のリーダーとの連絡により、必要な避難措置をとる。 3 広域避難場所においては、できる限り所要の警戒員を配置し、防災関係機関と緊密に連絡の上、被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認められた場合の再避難の措置等を取り、広域避難場所の秩序維持に努める。 4 広域避難場所の警戒員は、常に周囲の状況に注意し、火災の延焼方向、速度等の状況を把握し、広域避難場所や避難経路等の状況が悪化した場合、機を逸せず再避難等の措置をとる。
機 関 名	内 容												
危機管理班 救出支援班 安否確認班 子育て支援班 教育委員会	① 避難勧告・指示を行った場合、警察署、消防署及び消防団等の協力を得て、自治会・町内会、事業所単位等で集団を形成しつつ、避難広場に避難者を集合させ、周囲の様子を確認する。その後、自治会・町内会、防災市民組織の班長や事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、避難施設に誘導するか、状況に応じて広域避難場所に誘導する。 ② 避難行動要支援者は、優先して避難広場に避難させる。 ③ 救出支援班等は、発災後速やかに避難広場に職員を派遣する態勢を整えるとともに、公共施設管理者の協力を得て、避難施設収容者の整理及び本部からの情報等の連絡調整に従事する。 ④ 避難を行うに当たっては、通電火災の予防のため、自宅のブレーカーを落とすなどの対応を行うよう、市民に対して広報を行う。 ⑤ むやみな避難・移動は混乱を招きかねないため、災害の危険性がない場合等は自制的な行動を求める。												
警察署	自主統制により避難広場に集合した市民、事業所従業員等を、自治会・町内会、事業所等を中心に編成した集団単位で、避難施設に誘導するか、状況に応じて広域避難場所に誘導する。 ① 避難誘導に当たっては、避難道路等の要点に警戒員を配置し、現場における個別広報のほか、パトカー、白バイ等による広報活動を行う。 ② 火災等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置し、地域市民、事業所等のリーダーとの連絡により、必要な避難措置をとる。 ③ 広域避難場所においては、できる限り所要の警戒員を配置し、防災関係機関と緊密に連絡の上、被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認められた場合の再避難の措置等を取り、広域避難場所の秩序維持に努める。 ④ 広域避難場所の警戒員は、常に周囲の状況に注意し、火災の延焼方向、速度等の状況を把握し、広域避難場所や避難経路等の状況が悪化した場合、機を逸せず再避難等の措置をとる。												
機 関 名	内 容												
危機管理班 広報班 救出支援班 安否確認班 子育て支援班 学校避難所班 環境班	1 <u>避難情報を発令した場合</u> 、警察署、消防署及び消防団等の協力を得て、自治会・町内会、事業所単位等で集団を形成しつつ、避難広場に避難者を集合させ、周囲の様子を確認する。その後、自治会・町内会、防災市民組織の班長や事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、 <u>避難所</u> に誘導するか、状況に応じて広域避難場所に誘導する。 2 避難行動要支援者は、優先して避難広場に避難させる。 3 <u>環境班</u> 等は、発災後速やかに避難広場に職員を派遣する態勢を整えるとともに、公共施設管理者の協力を得て、 <u>必要に応じて避難者を避難所へ移動する。</u> 4 <u>学校避難所班は、公共施設管理者の協力を得て、避難所収容者の整理及び本部からの情報等の連絡調整に従事する。</u> 5 避難を行うに当たっては、通電火災の予防のため、自宅のブレーカーを落とすなどの対応を行うよう、市民に対して広報を行う。 6 むやみな避難・移動は混乱を招きかねないため、災害の危険性がない場合等は自制的な行動を求める。												
警察署	自主統制により避難広場に集合した市民、事業所従業員等を、自治会・町内会、事業所等を中心に編成した集団単位で、 <u>避難所</u> に誘導するか、状況に応じて広域避難場所に誘導する。 1 避難誘導に当たっては、避難道路等の要点に警戒員を配置し、現場における個別広報のほか、パトカー、白バイ等による広報活動を行う。 2 火災等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置し、地域市民、事業所等のリーダーとの連絡により、必要な避難措置をとる。 3 広域避難場所においては、できる限り所要の警戒員を配置し、防災関係機関と緊密に連絡の上、被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認められた場合の再避難の措置等を取り、広域避難場所の秩序維持に努める。 4 広域避難場所の警戒員は、常に周囲の状況に注意し、火災の延焼方向、速度等の状況を把握し、広域避難場所や避難経路等の状況が悪化した場合、機を逸せず再避難等の措置をとる。												

修正前（平成 31 年度）（旧）		修正後（令和 3 年度）（新）	
<p>消防署</p>	<p>① 避難の勧告・指示が出された場合は、災害の規模、道路・橋梁の状況、火災の拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を市災害対策本部、警察署等に通報する。</p> <p>② 避難が開始された場合は、消防団との連携活動、消防ヘリコプターの活用等により、避難誘導に当たる。</p> <p>③ 避難の勧告・指示が出された時点以降に消火活動を行う際は、避難場所、避難道路の安全確保に努める。</p>	<p>消防署</p>	<p>1 <u>避難情報が発令された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況及び消防部隊の運用等を勘案し、避難に関する必要な情報を市災害対策本部、警察署等に情報提供する。</u></p> <p>2 <u>避難情報が発令された場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等の活用により避難情報を伝達し、関係機関と協力して住民等が安全で速やかな避難ができるよう、必要な措置をとる。</u></p>
<p>教育委員会</p>	<p>各学校においては、震災の状況に応じ、学校長以下各担任教師を中心に、児童・生徒等の安全確保のため避難誘導に努める。</p>	<p>学校長</p>	<p>1 各学校においては、震災の状況に応じ、学校長以下教職員が、児童・生徒等の安全確保のため避難誘導に努める。</p> <p>2 <u>避難計画は、始業時、授業時、休憩時、放課後、校外指導等それぞれの状況に応じた対策とし、学年や障害の程度等児童生徒の発達段階に配慮する。</u></p> <p>3 <u>校内放送、非常ベル等校内の通報連絡手段及び関係機関への連絡方法について、最悪の条件を想定し、代替手段を確保する。</u></p>

ウ 避難勧告等の情報

市は、災害発生時及び災害対策本部が設置された場合、又は災害対策本部設置に至らないが避難が必要と判断される場合、市民等に対し市防災行政無線（同報系）や広報車、SNS等インターネットの活用、マスコミとの連携等により避難勧告等に関する情報提供を行う。

ウ 避難情報の広報

市は、災害発生時又は避難が必要と判断される場合、市民等に対し市防災行政無線（同報系）や広報車、SNS等インターネットの活用、マスコミとの連携等により避難情報の広報を行う。

修正前（平成31年度）（旧）

**第2節 避難施設・避難広場等**

予 防 対 策

1. 避難場所の整備	危機管理室、教育委員会、都（福祉保健局）、高齢者支援課、障害福祉課、保育課、子ども家庭支援センター
------------	---

(1) 避難広場等の指定及び整備【危機管理室】

ア 避難広場

次の設置基準に基づき避難広場を指定する。

- (ア) 地域市民の日常生活圏域内で、市民がよく知っていて目標となる場所
- (イ) 適度の参集スペースが確保できる場所（順次避難することになるため、地域市民の全員を一度に受け入れられる広さは必要ない。）
- (ウ) 火災、建物の倒壊、落下物等の危険が少なく、広域避難場所への経路が安全と考えられる場所

修正後（令和3年度）（新）

**第2節 避難所・避難広場等**

予 防 対 策

1 避難所等の整備	市、都、教育委員会
-----------	-----------

(1) 避難広場等の指定及び整備【危機管理課】

ア 避難広場

市長は、災害対策基本法及び施行令等に定める基準等に基づき避難広場を指定する。

- (ア) 地域市民の日常生活圏域内で、市民がよく知っていて目標となる場所
- (イ) 適度の参集スペースが確保できる場所（順次避難することになるため、地域市民の全員を一度に受け入れられる広さは必要ない。）
- (ウ) 火災、建物の倒壊、落下物等の危険が少なく、広域避難場所への経路が安全と考えられる場所

<避難広場>

（令和3年1月現在）

番号	施設名	所在地	避難場所面積 (㎡)	有効面積 (㎡)	収容人数 (人)
1	早稲田大学東伏見キャンパス 東伏見総合グラウンド	東伏見 2-7	101,714	101,714	101,714
2	三菱UFJ銀行健康保険組合 武蔵野運動場	柳沢 4-4	61,787	61,787	61,787
3	ひばりが丘総合運動場	ひばりが丘 3-1	13,080	13,080	13,080
4	岩倉高等学校総合運動場	新町 2-3-27	29,930	29,930	29,930
5	東京都立田無高等学校	向台町 5-4-34	12,200	8,133	8,133
6	東京都立保谷高等学校	住吉町 5-8-23	19,460	12,973	12,973
7	東京都立田無工業高等学校	向台町 1-9-1	8,109	5,406	5,406
8	武蔵野大学	新町 1-1-20	15,611	10,407	10,407
9	日本文華学園	西原町 4-5-85	6,092	4,061	4,061
10	田無小学校	田無町 4-5-21	6,916	4,611	4,611
11	保谷小学校	保谷町 1-3-35	9,098	6,065	6,065
12	保谷第一小学校	下保谷 1-4-4	4,815	3,210	3,210
13	保谷第二小学校	柳沢 4-2-11	5,202	3,468	3,468
14	谷戸小学校	緑町 3-1-1	7,526	5,017	5,017
15	東伏見小学校	東伏見 6-1-28	7,259	4,839	4,839

西東京市地域防災計画（地震・火山編） 新旧対照表

修正前（平成 31 年度）（旧）		修正後（令和 3 年度）（新）					
		16	中原小学校	ひばりが丘 2-6-25	4,850	3,233	3,233
		17	向台小学校	向台町 2-1-1	5,915	3,943	3,943
		18	碧山小学校	中町 5-11-4	6,541	4,360	4,360
		19	芝久保小学校	芝久保町 3-7-1	9,488	6,325	6,325
		20	栄小学校	栄町 2-10-9	4,499	2,999	2,999
		21	谷戸第二小学校	谷戸町 1-17-27	5,339	3,559	3,559
		22	東小学校	東町 6-2-33	5,294	3,529	3,529
		23	柳沢小学校	南町 2-12-37	5,343	3,562	3,562
		24	上向台小学校	向台町 6-7-28	4,094	2,729	2,729
		25	本町小学校	保谷町 1-14-23	4,338	2,892	2,892
		26	住吉小学校	住吉町 5-2-1	5,075	3,383	3,383
		27	けやき小学校	芝久保町 5-7-1	12,025	8,016	8,016
		28	田無第一中学校	南町 6-9-37	4,000	2,666	2,666
		29	保谷中学校	保谷町 1-17-4	7,283	4,855	4,855
		30	田無第二中学校	北原町 2-9-1	14,384	9,589	9,589
		31	ひばりが丘中学校	住吉町 1-14-28	10,979	7,319	7,319
		32	田無第三中学校	西原町 3-4-1	9,494	6,329	6,329
		33	青嵐中学校	北町 2-13-17	7,277	4,851	4,851
		34	柳沢中学校	柳沢 3-8-22	7,602	5,068	5,068
		35	田無第四中学校	向台町 2-14-9	7,400	4,933	4,933
		36	明保中学校	東町 1-1-24	5,720	3,813	3,813
		37	向台公園	向台町 2-5	7,080	2,360	2,360
		38	西原自然公園	西原町 4-5	20,013	6,671	6,671
		39	谷戸イチョウ公園	谷戸町 2-12	4,137	1,379	1,379
		40	谷戸せせらぎ公園	谷戸町 1-22	7,810	2,603	2,603
		41	芝久保調節池	芝久保町 1-18	8,969	2,989	2,989
		42	南町調節池	南町 1-3	4,610	1,536	1,536
		43	向台調節池	向台町 5-4	29,388	29,388	29,388
		44	泉小わくわく公園	泉町 3-6	5,157	1,719	1,719
		合 計 (44 箇所)			542,903	421,299	421,299

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）
<p><b>イ 広域避難場所</b>            次の設置基準に基づき広域避難場所を指定する。</p> <p>(ア) 広域避難場所とは、大地震時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する大規模公園、緑地等のオープンスペースをいう。</p> <p>(イ) 広域避難場所は、広域避難場所敷地内の建物などを除き、震災時に拡大する火災によるふく射熱の影響を考慮して、算定した利用可能な避難空間を、原則として1人当たり1㎡確保する。</p> <p>避難広場及び広域避難場所の周辺には、避難者の安全を確保するため、消防署との協議により防火水槽等の整備を図っていく。</p> <p><b>(2) 避難施設の指定及び整備【危機管理室、教育委員会】</b>            次の設置基準に基づき避難施設を指定する。</p> <p>ア 避難施設は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等（学校等）とする。</p> <p>イ 避難施設で受け入れる被災者数は、おおむね居室3.3㎡当たり2人とする。</p> <p>避難施設建物は耐震診断・耐震補強工事等を順次実施し、耐震性及び安全性を確保するとともに、食料の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備するなど、避難施設機能の強化を図る。</p>	<p><b>イ 広域避難場所</b>  <u>市長は、災害対策基本法及び施行令等に定める基準等に基づき広域避難場所を指定する。</u></p> <p>(ア) 広域避難場所とは、大地震時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する大規模公園、緑地等のオープンスペースをいう。</p> <p>(イ) 広域避難場所は、広域避難場所敷地内の建物などを除き、震災時に拡大する火災によるふく射熱の影響を考慮して、算定した利用可能な避難空間を、原則として1人当たり1㎡確保する。</p> <p>避難広場及び広域避難場所の周辺には、避難者の安全を確保するため、消防署との協議により防火水槽等の整備を図っていく。</p> <p style="text-align: right;">&lt;広域避難場所&gt; <u>(令和3年1月現在)</u></p> <p style="text-align: center;">（一覧表移動）</p> <p><b>(2) 避難所の指定及び整備【危機管理課、教育委員会】</b>  <u>市長は、災害対策基本法及び施行令等に定める基準等に基づき避難所を指定する。</u></p> <p>ア <u>避難所</u>は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等（学校等）とする。</p> <p>イ <u>避難所</u>で受け入れる被災者数は、おおむね居室3.3㎡当たり2人とする。</p> <p><u>避難所</u>建物は耐震診断・耐震補強工事等を順次実施し、耐震性及び安全性を確保するとともに、食料の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備するなど、避難施設機能の強化を図る。</p> <p style="text-align: right;">&lt;避難所&gt; <u>(令和3年1月現在)</u></p> <p style="text-align: center;">（一覧表移動）</p>

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）				
<p>(4) <b>福祉避難施設の指定【危機管理室、高齢者支援課、障害福祉課、保育課、子ども家庭支援センター】</b>                      自宅や避難施設で生活している要配慮者、乳幼児又は妊婦のいる世帯等に対し、介護等必要なサービスを提供するため、社会福祉施設や保育園等を福祉避難施設として指定する。福祉避難施設は、耐震・耐火・鉄筋構造及びバリアフリーの建物等を利用する。</p> <p>(6) <b>避難場所等の周知【危機管理室】</b>                      避難場所等へ標識板を設置するとともに、防災ガイド&amp;マップ、市ホームページなどにより市民に周知を行う。</p> <table border="1" data-bbox="103 945 1092 991"> <tr> <td><b>2. 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定</b></td> <td>危機管理室</td> </tr> </table> <p>市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として指定緊急避難場所を指定する。指定緊急避難場所は、災害種ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を定める。</p> <p>また、災害の危険性があり避難した市民等や、災害により家に戻れなくなった市民等を滞在させるための施設を指定避難所として指定する。</p> <p>市は、広域避難場所・避難広場・避難施設・福祉避難施設・一時滞在施設を指定緊急避難場所に、避難施設・福祉避難施設を指定避難所に位置づける。</p> <p>※指定緊急避難場所・指定避難所一覧については、資料編を参照</p>	<b>2. 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定</b>	危機管理室	<p>(3) <b>福祉避難所の指定【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課、保育課、子ども家庭支援センター】</b>                      自宅や避難所で生活している要配慮者、乳幼児又は妊婦のいる世帯等に対し、介護等必要なサービスを提供するため、社会福祉施設や保育園等を福祉避難所として指定する。福祉避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造及びバリアフリーの建物等を利用する。</p> <p><u>なお、福祉避難所は、要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、また、要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものであり、二次的に開設されるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;福祉避難所&gt;</p> <p style="text-align: right;">(令和 3 年 1 月現在)</p> <p style="text-align: center;">(一覧表移動)</p> <p>(5) <b>避難所等の周知【危機管理課】</b>  <u>避難所等へ標識板を設置するとともに、市ホームページなどにより市民に周知を行う。避難所等の災害種別や避難場所と避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。</u></p> <table border="1" data-bbox="1498 945 2487 991"> <tr> <td><b>2 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定</b></td> <td>市</td> </tr> </table> <p>市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として指定緊急避難場所を指定する。指定緊急避難場所は、災害種別ごとに安全性等の一定の基準を満たす場所を定める。</p> <p>また、災害の危険性があり避難した市民等や、災害により家に戻れなくなった市民等を滞在させるための施設を指定避難所として指定する。</p> <p>市は、広域避難場所・避難広場を指定緊急避難場所に、避難所・福祉避難所を指定避難所に位置づける。<u>なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</u></p> <p><u>指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示した上で、標識の見方に関する周知に努めるものとする。</u></p> <p>※指定緊急避難場所・指定避難所一覧については、資料編を参照</p>	<b>2 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定</b>	市
<b>2. 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定</b>	危機管理室				
<b>2 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定</b>	市				

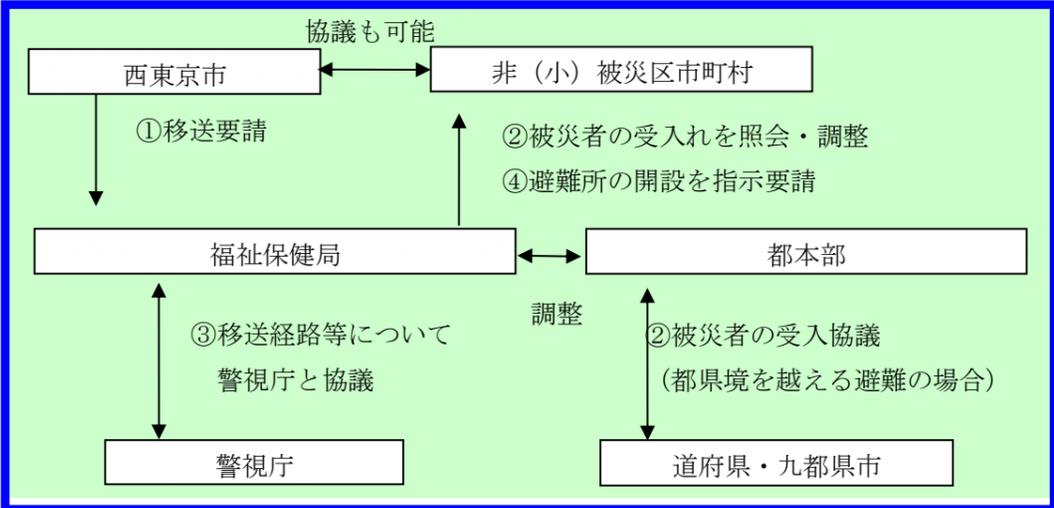
修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）				
<table border="1" data-bbox="103 226 1409 319"> <tr> <td data-bbox="103 226 519 319">3. 避難施設の管理運営体制の整備等</td> <td data-bbox="519 226 1409 319">危機管理室、教育委員会、高齢者支援課、障害福祉課、保育課、子ども家庭支援センター、環境保全課、各施設管理者、都（福祉保健局）</td> </tr> </table> <p data-bbox="103 367 1469 451">(1) 避難施設管理運営マニュアルの作成【危機管理室、教育委員会、高齢者支援課、障害福祉課、保育課、子ども家庭支援センター、市民】</p> <p data-bbox="103 451 1469 535">避難施設・福祉避難施設の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、「避難所管理運営の指針（区市町村向け）」及び「避難所の防火安全対策」に基づき、「避難施設管理運営マニュアル」等を作成、支援する。</p> <p data-bbox="103 808 1469 892">(2) 避難施設における資器材の整備【危機管理室、教育委員会、高齢者支援課、障害福祉課、保育課、子ども家庭支援センター】</p> <p data-bbox="103 892 1469 1039">避難施設等における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、無線等の通信機器等のほか、空調、簡易ベッド、洋式トイレなど要配慮者のニーズにも対応した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。また、テレビ、ラジオ、インターネット、公衆電話等被災者による情報の入手に資する機器の整備を図る。</p> <p data-bbox="103 1396 1469 1480">(3) 女性への配慮【危機管理室、教育企画課、教育支援課、学校運営課、教育指導課、社会教育課、避難施設管理者】</p> <p data-bbox="103 1480 1469 1669">避難施設の運営において、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室、トイレの設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難施設における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難施設の運営体制を整備する。</p>	3. 避難施設の管理運営体制の整備等	危機管理室、教育委員会、高齢者支援課、障害福祉課、保育課、子ども家庭支援センター、環境保全課、各施設管理者、都（福祉保健局）	<table border="1" data-bbox="1498 226 2760 319"> <tr> <td data-bbox="1498 226 1884 319">3 避難所等の管理運営体制の整備等</td> <td data-bbox="1884 226 2760 319">市、都、教育委員会、各施設管理者</td> </tr> </table> <p data-bbox="1498 367 2870 451">(1) 避難所管理運営マニュアルの作成【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課、保育課、教育委員会、子ども家庭支援センター、市民】</p> <p data-bbox="1498 451 2870 535">避難所・福祉避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、「避難所管理運営の指針（市区町村向け）」及び「避難所の防火安全対策」に基づき、「避難所管理運営マニュアル」等を作成、支援する。</p> <p data-bbox="1498 535 2870 682">「避難所管理運営マニュアル」の作成や訓練等に当たっては、避難者の刻々と変化するニーズに寄り添うためにも、ボランティアや職能団体等、専門性を有した外部支援者等の協力を得ながら、避難者によって自主的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</p> <p data-bbox="1498 682 2870 766">感染症流行時においては、「西東京市避難施設・管理運営ガイドライン別冊（感染症流行時版）」に基づき感染拡大防止を図る。</p> <p data-bbox="1498 808 2870 892">(2) 避難所における資器材等の整備【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課、健康課、保育課、教育委員会、子ども家庭支援センター】</p> <p data-bbox="1498 892 2870 1039">避難所等における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、無線等の通信機器、ブルーシート、医薬品、衛生用品等のほか、空調、簡易ベッド、洋式トイレなど要配慮者のニーズにも対応した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。</p> <p data-bbox="1498 1039 2870 1123">また、テレビ、ラジオ、インターネット、公衆電話等被災者による情報の入手に資する機器の整備を図る。必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。</p> <p data-bbox="1498 1123 2870 1270">避難所には、受け入れた避難者が安否確認や情報収集を行いやすくするため、災害時用公衆電話（特設公衆電話）やWi-Fiアクセスポイント等の整備のほか、発災時の速やかな設置や利用者の適切な利用への誘導が可能な体制整備に努める。</p> <p data-bbox="1498 1270 2870 1354">災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の災害用安否確認サービス等の使い方を説明できる体制整備に努める。</p> <p data-bbox="1498 1396 2870 1438">(3) 女性への配慮【危機管理課、教育委員会、避難所管理者】</p> <p data-bbox="1498 1438 2870 1585">避難所の運営において、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室、トイレの設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営体制を整備する。</p>	3 避難所等の管理運営体制の整備等	市、都、教育委員会、各施設管理者
3. 避難施設の管理運営体制の整備等	危機管理室、教育委員会、高齢者支援課、障害福祉課、保育課、子ども家庭支援センター、環境保全課、各施設管理者、都（福祉保健局）				
3 避難所等の管理運営体制の整備等	市、都、教育委員会、各施設管理者				

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）
<p>(移動)</p> <p>(7) 避難施設における飼養動物の受入体制の整備【環境保全課】 都・市獣医師会等と連携し、飼養動物の同行避難の体制づくりを進めるとともに、都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(7) <u>避難所等の環境衛生の確保【都（福祉保健局）、健康課】</u> 室内環境対策として、<u>避難所に関する情報を収集するとともに、市からの要請に応じて避難所の空気環境の状態を把握できるよう、空気環境測定器を保健所に配備する。</u></p> <p>(8) <u>避難所における飼養動物の受入体制の整備【環境保全課】</u> 都・市獣医師会等と連携し、飼養動物の同行避難の体制づくりを進めるとともに、都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備する。 <u>また、必要に応じ、避難所における飼養動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、市獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</u></p> <p>(9) <u>車中泊者発生抑制に向けた取組【危機管理課】</u> <u>東京都震災対策条例により、車両での避難は禁止されている。そのため、発災時の混乱防止に向け、ホームページやツイッター、その他媒体等で、あらかじめ市民に普及啓発し意識の醸成に努める。</u></p> <div data-bbox="1656 856 2674 1213" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【普及啓発の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼</u></li> <li>・ <u>緊急輸送道路以外の市区町村道等も避難所支援等に必須の輸送路であり、閉塞すると支援が滞る懸念があること</u></li> <li>・ <u>都内の大規模な公園等のオープンスペースは発災時の用途が定められていること</u></li> <li>・ <u>過去の災害においても、車中泊等によりエコノミークラス症候群等の健康被害が生じており、健康リスクが存在しうること</u></li> </ul> </div>

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）				
<p style="text-align: center;"><b>応 急 対 策</b></p> <table border="1" data-bbox="103 315 1172 361"> <tr> <td data-bbox="103 315 549 361">1. 避難施設の開設</td> <td data-bbox="549 315 1172 361">危機管理班、学校避難施設班、学校連絡調整班</td> </tr> </table> <p>学校避難施設班及び学校連絡調整班は、速やかに施設の安全を確認し、受入態勢を整える。 なお、勤務時間外にあつては初動要員が実施する。</p> <p>(2) 避難施設の開設方法 教育部は、職員の派遣によって施設管理者や避難所運営協議会と協力し、各避難施設を開設する。</p> <p>(3) 安全点検・施設稼動状況の確認 避難施設内の安全点検、電気・水・トイレ等の施設点検、情報収集手段の確保等を行う。</p> <p>(6) 指定された避難施設以外の施設に避難者が集結した場合 避難者に指定された避難施設に避難するよう指示する。ただし、指定された避難施設にスペースがない場合は、施設管理者の同意を得た上で、避難施設として開設する。</p> <p>(移動)</p>	1. 避難施設の開設	危機管理班、学校避難施設班、学校連絡調整班	<p style="text-align: center;"><b>応 急 対 策</b></p> <table border="1" data-bbox="1498 315 2478 361"> <tr> <td data-bbox="1498 315 1944 361">1 避難所の開設</td> <td data-bbox="1944 315 2478 361">市</td> </tr> </table> <p>市は、災害等の状況により開設する避難所を選定する。学校避難所班及び学校連絡調整班は、速やかに施設の安全を確認し、受入態勢を整える。なお、勤務時間外にあつては初動要員が実施する。 <u>※初動要員については、140 ページを参照</u></p> <p>(2) 避難所の開設方法【学校避難所班、学校連絡調整班】 市は学校避難所班を中心に、あらかじめ指定した職員の派遣によって施設管理者や避難所運営協議会と協力し、各避難所を開設する。</p> <p>(3) 安全点検・施設稼動状況の確認・保健衛生対策【学校避難所班】 <u>避難所内の安全点検、電気・水・トイレ等の施設点検、情報収集手段の確保、保健衛生対策等を行う。</u></p> <p>(6) 指定された避難所以外の施設に避難者が集結した場合【危機管理班】 施設管理者の同意を得た上で、<u>避難所として開設するよう努める。</u></p> <p>(8) 避難所の開設期間【学校避難所班】 <u>避難所の開設期間は災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、都知事の事前承認(内閣総理大臣の承認を含む。)を受ける。</u></p>	1 避難所の開設	市
1. 避難施設の開設	危機管理班、学校避難施設班、学校連絡調整班				
1 避難所の開設	市				

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）				
<table border="1" data-bbox="103 226 1092 275"> <tr> <td data-bbox="103 226 557 275">3. 避難施設の運営</td> <td data-bbox="557 226 1092 275">市、市民、保健所</td> </tr> </table> <p data-bbox="112 325 362 359">(3) 避難施設の運営</p> <p data-bbox="136 371 584 405">イ 食料、生活必需品の調達・供給</p> <p data-bbox="160 415 1457 539">運営代表者は、避難施設全体で集約された食料、生活必需品、その他物資の必要数を食料班に報告し、必要物資を調達する。到着した食料や物資を受け取った場合は、その都度、避難施設物品受払簿に記入の上、配布する。</p> <p data-bbox="136 594 421 627">エ 飲料水の安全確保</p> <p data-bbox="184 638 1279 672">避難施設での飲料水の安全を確保するため、必要に応じて飲用に供する水の消毒を行う。</p> <p data-bbox="160 682 1457 762">また、保健所が編成する「環境衛生指導班」の協力を得て、消毒の確認を行うとともに、市民が自主的に消毒を行えるように消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を市民に指導する。</p> <p data-bbox="184 772 433 806">(第9章第2節参照)</p> <p data-bbox="136 861 338 894">ク 情報の提供</p> <p data-bbox="160 905 1457 1029">避難施設に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報紙の発行、特設公衆電話、インターネット、ファックス等の整備を行う。被災者の特性に応じた情報提供手段をとるものとする。</p> <p data-bbox="136 1083 448 1117">ケ ボランティアの派遣</p> <p data-bbox="184 1127 1279 1161">市災害ボランティアセンター等を通じて、避難施設で活動するボランティアを派遣する。</p> <p data-bbox="136 1215 365 1249">サ 避難者の把握</p> <p data-bbox="160 1260 1457 1383">避難施設ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難施設で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等（在宅避難者）に係る情報の把握に努め、必要な措置について配慮するとともに、都等へ報告を行う。</p> <p data-bbox="136 1438 448 1472">ス 避難施設の開設期間</p> <p data-bbox="136 1526 641 1560">セ 避難施設の設置・維持の適否の検討</p>	3. 避難施設の運営	市、市民、保健所	<table border="1" data-bbox="1498 226 2487 275"> <tr> <td data-bbox="1498 226 1952 275">2 避難所の運営</td> <td data-bbox="1952 226 2487 275">市、市民、保健所</td> </tr> </table> <p data-bbox="1507 325 2139 359">(3) 避難所の運営【市民、学校避難所班、保健所】</p> <p data-bbox="1531 371 1979 405">イ 食料、生活必需品の調達・供給</p> <p data-bbox="1555 415 2852 539">学校避難所班は、避難所全体で集約された食料、生活必需品、衛生用品、その他物資の必要数を食料班に報告し、必要物資を調達する。到着した食料や物資を受け取った、<u>運営代表者はその都度、避難所物品受払簿に記入の上、配布する。</u></p> <p data-bbox="1531 594 1816 627">エ 飲料水の安全確保</p> <p data-bbox="1578 638 2496 672"><u>保健所が編成する「環境衛生指導班」の協力を得て、消毒の確認を行う。</u></p> <p data-bbox="1531 861 1733 894">ク 情報の提供</p> <p data-bbox="1555 905 2852 1029"><u>避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報紙の発行、特設公衆電話、インターネット、<u>ファクシミリ</u>等の整備を行う。被災者の特性に応じた情報提供手段をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="1531 1083 1843 1117">ケ ボランティアの受入</p> <p data-bbox="1578 1127 2674 1161">市災害ボランティアセンター等を通じて、<u>避難所で活動するボランティアを受け入れる。</u></p> <p data-bbox="1531 1215 1760 1249">サ 避難者の把握</p> <p data-bbox="1555 1260 2852 1339"><u>避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等（在宅避難者）に係る情報の把握に努め、必要な措置について配慮する。</u></p> <p data-bbox="1531 1438 2006 1472">ス <u>避難所の設置・維持の適否の検討</u></p>	2 避難所の運営	市、市民、保健所
3. 避難施設の運営	市、市民、保健所				
2 避難所の運営	市、市民、保健所				

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）						
<p>(5) 開設が長期化する場合の避難施設の運営【学校避難施設班、市民】</p> <p>ウ 保健・衛生対策</p> <p>(ア) 救護所の設置</p> <p>(イ) 巡回健康相談、栄養相談の実施</p> <p>(ウ) 入浴、洗濯対策</p> <p>(エ) 食品衛生対策</p> <p>(オ) インフルエンザ等の感染症予防</p> <p>(カ) 子どものメンタルヘルス対策</p> <p>(キ) 集団生活が難しい人への対応（福祉避難施設の利用や避難施設内に個別スペースを設置）</p> <table border="1" data-bbox="103 766 1329 814"> <tr> <td>2. 福祉避難施設の開設</td> <td>危機管理班、福祉避難施設班、保育班、子ども家庭支援班</td> </tr> </table> <p>(1) 福祉避難施設の開設</p> <p>福祉避難施設班、保育班、子ども家庭支援班は自宅や避難施設で生活している要配慮者に対し、介護等必要なサービスを提供するため、また、乳幼児や妊婦のいる世帯等のため、社会福祉施設や保育園等を福祉避難施設として災害対策本部の指示に基づき順次開設する。</p> <p>(3) 安全点検・施設稼動状況の確認</p> <p>福祉避難施設内の安全点検、電気・水・トイレ等の施設点検、情報収集手段の確保等を行う。</p> <p>(新設)</p>	2. 福祉避難施設の開設	危機管理班、福祉避難施設班、保育班、子ども家庭支援班	<p>(5) 開設が長期化する場合の避難所の運営【学校避難所班、救命救護健康班、市民】</p> <p>ウ 保健・衛生対策</p> <p>(ア) 救護所の設置</p> <p>(イ) 巡回健康相談、栄養相談の実施</p> <p>(ウ) 入浴、洗濯対策</p> <p>(エ) 食品衛生対策</p> <p>(オ) <u>西東京市避難施設・管理運営ガイドライン別冊（感染症流行時版）に基づいた感染症予防</u></p> <p>(カ) 子どものメンタルヘルス対策</p> <p>(キ) 集団生活が難しい人への対応（福祉避難所の利用や避難所内に個別スペースを設置）</p> <table border="1" data-bbox="1498 766 2487 814"> <tr> <td>3 福祉避難所の開設</td> <td>市</td> </tr> </table> <p>(1) 福祉避難所の開設【福祉避難所班、保育班、子ども家庭支援班】</p> <p>福祉避難所班、保育班、子ども家庭支援班は自宅や避難所で生活している要配慮者に対し、介護等必要なサービスを提供するため、また、乳幼児や妊婦のいる世帯等のため、社会福祉施設や保育園等を福祉避難所として災害対策本部の指示に基づき、<u>必要に応じて</u>開設する。</p> <p>(3) 安全点検・施設稼動状況の確認・保健衛生対策【福祉避難施設班、保育班、子ども家庭支援班、<u>救命救護健康班</u>】</p> <p>福祉避難所内の安全点検、電気・水・トイレ等の施設点検、情報収集手段の確保、<u>保健衛生対策等</u>を行う。</p> <table border="1" data-bbox="1498 1260 2487 1308"> <tr> <td>4 福祉避難所の運営</td> <td>市、市民</td> </tr> </table> <p><u>福祉避難所の運営は、福祉避難所の施設職員、市職員、ボランティア及び介護を行う親族により行う。市は福祉避難所の施設管理者と協議し、福祉避難所ごとに、各施設の特性等を踏まえた個別の運営マニュアルの作成を行う。運営手順については、「2 避難所の運営」に準拠する。</u></p>	3 福祉避難所の開設	市	4 福祉避難所の運営	市、市民
2. 福祉避難施設の開設	危機管理班、福祉避難施設班、保育班、子ども家庭支援班						
3 福祉避難所の開設	市						
4 福祉避難所の運営	市、市民						

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）				
<table border="1" data-bbox="100 205 1344 254"> <tr> <td data-bbox="100 205 552 254">4. ボランティアの受入れ</td> <td data-bbox="552 205 1344 254">学校避難施設班、福祉避難施設班、保育班、子ども家庭支援班</td> </tr> </table> <p data-bbox="100 302 1466 384">(1) ボランティアの派遣要請【学校避難施設班、福祉避難施設班、保育班】 「避難施設管理運営の指針」に基づいたマニュアル等の業務手順により、ボランティアの派遣要請を行う。</p> <p data-bbox="100 436 1466 518">(2) ボランティアの受入れ【学校避難施設班、福祉避難施設班、保育班、子ども家庭支援班】 災害ボランティアセンターを通じて、避難施設で活動するボランティアを受け入れる。</p>	4. ボランティアの受入れ	学校避難施設班、福祉避難施設班、保育班、子ども家庭支援班	<table border="1" data-bbox="1498 205 2487 254"> <tr> <td data-bbox="1498 205 1949 254">5. ボランティアの受入れ</td> <td data-bbox="1949 205 2487 254">市</td> </tr> </table> <p data-bbox="1498 302 2878 384">(1) ボランティアの派遣要請【学校避難施設班、福祉避難施設班、保育班】 市災害ボランティアセンターを通じて、避難所で活動するボランティアの派遣要請を行う。</p> <p data-bbox="1498 436 2878 560">(2) ボランティアの受入れ【学校避難施設班、福祉避難施設班、保育班、子ども家庭支援班】 「避難施設管理運営の指針」に基づいたマニュアル等の業務手順により、避難所で活動するボランティアを受け入れる。</p>	5. ボランティアの受入れ	市
4. ボランティアの受入れ	学校避難施設班、福祉避難施設班、保育班、子ども家庭支援班				
5. ボランティアの受入れ	市				
<table border="1" data-bbox="100 615 1092 663"> <tr> <td data-bbox="100 615 552 663">5. 避難者の移送等</td> <td data-bbox="552 615 1092 663">物資輸送班、福祉避難施設班</td> </tr> </table> <p data-bbox="100 663 1466 745">次のような避難者の移送が必要な場合、庁用車等の利用及び協定先等への協力を要請し人員輸送を実施する。</p>	5. 避難者の移送等	物資輸送班、福祉避難施設班	<table border="1" data-bbox="1498 615 2487 663"> <tr> <td data-bbox="1498 615 1949 663">6. 避難者の移送等</td> <td data-bbox="1949 615 2487 663">市市、本部長（市長）、都</td> </tr> </table> <p data-bbox="1498 709 2878 833">(1) 移送の実施【物資輸送班】 物資輸送班は、次のような避難者の移送が必要な場合、庁用車等の利用及び協定先等への協力を要請し人員輸送を実施する。</p>	6. 避難者の移送等	市市、本部長（市長）、都
5. 避難者の移送等	物資輸送班、福祉避難施設班				
6. 避難者の移送等	市市、本部長（市長）、都				
<table border="1" data-bbox="100 798 1092 888"> <tr> <td data-bbox="100 798 552 888">6. 被災者の市外への移送・受入れ</td> <td data-bbox="552 798 1092 888">本部長（市長）、危機管理班、物資輸送班、都（福祉保健局）</td> </tr> </table> <p data-bbox="100 936 1466 1150">(1) 移送【本部長（市長）、危機管理班、物資輸送班】 ア 本部長（市長）は、市内の避難施設に被災者を受け入れることが困難なとき、他地区（近隣の非被災地区若しくは小被災地区又は隣接県）への移送について、都知事（都福祉保健局）及び隣接協定都市の長に要請する。 イ 被災者の他地区への移送を要請した本部長（市長）は、移送先における避難施設管理者（市職員）を定め、移送先の区市町村に派遣するよう努める。</p> <p data-bbox="100 1203 1466 1417">(2) 受入れ【本部長（市長）、危機管理班】 ア 都又は隣接協定都市から被災者の受入れを指示又は要請された場合、本部長（市長）は直ちに避難施設を開設し、受入態勢を整備する。 イ 移送された被災者の避難施設の運営は、移送元の他区市町村が行い、市はその運営に協力する。 ウ 都内又は隣接協定都市以外の遠方からの避難者の受入れ(広域一時滞在)についても同様とする。</p>	6. 被災者の市外への移送・受入れ	本部長（市長）、危機管理班、物資輸送班、都（福祉保健局）	<p data-bbox="1498 888 2878 1102">(2) 市外への移送【本部長（市長）、物資輸送班、危機管理班】 ア 本部長（市長）は、市内の避難所に被災者を受け入れることが困難なとき、他地区（近隣の非被災地区若しくは小被災地区又は隣接県）への移送について、都知事（都福祉保健局）及び隣接協定都市の長に要請する。 イ 被災者の他地区への移送を要請した本部長（市長）は、移送先における避難所管理者（市職員）を定め、移送先の市区町村に派遣するよう努める。</p> <p data-bbox="1498 1155 2878 1369">(3) 市外からの受入れ【本部長（市長）、危機管理班】 ア 都又は隣接協定都市から被災者の受入れを指示又は要請された場合、本部長（市長）は直ちに避難所を開設し、受入態勢を整備する。 イ 移送された被災者の避難所の運営は、移送元の他市区町村が行い、市はその運営に協力する。 ウ 都内又は隣接協定都市以外の遠方からの避難者の受入れ(広域一時滞在)についても同様とする。</p> <p data-bbox="1498 1379 2878 1417">【移送先の決定】</p>  <pre> graph TD     WTC[西東京市] &lt;--&gt; 協議も可能  NCM[非(小)被災区市町村]     WTC -- ①移送要請 --&gt; FBK[福祉保健局]     FBK -- ②被災者の受入れを照会・調整 / ④避難所の開設を指示要請 --&gt; NCM     FBK &lt;--&gt; 調整  TMT[都本部]     TMT -- ②被災者の受入協議(都県境を越える避難の場合) --&gt; DKS[道府県・九都県市]     DKS -- ③移送経路等について 警視庁と協議 --&gt; FBK     WTC &lt;--&gt; 調整  DKS     </pre>		
6. 被災者の市外への移送・受入れ	本部長（市長）、危機管理班、物資輸送班、都（福祉保健局）				

修正前（平成31年度）（旧）						修正後（令和3年度）（新）
＜避難広場＞						（一覧表移動）
（平成31年4月現在）						
番号	施設名	所在地	避難場所 面積（㎡）	有効面積 （㎡）	収容人数 （人）	
1	早稲田大学東伏見キャンパス 東伏見総合グラウンド	東伏見2-7	101,714	101,714	101,714	
2	三菱UFJ銀行健康保険組合 武蔵野運動場	柳沢4-4	61,787	61,787	61,787	
3	ひばりが丘総合運動場	ひばりが丘3-1	13,080	13,080	13,080	
4	岩倉高等学校総合運動場	新町2-3-27	29,930	29,930	29,930	
5	東京都立田無高等学校	向台町5-4-34	12,200	8,133	8,133	
6	東京都立保谷高等学校	住吉町5-8-23	19,460	12,973	12,973	
7	東京都立田無工業高等学校	向台町1-9-1	8,109	5,406	5,406	
8	武蔵野大学	新町1-1-20	15,611	10,407	10,407	
9	日本文華学園	西原町4-5-85	6,092	4,061	4,061	
10	田無小学校	田無町4-5-21	7,608	5,072	5,072	
11	保谷小学校	保谷町1-3-35	9,098	6,065	6,065	
12	保谷第一小学校	下保谷1-4-4	4,815	3,210	3,210	
13	保谷第二小学校	柳沢4-2-11	5,202	3,468	3,468	
14	谷戸小学校	緑町3-1-1	7,526	5,017	5,017	
15	東伏見小学校	東伏見6-1-28	7,259	4,839	4,839	
16	中原小学校	ひばりが丘3-2-42	6,447	4,298	4,298	
17	向台小学校	向台町2-1-1	7,091	4,727	4,727	
18	碧山小学校	中町5-11-4	6,541	4,360	4,360	
19	芝久保小学校	芝久保町3-7-1	9,488	6,325	6,325	
20	栄小学校	栄町2-10-9	4,499	2,999	2,999	
21	谷戸第二小学校	谷戸町1-17-27	5,339	3,559	3,559	
22	東小学校	東町6-2-33	5,294	3,529	3,529	
23	柳沢小学校	南町2-12-37	5,343	3,562	3,562	
24	上向台小学校	向台町6-7-28	4,094	2,729	2,729	
25	本町小学校	保谷町1-14-23	4,338	2,892	2,892	
26	住吉小学校	住吉町5-2-1	5,075	3,383	3,383	
27	けやき小学校	芝久保町5-7-1	12,025	8,016	8,016	
28	田無第一中学校	南町6-9-37	4,000	2,666	2,666	
29	保谷中学校	保谷町1-17-4	7,283	4,855	4,855	
30	田無第二中学校	北原町2-9-1	14,384	9,589	9,589	
31	ひばりが丘中学校	住吉町1-14-28	10,979	7,319	7,319	
32	田無第三中学校	西原町3-4-1	9,494	6,329	6,329	
33	青嵐中学校	北町2-13-17	7,277	4,851	4,851	

修正前（平成31年度）（旧）

修正後（令和3年度）（新）

番号	施設名	所在地	避難場所面積 (㎡)	有効面積 (㎡)	収容人数 (人)
34	柳沢中学校	柳沢3-8-22	7,602	5,068	5,068
35	田無第四中学校	向台町2-14-9	7,400	4,933	4,933
36	明保中学校	東町1-1-24	5,720	3,813	3,813
37	向台公園	向台町2-5	7,080	2,360	2,360
38	西原自然公園	西原町4-5	20,013	6,671	6,671
39	谷戸イチョウ公園	谷戸町2-12	4,137	1,379	1,379
40	谷戸せせらぎ公園	谷戸町1-22	7,810	2,603	2,603
41	芝久保調節池	芝久保町1-18	8,969	2,989	2,989
42	南町調節池	南町1-3	4,610	1,536	1,536
43	向台調節池	向台町5-4	29,388	29,388	29,388
合計（43箇所）			541,211	421,890	421,890

※ 有効面積は全体が運動場の場合1/1、施設的な公園の場合1/3、学校グラウンドの場合2/3とした。収容人員は有効面積に対し、1人当たり1㎡で算定した。

<広域避難場所>

（平成31年4月現在）

番号	施設名	所在地	避難場所面積 (㎡)	有効面積 (㎡)	収容人数 (人)
1	東京大学大学院農学生命科学研究科附属生態調和農学機構	緑町1-1-1	222,358	148,238	148,238
2	東京大学大学院農学生命科学研究科附属田無演習林	緑町1町習林	91,200	60,800	60,800
3	西東京いこいの森公園	緑町3-2	44,183	29,455	29,455
4	都立小金井公園	向台町6-4	34,358	22,905	22,905
5	文理台公園	東町1-4	16,671	16,671	16,671
6	都立東伏見公園	東伏見1-4	26,800	17,866	17,866
合計（6箇所）			435,570	295,935	295,935

※ 有効面積は全体が運動場の場合1/1、施設的な公園の場合1/3、学校グラウンドの場合2/3とした。収容人員は有効面積に対し、1人当たり1㎡で算定した。

（一覧表移動）

修正前（平成31年度）（旧）

修正後（令和3年度）（新）

## &lt;避難施設&gt;

（平成31年4月現在）

番号	施設名	所在地	収容人数(単位:人)
1	田無小学校	田無町 4-5-21	1,251
2	保谷小学校	保谷町 1-3-35	952
3	保谷第一小学校	下保谷 1-4-4	877
4	保谷第二小学校	柳沢 4-2-11	1,134
5	谷戸小学校	緑町 3-1-1	1,162
6	東伏見小学校	東伏見 6-1-28	1,018
7	中原小学校	ひばりが丘 3-2-42	1,535
8	向台小学校	向台町 2-1-1	1,221
9	碧山小学校	中町 5-11-4	1,102
10	芝久保小学校	芝久保町 3-7-1	956
11	栄小学校	栄町 2-10-9	1,098
12	谷戸第二小学校	谷戸町 1-17-27	1,087
13	東小学校	東町 6-2-33	879
14	柳沢小学校	南町 2-12-37	924
15	上向台小学校	向台町 6-7-28	1,536
16	本町小学校	保谷町 1-14-23	945
17	住吉小学校	住吉町 5-2-1	929
18	けやき小学校	芝久保町 5-7-1	1,399
19	田無第一中学校	南町 6-9-37	1,270
20	保谷中学校	保谷町 1-17-4	1,758
21	田無第二中学校	北原町 2-9-1	970
22	ひばりが丘中学校	住吉町 1-14-28	1,208
23	田無第三中学校	西原町 3-4-1	988
24	青嵐中学校	北町 2-13-17	1,905
25	柳沢中学校	柳沢 3-8-22	1,064
26	田無第四中学校	向台町 2-14-9	1,399
27	明保中学校	東町 1-1-24	1,201
28	東京都立田無高等学校	向台町 5-4-34	995
29	東京都立保谷高等学校	住吉町 5-8-23	1,023
30	東京都立田無工業高等学校	向台町 1-9-1	920
31	武蔵野大学	新町 1-1-20	1,596
32	日本文華学園	西原町 4-5-85	168
合計（32箇所）			36,470

（一覧表移動）

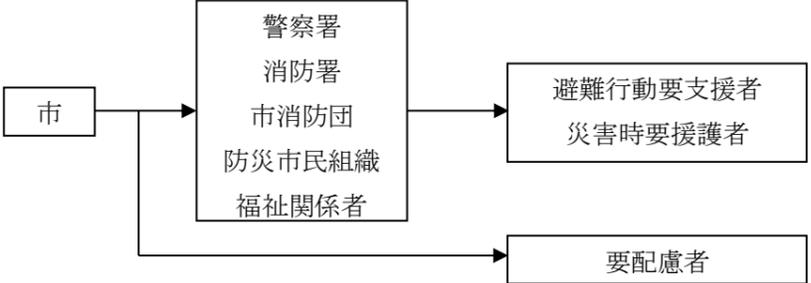
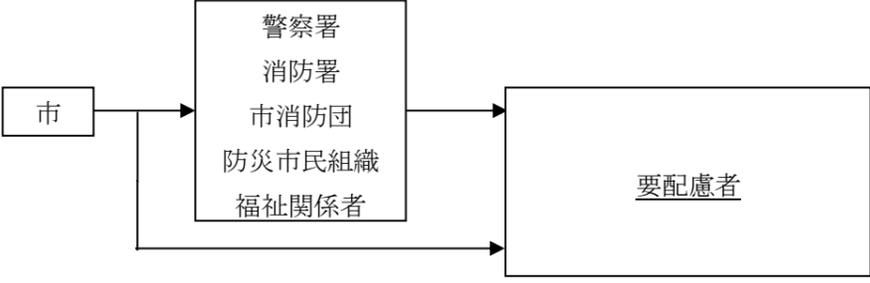
修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）																																																																																													
<p>&lt;福祉避難施設&gt;</p> <p style="text-align: right;">（平成 31 年 4 月現在）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">番号</th> <th style="width: 75%;">施設名</th> <th style="width: 20%;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>田無総合福祉センター</td><td>田無町5-5-12</td></tr> <tr><td>2</td><td>谷戸高齢者在宅サービスセンター</td><td>谷戸町3-23-8</td></tr> <tr><td>3</td><td>保谷障害者福祉センター</td><td>保谷町1-6-20</td></tr> <tr><td>4</td><td>老人憩いの家「おあしす」</td><td>南町3-18-40</td></tr> <tr><td>5</td><td>東京都立田無特別支援学校</td><td>南町5-15-5</td></tr> <tr><td>6</td><td>住吉会館（ルピナス）</td><td>住吉町6-15-6</td></tr> <tr><td>7</td><td>下保谷福祉会館</td><td>下保谷4-3-20</td></tr> <tr><td>8</td><td>新町福祉会館</td><td>新町5-2-7</td></tr> <tr><td>9</td><td>富士町福祉会館</td><td>富士町6-6-13</td></tr> <tr><td>10</td><td>ひばりが丘福祉会館</td><td>ひばりが丘2-8-27</td></tr> <tr><td>11</td><td>田無保育園</td><td>緑町1-2-26</td></tr> <tr><td>12</td><td>そよかぜ保育園</td><td>ひばりが丘3-1-25</td></tr> <tr><td>13</td><td>はこべら保育園</td><td>富士町1-7-2</td></tr> <tr><td>14</td><td>向台保育園</td><td>南町3-23-1</td></tr> <tr><td>15</td><td>西原保育園</td><td>芝久保町5-4-2</td></tr> <tr><td>16</td><td>みどり保育園</td><td>緑町2-15-12</td></tr> <tr><td>17</td><td>芝久保保育園</td><td>芝久保町1-14-32</td></tr> <tr><td>18</td><td>すみよし保育園</td><td>住吉町3-14-14</td></tr> <tr><td>19</td><td>なかまち保育園</td><td>中町4-4-16</td></tr> <tr><td>20</td><td>ひがし保育園</td><td>東町2-4-13</td></tr> <tr><td>21</td><td>しもほうや保育園</td><td>下保谷3-8-15</td></tr> <tr><td>22</td><td>やぎさわ保育園</td><td>柳沢5-8-2</td></tr> <tr><td>23</td><td>けやき保育園</td><td>西原町4-5-96</td></tr> <tr><td>24</td><td>ほうやちよう保育園</td><td>保谷町3-13-1</td></tr> <tr><td>25</td><td>ひばりが丘保育園</td><td>ひばりが丘2-3-5</td></tr> <tr><td>26</td><td>ひがしふしみ保育園</td><td>東伏見2-11-11</td></tr> <tr><td>27</td><td>こまどり保育園</td><td>下保谷2-4-2</td></tr> <tr><td>28</td><td>障害者総合支援センター「フレンドリー」</td><td>田無町4-17-14</td></tr> <tr><td>29</td><td>高齢者センター「きらら」</td><td>富士町1-7-69</td></tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">合計（29箇所）</td> </tr> </tbody> </table>	番号	施設名	所在地	1	田無総合福祉センター	田無町5-5-12	2	谷戸高齢者在宅サービスセンター	谷戸町3-23-8	3	保谷障害者福祉センター	保谷町1-6-20	4	老人憩いの家「おあしす」	南町3-18-40	5	東京都立田無特別支援学校	南町5-15-5	6	住吉会館（ルピナス）	住吉町6-15-6	7	下保谷福祉会館	下保谷4-3-20	8	新町福祉会館	新町5-2-7	9	富士町福祉会館	富士町6-6-13	10	ひばりが丘福祉会館	ひばりが丘2-8-27	11	田無保育園	緑町1-2-26	12	そよかぜ保育園	ひばりが丘3-1-25	13	はこべら保育園	富士町1-7-2	14	向台保育園	南町3-23-1	15	西原保育園	芝久保町5-4-2	16	みどり保育園	緑町2-15-12	17	芝久保保育園	芝久保町1-14-32	18	すみよし保育園	住吉町3-14-14	19	なかまち保育園	中町4-4-16	20	ひがし保育園	東町2-4-13	21	しもほうや保育園	下保谷3-8-15	22	やぎさわ保育園	柳沢5-8-2	23	けやき保育園	西原町4-5-96	24	ほうやちよう保育園	保谷町3-13-1	25	ひばりが丘保育園	ひばりが丘2-3-5	26	ひがしふしみ保育園	東伏見2-11-11	27	こまどり保育園	下保谷2-4-2	28	障害者総合支援センター「フレンドリー」	田無町4-17-14	29	高齢者センター「きらら」	富士町1-7-69	合計（29箇所）			<p>（一覧表移動）</p>
番号	施設名	所在地																																																																																												
1	田無総合福祉センター	田無町5-5-12																																																																																												
2	谷戸高齢者在宅サービスセンター	谷戸町3-23-8																																																																																												
3	保谷障害者福祉センター	保谷町1-6-20																																																																																												
4	老人憩いの家「おあしす」	南町3-18-40																																																																																												
5	東京都立田無特別支援学校	南町5-15-5																																																																																												
6	住吉会館（ルピナス）	住吉町6-15-6																																																																																												
7	下保谷福祉会館	下保谷4-3-20																																																																																												
8	新町福祉会館	新町5-2-7																																																																																												
9	富士町福祉会館	富士町6-6-13																																																																																												
10	ひばりが丘福祉会館	ひばりが丘2-8-27																																																																																												
11	田無保育園	緑町1-2-26																																																																																												
12	そよかぜ保育園	ひばりが丘3-1-25																																																																																												
13	はこべら保育園	富士町1-7-2																																																																																												
14	向台保育園	南町3-23-1																																																																																												
15	西原保育園	芝久保町5-4-2																																																																																												
16	みどり保育園	緑町2-15-12																																																																																												
17	芝久保保育園	芝久保町1-14-32																																																																																												
18	すみよし保育園	住吉町3-14-14																																																																																												
19	なかまち保育園	中町4-4-16																																																																																												
20	ひがし保育園	東町2-4-13																																																																																												
21	しもほうや保育園	下保谷3-8-15																																																																																												
22	やぎさわ保育園	柳沢5-8-2																																																																																												
23	けやき保育園	西原町4-5-96																																																																																												
24	ほうやちよう保育園	保谷町3-13-1																																																																																												
25	ひばりが丘保育園	ひばりが丘2-3-5																																																																																												
26	ひがしふしみ保育園	東伏見2-11-11																																																																																												
27	こまどり保育園	下保谷2-4-2																																																																																												
28	障害者総合支援センター「フレンドリー」	田無町4-17-14																																																																																												
29	高齢者センター「きらら」	富士町1-7-69																																																																																												
合計（29箇所）																																																																																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"><b>7 動物救護</b></td> <td>廃棄物処理班、関係機関、学校避難施設班、都（福祉保健局）</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">(2) 避難施設における動物の適正な飼養【廃棄物処理班、学校避難施設班、都】</p> <p>オ 飼育動物の避難場所の管理・運営は、飼い主同士が協力して、運営代表者が中心となって定めた飼育ルールに従い行う。</p>	<b>7 動物救護</b>	廃棄物処理班、関係機関、学校避難施設班、都（福祉保健局）	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"><b>7 動物救護</b></td> <td>市、都、関係機関</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">(2) 避難所における動物の適正な飼養【環境班、学校避難所班、都（福祉保健局）】</p> <p>ウ 動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和 50 年政令第 107 号）の別表に定める特定動物は、<u>避難所への同行はできないものとする。</u></p> <p>オ 飼育動物の<u>避難所での</u>管理・運営は、飼い主同士が協力して、運営代表者が中心となって定めた飼育ルールに従い行う。</p>	<b>7 動物救護</b>	市、都、関係機関																																																																																									
<b>7 動物救護</b>	廃棄物処理班、関係機関、学校避難施設班、都（福祉保健局）																																																																																													
<b>7 動物救護</b>	市、都、関係機関																																																																																													

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）				
<p><b>第 3 節 要配慮者対策</b></p> <p>予 防 対 策</p> <table border="1" data-bbox="103 388 1365 525"> <tr> <td>1. 要配慮者等の安全確保対策の推進</td> <td>都（福祉保健局）、危機管理室、健康課、生活福祉課、高齢者支援課、障害福祉課、子育て支援課、児童青少年課、保育課、子ども家庭支援センター、警察署、消防署、保健所</td> </tr> </table> <p>(1) 地域における安全体制の確保【危機管理室、生活福祉課、高齢者支援課、障害福祉課、子育て支援課、保健所、警察署、消防署】</p> <p>ア 要配慮者の安全確保のため、近隣市民の協力体制づくりを推進する。 また、西東京消防署住宅防火推進協議会等において、災害時における安全確保対策を推進する。</p> <p>イ ささえあいネットワーク（高齢者見守りネットワーク）の活動を拡大するため、訪問協力員の募集等を行う。</p> <p>ウ 「地震その時 10 のポイント」における「確かな避難」に係る知識の普及や、防火防災診断を通じた被災しない環境づくりについて取り組む。</p> <p>エ 「地震から命を守る 7 つの問いかけ」における「要配慮者」に係る知識を普及し、共助体制の構築に取り組む。</p> <p>(2) 避難行動要支援者及び災害時要援護者の名簿作成 【危機管理室、生活福祉課、高齢者支援課、障害福祉課、市民課】</p> <p>ア 避難支援等関係者 市、警察署、消防署、市消防団、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び福祉関係事業所、自治会・町内会・防災市民組織等の話し合い等であらかじめ避難行動要支援者に対する災害発生時の安否確認等を行う体制を図り、支援者自身の不在や被災も考慮し、努めて複数の支援者を決めておく。</p>	1. 要配慮者等の安全確保対策の推進	都（福祉保健局）、危機管理室、健康課、生活福祉課、高齢者支援課、障害福祉課、子育て支援課、児童青少年課、保育課、子ども家庭支援センター、警察署、消防署、保健所	<p><b>第 3 節 要配慮者対策</b></p> <p>予 防 対 策</p> <table border="1" data-bbox="1498 388 2789 430"> <tr> <td>1 要配慮者等の安全確保対策の推進</td> <td>市、都、子ども家庭支援センター、警察署、消防署、保健所</td> </tr> </table> <p>(1) 地域における安全体制の確保【危機管理課、生活福祉課、高齢者支援課、障害福祉課、子育て支援課、警察署、消防署、市社会福祉協会】</p> <p>ア 要配慮者の安全確保のため、近隣市民の協力体制づくりを推進する。 また、西東京消防署住宅防火防災対策推進協議会等において、災害時における安全確保対策を推進する。</p> <p>イ ささえあいネットワーク（高齢者見守りネットワーク）を通じて、住民同士の支え合いの意識を強化する。</p> <p>ウ 「地震その時 10 のポイント」における「確かな避難」に係る知識の普及や、防火防災診断を通じた被災しない環境づくりについて取り組む。</p> <p>エ 「地震から命を守る 7 つの問いかけ」における「要配慮者」に係る知識を普及し、共助体制の構築に取り組む。</p> <p>(2) 避難行動要支援者及び災害時要援護者の名簿作成 【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課、地域共生課、市民課】</p> <p>(削除)</p>	1 要配慮者等の安全確保対策の推進	市、都、子ども家庭支援センター、警察署、消防署、保健所
1. 要配慮者等の安全確保対策の推進	都（福祉保健局）、危機管理室、健康課、生活福祉課、高齢者支援課、障害福祉課、子育て支援課、児童青少年課、保育課、子ども家庭支援センター、警察署、消防署、保健所				
1 要配慮者等の安全確保対策の推進	市、都、子ども家庭支援センター、警察署、消防署、保健所				

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）
<p><b>イ 名簿に掲載する者の範囲</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>要配慮者（改正法第 8 条第 2 項第 15 号）</b></p> <p style="text-align: center;"><b>災害時要援護者</b></p> <p>市内に在住し、避難行動要支援者に該当しない者で、次のいずれかに該当する者（施設入所者及び長期入院患者を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・65 歳以上の高齢者で、一人暮らし又は高齢者のみの世帯に属する者</li> <li>・介護保険の要介護の認定を受けている者</li> <li>・心身等に障害がある者</li> <li>・難病（国及び都の難病等医療費助成認定）の患者</li> <li>・その他支援を希望する者又は支援者等が必要と認める者で市長が認めた者</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>避難行動要支援者</b></p> <p>市内に在住し次の各号のいずれかに該当する者（施設入所者及び長期入院患者を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険の要介護度 3 以上の認定を受けている者</li> <li>・身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、下記に掲げる等級にある者 <ul style="list-style-type: none"> <li>視覚障害：1 級又は 2 級</li> <li>聴覚障害：2 級</li> <li>肢体不自由：1 級又は 2 級</li> </ul> </li> <li>・精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持する者</li> <li>・愛の手帳 1 度又は療育手帳 A を所持する者</li> <li>・市の障害福祉サービスを受けている難病患者</li> <li>・その他単独では避難が困難な者</li> </ul> </div>	<p><b>ア 名簿に掲載する者の範囲</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>避難行動要支援者</b></p> <p style="text-align: center;"><u>（改正法第 8 条第 2 項第 15 号、西東京市避難行動要支援者名簿に関する要綱）</u></p> <p>市内に在住し、次のいずれかに該当する者（施設入所者及び長期入院患者を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険の要介護度 3 以上の認定を受けている者</li> <li>・身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の等級にある者 <ul style="list-style-type: none"> <li>視覚障害：1 級又は 2 級</li> <li>聴覚障害：2 級</li> <li>肢体不自由：1 級又は 2 級</li> </ul> </li> <li>・精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持する者</li> <li>・愛の手帳 1 度又は療育手帳 A を所持する者</li> </ul> <p>市長は、災害対策基本法第 49 条の 10 の規定に基づき、避難について特に支援が必要な住民（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、当該住民の避難の支援、安否の確認、生命又は身体を災害から守るため必要な措置を実施するための基礎とする名簿として、以下の記載事項を踏まえ、「避難行動要支援者名簿」を作成する。また、名簿を活用した安否確認や避難支援など地域協力体制の整備をはじめ、福祉避難所活用方法、重度の要配慮者の確認や避難先の確保、サービス提供等の体制確立を図る。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>災害時要援護者</b></p> <p style="text-align: center;"><u>（西東京市災害時要援護者登録制度実施要綱）</u></p> <p>市内に在住し、避難行動要支援者に該当しない者で、次のいずれかに該当する者（施設入所者及び長期入院患者を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・65 歳以上の高齢者で、一人暮らし又は高齢者のみの世帯に属する者</li> <li>・介護保険の要介護の認定を受けている者</li> <li>・身体障害者手帳を交付された者</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳を交付された者</li> <li>・愛の手帳を交付された者又は療育手帳を交付された者</li> <li>・難病（国及び都の難病等医療費助成認定）の患者</li> <li>・その他支援を希望する者又は支援者等が必要と認める者で市長が認めた者</li> </ul> </div>

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）
<p><b>オ 名簿の提供及び情報漏えいの防止措置</b> 市は、名簿提供者を警察署、消防署、市消防団、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、自治会・町内会・防災市民組織等に限定し、法令等において守秘義務のない者とは、名簿の管理・運用に関する協定を締結する。 また、名簿は原則として電子情報で保管するものとし、パスワード等を使用して管理する。 なお、紙媒体で保管する場合には施錠付きの保管庫に保管する等、情報管理に十分配慮する。</p> <p><b>カ 円滑に避難するための通知又は警告の配慮</b> 避難支援等関係者や親族等の協力により、避難行動要支援者の個別訪問及び避難支援を得られるよう体制を整備する。 また、市内 8 箇所の地域包括支援センターとの連絡システムの構築を推進する</p> <p><b>(3) 要配慮者避難支援プラン個別計画の作成【危機管理室、生活福祉課、高齢者支援課、障害福祉課】</b> 「要配慮者避難支援プラン個別計画」を作成し、安否確認や避難支援など地域協力体制の整備をはじめ、福祉避難施設活用方法、重度の要配慮者の確認や避難先の確保、サービス提供等の体制確立を図る。</p> <p><b>(5) 要配慮者に対するネットワークづくりの推進【危機管理室、生活福祉課、 障害福祉課、高齢者支援課、警察署、消防署、市社会福祉協議会】</b> ア 警察署は、要配慮者の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制（田無パートナーシップ）づくりを推進する。 イ 消防署は、市等と連携して要配慮者を近隣で助け合う地域協力体制づくりについて、消防署住宅防火推進協議会等を通じて推進する。 ウ 社会福祉施設等の被災に備え、自治会・町内会・防災市民組織、近隣事業所及びボランティア等による協力体制づくりを推進する。 エ 社会福祉施設等の被災に備え、施設入居者の受入れ等、施設間の相互応援の共助体制づくりを推進する。</p> <p><b>(6) 社会福祉施設等の安全対策【都、警察署、消防署、危機管理室、高齢者支援課】</b> ア 高齢者等の要配慮者が避難を余儀なくされた場合、特別養護老人ホーム等が管理する施設の一部を要配慮者を対象とした避難施設として利用する協定を締結するよう推進する。</p> <p><b>(7) 災害時におけるサービス確保 【危機管理室、健康課、生活福祉課、高齢者支援課、障害福祉課、子育て支援課、児童青少年課、保育課、子ども家庭支援センター】</b> ア 透析患者や在宅難病患者等への対応として、都と協力し医療体制の強化に努める。 イ 健康維持や在宅療養者等への対応を行うため、避難施設・仮設住宅等への巡回健康相談体制及びメンタルヘルスケア体制の整備を図る。 ウ 要配慮者が避難施設等で必要となる生活用品等を計画的に備蓄するとともに、福祉機器を確保するため、協定先を拡充するなど、調達先等について更に検討する。</p>	<p><b>オ 名簿の提供及び情報漏えいの防止措置</b> 市は、名簿提供者を警察署、消防署、<u>消防団</u>、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、自治会・町内会・防災市民組織に限定し、法令等において守秘義務のない者とは、名簿の管理・運用に関する協定を締結する。 <u>また、電子情報で保管する名簿は、パスワード等を使用して管理し、紙媒体で保管する場合には施錠可能な保管庫に保管する等、情報管理に十分配慮する。なお、紙媒体による名簿は、毎年更新するものとする。</u></p> <p><b>カ 円滑に避難するための体制整備</b> 避難支援等関係者や親族等の協力により、避難行動要支援者の個別訪問及び避難支援を得られるよう体制を整備する。 また、<u>避難支援等関係者との連絡・連携体制</u>の構築を推進する。</p> <p><b>(3) 避難行動要支援者個別計画の作成【高齢者支援課、障害福祉課、<u>危機管理課</u>】</b> 「<u>避難行動要支援者個別計画</u>」を作成し、安否確認や避難支援など地域協力体制の整備をはじめ、福祉<u>避難所</u>の活用方法、重度の要配慮者の確認や避難先の確保、サービス提供等の体制確立を図る。</p> <p><b>(5) 要配慮者に対するネットワークづくりの推進【危機管理課、地域共生課、高齢者支援課、障害福祉課、 警察署、消防署、市社会福祉協議会】</b> ア <u>市は、要配慮者の安全確保のため、近隣市民の協力体制づくりを推進する。また、消防署は、西東京消防署住宅防火防災対策推進協議会等において、災害時における安全確保対策を推進する。</u> イ <u>ささえあいネットワーク（高齢者見守りネットワーク）を通じて、住民同士の支え合いの意識を強化する。</u> ウ 警察署は、要配慮者の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制（田無パートナーシップ）づくりを推進する。 エ 社会福祉施設等の被災に備え、自治会・町内会・防災市民組織、近隣事業所及びボランティア等による協力体制づくりを推進する。 オ 社会福祉施設等の被災に備え、施設入居者の受入れ等、施設間の相互応援の共助体制づくりを推進する。</p> <p><b>(6) 社会福祉施設等の安全対策【危機管理課、高齢者支援課、<u>都（福祉保健局）</u>、警察署、消防署】</b> ア 高齢者等の要配慮者が避難を余儀なくされた場合、特別養護老人ホーム等が管理する施設の一部を要配慮者を対象とした<u>福祉避難所</u>として利用する協定を締結するよう推進する。</p> <p><b>(7) 災害時におけるサービス確保 【危機管理課、健康課、生活福祉課、高齢者支援課、障害福祉課、子育て支援課、児童青少年課、保育課、<u>都（福祉保健局）</u>、<u>子ども家庭支援センター</u>、<u>市内医療機関</u>、<u>保健所</u>】</b> ア 透析患者や在宅難病患者等への対応として、都と協力し医療体制の強化に努める。 イ 健康維持や在宅療養者等への対応を行うため、<u>避難所</u>・仮設住宅等への巡回健康相談体制及びメンタルヘルスケア体制の整備を図る。 ウ 要配慮者が<u>避難所</u>等で必要となる生活用品等を計画的に備蓄するとともに、福祉機器を確保するため、協定先を拡充するなど、調達先等について更に検討する。</p>

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）				
<table border="1" data-bbox="103 226 1092 273"> <tr> <td data-bbox="103 226 557 273">2. 外国人の支援対策</td> <td data-bbox="557 226 1092 273">危機管理室、文化振興課、秘書広報課</td> </tr> </table> <p data-bbox="112 325 706 359">(1) 防災情報の提供【危機管理室、文化振興課】</p> <p data-bbox="136 371 1457 447">ア 外国人に対し、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図るため、多国語版の防災パンフレットを作成する。</p> <p data-bbox="136 459 1457 535">イ 避難等の情報確認のため、語学ボランティアと連携したシステムづくり、合同訓練、避難場所等の掲示板の多国語表記等を計画的に実施する。</p> <p data-bbox="136 548 1308 581">ウ 都が作成する防災に関する動画を活用し、外国人が多く集まる場所等で、情報提供を行う。</p> <p data-bbox="136 594 1457 669">エ NPO法人西東京市多文化共生センターと連携し、外国人参加の防災訓練や防災講座、防災教室、多言語対応防災マニュアル、防災マップの作成などを通じて防災知識の普及を図る。</p> <p data-bbox="112 728 789 762">(2) 多言語による災害広報【秘書広報課、文化振興課】</p> <p data-bbox="136 774 1457 850">多言語による災害広報を行うシステム及び態勢を確立し、語学ボランティアと連携した情報配信訓練を定期的実施する。</p>	2. 外国人の支援対策	危機管理室、文化振興課、秘書広報課	<table border="1" data-bbox="1498 226 2487 273"> <tr> <td data-bbox="1498 226 1952 273">2 外国人の支援対策</td> <td data-bbox="1952 226 2487 273">市、都、消防署</td> </tr> </table> <p data-bbox="1507 325 2101 359">(1) 防災情報の提供【危機管理課、文化振興課】</p> <p data-bbox="1531 371 2852 447">ア 外国人に対し、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図るため、風水害に関する多言語版の防災パンフレットを作成、配布する。</p> <p data-bbox="1531 459 2852 535">イ 避難等の情報確認のため、NPO法人等と連携したシステムづくり、防災訓練、避難所看板の多言語表記等を計画的に実施する。</p> <p data-bbox="1531 548 2703 581">ウ 都が作成する防災に関する動画を活用し、外国人が多く集まる場所等で、情報提供を行う。</p> <p data-bbox="1531 594 2852 669">エ NPO法人等と連携し、外国人参加の防災訓練や防災講座、防災教室、防災マップの作成などを通じて防災知識の普及を図る。</p> <p data-bbox="1507 728 2184 762">(2) 多言語による災害広報【秘書広報課、文化振興課】</p> <p data-bbox="1531 774 2852 850">多言語による災害広報を行うシステム及び態勢を確立し、NPO法人等と連携した情報配信訓練を定期的実施する。</p>	2 外国人の支援対策	市、都、消防署
2. 外国人の支援対策	危機管理室、文化振興課、秘書広報課				
2 外国人の支援対策	市、都、消防署				

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）
<p style="text-align: center;"><b>応 急 対 策</b></p> <p><b>1. 要配慮者の安全確保</b>      安否確認班、子育て支援班、福祉避難施設班</p> <p>被災した要配慮者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した支援活動を進める。 また、社会福祉施設における福祉サービスを継続実施するため、代替施設、必要物資、要員等の早期確保を支援する。</p> <p>(1) 要配慮者への避難勧告等の伝達</p> <p>ア 情報伝達ルート</p>  <p>イ 情報伝達手段 情報の伝達手段は、障害等の状況に応じて、次の手段も活用する。</p> <p>(ア) 聴覚障害者 市ホームページ、インターネット（電子メール・SNS等）、スマートフォン用防災アプリ（いこいな西東京ナビ）、ケーブルテレビ放送（J-COM）等</p> <p>(イ) 視覚障害者 （株）エフエム西東京、受信メールを読み上げる携帯電話等</p> <p>(ウ) 肢体不自由者 フリーハンド用機器を備えた携帯電話等</p> <p>(2) 避難行動要支援者の避難支援【避難支援等関係者】</p> <p>避難支援等関係者は、要配慮者避難支援プラン個別計画に基づき、避難行動要支援者の避難支援を行う。 また、避難行動要支援者の生命や身体を緊急に保護する必要がある場合、市は、本人の同意を得ずして、避難行動要支援者名簿を自治会・町内会、防災市民組織、民生委員・児童委員、福祉関係者等に対して提供し、円滑な避難支援に努める。</p>	<p style="text-align: center;"><b>応 急 対 策</b></p> <p><b>1 要配慮者の安全確保</b>      市、避難支援等関係者</p> <p>高齢者や障害者、外国人等の要配慮者については、障害の特性や住環境、言語の違いなどを踏まえ、避難方法に配慮して、防災担当部局と福祉担当部局等との連携の下、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。また、被災した要配慮者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した支援活動を進める。</p> <p>社会福祉施設における福祉サービスを継続実施するため、代替施設、必要物資、要員等の早期確保を支援する。</p> <p>(1) 要配慮者への避難情報等の伝達【安否確認班、子育て支援班、福祉避難施設班】</p> <p>ア 情報伝達ルート</p>  <p>イ 情報伝達手段 情報の伝達手段は、障害等の状況に応じて、次の手段も活用する。</p> <p>(ア) 聴覚障害者 市ホームページ、インターネット（電子メール・SNS等）、<u>西東京市安全・安心いーなメール</u>、スマートフォン用防災アプリ（いこいな西東京ナビ）、ケーブルテレビ放送（J-COM）等</p> <p>(イ) 視覚障害者 （株）エフエム西東京、受信メールを読み上げる携帯電話、<u>戸別受信機</u>等</p> <p>(ウ) 肢体不自由者 フリーハンド用機器を備えた携帯電話、<u>戸別受信機</u>等</p> <p>(2) 避難行動要支援者の避難支援【避難支援等関係者】</p> <p>避難支援等関係者は、<u>避難行動要支援者</u>個別計画に基づき、避難行動要支援者の避難支援を行う。 また、避難行動要支援者の生命や身体を緊急に保護する必要がある場合、市は、本人の同意を得ずして、避難行動要支援者名簿を自治会・町内会、防災市民組織、民生委員・児童委員、福祉関係者等に対して提供し、円滑な避難支援に努める。</p>

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）				
<p>(3) 要配慮者の被災状況の把握【安否確認班、子育て支援班】</p> <p>ア 要配慮者の安否確認及び被災状況の把握 市は、地域包括支援センターと連携し、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、介護サービス提供事業者、ケアマネジャー等の協力を得ながら、速やかに要配慮者に対応する窓口となる「安否確認班」を組織し、安否確認を含む被災状況の把握に努める。 また、保護者を失う等の要保護園児・児童の早期発見、保護に努める。</p> <p>(4) 被災した要配慮者への支援活動【子育て支援班、福祉避難施設班】</p> <p>イ 指定避難所（福祉避難施設）の活用 健康福祉部・子育て支援部の各班は、指定避難所（福祉避難施設）を活用し、自宅や避難施設での生活が困難である要配慮者等への医療や介護など必要なサービス提供に努める。</p> <p>（新設）</p> <p>カ 情報提供 健康福祉部・子育て支援部の各班は、関係団体やボランティア等の協力を得て、要配慮者等に対する居宅及び避難施設、応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。</p> <p>(5) 社会福祉施設（福祉避難施設）の応急対策【福祉避難施設班】 速やかに平常の福祉活動が実施できるよう、被災状況の把握、施設設備の応急復旧及び代替建物の確保など必要な支援を図る。 ア 社会福祉施設の管理者は、入所者、通所者、利用者、職員の安否及び所在を確認し、市健康福祉部に報告する。 イ 施設利用に支障がある場合は、仮設間仕切り、仮設トイレ等の必要設備を設置する。 ウ 被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、一時的に施設を閉鎖し、福祉施設以外の公共建築物のほか、協力の得られる民間施設を利用する。</p>	<p>(3) 要配慮者の被災状況の把握【安否確認班、子育て支援班】</p> <p>ア 要配慮者の安否確認及び被災状況の把握 市は、<u>地域包括支援センター</u>、<u>民生委員</u>・児童委員、市社会福祉協議会、介護サービス提供事業者、ケアマネジャー等の協力を得ながら、速やかに要配慮者に対応する窓口となる<u>安否確認班</u>を組織し、安否確認を含む被災状況の把握に努める。 また、保護者を失う等の要保護園児・児童の早期発見、保護に努める。</p> <p>(4) 被災した要配慮者への支援活動【子育て支援班、福祉避難所班】</p> <p>イ <u>福祉避難所等</u>の活用 健康福祉部・子育て支援部の各班は、<u>福祉避難所等</u>を活用し、自宅や<u>避難所</u>での生活が困難である要配慮者等への医療や介護など必要なサービス提供に努める。</p> <p>ウ <u>東京都災害福祉広域センターへの福祉専門職員の派遣要請</u> <u>福祉避難所等において運営に支障を来している場合、東京都災害福祉広域調整センターへ福祉専門職員の派遣を要請する。派遣を受けた場合、福祉専門職員の福祉避難所等への派遣調整を行う。</u></p> <p>キ 情報提供 健康福祉部・子育て支援部の各班は、関係団体やボランティア等の協力を得て、要配慮者等に対する居宅、<u>避難所及び</u>応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。</p> <p>(5) 社会福祉施設（<u>福祉避難所</u>）の応急対策【<u>福祉避難所班</u>】 速やかに<u>福祉活動</u>が実施できるよう、被災状況の把握、施設設備の応急復旧及び代替建物の確保など必要な支援を図る。 ア 社会福祉施設の管理者は、入所者、通所者、利用者、職員の安否及び所在を確認し、<u>福祉避難所班</u>に報告する。 イ 施設利用に支障がある場合は、仮設間仕切り、仮設トイレ等の必要設備を設置する。 ウ 被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、一時的に施設を閉鎖し、福祉施設以外の公共建築物のほか、協力の得られる民間施設を利用する。</p>				
<table border="1" data-bbox="103 1575 1172 1617"> <tr> <td data-bbox="103 1575 549 1617">2. 外国人支援対策</td> <td data-bbox="549 1575 1172 1617">物資輸送班、ボランティア班、都（生活文化局）</td> </tr> </table> <p>市は、NPO法人西東京市多文化共生センター及び災害ボランティアセンター等と協力的確な情報提供に努める。 また、都が開設する外国人災害時情報センター、都防災ボランティア（語学ボランティア）等との協力も併せて行う。</p>	2. 外国人支援対策	物資輸送班、ボランティア班、都（生活文化局）	<table border="1" data-bbox="1498 1575 2478 1617"> <tr> <td data-bbox="1498 1575 1944 1617">2 外国人支援対策</td> <td data-bbox="1944 1575 2478 1617">市、都</td> </tr> </table> <p><u>物資輸送班</u>、<u>ボランティア班</u>は、NPO法人西東京市多文化共生センター及び<u>市災害ボランティアセンター</u>等と協力的確な情報提供に努める。 また、都<u>（生活文化局）</u>が開設する外国人災害時情報センター、都防災ボランティア（語学ボランティア）等との協力も併せて行う。</p>	2 外国人支援対策	市、都
2. 外国人支援対策	物資輸送班、ボランティア班、都（生活文化局）				
2 外国人支援対策	市、都				



修正前（平成31年度）（旧）

## 第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進

### 第1節 食料及び生活必需品等

#### 予 防 対 策

1. 食料及び生活必需品等の確保	危機管理室、産業振興課
------------------	-------------

(2) 多様なニーズへの対応

要配慮者や女性・子どもなど様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意する。

#### 応 急 対 策

1. 食料の調達・供給等	食料班、物資輸送班、都（福祉保健局）
--------------	--------------------

市は、国・都及び協定業者等の協力の下、迅速に食料の調達・供給に努める。

(1) 食料の調達【食料班】

米穀等の調達	<p>① 震災後およそ4日目以降、避難施設等の体制が整い、米の炊出しによる食料提供が可能となった段階で、本部長（市長）は「災害時における米穀調達に関する協力協定」に基づき、西東京市米穀小売商組合から米穀を調達する。</p> <p>② 「災害時における麺類等の供給に関する協力協定」に基づき、保谷麺業協会から麺類等を調達する。</p> <p>③ 生鮮食料品は、JA等から調達する。</p>
国・都への調達要請	<p>① 米穀卸売業者の在庫で不足した場合、又は不足するおそれがある場合、災害情報システム（DIS）への入力等により、都福祉保健局に備蓄物資の放出及び不足物資の調達を要請し、地域内輸送拠点で受領する。</p> <p>② 災害救助法適用後、食品の給与の必要が生じた場合、状況により災害情報システム（DIS）への入力等により、都福祉保健局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。</p>
調整粉乳の備蓄	被災乳幼児（2歳未満）用として必要な調整粉乳は、市（3日分）及び都（4日分）で確保する。

修正後（令和3年度）（新）

## 第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進

### 第1節 食料及び生活必需品等

#### 予 防 対 策

1 食料及び生活必需品等の確保	市
-----------------	---

(2) 多様なニーズへの対応【危機管理課】

要配慮者や女性・子どもなど様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意する。また、子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。

#### 応 急 対 策

1 食料の調達・供給等	市
-------------	---

市は、国・都及び協定業者等との協力や、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、迅速に食料の調達・供給に努める。

(1) 食料の調達【食料班】

米穀等の調達	<p>1 震災後およそ4日目以降、<u>避難所</u>等の体制が整い、米の炊出しによる食料提供が可能となった段階で、本部長（市長）は「災害時における米穀調達に関する協力協定」に基づき、西東京市米穀小売商組合から米穀を調達する。</p> <p>2 「災害時における麺類等の供給に関する協力協定」に基づき、保谷麺業協会から麺類等を調達する。</p> <p>3 生鮮食料品は、JA等から調達する。</p>
国・都への調達要請	<p>1 米穀卸売業者の在庫で不足した場合、又は不足するおそれがある場合、災害情報システム（DIS）への入力等により、都福祉保健局に備蓄物資の放出及び不足物資の調達を要請し、地域内輸送拠点で受領する。</p> <p>2 災害救助法適用後、食品の給与の必要が生じた場合、状況により災害情報システム（DIS）への入力等により、都福祉保健局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。</p>
調整粉乳等の備蓄	被災乳幼児（2歳未満）用として必要な調整粉乳は、市（3日分）及び都（4日分）で確保する。

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）																						
<p>(2) 食料の供給・輸送【物資輸送班、食料班】</p> <table border="1" data-bbox="296 304 1246 1249"> <tr> <td>供給計画</td> <td>食料班は、食料供給の対象者数から必要な数量を把握の上、調達・供給計画の作成を行う。</td> </tr> <tr> <td>食料の輸送</td> <td>物資輸送班は、関係部と連携を図りながら食料等を輸送する。 ① 備蓄食料の輸送：備蓄倉庫から搬出して避難施設等へ輸送する。 ② 地域内輸送拠点からの輸送：保谷庁舎・田無庁舎から避難施設等へ輸送する。 ③ 調達食料の輸送：調達食料については、原則として、協定業者等によって避難施設等へ直接輸送する。</td> </tr> <tr> <td>炊出し方法</td> <td>① 炊出しは、避難者が主体となり、自治会・町内会、民間協力団体・ボランティア等の協力を得て実施する。 ② 避難施設担当職員は、避難施設等において避難者等が行う炊出しを支援する。</td> </tr> <tr> <td>応援要請</td> <td>被災者に対する炊出し、その他による食品等の供給が困難な場合は、炊出し等について都知事に応援要請する。</td> </tr> <tr> <td>食料供給の対象者</td> <td>① 避難者 ② 自宅残留者（炊事が不可能な者） ③ 救助作業・その他ボランティア等に従事する者 ④ 帰宅困難者等で食料が必要な者</td> </tr> <tr> <td>供給留意点</td> <td>① 食料の供給は、避難施設等において、災害救助法に定める基準にしたがって行う。 ② 食料の供給に当たっては、市民への事前周知等による公平な供給、要配慮者への優先供給、衛生管理体制の確保に留意する。</td> </tr> </table>	供給計画	食料班は、食料供給の対象者数から必要な数量を把握の上、調達・供給計画の作成を行う。	食料の輸送	物資輸送班は、関係部と連携を図りながら食料等を輸送する。 ① 備蓄食料の輸送：備蓄倉庫から搬出して避難施設等へ輸送する。 ② 地域内輸送拠点からの輸送：保谷庁舎・田無庁舎から避難施設等へ輸送する。 ③ 調達食料の輸送：調達食料については、原則として、協定業者等によって避難施設等へ直接輸送する。	炊出し方法	① 炊出しは、避難者が主体となり、自治会・町内会、民間協力団体・ボランティア等の協力を得て実施する。 ② 避難施設担当職員は、避難施設等において避難者等が行う炊出しを支援する。	応援要請	被災者に対する炊出し、その他による食品等の供給が困難な場合は、炊出し等について都知事に応援要請する。	食料供給の対象者	① 避難者 ② 自宅残留者（炊事が不可能な者） ③ 救助作業・その他ボランティア等に従事する者 ④ 帰宅困難者等で食料が必要な者	供給留意点	① 食料の供給は、避難施設等において、災害救助法に定める基準にしたがって行う。 ② 食料の供給に当たっては、市民への事前周知等による公平な供給、要配慮者への優先供給、衛生管理体制の確保に留意する。	<p>(2) 食料の供給・輸送【食料班、物資輸送班、<u>学校避難所班</u>】</p> <table border="1" data-bbox="1691 304 2641 1165"> <tr> <td>供給計画</td> <td>食料班は、食料供給の対象者数から必要な数量を把握の上、調達・供給計画の作成を行う。</td> </tr> <tr> <td>食料の輸送</td> <td>物資輸送班は、関係部と連携を図りながら食料等を輸送する。 1 備蓄食料の輸送：備蓄倉庫から搬出して<u>避難所</u>等へ輸送する。 2 地域内輸送拠点からの輸送：保谷庁舎・田無庁舎から<u>避難所</u>等へ輸送する。 3 調達食料の輸送：調達食料については、原則として、協定業者等によって<u>避難所</u>等へ直接輸送する。</td> </tr> <tr> <td>炊き出し方法</td> <td>1 炊き出しは、避難者が主体となり、自治会・町内会、民間協力団体・ボランティア等の協力を得て実施する。 2 <u>避難所</u>担当職員は、<u>避難所</u>等において避難者等が行う<u>炊き出し</u>を支援する。</td> </tr> <tr> <td>食料供給の対象者</td> <td>1 避難者 2 自宅残留者（炊事が不可能な者） 3 救助作業・その他ボランティア等に従事する者 4 帰宅困難者等で食料が必要な者</td> </tr> <tr> <td>供給留意点</td> <td>1 食料の供給・配布は、<u>避難所</u>等において、災害救助法及び災害救助法施行細則に定める基準にしたがって行う。 2 食料の供給に当たっては、市民への事前周知等による公平な供給、要配慮者への優先供給、衛生管理体制の確保に留意する。</td> </tr> </table>	供給計画	食料班は、食料供給の対象者数から必要な数量を把握の上、調達・供給計画の作成を行う。	食料の輸送	物資輸送班は、関係部と連携を図りながら食料等を輸送する。 1 備蓄食料の輸送：備蓄倉庫から搬出して <u>避難所</u> 等へ輸送する。 2 地域内輸送拠点からの輸送：保谷庁舎・田無庁舎から <u>避難所</u> 等へ輸送する。 3 調達食料の輸送：調達食料については、原則として、協定業者等によって <u>避難所</u> 等へ直接輸送する。	炊き出し方法	1 炊き出しは、避難者が主体となり、自治会・町内会、民間協力団体・ボランティア等の協力を得て実施する。 2 <u>避難所</u> 担当職員は、 <u>避難所</u> 等において避難者等が行う <u>炊き出し</u> を支援する。	食料供給の対象者	1 避難者 2 自宅残留者（炊事が不可能な者） 3 救助作業・その他ボランティア等に従事する者 4 帰宅困難者等で食料が必要な者	供給留意点	1 食料の供給・配布は、 <u>避難所</u> 等において、災害救助法及び災害救助法施行細則に定める基準にしたがって行う。 2 食料の供給に当たっては、市民への事前周知等による公平な供給、要配慮者への優先供給、衛生管理体制の確保に留意する。
供給計画	食料班は、食料供給の対象者数から必要な数量を把握の上、調達・供給計画の作成を行う。																						
食料の輸送	物資輸送班は、関係部と連携を図りながら食料等を輸送する。 ① 備蓄食料の輸送：備蓄倉庫から搬出して避難施設等へ輸送する。 ② 地域内輸送拠点からの輸送：保谷庁舎・田無庁舎から避難施設等へ輸送する。 ③ 調達食料の輸送：調達食料については、原則として、協定業者等によって避難施設等へ直接輸送する。																						
炊出し方法	① 炊出しは、避難者が主体となり、自治会・町内会、民間協力団体・ボランティア等の協力を得て実施する。 ② 避難施設担当職員は、避難施設等において避難者等が行う炊出しを支援する。																						
応援要請	被災者に対する炊出し、その他による食品等の供給が困難な場合は、炊出し等について都知事に応援要請する。																						
食料供給の対象者	① 避難者 ② 自宅残留者（炊事が不可能な者） ③ 救助作業・その他ボランティア等に従事する者 ④ 帰宅困難者等で食料が必要な者																						
供給留意点	① 食料の供給は、避難施設等において、災害救助法に定める基準にしたがって行う。 ② 食料の供給に当たっては、市民への事前周知等による公平な供給、要配慮者への優先供給、衛生管理体制の確保に留意する。																						
供給計画	食料班は、食料供給の対象者数から必要な数量を把握の上、調達・供給計画の作成を行う。																						
食料の輸送	物資輸送班は、関係部と連携を図りながら食料等を輸送する。 1 備蓄食料の輸送：備蓄倉庫から搬出して <u>避難所</u> 等へ輸送する。 2 地域内輸送拠点からの輸送：保谷庁舎・田無庁舎から <u>避難所</u> 等へ輸送する。 3 調達食料の輸送：調達食料については、原則として、協定業者等によって <u>避難所</u> 等へ直接輸送する。																						
炊き出し方法	1 炊き出しは、避難者が主体となり、自治会・町内会、民間協力団体・ボランティア等の協力を得て実施する。 2 <u>避難所</u> 担当職員は、 <u>避難所</u> 等において避難者等が行う <u>炊き出し</u> を支援する。																						
食料供給の対象者	1 避難者 2 自宅残留者（炊事が不可能な者） 3 救助作業・その他ボランティア等に従事する者 4 帰宅困難者等で食料が必要な者																						
供給留意点	1 食料の供給・配布は、 <u>避難所</u> 等において、災害救助法及び災害救助法施行細則に定める基準にしたがって行う。 2 食料の供給に当たっては、市民への事前周知等による公平な供給、要配慮者への優先供給、衛生管理体制の確保に留意する。																						

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）												
<table border="1" data-bbox="103 226 1092 273"> <tr> <td data-bbox="103 226 557 273"><b>2. 生活必需品の調達・供給等</b></td> <td data-bbox="557 226 1092 273">物資輸送班、食料班、都（福祉保健局）</td> </tr> </table> <p data-bbox="142 283 1196 315">市は、都及び協定業者等の協力の下、必要最小限の生活必需品の迅速な確保に努める。</p> <table border="1" data-bbox="103 409 1092 455"> <tr> <td data-bbox="103 409 557 455"><b>3 支援物資の取扱い</b></td> <td data-bbox="557 409 1092 455">調整班</td> </tr> </table> <p data-bbox="112 466 1457 632">平成 24 年 7 月 31 日に発表された、中央防災会議・防災対策推進検討会議の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」とされている。</p> <p data-bbox="112 642 1457 720">市は、支援物資の取扱いについて、上記の報告内容や生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報するなど迅速に対応していく。</p> <p data-bbox="142 730 1255 762">また、企業、団体からの大口の支援物資について、市の調達体制の中で受入れを検討する。</p> <table border="1" data-bbox="103 814 1092 905"> <tr> <td data-bbox="103 814 557 905"><b>4 多様なニーズへの対応</b></td> <td data-bbox="557 814 1092 905">食料班、学校避難施設班、福祉避難施設班、保育班、子ども家庭支援班</td> </tr> </table> <p data-bbox="142 915 1172 947">被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。</p> <p data-bbox="142 957 1172 989">また、要配慮者、女性、子どもなど避難者の特性によって必要となる物資は異なる。</p> <p data-bbox="112 999 1457 1077">市は変化していく避難者ニーズの把握及びニーズに対応した物資の確保に努めるとともに、要配慮者、女性等への物資の配布方法についても配慮する。</p>	<b>2. 生活必需品の調達・供給等</b>	物資輸送班、食料班、都（福祉保健局）	<b>3 支援物資の取扱い</b>	調整班	<b>4 多様なニーズへの対応</b>	食料班、学校避難施設班、福祉避難施設班、保育班、子ども家庭支援班	<table border="1" data-bbox="1498 226 2487 273"> <tr> <td data-bbox="1498 226 1952 273"><b>2 生活必需品の調達・供給等</b></td> <td data-bbox="1952 226 2487 273">市、都</td> </tr> </table> <p data-bbox="1507 283 2852 361">市は、都福祉保健局及び協定業者等との協力や、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、必要最小限の生活必需品の迅速な確保に努める。</p> <table border="1" data-bbox="1498 409 2487 455"> <tr> <td data-bbox="1498 409 1952 455"><b>3 支援物資の取扱い</b></td> <td data-bbox="1952 409 2487 455">市</td> </tr> </table> <p data-bbox="1507 466 2852 632">平成 24 年 7 月 31 日に発表された、中央防災会議・防災対策推進検討会議の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」とされている。</p> <p data-bbox="1507 642 2852 720">調整班は、支援物資の取扱いについて、上記の報告内容や生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報するなど迅速に対応していく。</p> <p data-bbox="1537 730 2650 762">また、企業、団体からの大口の支援物資について、市の調達体制の中で受入れを検討する。</p> <table border="1" data-bbox="1498 814 2487 861"> <tr> <td data-bbox="1498 814 1952 861"><b>4 多様なニーズへの対応</b></td> <td data-bbox="1952 814 2487 861">市</td> </tr> </table> <p data-bbox="1537 871 2567 903">被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。</p> <p data-bbox="1537 913 2567 945">また、要配慮者、女性、子どもなど避難者の特性によって必要となる物資は異なる。</p> <p data-bbox="1507 955 2852 1033">食料班、学校避難所班、福祉避難所班、保育班、子ども家庭支援班は変化していく避難者ニーズの把握及びニーズに対応した物資の確保に努めるとともに、要配慮者、女性等への物資の配布方法についても配慮する。</p>	<b>2 生活必需品の調達・供給等</b>	市、都	<b>3 支援物資の取扱い</b>	市	<b>4 多様なニーズへの対応</b>	市
<b>2. 生活必需品の調達・供給等</b>	物資輸送班、食料班、都（福祉保健局）												
<b>3 支援物資の取扱い</b>	調整班												
<b>4 多様なニーズへの対応</b>	食料班、学校避難施設班、福祉避難施設班、保育班、子ども家庭支援班												
<b>2 生活必需品の調達・供給等</b>	市、都												
<b>3 支援物資の取扱い</b>	市												
<b>4 多様なニーズへの対応</b>	市												

修正前（平成 31 年度）（旧）

**第 2 節 飲料水及び生活用水**

予 防 対 策

1. 飲料水の供給対策	都（水道局）、危機管理室、みどり公園課
-------------	---------------------

(2) 応急給水の準備【都】

市や防災市民組織等が、水道局要員の参集を待たずに応急給水活動ができるよう、浄水所・給水所の給水拠点として、3箇所（保谷町浄水所、西東京栄町浄水所、芝久保浄水所）が指定されている。給水拠点では、給水ユニット式応急給水ポンプ、常設給水栓、照明設備等が整備されている。これら給水拠点について、市民への周知に努める。

(3) 給水に関する訓練【危機管理室、みどり公園課】

2. 生活用水の供給対策	危機管理室、保健所
--------------	-----------

(2) 震災用井戸等の指定【危機管理室】

公共施設に受水槽を配置しつつ、受水槽を有する事業所等に対しては災害対策用受水槽協定の締結を進める。  
また、「震災用井戸」の指定及び水質検査を継続し、生活用水確保・給水活動の具体的な対策を定める。

応 急 対 策

飲料水等の供給	都水道局（給水管理事務所）、給水対応班
---------	---------------------

(1) 都水道局と市の役割分担

項 目	内 容
都水道局（給水管理事務所）の役割	① 水道施設の被害調査及び復旧作業を行う。 ② 市内給水拠点において、応急給水資器材の設置を行う。
市の役割	① 市内の断水状況等の情報を集約し、応急給水の必要地区を把握する。 ② 西東京市水友会に対し、給水タンク車等による運搬給水を要請する。 ③ 市内の給水拠点施設において、市の職員による応急給水を行う。

修正後（令和 3 年度）（新）

**第 2 節 飲料水及び生活用水**

予 防 対 策

1 飲料水の供給対策	市、都
------------	-----

(2) 応急給水の準備【危機管理課、都（水道局）】

市や防災市民組織等が、水道局要員の参集を待たずに応急給水活動ができるよう、浄水所・給水所の給水拠点として、3箇所（保谷町浄水所、西東京栄町浄水所、芝久保浄水所）が指定されている。給水拠点では、常設給水栓や仮設給水栓、応急給水用資器材等が整備されている。これら給水拠点について、市民への周知に努める。

(3) 給水に関する訓練【下水道課、危機管理課】

2 生活用水の供給対策	市、保健所
-------------	-------

(2) 震災用井戸等の指定【危機管理課】

受水槽を有する事業所等に対しては災害対策用受水槽協定の締結を進める。  
また、「震災用井戸」の指定及び水質検査を継続し、生活用水確保・給水活動の具体的な対策を定める。

応 急 対 策

1 飲料水等の供給	市、都、保健所
-----------	---------

(1) 都水道局と市の役割分担【上下水道班、都水道局（給水管理事務所）】

項 目	内 容
都水道局（給水管理事務所）の役割	① 水道施設の被害調査及び復旧作業を行う。 ② 市内給水拠点において、応急給水資器材の設置を行う。 ③ 市内の給水拠点施設において、応急給水を行う。
市の役割	① 市内の断水状況等の情報を集約し、応急給水の必要地区を把握する。 ② 西東京市水友会に対し、給水タンク車等による運搬給水を要請する。 ③ 市内の給水拠点施設において、応急給水を行う。

修正前（平成 31 年度）（旧）			修正後（令和 3 年度）（新）								
(3) 応急給水方法			(3) 応急給水方法【給水対応班、都水道局（給水管理事務所）】								
	方 法	備 考		方 法	備 考						
1	備蓄ペットボトル飲料水の配布	即応的に、市立小・中学校に備蓄しているペットボトル飲料水を利用する。	1	備蓄ペットボトル飲料水の配布	即応的に、市立小・中学校に備蓄しているペットボトル飲料水を利用する。						
2	芝久保浄水所、保谷町浄水所、西東京栄町浄水所から直接給水（1次給水拠点）	給水拠点に整備された常設給水栓を利用する。	2	芝久保浄水所、保谷町浄水所、西東京栄町浄水所から直接給水（1次給水拠点）	給水拠点に整備された常設給水栓を利用する。						
3	震災用水源の利用（2次給水拠点）	災害対策用受水槽・市施設の受水槽を利用する。	3	震災用水源の利用（2次給水拠点）	災害対策用受水槽・市施設の受水槽を利用する。						
4	仮設給水栓	無被害配水管の消火栓に応急給水装置を設置し給水する。復旧工事後の消火栓についても、同様とする。	4	仮設給水栓	避難所付近のあらかじめ指定した消火栓等に応急給水装置を設置し給水する。復旧工事後の消火栓等についても、同様とする。						
5	臨時給水栓	仮設管による臨時給水栓を設置し給水する。	5	臨時給水栓	仮設管による臨時給水栓を設置し給水する。						
6	運搬給水	運搬給水は、水源地及び配水池等貯水施設を運搬給水の基地（1次給水拠点）において実施する。 市は、西東京市水友会への積込み、運搬先、運搬回数の指示等の応急給水に係る活動の統制を実施する。 1次給水拠点：芝久保浄水所、保谷町浄水所、西東京栄町浄水所 2次給水拠点：災害対策用受水槽、市施設の受水槽 3次給水拠点：避難施設 1次給水拠点から2次給水拠点（震災用井戸は除く。）へ応急給水する。 3次給水拠点に簡易貯水槽を設置し給水する。	6	運搬給水	運搬給水は、水源地及び配水池等貯水施設（1次給水拠点）において給水を実施し、その後2次給水拠点（震災用井戸を除く。）を經由して、3次給水拠点（避難所に簡易貯水槽を設置）まで、水を運搬する。 市は、西東京市水友会への積込み、運搬先、運搬回数の指示等の応急給水に係る活動の統制を実施する。 <table border="1" data-bbox="2018 1134 2626 1333"> <tr> <td>1次給水拠点</td> <td>芝久保浄水所、保谷町浄水所、西東京栄町浄水所</td> </tr> <tr> <td>2次給水拠点</td> <td>災害対策用受水槽、市施設の受水槽</td> </tr> <tr> <td>3次給水拠点</td> <td>避難所</td> </tr> </table>	1次給水拠点	芝久保浄水所、保谷町浄水所、西東京栄町浄水所	2次給水拠点	災害対策用受水槽、市施設の受水槽	3次給水拠点	避難所
1次給水拠点	芝久保浄水所、保谷町浄水所、西東京栄町浄水所										
2次給水拠点	災害対策用受水槽、市施設の受水槽										
3次給水拠点	避難所										
7	ろ過給水	上記給水が困難な場合は、市内小・中学校のプールの水をろ水機でろ過し、給水する等飲料水の確保に努める（※）。	7	ろ過給水	上記給水が困難な場合は、市内小・中学校のプールの水をろ水機でろ過し、給水する等飲料水の確保に努める。※						
8	震災用井戸、防火水槽の活用	トイレ又は洗濯などの生活用水として利用する。	8	震災用井戸、防火水槽の活用	トイレ又は洗濯などの生活用水として利用する。						
<p>※1 ろ水機でろ過した水は、基本的には飲料にできるが、水質検査及び消毒が必要である。</p> <p>※2 水質検査は、専門機関に委託し、飲み水用の消毒薬の配布及び消毒方法の指導等について都に要請する。</p>			<p>※ ろ水機でろ過した水は、基本的には飲料にできるが、水質検査及び消毒が必要である。また、水質検査は、専門機関に委託し、飲み水用の消毒薬の配布及び消毒方法の指導等について都に要請する。</p>								

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）												
<p>(4) 給水留意点</p> <table border="1" data-bbox="299 268 1240 632"> <tr> <td data-bbox="299 268 507 359">応急給水実施の優先順位</td> <td data-bbox="507 268 1240 359">病院等の緊急に水を要する施設や、要配慮者の施設、避難施設、飲食店・公衆浴場等には優先的に供給する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="299 359 507 449">要配慮者への配慮</td> <td data-bbox="507 359 1240 449">自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、ボランティア等との連携を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="299 449 507 632">広報</td> <td data-bbox="507 449 1240 632">給水場所、給水方法、給水時間等について、きめ細かく広報する。報道機関に対しては、定期的に情報を提供する。 また、飲用井戸等を使用する市民に対しては、煮沸飲用及び水質検査を指導する。</td> </tr> </table>	応急給水実施の優先順位	病院等の緊急に水を要する施設や、要配慮者の施設、避難施設、飲食店・公衆浴場等には優先的に供給する。	要配慮者への配慮	自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、ボランティア等との連携を図る。	広報	給水場所、給水方法、給水時間等について、きめ細かく広報する。報道機関に対しては、定期的に情報を提供する。 また、飲用井戸等を使用する市民に対しては、煮沸飲用及び水質検査を指導する。	<p>(4) 給水留意点【上下水道班、都水道局（給水管理事務所）】</p> <table border="1" data-bbox="1694 268 2635 632"> <tr> <td data-bbox="1694 268 1902 359">応急給水実施の優先順位</td> <td data-bbox="1902 268 2635 359">病院等の緊急に水を要する施設や、要配慮者の施設、<u>避難所</u>、飲食店・公衆浴場等には優先的に供給する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1694 359 1902 449">要配慮者への配慮</td> <td data-bbox="1902 359 2635 449">自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、ボランティア等との連携を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1694 449 1902 632">広報</td> <td data-bbox="1902 449 2635 632">給水場所、給水方法、給水時間等について、きめ細かく広報する。報道機関に対しては、定期的に情報を提供する。 また、飲用井戸等を使用する市民に対しては、<u>水質検査</u>を指導する。</td> </tr> </table>	応急給水実施の優先順位	病院等の緊急に水を要する施設や、要配慮者の施設、 <u>避難所</u> 、飲食店・公衆浴場等には優先的に供給する。	要配慮者への配慮	自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、ボランティア等との連携を図る。	広報	給水場所、給水方法、給水時間等について、きめ細かく広報する。報道機関に対しては、定期的に情報を提供する。 また、飲用井戸等を使用する市民に対しては、 <u>水質検査</u> を指導する。
応急給水実施の優先順位	病院等の緊急に水を要する施設や、要配慮者の施設、避難施設、飲食店・公衆浴場等には優先的に供給する。												
要配慮者への配慮	自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、ボランティア等との連携を図る。												
広報	給水場所、給水方法、給水時間等について、きめ細かく広報する。報道機関に対しては、定期的に情報を提供する。 また、飲用井戸等を使用する市民に対しては、煮沸飲用及び水質検査を指導する。												
応急給水実施の優先順位	病院等の緊急に水を要する施設や、要配慮者の施設、 <u>避難所</u> 、飲食店・公衆浴場等には優先的に供給する。												
要配慮者への配慮	自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、ボランティア等との連携を図る。												
広報	給水場所、給水方法、給水時間等について、きめ細かく広報する。報道機関に対しては、定期的に情報を提供する。 また、飲用井戸等を使用する市民に対しては、 <u>水質検査</u> を指導する。												

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）																
<p><b>第 3 節 物資の輸送</b></p> <p>■■■■■ 予 防 対 策 ■■■■■</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">1 輸送体制の整備</td> <td>危機管理室、文化振興課</td> </tr> </table> <p>(1) 地域内輸送拠点（再掲）【危機管理室】</p> <p>（追加）</p> <p>(2) 輸送ルートを選定【危機管理室、文化振興課】</p> <p>(3) 民間事業者の活用（再掲）【危機管理室、文化振興課】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">2 輸送車両の確保</td> <td>危機管理室、管財課</td> </tr> </table> <p>(3) 災害応急対策に要する緊急車両等について 警察署を窓口として東京都公安委員会に事前届出を行う。</p> <p>■■■■■ 応 急 対 策 ■■■■■</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">1 輸送手段の確保</td> <td>物資輸送班、施設・車両班</td> </tr> </table> <p>(1) 輸送体制の確立【物資輸送班】 災害応急対策の実施に必要な人材や資器材等を輸送するため、市の所有する車両を活用するほか、運送業者等の車両を調達し、緊急用物資や災害復旧資器材等の緊急輸送体制を確立する。</p> <p>(2) 輸送車両等の確保【物資輸送班、施設・車両班】</p> <p>(3) 緊急通行車両の確認【施設・車両班】</p>	1 輸送体制の整備	危機管理室、文化振興課	2 輸送車両の確保	危機管理室、管財課	1 輸送手段の確保	物資輸送班、施設・車両班	<p><b>第 3 節 物資の輸送</b></p> <p>■■■■■ 予 防 対 策 ■■■■■</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">1 輸送体制の整備</td> <td>市</td> </tr> </table> <p>(1) 地域内輸送拠点（再掲）【危機管理課、生活文化スポーツ部】</p> <p><b>【輸送拠点】</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;"><u>広域輸送基地</u></td> <td>他道府県等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、地域内輸送拠点等への積替・配送等の拠点。</td> </tr> <tr> <td><u>地域内輸送拠点</u></td> <td>避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ保谷庁舎・田無庁舎を地域内輸送拠点として選定し、都福祉保健局に報告する。</td> </tr> </table> <p>(2) 輸送ルートを選定【危機管理課、生活文化スポーツ部】</p> <p>(3) 民間事業者の活用（再掲）【危機管理課、生活文化スポーツ部】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">2 輸送車両の確保</td> <td>市</td> </tr> </table> <p>(3) 災害応急対策に要する緊急通行車両等について【総務課、危機管理課】 警察署を窓口として東京都公安委員会に事前届出を行う。</p> <p>■■■■■ 応 急 対 策 ■■■■■</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">1 輸送手段の確保</td> <td>市</td> </tr> </table> <p>(1) 輸送体制の確立【物資輸送班】 災害応急対策の実施に必要な人材や資器材等を輸送するため、緊急用物資や災害復旧資器材等の緊急輸送体制を確立する。</p> <p>(2) 輸送車両等の確保【施設・車両班】</p> <p>(3) 緊急通行車両の確認【施設・車両班、警察署】</p>	1 輸送体制の整備	市	<u>広域輸送基地</u>	他道府県等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、地域内輸送拠点等への積替・配送等の拠点。	<u>地域内輸送拠点</u>	避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ保谷庁舎・田無庁舎を地域内輸送拠点として選定し、都福祉保健局に報告する。	2 輸送車両の確保	市	1 輸送手段の確保	市
1 輸送体制の整備	危機管理室、文化振興課																
2 輸送車両の確保	危機管理室、管財課																
1 輸送手段の確保	物資輸送班、施設・車両班																
1 輸送体制の整備	市																
<u>広域輸送基地</u>	他道府県等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、地域内輸送拠点等への積替・配送等の拠点。																
<u>地域内輸送拠点</u>	避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ保谷庁舎・田無庁舎を地域内輸送拠点として選定し、都福祉保健局に報告する。																
2 輸送車両の確保	市																
1 輸送手段の確保	市																

修正前（平成31年度）（旧）

修正後（令和3年度）（新）

応急対策

応急対策

<発災後の活動の流れ>

機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降
市 (市災害対策本部)	○輸送体制の確保				
	○輸送車両の確保				
	○緊急通行車両の確認				
	○緊急通行車両の申請				
	○各部に配車				
	○緊急輸送活動の実施				→
					○避難施設への物資の輸送 →

<発災後の活動の流れ>

機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降
市 (市災害対策本部)	○輸送体制の確保				
	○輸送車両の確保				
	○緊急通行車両の確認				
	○緊急通行車両の申請				
	○各部に配車				
	○緊急輸送活動の実施				→
					○避難所への物資の輸送 →

1 輸送手段の確保	物資輸送班、施設・車両班
-----------	--------------

1 輸送手段の確保	市
-----------	---

(1) 輸送体制の確立【物資輸送班】

災害応急対策の実施に必要な人材や資器材等を輸送するため、市の所有する車両を活用するほか、運送業者等の車両を調達し、緊急用物資や災害復旧資器材等の緊急輸送体制を確立する。

(2) 輸送車両等の確保【物資輸送班、施設・車両班】

(3) 緊急通行車両の確認【施設・車両班】

(1) 輸送体制の確立【物資輸送班】

災害応急対策の実施に必要な人材や資器材等を輸送するため、緊急用物資や災害復旧資器材等の緊急輸送体制を確立する。

(2) 輸送車両等の確保【施設・車両班】

(3) 緊急通行車両の確認【施設・車両班、警察署】

(4) 車両の運用【施設・車両班】

車両の運用は施設・車両班が行い、各部の要請に基づき使用目的に合わせた適正配車を行う。通行禁止道路通行許可証は、車両前面の見やすい位置に掲示し、標章及び緊急通行車両確認証明証は、車両に備え付ける。

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）								
<p><b>第 4 節 燃料対策</b></p> <p>■■■■■■■■■■ 予 防 対 策 ■■■■■■■■■■</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">燃料の確保</td> <td>危機管理室、管財課</td> </tr> </table> <p>市は、石油関連団体等と「大規模災害時における石油燃料の安定供給に関する協定」等の協定締結を推進する。</p> <p>平時における燃料のストック状況、発災後の連絡体制、燃料の搬送体制、燃料供給を受ける施設の受入体制及び優先供給先（災害対応車両、自家発電施設、地域包括支援センター、高齢者配食サービス事業所、公設通所介護事業所、障害者送迎業務の事業所等）の決定、燃料輸送用タンクの確保など実効ある体制の構築を図る。</p> <p>■■■■■■■■■■ 応 急 対 策 ■■■■■■■■■■</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">燃料の供給要請等</td> <td>市</td> </tr> </table> <p>給油の必要が生じた場合、給油対象施設の担当者は、最初に平時の取引先に給油を依頼する。平時の取引先での給油調達が不可能な場合、協定先の石油関係団体等に給油を要請する。石油燃料の供給を行う期間は、災害発生から都内全ての交通規制が解除されるまでの期間とする。</p> <p>また、協定先の被災などにより、燃料の調達が困難な場合、都に燃料調達の協力を仰ぐ。</p>	燃料の確保	危機管理室、管財課	燃料の供給要請等	市	<p><b>第 4 節 燃料対策</b></p> <p>■■■■■■■■■■ 予 防 対 策 ■■■■■■■■■■</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">1 燃料の確保</td> <td>市</td> </tr> </table> <p>危機管理課及び総務課は、石油関連団体等と「大規模災害時における石油燃料の安定供給に関する協定」等の協定締結を推進するとともに、<u>平時から受注機会の維持などに配慮するよう努める。</u></p> <p>平時における燃料のストック状況、発災後の連絡体制、燃料の搬送体制、燃料供給を受ける施設の受入体制及び優先供給先（災害対応車両、自家発電施設、地域包括支援センター、高齢者配食サービス事業所、公設通所介護事業所、障害者送迎業務の事業所等）の決定、燃料輸送用タンクの確保など実効ある体制の構築を図る。</p> <p>■■■■■■■■■■ 応 急 対 策 ■■■■■■■■■■</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">1 燃料の供給要請等</td> <td>市</td> </tr> </table> <p><u>施設・車両班は、</u>給油の必要が生じた場合、給油対象施設の担当者は、最初に平時の取引先に給油を依頼する。平時の取引先での給油調達が不可能な場合、協定先の石油関係団体等に給油を要請する。石油燃料の供給を行う期間は、災害発生から都内全ての交通規制が解除されるまでの期間とする。</p> <p>また、協定先の被災などにより、燃料の調達が困難な場合、都に燃料調達の協力を仰ぐ。</p>	1 燃料の確保	市	1 燃料の供給要請等	市
燃料の確保	危機管理室、管財課								
燃料の供給要請等	市								
1 燃料の確保	市								
1 燃料の供給要請等	市								

修正前（平成 31 年度）（旧）

## 第 10 章 放射性物質対策

### 応 急 対 策

1 情報連絡体制	都
----------	---

#### (1) 都災害対策本部を設置した場合

都災害対策本部の下に、都関係各部署で構成する放射性物質対策連携チームを設置する。

放射性物質対策連携チームでは、都各部署が連携した対応策を実施するため、被害情報等の情報の共有化や必要な連絡調整を行う。連携チームの事務は都総務局が掌理する。

#### (2) 都災害対策本部を設置しない場合

放射性物質対策連絡調整会議を設置する。機能は放射性物質対策連携チームと同様とする。

2. 市民への情報提供等	広報班、廃棄物処理班
--------------	------------

市は、市関連施設及び市域内の主要箇所において、放射線量や放射性物質の測定・検査を実施するとともに、その内容・結果を市ホームページ等において公表する。

また、都が公表する市に関するデータについても、市民に対し伝達する。

情報提供に当たっては、情報の発信源を明確にするとともに、できるだけ専門用語や曖昧な表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いるとともに、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。

### 復 旧 対 策

1. 保健医療活動への協力	健康課
---------------	-----

放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を考慮し、原子力災害時における都民の健康に関する不安を解消するため、必要と認められる場合は、次の保健医療活動を行う。

#### (1) 関係機関と連携した、健康相談に関する窓口の設置

#### (2) 市民の求めに応じ、公立病院、保健所において外部被ばく線量等の測定等を実施

2. 放射性物質への対応	環境保全課
--------------	-------

放射性物質による環境汚染に関する国・都の対処方針や市内の状況等を踏まえ、空間放射線量の測定や低減対策等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。

修正後（令和 3 年度）（新）

## 第 10 章 放射性物質対策

### 応 急 対 策

1 情報連絡体制	都
----------	---

#### (1) 都災害対策本部を設置した場合【都】

都災害対策本部の下に、都関係各部署で構成する放射能対策チームを設置する。

放射能対策チームでは、都各部署が連携した対応策を実施するため、被害情報等の情報の共有化や必要な連絡調整を行う。連携チームの事務は都総務局が掌理する。

#### (2) 都災害対策本部を設置しない場合【都】

放射性対策連絡調整会議を設置する。機能は放射能対策チームと同様とする。

2 市民への情報提供等	市
-------------	---

環境班は、市関連施設及び市域内の主要箇所において、放射線量や放射性物質の測定・検査を実施するとともに、広報班は、その内容・結果を市ホームページ等において公表する。

また、都が公表する市に関するデータについても、市民に対し伝達する。

情報提供に当たっては、情報の発信源を明確にするとともに、できるだけ専門用語や曖昧な表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いるとともに、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。

### 復 旧 対 策

1 保健医療活動への協力	市
--------------	---

健康課は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を考慮し、原子力災害時における都民の健康に関する不安を解消するため、必要と認められる場合は、次の保健医療活動を行う。

#### (1) 関係機関と連携した、健康相談に関する窓口の設置

#### (2) 市民の求めに応じ、公立病院、保健所において外部被ばく線量等の測定等を実施

2 放射性物質への対応	市
-------------	---

環境保全課は、放射性物質による環境汚染に関する国・都の対処方針や市内の状況等を踏まえ、空間放射線量の測定や低減対策等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）				
<p><b>第 11 章 市民の生活の早期再建</b></p> <p><b>第 1 節 住宅対策</b></p> <p>■■■■■ 予 防 対 策 ■■■■■</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">                     応急仮設住宅建設のための準備                 </td> <td>                     都市計画課、用地課、建築指導課、住宅課、みどり公園課、危機管理室                 </td> </tr> </table> <p><b>応急仮設住宅建設用地の選定</b></p> <p>都市計画課、用地課、建築指導課及び住宅課は、みどり公園課・危機管理室と調整の上、応急仮設住宅建設予定地について、接道及び用地、ライフラインの整備状況、広域避難場所などの利用の有無等を考慮し、選定しておく。</p>	応急仮設住宅建設のための準備	都市計画課、用地課、建築指導課、住宅課、みどり公園課、危機管理室	<p><b>第 11 章 市民の生活の早期再建</b></p> <p><b>第 1 節 住宅対策</b></p> <p>■■■■■ 予 防 対 策 ■■■■■</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">                     1 応急仮設住宅建設のための準備                 </td> <td>                     市                 </td> </tr> </table> <p><b>(1) 応急仮設住宅建設用地の選定【住宅課、みどり公園課、スポーツ振興課、 公共施設マネジメント課、都市計画課、建築指導課、危機管理課】</b></p> <p>住宅課は、みどり公園課・スポーツ振興課・公共施設マネジメント課・都市計画課・建築指導課・危機管理課と調整の上、応急仮設住宅建設予定地について、接道及び用地、ライフラインの整備状況、広域避難場所などの利用の有無等を考慮し、選定しておく。また、都の求めに応じて年 1 回報告する。</p>	1 応急仮設住宅建設のための準備	市
応急仮設住宅建設のための準備	都市計画課、用地課、建築指導課、住宅課、みどり公園課、危機管理室				
1 応急仮設住宅建設のための準備	市				

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）																										
<p>■■■■■ 応 急 対 策 ■■■■■</p>	<p>■■■■■ 応 急 対 策 ■■■■■</p>																										
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">1. 応急危険度判定等の実施</td> <td>都市計画班、都（都市整備局）</td> </tr> </table>	1. 応急危険度判定等の実施	都市計画班、都（都市整備局）	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">1 応急危険度判定等の実施</td> <td>市、都</td> </tr> </table>	1 応急危険度判定等の実施	市、都																						
1. 応急危険度判定等の実施	都市計画班、都（都市整備局）																										
1 応急危険度判定等の実施	市、都																										
<p>(1) 被災建築物の応急危険度判定【都市計画班】</p> <p>都市計画班は、二次災害防止のため、被害情報等に基づき、建築物の応急危険度判定を実施する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">応急危険度判定作業の準備</td> <td>都市計画班は、被災建築物応急危険度判定作業に必要なものを準備する。 ① 住宅地図等の準備、割当区域の計画 ② 応急危険度判定員受入れと判定チームの編成 ③ 判定実施マニュアル、調査票、判定標識、備品等の交付 ④ 応急危険度判定員の宿泊場所、食事、車両の手配</td> </tr> <tr> <td>調査の体制</td> <td>都市計画班は、被災建築物応急危険度判定員を中心に応急危険度判定実施本部を設置する。</td> </tr> <tr> <td>応援要請</td> <td>市単独で被災建築物応急危険度判定を実施することが困難であると判断した場合、都知事に「東京都防災ボランティア要綱」に基づいて登録した応急危険度判定員の出動要請等を行う。</td> </tr> <tr> <td>判定結果の表示</td> <td>調査結果は「危険」「要注意」「調査済」の張り紙により、居住者・歩行者に周知を図る。</td> </tr> </table> <p>(2) 被災宅地の危険度判定【都市計画班】</p> <p>都市計画班は、二次災害防止のため、がけ崩れ等の危険がある場合、都の協力を得て被災宅地危険度判定士による危険度判定を実施する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">危険度判定作業の準備</td> <td>都市計画班は、被災宅地危険度判定作業に必要なものを準備する。 ① 住宅地図等の準備、割当区域の計画 ② 被災宅地危険度判定士受入れと判定チームの編成 ③ 判定実施マニュアル、調査票、判定標識、備品等の交付 ④ 被災宅地危険度判定士の宿泊場所、食事、車両の手配</td> </tr> <tr> <td>調査の体制</td> <td>都市計画班は、被災宅地危険度判定士を中心に被災宅地危険度判定実施本部を設置する。</td> </tr> <tr> <td>協力要請</td> <td>市単独で被災宅地危険度判定を実施することが困難であると判断した場合、都知事に被災宅地危険度判定士の出動要請等を行う。</td> </tr> <tr> <td>判定結果の表示</td> <td>調査結果は「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の張り紙により、居住者・歩行者に周知を図る。</td> </tr> </table>	応急危険度判定作業の準備	都市計画班は、被災建築物応急危険度判定作業に必要なものを準備する。 ① 住宅地図等の準備、割当区域の計画 ② 応急危険度判定員受入れと判定チームの編成 ③ 判定実施マニュアル、調査票、判定標識、備品等の交付 ④ 応急危険度判定員の宿泊場所、食事、車両の手配	調査の体制	都市計画班は、被災建築物応急危険度判定員を中心に応急危険度判定実施本部を設置する。	応援要請	市単独で被災建築物応急危険度判定を実施することが困難であると判断した場合、都知事に「東京都防災ボランティア要綱」に基づいて登録した応急危険度判定員の出動要請等を行う。	判定結果の表示	調査結果は「危険」「要注意」「調査済」の張り紙により、居住者・歩行者に周知を図る。	危険度判定作業の準備	都市計画班は、被災宅地危険度判定作業に必要なものを準備する。 ① 住宅地図等の準備、割当区域の計画 ② 被災宅地危険度判定士受入れと判定チームの編成 ③ 判定実施マニュアル、調査票、判定標識、備品等の交付 ④ 被災宅地危険度判定士の宿泊場所、食事、車両の手配	調査の体制	都市計画班は、被災宅地危険度判定士を中心に被災宅地危険度判定実施本部を設置する。	協力要請	市単独で被災宅地危険度判定を実施することが困難であると判断した場合、都知事に被災宅地危険度判定士の出動要請等を行う。	判定結果の表示	調査結果は「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の張り紙により、居住者・歩行者に周知を図る。	<p>(1) 被災建築物・宅地の応急危険度判定【都市計画班、救出支援班、都（都市整備局）】</p> <p>都市計画班及び救出支援班は、被害情報等に基づき、建築物の応急危険度判定を実施する。宅地については、がけ崩れ等の危険がある場合、都の協力を得て被災宅地危険度判定士による応急危険度判定を実施する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">応急危険度判定作業の準備</td> <td>都市計画班は、被災建築物応急危険度判定作業に必要なものを準備する。 1 住宅地図等の準備、割当区域の計画 2 応急危険度判定員受入れと判定チームの編成 3 判定実施マニュアル、調査票、判定標識、備品等の交付 4 応急危険度判定員の宿泊場所、食事、車両の手配</td> </tr> <tr> <td>調査の体制</td> <td>都市計画班は、被災建築物・宅地応急危険度判定員を中心に応急危険度判定実施本部を設置する。</td> </tr> <tr> <td>応援要請（建築物）</td> <td>市単独で被災建築物応急危険度判定を実施することが困難であると判断した場合、都知事に「東京都防災ボランティアに関する要綱」に基づいて登録した応急危険度判定員の出動要請等を行う。</td> </tr> <tr> <td>応援要請（宅地）</td> <td>市単独で被災宅地危険度判定を実施することが困難であると判断した場合、都知事に被災宅地危険度判定士の出動要請等を行う。</td> </tr> <tr> <td>判定結果の表示</td> <td>調査結果は「危険」「要注意」「調査済」の張り紙により、居住者・歩行者に周知を図る。<u>当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。</u></td> </tr> </table>	応急危険度判定作業の準備	都市計画班は、被災建築物応急危険度判定作業に必要なものを準備する。 1 住宅地図等の準備、割当区域の計画 2 応急危険度判定員受入れと判定チームの編成 3 判定実施マニュアル、調査票、判定標識、備品等の交付 4 応急危険度判定員の宿泊場所、食事、車両の手配	調査の体制	都市計画班は、被災建築物・宅地応急危険度判定員を中心に応急危険度判定実施本部を設置する。	応援要請（建築物）	市単独で被災建築物応急危険度判定を実施することが困難であると判断した場合、都知事に「東京都防災ボランティアに関する要綱」に基づいて登録した応急危険度判定員の出動要請等を行う。	応援要請（宅地）	市単独で被災宅地危険度判定を実施することが困難であると判断した場合、都知事に被災宅地危険度判定士の出動要請等を行う。	判定結果の表示	調査結果は「危険」「要注意」「調査済」の張り紙により、居住者・歩行者に周知を図る。 <u>当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。</u>
応急危険度判定作業の準備	都市計画班は、被災建築物応急危険度判定作業に必要なものを準備する。 ① 住宅地図等の準備、割当区域の計画 ② 応急危険度判定員受入れと判定チームの編成 ③ 判定実施マニュアル、調査票、判定標識、備品等の交付 ④ 応急危険度判定員の宿泊場所、食事、車両の手配																										
調査の体制	都市計画班は、被災建築物応急危険度判定員を中心に応急危険度判定実施本部を設置する。																										
応援要請	市単独で被災建築物応急危険度判定を実施することが困難であると判断した場合、都知事に「東京都防災ボランティア要綱」に基づいて登録した応急危険度判定員の出動要請等を行う。																										
判定結果の表示	調査結果は「危険」「要注意」「調査済」の張り紙により、居住者・歩行者に周知を図る。																										
危険度判定作業の準備	都市計画班は、被災宅地危険度判定作業に必要なものを準備する。 ① 住宅地図等の準備、割当区域の計画 ② 被災宅地危険度判定士受入れと判定チームの編成 ③ 判定実施マニュアル、調査票、判定標識、備品等の交付 ④ 被災宅地危険度判定士の宿泊場所、食事、車両の手配																										
調査の体制	都市計画班は、被災宅地危険度判定士を中心に被災宅地危険度判定実施本部を設置する。																										
協力要請	市単独で被災宅地危険度判定を実施することが困難であると判断した場合、都知事に被災宅地危険度判定士の出動要請等を行う。																										
判定結果の表示	調査結果は「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の張り紙により、居住者・歩行者に周知を図る。																										
応急危険度判定作業の準備	都市計画班は、被災建築物応急危険度判定作業に必要なものを準備する。 1 住宅地図等の準備、割当区域の計画 2 応急危険度判定員受入れと判定チームの編成 3 判定実施マニュアル、調査票、判定標識、備品等の交付 4 応急危険度判定員の宿泊場所、食事、車両の手配																										
調査の体制	都市計画班は、被災建築物・宅地応急危険度判定員を中心に応急危険度判定実施本部を設置する。																										
応援要請（建築物）	市単独で被災建築物応急危険度判定を実施することが困難であると判断した場合、都知事に「東京都防災ボランティアに関する要綱」に基づいて登録した応急危険度判定員の出動要請等を行う。																										
応援要請（宅地）	市単独で被災宅地危険度判定を実施することが困難であると判断した場合、都知事に被災宅地危険度判定士の出動要請等を行う。																										
判定結果の表示	調査結果は「危険」「要注意」「調査済」の張り紙により、居住者・歩行者に周知を図る。 <u>当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。</u>																										

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）														
<table border="1" data-bbox="103 220 1092 273"> <tr> <td data-bbox="103 220 557 273">2. 住家の被害認定の実施</td> <td data-bbox="557 220 1092 273">救出支援班</td> </tr> </table> <p data-bbox="103 283 1469 357">住家の被害認定は、災害救助法の適用の根拠となり、り災証明書の発行や各種の被災者援護対策の基礎となるため、適正な判定を実施する。</p> <p data-bbox="103 451 371 493">(1) 現地調査の実施</p> <table border="1" data-bbox="296 535 1246 787"> <tr> <td data-bbox="296 535 460 661">第一次調査</td> <td data-bbox="460 535 1246 661">外観目視調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素（外観から調査可能な部分に限る。）ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="296 661 460 787">第二次調査</td> <td data-bbox="460 661 1246 787">第一次調査の結果に不服のあった住家等及び第一次調査が物理的に不可能であった住家等について、再調査の申し出に基づき、再調査を実施する。</td> </tr> </table> <p data-bbox="103 1144 296 1186">(2) 調査方法</p> <p data-bbox="133 1186 1276 1228">ア 第一次調査の段階から、あらかじめ市民に調査を行う旨(地区、日程)の広報を実施する。</p> <p data-bbox="133 1228 1231 1270">イ 第二次調査時は、必要に応じ居住者又は所有者等の立会の上で立入調査を実施する。</p>	2. 住家の被害認定の実施	救出支援班	第一次調査	外観目視調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素（外観から調査可能な部分に限る。）ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。	第二次調査	第一次調査の結果に不服のあった住家等及び第一次調査が物理的に不可能であった住家等について、再調査の申し出に基づき、再調査を実施する。	<table border="1" data-bbox="1498 220 2487 273"> <tr> <td data-bbox="1498 220 1952 273">2 住家の被害認定の実施</td> <td data-bbox="1952 220 2487 273">市</td> </tr> </table> <p data-bbox="1498 283 2878 388">住家の被害認定は、災害救助法の適用の根拠となり、罹災証明書の発行や各種の被災者援護対策の基礎となるため、救出支援班は適正な判定を実施する。<u>また、住家の被害認定に係る現地調査について、市は公益社団法人東京都不動産鑑定士協会等の関係機関の協力を得て行う。</u></p> <p data-bbox="1498 451 1944 493">(1) 現地調査の実施【救出支援班】</p> <p data-bbox="1528 493 2878 703"><u>救出支援班及び都市計画班は、応急危険度判定の結果を参考に、住家被害認定調査の調査方針、調査体制、業務日程などを含む調査計画を策定し、調査員及び庁内外の関係部署と共有したうえで、内閣府が策定している「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等を参考に、被災建築物・宅地の応急危険度判定を実施する。なお、住家等の被害の程度を調査する際は、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。</u></p> <table border="1" data-bbox="1691 745 2641 1123"> <tr> <td data-bbox="1691 745 1855 871">第一次調査</td> <td data-bbox="1855 745 2641 871">外観目視調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素（外観から調査可能な部分に限る。）ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1691 871 1855 997">第二次調査</td> <td data-bbox="1855 871 2641 997">第一次調査の結果に不服のあった住家等及び第一次調査が物理的に不可能であった住家等について、再調査の申し出に基づき、再調査を実施する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1691 997 1855 1123">再調査</td> <td data-bbox="1855 997 2641 1123"><u>調査実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を実施する。</u></td> </tr> </table> <p data-bbox="1498 1165 1855 1207">(2) 調査方法【救出支援班】</p> <p data-bbox="1528 1207 2878 1291">ア <u>住家被害認定調査実施前に、市民に対し、住家被害認定調査の実施意図や応急危険度判定との違い、実施する日程等の広報を行う。</u></p> <p data-bbox="1528 1291 2878 1375">イ 第二次調査時は、必要に応じ居住者又は所有者等の立会の上で立入調査を実施する。<u>ただし、倒壊の危険がある等の理由がある場合は、外観目視調査のみ実施する。</u></p>	2 住家の被害認定の実施	市	第一次調査	外観目視調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素（外観から調査可能な部分に限る。）ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。	第二次調査	第一次調査の結果に不服のあった住家等及び第一次調査が物理的に不可能であった住家等について、再調査の申し出に基づき、再調査を実施する。	再調査	<u>調査実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を実施する。</u>
2. 住家の被害認定の実施	救出支援班														
第一次調査	外観目視調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素（外観から調査可能な部分に限る。）ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。														
第二次調査	第一次調査の結果に不服のあった住家等及び第一次調査が物理的に不可能であった住家等について、再調査の申し出に基づき、再調査を実施する。														
2 住家の被害認定の実施	市														
第一次調査	外観目視調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素（外観から調査可能な部分に限る。）ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。														
第二次調査	第一次調査の結果に不服のあった住家等及び第一次調査が物理的に不可能であった住家等について、再調査の申し出に基づき、再調査を実施する。														
再調査	<u>調査実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を実施する。</u>														

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）																										
<p>■■■■■ 復 旧 対 策 ■■■■■</p>	<p>■■■■■ 復 旧 対 策 ■■■■■</p>																										
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">1. 被災住宅の応急修理</td> <td>都（都市整備局）、住宅課</td> </tr> </table> <p>市に災害救助法が適用された場合、住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営めない住宅について、居住に必要な最小限の応急修理を行い、応急仮設住宅需要の低減を図る。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 20px;"> <tr> <td style="width: 15%;">応急修理の対象者</td> <td>災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。</td> </tr> <tr> <td>修理方法</td> <td>修理は、都が、（一社）東京建設業協会のあっせんする建設業者により実施し、場合によっては、市に事務を委任する。 また、応急修理を実施した場合、都及び市は、必要な帳票を整備する。</td> </tr> <tr> <td>修理の範囲</td> <td>災害救助法の基準に基づき都が定める基準により、居室、炊事場、トイレ等日常生活上欠くことのできない部分を対象とする。</td> </tr> <tr> <td>修理の期間</td> <td>災害救助法適用による応急修理は、原則として災害発生の日から1か月以内に完了する。</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 20px;"> <tr> <td style="width: 30%;">2. 応急仮設住宅の供給</td> <td>都（都市整備局）、住宅課、危機管理室、建築営繕課</td> </tr> </table> <p>(1) 建設用地の確保</p> <p>あらかじめ次の点を考慮の上、建設予定地を定めておくものとし、都の求めに応じて年1回報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 接道及び用地の整備状況</li> <li>イ ライフラインの状況</li> <li>ウ 広域避難場所などの利用の有無</li> </ul>	1. 被災住宅の応急修理	都（都市整備局）、住宅課	応急修理の対象者	災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。	修理方法	修理は、都が、（一社）東京建設業協会のあっせんする建設業者により実施し、場合によっては、市に事務を委任する。 また、応急修理を実施した場合、都及び市は、必要な帳票を整備する。	修理の範囲	災害救助法の基準に基づき都が定める基準により、居室、炊事場、トイレ等日常生活上欠くことのできない部分を対象とする。	修理の期間	災害救助法適用による応急修理は、原則として災害発生の日から1か月以内に完了する。	2. 応急仮設住宅の供給	都（都市整備局）、住宅課、危機管理室、建築営繕課	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">1 被災住宅の応急修理</td> <td>市、都</td> </tr> </table> <p>市に災害救助法が適用された場合、住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。また、取り壊しに伴うがれきの発生や応急仮設住宅需要の低減を図る。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 20px;"> <tr> <td style="width: 15%;">応急修理の対象者</td> <td>災害のため住家が半壊し、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。</td> </tr> <tr> <td>修理方法</td> <td>修理は、都が、関係団体等と調整のうえ、（一社）東京建設業協会のあっせんする建設業者により実施し、場合によっては、市に事務を委任する。 また、応急修理を実施した場合、都住宅政策本部及び住宅課は、必要な帳票を整備する。</td> </tr> <tr> <td>修理の範囲</td> <td>災害救助法の基準に基づき都が定める基準により、居室、炊事場、トイレ等日常生活上欠くことのできない部分を対象とする。</td> </tr> <tr> <td>修理の期間</td> <td>災害救助法適用による応急修理は、原則として災害発生の日から1か月以内に完了する。</td> </tr> <tr> <td>経費</td> <td>1世帯当たりの経費は、57万6千円とする。</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 20px;"> <tr> <td style="width: 30%;">2 応急仮設住宅の供給</td> <td>市、都</td> </tr> </table> <p>(削除)</p>	1 被災住宅の応急修理	市、都	応急修理の対象者	災害のため住家が半壊し、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。	修理方法	修理は、都が、関係団体等と調整のうえ、（一社）東京建設業協会のあっせんする建設業者により実施し、場合によっては、市に事務を委任する。 また、応急修理を実施した場合、都住宅政策本部及び住宅課は、必要な帳票を整備する。	修理の範囲	災害救助法の基準に基づき都が定める基準により、居室、炊事場、トイレ等日常生活上欠くことのできない部分を対象とする。	修理の期間	災害救助法適用による応急修理は、原則として災害発生の日から1か月以内に完了する。	経費	1世帯当たりの経費は、57万6千円とする。	2 応急仮設住宅の供給	市、都
1. 被災住宅の応急修理	都（都市整備局）、住宅課																										
応急修理の対象者	災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。																										
修理方法	修理は、都が、（一社）東京建設業協会のあっせんする建設業者により実施し、場合によっては、市に事務を委任する。 また、応急修理を実施した場合、都及び市は、必要な帳票を整備する。																										
修理の範囲	災害救助法の基準に基づき都が定める基準により、居室、炊事場、トイレ等日常生活上欠くことのできない部分を対象とする。																										
修理の期間	災害救助法適用による応急修理は、原則として災害発生の日から1か月以内に完了する。																										
2. 応急仮設住宅の供給	都（都市整備局）、住宅課、危機管理室、建築営繕課																										
1 被災住宅の応急修理	市、都																										
応急修理の対象者	災害のため住家が半壊し、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。																										
修理方法	修理は、都が、関係団体等と調整のうえ、（一社）東京建設業協会のあっせんする建設業者により実施し、場合によっては、市に事務を委任する。 また、応急修理を実施した場合、都住宅政策本部及び住宅課は、必要な帳票を整備する。																										
修理の範囲	災害救助法の基準に基づき都が定める基準により、居室、炊事場、トイレ等日常生活上欠くことのできない部分を対象とする。																										
修理の期間	災害救助法適用による応急修理は、原則として災害発生の日から1か月以内に完了する。																										
経費	1世帯当たりの経費は、57万6千円とする。																										
2 応急仮設住宅の供給	市、都																										

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）				
<p>(4) 建設工事</p> <p>ア 災害発生の日から 20 日以内に着工する。</p> <p>イ 都は、(一社) 東京建設業協会及び(一社) プレハブ建築協会があっせんする建設業者に建設工事を発注する。</p> <p>ウ 必要に応じ、他の建設業者にも発注する。</p> <p>エ 工事の監督は都が行う。ただし、これにより難い事情がある場合には、市（建築営繕課）が委任を受けて行う。</p> <p>(7) 仮設住宅の管理</p> <table border="1" data-bbox="103 674 1092 722"> <tr> <td data-bbox="103 674 557 722">3. 市営住宅の応急修理</td> <td data-bbox="557 674 1092 722">住宅課</td> </tr> </table> <p>市は応急危険度判定後、危険防止等のため応急的な修理が必要な市営住宅等について、応急修理を行う。</p>	3. 市営住宅の応急修理	住宅課	<p>(3) 建設工事【都（都市整備局）】</p> <p>ア 災害発生の日から 20 日以内に着工する。</p> <p>イ 都は、(一社) 東京建設業協会及び(一社) プレハブ建築協会があっせんする建設業者に建設工事を発注する。</p> <p>ウ 必要に応じ、他の建設業者にも発注する。</p> <p>エ 工事の監督は都が行う。ただし、これにより難い事情がある場合には、<u>市</u>が委任を受けて行う。</p> <p>(6) 応急仮設住宅の管理【住宅課、都（都市整備局）】</p> <table border="1" data-bbox="1498 674 2487 722"> <tr> <td data-bbox="1498 674 1952 722">3 市営住宅の応急修理</td> <td data-bbox="1952 674 2487 722">市</td> </tr> </table> <p><u>住宅課・建築指導課・建築営繕課</u>は応急危険度判定後、危険防止等のため応急的な修理が必要な市営住宅等について、応急修理を行う。</p>	3 市営住宅の応急修理	市
3. 市営住宅の応急修理	住宅課				
3 市営住宅の応急修理	市				

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）												
<p><b>第 2 節 ごみ・し尿・がれき処理</b></p> <p>予 防 対 策</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">1. 災害廃棄物処理計画の策定</td> <td>危機管理室、環境保全課、ごみ減量推進課、下水道課</td> </tr> </table> <p>大規模災害時には、一時的に大量の廃棄物が発生するほか、交通の断絶等に伴い、平時と同じ収集・運搬・処理・処分では対応が困難である。そのため、災害廃棄物処理計画を策定し、事前に十分な対策を講ずる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">2 トイレの確保及びし尿処理</td> <td>市</td> </tr> </table> <p>(1) <b>トイレの備蓄・整備【危機管理室】</b>                  携帯トイレ、組立てトイレ（マンホール用）など災害用トイレを確保する。                  また、要配慮者用トイレ（洋式トイレ等）の備蓄に配慮する。</p> <p>(2) <b>マンホールの整備【関係各課】</b>                  避難所などにおいて仮設トイレが設置可能なマンホールの整備を促進する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">4. がれき処理</td> <td>危機管理室、ごみ減量推進課、都市計画課、管財課</td> </tr> </table> <p>(1) <b>集積場所候補地の指定【ごみ減量推進課、都市計画課、管財課】</b>                  あらかじめ、集積場所候補地を指定する。</p> <p>(3) <b>がれき処理に関するマニュアルの作成【ごみ減量推進課】</b>                  がれき処理に関するマニュアルを災害廃棄物処理計画に定めるとともに、国や都の動向等を踏まえ随時修正する。</p> <p>(新設)</p>	1. 災害廃棄物処理計画の策定	危機管理室、環境保全課、ごみ減量推進課、下水道課	2 トイレの確保及びし尿処理	市	4. がれき処理	危機管理室、ごみ減量推進課、都市計画課、管財課	<p><b>第 2 節 ごみ・し尿・災害廃棄物処理</b></p> <p>予 防 対 策</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">1 災害廃棄物処理計画等の策定</td> <td>市</td> </tr> </table> <p>大規模災害時には、一時的に大量の廃棄物が発生するほか、交通の断絶等に伴い、平時と同じ収集・運搬・処理・処分では対応が困難である。そのため、<u>ごみ減量推進課は、大規模災害においても円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう災害廃棄物処理計画を策定し、事前に十分な対策を講ずる。</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">2 トイレの確保及びし尿処理</td> <td>市</td> </tr> </table> <p>(1) <b>トイレの備蓄・整備【危機管理課】</b>                  携帯トイレ、組立てトイレ（マンホール用）など災害用トイレを確保する。                  また、要配慮者用トイレ（洋式トイレ等）の備蓄に<u>努める。</u></p> <p>(2) <b>マンホールの整備【施設を管理する課】</b>                  避難所などにおいて仮設トイレが設置可能なマンホールの整備に<u>努める。</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">4 災害廃棄物処理</td> <td>市、都建設事務所、市社会福祉協議会、NPO法人等関係機関</td> </tr> </table> <p>(1) <b>集積場所候補地の指定【ごみ減量推進課、都市計画課、総務課、みどり公園課、スポーツ振興課、                  危機管理課、都建設事務所】</b>                  あらかじめ、集積場所候補地を指定する。</p> <p>(3) <b>災害廃棄物処理に関するマニュアルの作成【ごみ減量推進課】</b>  <u>災害廃棄物処理に関するマニュアルを災害廃棄物処理計画に定めるとともに、国や都の動向等を踏まえ随時修正し、災害廃棄物の処理を実施する。</u></p> <p>(4) <b>撤去に係る連絡体制の構築【ごみ減量推進課、市社会福祉協議会、NPO法人等関係機関】</b>  <u>市社会福祉協議会、NPO法人等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。</u></p>	1 災害廃棄物処理計画等の策定	市	2 トイレの確保及びし尿処理	市	4 災害廃棄物処理	市、都建設事務所、市社会福祉協議会、NPO法人等関係機関
1. 災害廃棄物処理計画の策定	危機管理室、環境保全課、ごみ減量推進課、下水道課												
2 トイレの確保及びし尿処理	市												
4. がれき処理	危機管理室、ごみ減量推進課、都市計画課、管財課												
1 災害廃棄物処理計画等の策定	市												
2 トイレの確保及びし尿処理	市												
4 災害廃棄物処理	市、都建設事務所、市社会福祉協議会、NPO法人等関係機関												

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）				
<p>■■■■■ 応 急 対 策 ■■■■■</p>	<p>■■■■■ 応 急 対 策 ■■■■■</p>				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">1. 災害廃棄物の処理代行</td> <td style="width: 40%;">廃棄物処理班</td> </tr> </table> <p>市は、廃棄物処理の特例措置が適用された場合、国（環境大臣）に対して災害廃棄物の収集、運搬及び処分の代行を要請することができる。（災害対策基本法第 86 条の 5 第 9 項）</p> <p>（新設）</p>	1. 災害廃棄物の処理代行	廃棄物処理班	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">1 災害廃棄物の処理代行</td> <td style="width: 40%;">市</td> </tr> </table> <p><u>環境班は、廃棄物処理の特例措置が適用された場合、国（環境大臣）に対して災害廃棄物の収集、運搬及び処分の代行を要請することができる。（災害対策基本法第 86 条の 5 第 9 項）</u></p>	1 災害廃棄物の処理代行	市
1. 災害廃棄物の処理代行	廃棄物処理班				
1 災害廃棄物の処理代行	市				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">2. トイレの確保及びし尿処理</td> <td style="width: 40%;">廃棄物処理班、下水道班、災害対策本部</td> </tr> </table> <p>(1) 初期対応</p> <p>生活用水を用いて、下水道機能を確保するほか、仮設トイレ等を使用する。 なお、貯留分のし尿は原則として下水道施設への投入により処理する。</p> <p>(2) 避難施設等における対応</p> <p>ア 避難施設・避難広場</p> <p>(ア) 被災後、断水した場合には、学校のプール、井戸、雨水貯留槽等で確保した水を使用し、下水道機能の活用を図る。それでもなお、水洗トイレが不足する場合は、便槽付きの仮設トイレ等を用意する。</p> <p>(イ) 発災後 3 日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、市は、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを活用し、対応する。</p> <p>(ウ) 発災後 4 日目からは、市は、し尿収集車の確保状況に合わせ、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。</p> <p>イ 事業所・家庭等</p> <p>ライフラインの供給停止により従来の生活ができなくなった地域において、井戸等によって水を確保して下水道機能の活用を図る。</p>	2. トイレの確保及びし尿処理	廃棄物処理班、下水道班、災害対策本部	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">2 ボランティア等との連携による廃棄物処理</td> <td style="width: 40%;">市</td> </tr> </table> <p><u>環境班は、市社会福祉協議会、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、作業実施地区や作業内容を調整・分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。</u></p>	2 ボランティア等との連携による廃棄物処理	市
2. トイレの確保及びし尿処理	廃棄物処理班、下水道班、災害対策本部				
2 ボランティア等との連携による廃棄物処理	市				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">3. トイレの確保及びし尿処理</td> <td style="width: 40%;">市、災害対策本部</td> </tr> </table> <p>(1) 初期対応【<u>環境班、上下水道班</u>】</p> <p>生活用水を用いて、下水道機能を確保するほか、仮設トイレ等を使用する。 なお、貯留分のし尿は原則として下水道施設への投入により処理する。 <u>各避難所等の避難人数、災害用トイレ、し尿収集車台数等を把握した上で、し尿収集計画を策定し、都下水道局と連携した下水道施設（水再生センター及び下水道幹線におけるし尿受入用マンホール（区部））への搬入や、し尿処理施設などへの搬入を実施する。</u></p> <p>(2) 避難所等における対応【<u>環境班、下水道班、事業所、市民</u>】</p> <p>ア 避難等</p> <p>(ア) 被災後、断水した場合には、学校のプール、井戸、雨水貯留槽等で確保した水を使用し、下水道機能の活用を図る。それでもなお、水洗トイレが不足する場合は、便槽付きの仮設トイレ等を用意する。</p> <p>(イ) 発災後 3 日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、市は、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを活用し、対応する。</p> <p>(ウ) 発災後 4 日目からは、市は、し尿収集車の確保状況に合わせ、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。</p> <p>(エ) 備蓄分が不足した場合には、市は都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。</p> <p>イ 事業所・家庭等</p> <p><u>(ア) ライフラインの供給停止により従来の生活ができなくなった地域において、井戸等によって水を確保して下水道機能の活用を図る。</u></p> <p><u>(イ) 上水機能に支障が発生している場合には、汲み置き、井戸、河川水等によって水を確保し、可能な限り既設水洗トイレを使用する。</u></p> <p><u>(ウ) 下水機能に支障が発生している場合には、事業所・家庭における備蓄(災害用トイレ)を活用する。</u></p>	3. トイレの確保及びし尿処理	市、災害対策本部	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">3 トイレの確保及びし尿処理</td> <td style="width: 40%;">市、災害対策本部</td> </tr> </table> <p>(1) 初期対応【<u>環境班、上下水道班</u>】</p> <p>生活用水を用いて、下水道機能を確保するほか、仮設トイレ等を使用する。 なお、貯留分のし尿は原則として下水道施設への投入により処理する。 <u>各避難所等の避難人数、災害用トイレ、し尿収集車台数等を把握した上で、し尿収集計画を策定し、都下水道局と連携した下水道施設（水再生センター及び下水道幹線におけるし尿受入用マンホール（区部））への搬入や、し尿処理施設などへの搬入を実施する。</u></p> <p>(2) 避難所等における対応【<u>環境班、下水道班、事業所、市民</u>】</p> <p>ア 避難等</p> <p>(ア) 被災後、断水した場合には、学校のプール、井戸、雨水貯留槽等で確保した水を使用し、下水道機能の活用を図る。それでもなお、水洗トイレが不足する場合は、便槽付きの仮設トイレ等を用意する。</p> <p>(イ) 発災後 3 日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、市は、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを活用し、対応する。</p> <p>(ウ) 発災後 4 日目からは、市は、し尿収集車の確保状況に合わせ、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。</p> <p>(エ) 備蓄分が不足した場合には、市は都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。</p> <p>イ 事業所・家庭等</p> <p><u>(ア) ライフラインの供給停止により従来の生活ができなくなった地域において、井戸等によって水を確保して下水道機能の活用を図る。</u></p> <p><u>(イ) 上水機能に支障が発生している場合には、汲み置き、井戸、河川水等によって水を確保し、可能な限り既設水洗トイレを使用する。</u></p> <p><u>(ウ) 下水機能に支障が発生している場合には、事業所・家庭における備蓄(災害用トイレ)を活用する。</u></p>	3 トイレの確保及びし尿処理	市、災害対策本部
3. トイレの確保及びし尿処理	市、災害対策本部				
3 トイレの確保及びし尿処理	市、災害対策本部				

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）
<p>(3) 仮設トイレの設置</p> <p>ア 仮設トイレの設置</p> <p>(7) 廃棄物処理班は、上・下水道等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難施設をはじめ被災地域における、仮設トイレの必要数及びし尿の収集処理見込み量を把握する。</p> <p>(4) 下水道班は、清瀬水再生センターの被害状況と復旧見込みを把握する。</p> <p>(6) 被災者の生活に支障が生じることのないよう、高齢者、障害者等に配慮するとともに、速やかに仮設トイレを設置する。</p> <p>(8) また、仮設トイレ等を設置する際には、高齢者、障害者、女性、子ども等の安全性の確保等に配慮して、設置場所の選定等を行う。</p> <p>イ 設置の基準</p> <p>(7) 仮設トイレを次の基準を目安として設置する。</p> <p>(4) 仮設トイレ設置台数: 1 台 / 50 人</p>	<p>(3) 仮設トイレの設置【<u>環境班、上下水道班、学校避難所班、福祉避難所班</u>】</p> <p>ア 仮設トイレの設置</p> <p>(7) <u>環境班</u>は、上・下水道等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、<u>避難所</u>をはじめ被災地域における、仮設トイレの必要数及びし尿の収集処理見込み量を把握する。</p> <p>(4) <u>上下水道班</u>は、清瀬水再生センターの被害状況と復旧見込みを把握する。</p> <p>(6) 被災者の生活に支障が生じることのないよう、高齢者、障害者、<u>女性、子ども等</u>に配慮するとともに、速やかに仮設トイレを設置する。</p> <p>(8) また、仮設トイレ等を設置する際には、高齢者、障害者、女性、子ども等の安全性の確保等に配慮して、設置場所の選定等を行う。</p> <p>イ 設置の基準</p> <p>仮設トイレは<u>50 人につき 1 台を基準</u>として設置する。</p>

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）				
<table border="1" data-bbox="103 226 1205 317"> <tr> <td data-bbox="103 226 552 317">4. がれき処理</td> <td data-bbox="552 226 1205 317">廃棄物処理班、道路管理班、下水道班、関係機関、都（環境局）</td> </tr> </table> <p>(1) 初期対応</p> <p>ウ 都への報告 都が設置する「がれき処理部会」へ被害状況（廃棄物処理施設、家屋等）及びがれき発生量の報告をする。</p> <p>(2) がれきの除去・処理 関係各部は、関係機関・市建災防協会と協力し、がれき除去、道路啓開、倒壊建物の解体、仮置き、中間処理、最終処分を実施する。</p> <p>ア がれき除去</p> <p>(ア) 危険なもの、道路通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。</p> <p>(イ) 住家及びその周辺に発生したがれきを、速やかに除去する。</p> <p>(ウ) 河川、公共下水道・排水路等巡視を行うとともに、橋脚、暗きょ流入口等に支えるがれきを除去する。</p>	4. がれき処理	廃棄物処理班、道路管理班、下水道班、関係機関、都（環境局）	<table border="1" data-bbox="1498 226 2599 275"> <tr> <td data-bbox="1498 226 1947 275">5 災害廃棄物処理</td> <td data-bbox="1947 226 2599 275">市、都、都建設事務所、関係機関</td> </tr> </table> <p>(1) 初期対応【<u>環境班、上下水道班、都（環境局）、関係機関</u>】</p> <p>ウ 都への報告 都が設置する「<u>災害廃棄物処理部会</u>」へ被害状況（廃棄物処理施設、家屋等）及び<u>災害廃棄物発生量</u>の報告をする。<u>必要に応じて応援を要請する。</u></p> <p>(2) <u>災害廃棄物の除去・処理【環境班、道路班、上下水道班、都（環境局）、都建設事務所、関係機関】</u> 関係各班は、関係機関・市建災防協会と協力し、<u>災害廃棄物除去、道路啓開、倒壊建物の解体、仮置き、中間処理、最終処分</u>を実施する。 <u>災害救助法適用前は、市が除去の必要を認めたものを対象として実施する。災害救助法適用後は、除去対象戸数及び所在を調査し、都に報告するとともに、関係機関と協力して実施する。</u></p> <p>ア <u>災害廃棄物除去</u></p> <p>(ア) 危険なもの、道路通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。</p> <p>(イ) 住家及びその周辺に発生した<u>災害廃棄物</u>を、速やかに除去する。</p> <p>(ウ) 河川、公共下水道・排水路等<u>の巡視</u>を行うとともに、橋脚、暗きょ流入口等に<u>堆積した災害廃棄物</u>を除去する。</p>	5 災害廃棄物処理	市、都、都建設事務所、関係機関
4. がれき処理	廃棄物処理班、道路管理班、下水道班、関係機関、都（環境局）				
5 災害廃棄物処理	市、都、都建設事務所、関係機関				

修正前（平成31年度）（旧）

**第3節 教育・保育の安全対策**

予 防 対 策

1. 学校の予防対策	学校長、教育委員会
------------	-----------

(1) 施設の整備

施設の耐震化を推進するとともに、職員及び児童・生徒用の食料・生活必需品等の備蓄を推進する。

2. 保育園・児童館・学童クラブの予防対策	各保育園・児童館・学童クラブの責任者
-----------------------	--------------------

応 急 対 策

1. 学校の応急対策	学校長、学校避難施設班
------------	-------------

学校長、学校避難施設班は、以下の対策を行う。

- (1) 学校長は、児童・生徒等が学校管理下にあるときに災害が発生した場合、安全確認ができるまでの間、児童・生徒等を適切な場所に保護する。その後、安全確認ができた場合又は確実に保護者等への引渡しができる場合、保護者に対して児童・生徒等の安全な引渡しを図り、児童・生徒等を帰宅させる。  
なお、保護者に引渡しが出来ない場合、時間がかかっても保護者と連絡が取れるまで、児童・生徒等は学校に留め置く。
- (2) 学校長は、災害の規模並びに児童・生徒等や教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、教育委員会へ報告しなければならない。
- (3) 学校長は、状況に応じて教育委員会と連絡の上、臨時休校等の適切な措置をとる。
- (4) 学校長は、応急教育計画に基づき、災害状況に即した応急の指導を行う。  
また、学校が避難施設となる場合、教育活動再開のための場所の確保を図るほか、避難施設として開放できる部分と開放できない部分を指定し、市民の協力を得るように努める。
- (5) 避難施設等として学校を提供したことにより、長期間学校が使用不可能となる場合には、隣接校等との協議により教室を確保するなど、他の公共施設の確保を図る。
- (7) 学校長は、応急教育計画を作成したとき教育委員会に報告するとともに、決定しだい速やかに保護者及び児童・生徒等に周知徹底を図る。
- (8) 教育委員会は、学校長からの校舎等の被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧に努める。

修正後（令和3年度）（新）

**第3節 教育・保育の安全対策**

予 防 対 策

1 学校の予防対策	学校長、教育委員会
-----------	-----------

(1) 施設の整備【教育委員会】

施設の耐震化を推進するとともに、教職員及び児童・生徒用の食料・生活必需品等の備蓄を推進する。

2 保育園・児童館・学童クラブの予防対策	保育園・児童館・学童クラブ
----------------------	---------------

応 急 対 策

1 学校の応急対策	市、学校長
-----------	-------

学校長、学校連絡調整班、学校避難所班は、以下の対策を行う。

- (1) 学校長は、児童・生徒等が学校管理下にあるときに災害が発生した場合、安全確認ができるまでの間、児童・生徒等を適切な場所に保護する。その後、安全確認ができた場合又は確実に保護者等への引渡しができる場合、保護者に対して児童・生徒等の安全な引渡しを図り、児童・生徒等を帰宅させる。  
なお、保護者に引渡しが出来ない場合、時間がかかっても保護者と連絡が取れるまで、児童・生徒等は学校に留め置く。
- (2) 学校長は、災害の規模並びに児童・生徒等や教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、学校連絡調整班へ報告しなければならない。
- (3) 学校長は、状況に応じて学校連絡調整班と連絡の上、臨時休校等の適切な措置をとる。
- (4) 学校長は、応急教育計画に基づき、災害状況に即した応急の指導を行う。  
また、学校が避難所となる場合、教育活動再開のための場所の確保を図るほか、避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定し、市民の協力を得るように努める。
- (5) 避難所等として学校を提供したことにより、長期間学校が使用不可能となる場合には、隣接校等との協議により教室を確保するなど、他の公共施設の確保を図る。
- (7) 学校長は、応急教育計画を作成したとき学校連絡調整班に報告するとともに、決定しだい速やかに保護者及び児童・生徒等に周知徹底を図る。
- (8) 学校避難所班は、学校長からの校舎等の被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧に努める。

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）				
<table border="1" data-bbox="103 226 1092 273"> <tr> <td data-bbox="103 226 557 273"><b>2. 応急教育の実施</b></td> <td data-bbox="557 226 1092 273">学校長、学校避難施設班、都（教育委員会）</td> </tr> </table> <p data-bbox="103 283 1469 367">施設の応急復旧の状況、教員・児童・生徒及びその家族の被災程度、避難者の受入れ状況、道路の復旧状況その他を勘案の上、応急教育を実施する。</p> <p data-bbox="103 409 371 451"><b>(1) 応急教育の実施</b></p> <p data-bbox="133 457 1469 541">ア 学校長は、教職員を掌握するとともに、児童・生徒等の安否や被災状況を調査し、教育委員会に連絡する。</p> <p data-bbox="133 548 1469 632">イ 教育委員会は、被災学校ごとに担当職員、指導主事を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。また、担当指導主事は、被災学校の運営について助言と指導に当たる。</p> <p data-bbox="133 638 1469 680">ウ 教育活動の再開に当たっては、通学路及び通学経路の安全確認を行い、教育委員会に報告する。</p> <p data-bbox="133 686 1469 770">エ 学校長は、災害の推移を把握し、教育委員会と緊密な連絡を図るとともに、平常授業に戻すよう努める。また、平常授業に戻す時期については、早急に保護者に連絡する。</p> <p data-bbox="133 777 1469 861">オ 学校長は、応急教育計画に基づき、学校に受入れ可能な児童・生徒等を保護し、指導する。指導に当たっては、健康、安全教育及び生活指導に重点を置き、心のケア対策にも十分留意する。</p> <p data-bbox="133 867 1469 951">カ 他の地区に避難した児童・生徒等については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、前記に準じた指導を行うように努める。</p> <p data-bbox="133 957 1469 999">キ 教育委員会は、学校間の教職員の応援体制について東京都教育委員会と必要な調整を行う。</p>	<b>2. 応急教育の実施</b>	学校長、学校避難施設班、都（教育委員会）	<table border="1" data-bbox="1498 226 2487 273"> <tr> <td data-bbox="1498 226 1952 273"><b>2 応急教育の実施</b></td> <td data-bbox="1952 226 2487 273">市、都教育委員会、学校長</td> </tr> </table> <p data-bbox="1498 283 2870 367">施設の応急復旧の状況、教職員・児童・生徒及びその家族の被災程度、避難者の受入れ状況、道路の復旧状況その他を勘案の上、応急教育を実施する。</p> <p data-bbox="1498 409 2300 451"><b>(1) 応急教育の実施【学校連絡調整班、都教育委員会、学校長】</b></p> <p data-bbox="1528 457 2870 541">ア 学校長は、教職員を掌握するとともに、児童・生徒等の安否や被災状況を調査し、<u>学校連絡調整班</u>に連絡する。</p> <p data-bbox="1528 548 2870 632">イ <u>学校連絡調整班</u>は、被災学校ごとに担当職員、指導主事を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。また、担当指導主事は、被災学校の運営について助言と指導に当たる。</p> <p data-bbox="1528 638 2870 680">ウ 教育活動の再開に当たっては、通学路及び通学経路の安全確認を行い、<u>学校連絡調整班</u>に報告する。</p> <p data-bbox="1528 686 2870 770">エ 学校長は、災害の推移を把握し、<u>学校連絡調整班</u>と緊密な連絡を図るとともに、平常授業に戻すよう努める。また、平常授業に戻す時期については、早急に保護者に連絡する。</p> <p data-bbox="1528 777 2870 861">オ 学校長は、応急教育計画に基づき、学校に受入れ可能な児童・生徒等を保護し、指導する。指導に当たっては、健康、安全教育及び生活指導に重点を置き、心のケア対策にも十分留意する。</p> <p data-bbox="1528 867 2870 951">カ 他の地区に避難した児童・生徒等については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、前記に準じた指導を行うように努める。</p> <p data-bbox="1528 957 2870 999">キ <u>学校連絡調整班</u>は、学校間の教職員の応援体制について<u>都教育委員会</u>と必要な調整を行う。</p>	<b>2 応急教育の実施</b>	市、都教育委員会、学校長
<b>2. 応急教育の実施</b>	学校長、学校避難施設班、都（教育委員会）				
<b>2 応急教育の実施</b>	市、都教育委員会、学校長				
<table border="1" data-bbox="103 1129 1092 1176"> <tr> <td data-bbox="103 1129 557 1176"><b>3. 学用品等の給与（支給）</b></td> <td data-bbox="557 1129 1092 1176">都（教育庁）、学校避難施設班</td> </tr> </table> <p data-bbox="103 1186 1469 1270">学用品の調達は、原則として都知事が一括して行い、小中学校の児童・生徒に対する給与（支給）は市が行う。</p> <p data-bbox="103 1276 1469 1360">なお、都知事が職権を委任した場合は、本部長（市長）が教育委員会及び学校長の協力を得て、調達から給与（支給）までの業務を行う。</p> <p data-bbox="103 1402 519 1444"><b>(2) 学用品給与（支給）の方法</b></p> <p data-bbox="133 1451 1469 1493">ア 学校及び教育委員会の協力を受けて行う。</p> <p data-bbox="133 1499 1469 1541">イ 被害別、学年別の学用品購入(配分)計画を作成する。</p>	<b>3. 学用品等の給与（支給）</b>	都（教育庁）、学校避難施設班	<table border="1" data-bbox="1498 1129 2487 1176"> <tr> <td data-bbox="1498 1129 1952 1176"><b>3 学用品等の給与（支給）</b></td> <td data-bbox="1952 1129 2487 1176">市、都</td> </tr> </table> <p data-bbox="1498 1186 2870 1270">学用品の調達は、原則として都知事が一括して行い、小中学校の児童・生徒に対する給与（支給）は市が行う。</p> <p data-bbox="1498 1276 2870 1360">なお、都知事が<u>本部長（市長）</u>に職権を委任した場合は、<u>学校避難所班</u>が<u>教育委員会</u>及び学校長の協力を得て、調達から給与（支給）までの業務を行う。</p> <p data-bbox="1498 1402 2329 1444"><b>(2) 学用品給与（支給）の方法【学校避難施設班、都（教育庁）】</b></p> <p data-bbox="1528 1451 2870 1493">ア <u>教育委員会</u>及び<u>学校長</u>の協力を受けて行う。</p> <p data-bbox="1528 1499 2870 1541">イ 被害別、学年別の学用品購入(配分)計画を作成する。</p>	<b>3 学用品等の給与（支給）</b>	市、都
<b>3. 学用品等の給与（支給）</b>	都（教育庁）、学校避難施設班				
<b>3 学用品等の給与（支給）</b>	市、都				
<table border="1" data-bbox="103 1575 1092 1621"> <tr> <td data-bbox="103 1575 557 1621"><b>4. 応急保育</b></td> <td data-bbox="557 1575 1092 1621">子育て支援班、保育班</td> </tr> </table> <p data-bbox="103 1673 638 1715"><b>(1) 保育・児童館・学童クラブの応急対策</b></p> <p data-bbox="103 1768 430 1810"><b>(2) 災害復旧時の対策等</b></p>	<b>4. 応急保育</b>	子育て支援班、保育班	<table border="1" data-bbox="1498 1575 2487 1621"> <tr> <td data-bbox="1498 1575 1952 1621"><b>4 応急保育</b></td> <td data-bbox="1952 1575 2487 1621">市、各施設</td> </tr> </table> <p data-bbox="1498 1673 2478 1715"><b>(1) 保育・児童館・学童クラブの応急対策【子育て支援班、保育班、各施設】</b></p> <p data-bbox="1498 1768 2270 1810"><b>(2) 災害復旧時の対策等【子育て支援班、保育班、各施設】</b></p>	<b>4 応急保育</b>	市、各施設
<b>4. 応急保育</b>	子育て支援班、保育班				
<b>4 応急保育</b>	市、各施設				

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）				
<p><b>第 4 節 災害救助法等</b></p> <p>■■■■■ 予 防 対 策 ■■■■■</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">災害救助法等</td> <td>市長、危機管理室</td> </tr> </table> <p>(1) 災害救助法の適用準備</p> <p>市長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当するか、又は該当する見込みがあるときはその旨を都知事に直ちに報告しなければならないことから、職員は適用基準を十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備する。</p>	災害救助法等	市長、危機管理室	<p><b>第 4 節 災害救助法等</b></p> <p>■■■■■ 予 防 対 策 ■■■■■</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">1 災害救助法等</td> <td>市長、市</td> </tr> </table> <p>(1) 災害救助法の適用準備【市長、危機管理課】</p> <p>市長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当するか、又は該当する見込みがあるときはその旨を都知事に直ちに報告しなければならないことから、職員は適用基準を十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備する。</p> <p><u>なお、住家等の被害の程度を調査する際は、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。</u></p>	1 災害救助法等	市長、市
災害救助法等	市長、危機管理室				
1 災害救助法等	市長、市				

修正前（平成 31 年度）（旧）

修正後（令和 3 年度）（新）

**第 5 節 被災者の生活再建対策**

予 防 対 策

生活再建のための事前準備	市民課、生活福祉課、関係各課
--------------	----------------

(1) り災証明の事前準備【関係各課】

都が作成するガイドラインに基づき、被災者生活再建支援システムを活用した住家被害認定調査の手法や、り災証明発行体制を構築する。  
調査手法やり災証明事務手続に関する職員研修及び定期的な訓練を実施する。

(2) 被災者生活再建支援金の支給体制を整備【市民課】

（新設）

**第 5 節 被災者の生活再建対策**

予 防 対 策

1 生活再建のための事前準備	市、消防署
----------------	-------

(1) 罹災証明の事前準備【市民課、市民税課、資産税課、危機管理課、消防署】

都が作成するガイドラインに基づき、被災者生活再建支援システムを活用した住家被害認定調査の手法や、罹災証明発行体制等の庁内体制を整備するとともに、業務のマネジメントや実務を担う人材の育成に向けて職員研修及び定期的な訓練を実施する。  
市は消防署と事前協議等を行い、火災の罹災証明書交付に係る連携体制を確立する。また、被災者生活再建支援システムに最新の住民情報や家屋情報を登録するなど、システム稼働に向けた準備や資器材の確保を行う。

(2) 被災者生活再建支援金の支給体制を整備【地域共生課】

(4) 被害調査の実施の必要性・実施時期の周知【都市計画課】

市は、応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違いなどについて周知するものとする。

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）					
<p style="text-align: center;">■■■■■ 応 急 対 策 ■■■■■</p> <table border="1" data-bbox="103 315 1092 361"> <tr> <td data-bbox="103 315 549 361">1. 罹災証明の発行準備</td> <td data-bbox="549 315 1092 361">救出支援班、消防署</td> </tr> </table> <p>市は、住家被害認定調査結果等を把握し、都に報告する。 また、調査の結果に基づき、速やかに罹災証明の発行手続を実施する。</p>	1. 罹災証明の発行準備	救出支援班、消防署	<p style="text-align: center;">■■■■■ 応 急 対 策 ■■■■■</p> <table border="1" data-bbox="1498 315 2487 361"> <tr> <td data-bbox="1498 315 1944 361">1 罹災証明の発行準備</td> <td data-bbox="1944 315 2487 361">市、消防署</td> </tr> </table> <p>救出支援班は、住家被害認定調査の調査方針、調査体制、業務日程などを含む調査計画を策定し、調査員及び庁内外の関係部署と共有したうえで、被害認定調査を実施する。必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。</p> <p>住家被害認定調査結果等を把握し、都に報告する。</p> <p>また、調査の結果に基づき、速やかに庁内連携及び応援職員の確保も含めて体制を構築し、罹災証明の発行手続を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="1558 682 2775 1081"> <tr> <td data-bbox="1558 682 2775 1081"> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 住家被害認定調査を実施するとともに調査結果をデータ化し、罹災証明書の発行に備える。</li> <li>② 住家被害認定調査の進捗状況や仮設住宅入居などの日程を確認しながら、発行日程について庁内調整するとともに、発行場所や資器材を確保する。また、都や市区町村と発行日程の足並みを揃えるなど調整をしたのち、発行日程等について被災者に広報する。</li> <li>③ 住家被害認定調査の結果を被災者に説明しながら罹災証明書を発行し、被災者から同意が得られない場合には第 2 次調査を実施する。</li> <li>④ 罹災証明書発行時に確定した情報等を基に被災者台帳を作成し、被災者の生活再建支援の進捗状況を管理する。</li> <li>⑤ 火災による被害状況調査及び罹災証明書の発行について、消防署と連携を図る。</li> </ul> </td> </tr> </table>	1 罹災証明の発行準備	市、消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 住家被害認定調査を実施するとともに調査結果をデータ化し、罹災証明書の発行に備える。</li> <li>② 住家被害認定調査の進捗状況や仮設住宅入居などの日程を確認しながら、発行日程について庁内調整するとともに、発行場所や資器材を確保する。また、都や市区町村と発行日程の足並みを揃えるなど調整をしたのち、発行日程等について被災者に広報する。</li> <li>③ 住家被害認定調査の結果を被災者に説明しながら罹災証明書を発行し、被災者から同意が得られない場合には第 2 次調査を実施する。</li> <li>④ 罹災証明書発行時に確定した情報等を基に被災者台帳を作成し、被災者の生活再建支援の進捗状況を管理する。</li> <li>⑤ 火災による被害状況調査及び罹災証明書の発行について、消防署と連携を図る。</li> </ul>
1. 罹災証明の発行準備	救出支援班、消防署					
1 罹災証明の発行準備	市、消防署					
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 住家被害認定調査を実施するとともに調査結果をデータ化し、罹災証明書の発行に備える。</li> <li>② 住家被害認定調査の進捗状況や仮設住宅入居などの日程を確認しながら、発行日程について庁内調整するとともに、発行場所や資器材を確保する。また、都や市区町村と発行日程の足並みを揃えるなど調整をしたのち、発行日程等について被災者に広報する。</li> <li>③ 住家被害認定調査の結果を被災者に説明しながら罹災証明書を発行し、被災者から同意が得られない場合には第 2 次調査を実施する。</li> <li>④ 罹災証明書発行時に確定した情報等を基に被災者台帳を作成し、被災者の生活再建支援の進捗状況を管理する。</li> <li>⑤ 火災による被害状況調査及び罹災証明書の発行について、消防署と連携を図る。</li> </ul>						

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）				
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;"><b>市</b></p> <p>り災証明書の発行手続準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災家屋等の現地調査の調査態勢の準備、現地情報の収集</li> <li>消防署と調整し、被害状況調査を実施</li> <li>消防署と発行窓口の開設時期・場所及び必要な人員等について連携、調整し、り災証明書の発行手続の窓口を開設</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;"><b>都</b></p> <p>被災状況の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要員の確保</li> <li>東京消防庁との連携</li> </ul> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>り災証明書の発行窓口の開設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>窓口開設の市民への広報等</li> <li>窓口受付時間内の要員確保</li> </ul> <p>り災証明書の発行手続 ⇒</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%; text-align: center;"> <p>現地被災家屋調査</p> <p>↓</p> <p>証明発行願提出</p> <p>↓</p> <p>証明書発行</p> </div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;"><b>市</b></p> <p>罹災証明書の発行手続準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災家屋等の現地調査の調査態勢の準備、現地情報の収集</li> <li><u>被害状況調査を実施（火災による被害状況調査は、消防署と調整し実施）</u></li> <li>消防署と発行窓口の開設時期・場所及び必要な人員等について連携、調整し、罹災証明書の発行</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;"><b>都</b></p> <p>被災状況の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要員の確保</li> <li>東京消防庁との連携</li> </ul> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>罹災証明書の発行窓口の開設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>窓口開設の市民への広報等</li> <li>窓口受付時間内の要員確保</li> </ul> <p>罹災証明書の発行手続 ⇒</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%; text-align: center;"> <p>現地被災家屋調査</p> <p>↓</p> <p><u>罹災証明申請書提出</u></p> <p>↓</p> <p>証明書発行</p> </div> </div>				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"><b>2. 義援金の受入れ・配分</b></td> <td>ボランティア班、調整班、都（総務局、福祉保健局）</td> </tr> </table>	<b>2. 義援金の受入れ・配分</b>	ボランティア班、調整班、都（総務局、福祉保健局）	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"><b>2 義援金の受入れ・管理</b></td> <td>市、都、日赤東京都支部</td> </tr> </table>	<b>2 義援金の受入れ・管理</b>	市、都、日赤東京都支部
<b>2. 義援金の受入れ・配分</b>	ボランティア班、調整班、都（総務局、福祉保健局）				
<b>2 義援金の受入れ・管理</b>	市、都、日赤東京都支部				
<p style="text-align: center;">■■■■■ 復 旧 対 策 ■■■■■</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"><b>1. 被災者の生活相談等の支援</b></td> <td>都（生活文化局）、各課、警察署、消防署、市社会福祉協議会、日赤東京都支部</td> </tr> </table> <p>災害により被害を受けた市民が、速やかに再起するよう、生活相談、弔慰金等の支給、生活援護資金、住宅資金等の貸付、職業のあっせん等を行う。市、都及び関係機関は、被災者の自立的生活再建を支援するため、積極的な措置をとる。</p>	<b>1. 被災者の生活相談等の支援</b>	都（生活文化局）、各課、警察署、消防署、市社会福祉協議会、日赤東京都支部	<p style="text-align: center;">■■■■■ 復 旧 対 策 ■■■■■</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"><b>1 被災者の生活相談等の支援</b></td> <td>市、都、警察署、消防署、市社会福祉協議会、日赤東京都支部</td> </tr> </table> <p>災害により被害を受けた市民が、速やかに再起するよう、<u>相談窓口を設置し、被災者の生活再建に係る活動に必要な情報提供</u>、生活相談、弔慰金等の支給、生活援護資金、住宅資金等の貸付、職業のあっせん等を行う。市、都及び関係機関は、被災者の自立的生活再建を支援するため、積極的な措置をとる。<u>支援状況等は被災者台帳に記録する。</u></p>	<b>1 被災者の生活相談等の支援</b>	市、都、警察署、消防署、市社会福祉協議会、日赤東京都支部
<b>1. 被災者の生活相談等の支援</b>	都（生活文化局）、各課、警察署、消防署、市社会福祉協議会、日赤東京都支部				
<b>1 被災者の生活相談等の支援</b>	市、都、警察署、消防署、市社会福祉協議会、日赤東京都支部				

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）																																																
<p><b>(4) 日赤東京都支部の災害救援物資【生活福祉課】</b></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種別</th> <th style="width: 15%;">支給対象者</th> <th style="width: 25%;">支給内容</th> <th style="width: 50%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">災害 救援 物資</td> <td style="text-align: center;">住宅の全半壊・ 全半焼・床上浸 水</td> <td style="text-align: center;">毛布、バスタオル</td> <td>毛布・バスタ オル・安眠セッ ト・安眠マット は世帯員 1 名 につき各 1 枚、 緊急セットは 1 世帯につき 1 セットとす る。</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>(5) 災害援護資金【生活福祉課】</b> 市は、災害援護資金の貸付について広く周知するとともに、これらの事務を適切かつ速やかに実施する。</p> <p>ア 貸付対象 次に掲げる被害を受けた世帯を対象とし、下表の所得制限により貸付を行う。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>① 世帯主が療養に要する期間がおおむね 1 か月以上である負傷を負った場合</p> <p>② 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価値のおおむね 3 分の 1 以上の損害であると認められる場合</p> </div> <p style="text-align: center;"><b>【所得制限】</b></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">世帯人員</th> <th style="width: 85%;">市町村民税における総所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 人</td> <td style="text-align: center;">220 万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 人</td> <td style="text-align: center;">430 万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 人</td> <td style="text-align: center;">620 万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 人</td> <td style="text-align: center;">730 万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 人</td> <td style="text-align: center;">1 人を増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">ただし、世帯の住居が滅失した場合は 1,270 万円に緩和</td> </tr> </tbody> </table>	種別	支給対象者	支給内容	備考	災害 救援 物資	住宅の全半壊・ 全半焼・床上浸 水	毛布、バスタオル	毛布・バスタ オル・安眠セッ ト・安眠マット は世帯員 1 名 につき各 1 枚、 緊急セットは 1 世帯につき 1 セットとす る。	世帯人員	市町村民税における総所得金額	1 人	220 万円	2 人	430 万円	3 人	620 万円	4 人	730 万円	5 人	1 人を増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額	ただし、世帯の住居が滅失した場合は 1,270 万円に緩和		<p><b>(4) 日赤東京都支部の災害救援物資【地域共生課】</b></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">支給対象者</th> <th style="width: 30%;">支給内容（物資）</th> <th style="width: 40%;">配布基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">火災（爆発事故を含む）等 により、住家が全半焼、全 半壊にあった市民、または 避難所等に避難をされた 被災者</td> <td style="text-align: center;">毛布</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">1 人あたり 1 枚（組）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">バスタオル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">安眠セット</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">安眠マット</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">緊急セット</td> <td style="text-align: center;">1 世帯（4 人）あたり 1 組 （5～8 人は 2 組、 9～12 人は 3 組）</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>(5) 災害援護資金【地域共生課】</b> 市は、災害援護資金の貸付について広く周知するとともに、これらの事務を適切かつ速やかに実施する。</p> <p>ア 貸付対象世帯と所得制限 次に掲げる被害を受けた世帯を対象とし、下表の所得制限により貸付を行う。</p> <p style="text-align: center;"><b>【貸付対象世帯】</b></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>① 世帯主が療養に要する期間がおおむね 1 か月以上である負傷を負った場合</p> <p>② 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価値のおおむね 3 分の 1 以上の損害であると認められる場合</p> </div> <p style="text-align: center;"><b>【所得制限】</b></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">世帯人員</th> <th style="width: 85%;">市町村民税における総所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 人</td> <td style="text-align: center;">220 万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 人</td> <td style="text-align: center;">430 万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 人</td> <td style="text-align: center;">620 万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 人</td> <td style="text-align: center;">730 万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 人以上</td> <td style="text-align: center;">1 人を増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">ただし、世帯の住居が滅失した場合は 1,270 万円に緩和</td> </tr> </tbody> </table>	支給対象者	支給内容（物資）	配布基準	火災（爆発事故を含む）等 により、住家が全半焼、全 半壊にあった市民、または 避難所等に避難をされた 被災者	毛布	1 人あたり 1 枚（組）	バスタオル	安眠セット	安眠マット		緊急セット	1 世帯（4 人）あたり 1 組 （5～8 人は 2 組、 9～12 人は 3 組）	世帯人員	市町村民税における総所得金額	1 人	220 万円	2 人	430 万円	3 人	620 万円	4 人	730 万円	5 人以上	1 人を増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額	ただし、世帯の住居が滅失した場合は 1,270 万円に緩和	
種別	支給対象者	支給内容	備考																																														
災害 救援 物資	住宅の全半壊・ 全半焼・床上浸 水	毛布、バスタオル	毛布・バスタ オル・安眠セッ ト・安眠マット は世帯員 1 名 につき各 1 枚、 緊急セットは 1 世帯につき 1 セットとす る。																																														
世帯人員	市町村民税における総所得金額																																																
1 人	220 万円																																																
2 人	430 万円																																																
3 人	620 万円																																																
4 人	730 万円																																																
5 人	1 人を増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額																																																
ただし、世帯の住居が滅失した場合は 1,270 万円に緩和																																																	
支給対象者	支給内容（物資）	配布基準																																															
火災（爆発事故を含む）等 により、住家が全半焼、全 半壊にあった市民、または 避難所等に避難をされた 被災者	毛布	1 人あたり 1 枚（組）																																															
	バスタオル																																																
	安眠セット																																																
	安眠マット																																																
	緊急セット	1 世帯（4 人）あたり 1 組 （5～8 人は 2 組、 9～12 人は 3 組）																																															
世帯人員	市町村民税における総所得金額																																																
1 人	220 万円																																																
2 人	430 万円																																																
3 人	620 万円																																																
4 人	730 万円																																																
5 人以上	1 人を増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額																																																
ただし、世帯の住居が滅失した場合は 1,270 万円に緩和																																																	

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）								
<p>ウ 貸付条件等</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">貸付条件</td> <td>償還期間：10年(うち据置期間3年)                      利子：年3%(据置期間中は無利子)                      保証人：連帯保証人を要する。</td> </tr> <tr> <td>償還方法</td> <td>年賦償還又は半年賦償還とする。</td> </tr> </table> <p>(6) <b>り災証明の発行【市民課、市民税課、資産税課】</b>                      市は、消防署と協力し、次により災害発生後早期にり災証明の発行体制を確立し、速やかにり災証明を発行する。り災証明発行時に確定した情報を基に、被災者台帳を構築する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>① り災証明発行窓口の開設場所は、原則として市役所田無庁舎とする。                      なお、窓口は複数設け、市民の利便性を考慮する。</p> <p>② 窓口の開設期間は、原則として開設から2週間程度とする。</p> <p>③ 窓口人員は、市民課、市民税課及び資産税課を中心として他班の応援を得ながら配置する。                      また、他県からの派遣職員等の支援を受け、1窓口につき原則として2名以上を配置する。</p> </div>	貸付条件	償還期間：10年(うち据置期間3年) 利子：年3%(据置期間中は無利子) 保証人：連帯保証人を要する。	償還方法	年賦償還又は半年賦償還とする。	<p>ウ 貸付条件等</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">貸付条件</td> <td>償還期間：10年(うち据置期間3年)                      利子：年3%(据置期間中は無利子)  <u>年1%(保証人を立てられない場合)</u>  <u>無利子(保証人を立てる場合)</u>                      保証人：連帯保証人を<u>不要</u>する。</td> </tr> <tr> <td>償還方法</td> <td>年賦償還、<u>半年賦償還又は月賦償還</u>とする。</td> </tr> </table> <p>(6) <b>罹災証明書の発行【市民課、市民税課、資産税課】</b>                      市は、消防署と協力し、次により災害発生後早期に罹災証明の発行体制を確立し、速やかに罹災証明書を発行する。<u>罹災証明書</u>発行時に確定した情報を基に、被災者台帳を構築する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>① <u>罹災証明書発行窓口の開設場所は、被災状況に応じて特設会場を設置する。</u>                      なお、<u>市民の利便性を考慮し、窓口は複数設ける。</u></p> <p>② <u>窓口の開設期間については、災害規模等を勘案し、罹災証明書が遅滞なく発行ができるよう設定する。</u></p> <p>③ 窓口人員は、市民課、市民税課及び資産税課を中心として他班の応援を得ながら配置する。                      また、他自治体からの派遣職員等の支援を受け、1窓口につき原則として2名以上を配置する。</p> </div>	貸付条件	償還期間：10年(うち据置期間3年) 利子：年3%(据置期間中は無利子) <u>年1%(保証人を立てられない場合)</u> <u>無利子(保証人を立てる場合)</u> 保証人：連帯保証人を <u>不要</u> する。	償還方法	年賦償還、 <u>半年賦償還又は月賦償還</u> とする。
貸付条件	償還期間：10年(うち据置期間3年) 利子：年3%(据置期間中は無利子) 保証人：連帯保証人を要する。								
償還方法	年賦償還又は半年賦償還とする。								
貸付条件	償還期間：10年(うち据置期間3年) 利子：年3%(据置期間中は無利子) <u>年1%(保証人を立てられない場合)</u> <u>無利子(保証人を立てる場合)</u> 保証人：連帯保証人を <u>不要</u> する。								
償還方法	年賦償還、 <u>半年賦償還又は月賦償還</u> とする。								

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"><b>2. 義援金の募集・受付・配分</b></td> <td>都（総務局、福祉保健局）、生活福祉課、日赤東京都支部</td> </tr> </table> <p>(1) 市による義援金の募集・受付【市】</p> <p>(2) 市義援金品募集配分委員会の設置【関係課、関係団体】</p> <p>(3) 市に寄せられた義援金の配分【生活福祉課】</p> <p>(4) 東京都義援金配分委員会の設置</p> <p>(7) 義援金の支給【生活福祉課】</p> <p>市は、都が設置する東京都義援金配分委員会から送金された義援金を配分計画に基づき、速やかに被災者に支給する。</p> <p>また、被災者への義援金の支給状況について、都委員会に報告する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"><b>3. 被災者生活再建支援金</b></td> <td>生活福祉課</td> </tr> </table> <p>自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、その生活の再建を支援する。支給申請は市に行い、市は申請書等の確認を行い取りまとめの上、都へ提出する（根拠法：被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号））。</p>	<b>2. 義援金の募集・受付・配分</b>	都（総務局、福祉保健局）、生活福祉課、日赤東京都支部	<b>3. 被災者生活再建支援金</b>	生活福祉課	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"><b>2 義援金の募集・受付・配分</b></td> <td>市、都、日赤東京都支部</td> </tr> </table> <p>(1) 東京都義援金配分委員会の設置【<u>地域共生課</u>、都（総務局、福祉保険局）、日赤東京都支部】</p> <p>(2) 市による義援金の募集・受付【<u>地域共生課</u>】</p> <p>(3) 市義援金品募集配分委員会の設置【<u>地域共生課</u>】</p> <p>(4) 市に寄せられた義援金の配分【<u>地域共生課</u>】</p> <p>(7) 義援金の支給【<u>地域共生課</u>】</p> <p>市は、<u>都委員会</u>から送金された義援金を配分計画に基づき、速やかに被災者に支給する。</p> <p>また、被災者への義援金の支給状況について、<u>都委員会</u>に報告する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"><b>3 被災者生活再建支援金</b></td> <td>市</td> </tr> </table> <p><u>地域共生課</u>は、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、その生活の再建を支援する。支給申請は市に行い、市は申請書等の確認を行い取りまとめの上、都へ提出する（根拠法：被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号））。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">基礎支援金</td> <td>全壊など：100 万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊：50 万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">加算支援金</td> <td>建設・購入：150 万円</td> </tr> <tr> <td>補修：100 万円</td> </tr> <tr> <td>公営住宅を除く賃貸：50 万円 ※賃貸住宅の場合、借家人も受給可能</td> </tr> </table>	<b>2 義援金の募集・受付・配分</b>	市、都、日赤東京都支部	<b>3 被災者生活再建支援金</b>	市	基礎支援金	全壊など：100 万円	大規模半壊：50 万円	加算支援金	建設・購入：150 万円	補修：100 万円	公営住宅を除く賃貸：50 万円 ※賃貸住宅の場合、借家人も受給可能
<b>2. 義援金の募集・受付・配分</b>	都（総務局、福祉保健局）、生活福祉課、日赤東京都支部															
<b>3. 被災者生活再建支援金</b>	生活福祉課															
<b>2 義援金の募集・受付・配分</b>	市、都、日赤東京都支部															
<b>3 被災者生活再建支援金</b>	市															
基礎支援金	全壊など：100 万円															
	大規模半壊：50 万円															
加算支援金	建設・購入：150 万円															
	補修：100 万円															
	公営住宅を除く賃貸：50 万円 ※賃貸住宅の場合、借家人も受給可能															

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）				
<table border="1" data-bbox="103 226 1092 273"> <tr> <td data-bbox="103 226 549 273">4. 雇用対策</td> <td data-bbox="549 226 1092 273">産業振興課、職員課</td> </tr> </table> <p data-bbox="103 283 1469 357">市は、被災者の雇用の維持及び被災求職者の雇を促進するため、公共職業安定所長に要望するとともに、市内中小企業に被災者の優先雇を要請する。</p> <p data-bbox="103 367 1469 451">市は、可能な限り被災者の働く場の確保に努めるとともに、発災後の応急対策、復旧・復興のため、退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策の整備を行う。</p>	4. 雇用対策	産業振興課、職員課	<table border="1" data-bbox="1498 226 2487 273"> <tr> <td data-bbox="1498 226 1944 273">4 雇用対策</td> <td data-bbox="1944 226 2487 273">市</td> </tr> </table> <p data-bbox="1498 283 2864 357"><u>産業振興課</u>は、被災者の雇用の維持及び被災求職者の雇を促進するため、公共職業安定所長に要望するとともに、市内中小企業に被災者の優先雇を要請する。</p> <p data-bbox="1498 367 2864 451"><u>職員課</u>は、可能な限り被災者の働く場の確保に努めるとともに、発災後の応急対策、復旧・復興のため、退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策の整備を行う。</p>	4 雇用対策	市
4. 雇用対策	産業振興課、職員課				
4 雇用対策	市				
<table border="1" data-bbox="103 499 1092 546"> <tr> <td data-bbox="103 499 549 546">5. 税等負担の軽減</td> <td data-bbox="549 499 1092 546">各課</td> </tr> </table> <p data-bbox="103 556 1469 630">市は、必要に応じ、市都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険料、利用者負担（保育料）等の徴収猶予、減額及び免除を行い、被災者の負担軽減を図る。</p>	5. 税等負担の軽減	各課	<table border="1" data-bbox="1498 499 2487 546"> <tr> <td data-bbox="1498 499 1944 546">5 税等負担の軽減</td> <td data-bbox="1944 499 2487 546">市</td> </tr> </table> <p data-bbox="1498 556 2864 630"><u>市</u>は、必要に応じ、市都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険料、利用者負担（保育料）等の徴収猶予、減額及び免除を行い、被災者の負担軽減を図る。</p>	5 税等負担の軽減	市
5. 税等負担の軽減	各課				
5 税等負担の軽減	市				
<table border="1" data-bbox="103 682 1092 728"> <tr> <td data-bbox="103 682 549 728">7 住宅支援</td> <td data-bbox="549 682 1092 728">住宅課</td> </tr> </table>	7 住宅支援	住宅課	<table border="1" data-bbox="1498 682 2487 728"> <tr> <td data-bbox="1498 682 1944 728">7 住宅支援</td> <td data-bbox="1944 682 2487 728">市、都、関係機関</td> </tr> </table>	7 住宅支援	市、都、関係機関
7 住宅支援	住宅課				
7 住宅支援	市、都、関係機関				
<table border="1" data-bbox="103 772 1092 819"> <tr> <td data-bbox="103 772 549 819">8. 中小企業への融資</td> <td data-bbox="549 772 1092 819">都（産業労働局）等、産業振興課</td> </tr> </table> <p data-bbox="103 829 1469 903">都及び政府系金融機関は、災害により、被害を受けた中小企業及びその組合に対し、事業の復旧に必要な資金の融資を行い、事業の安定を図る。</p> <p data-bbox="103 913 1469 955">市は、被災中小企業等に対する援助及び助成制度に関する広報を行う。</p>	8. 中小企業への融資	都（産業労働局）等、産業振興課	<table border="1" data-bbox="1498 772 2487 819"> <tr> <td data-bbox="1498 772 1944 819">8 中小企業への融資</td> <td data-bbox="1944 772 2487 819">市、都等</td> </tr> </table> <p data-bbox="1498 829 2864 903">都<u>産業労働局</u>等は、災害等により、被害を受けた中小企業者及びその組合に対し、<u>事業継続や経営の安定を図るために必要な資金の融資</u>を行う。</p> <p data-bbox="1498 913 2864 955"><u>産業振興課</u>は、被災中小企業等に対する援助及び助成制度に関する広報を行う。</p>	8 中小企業への融資	市、都等
8. 中小企業への融資	都（産業労働局）等、産業振興課				
8 中小企業への融資	市、都等				
<table border="1" data-bbox="103 1003 1092 1050"> <tr> <td data-bbox="103 1003 549 1050">9. 農林漁業関係者への融資</td> <td data-bbox="549 1003 1092 1050">都（産業労働局）</td> </tr> </table> <p data-bbox="103 1060 1469 1176">都は、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金について、株式会社日本政策金融公庫から貸付を行わせるものとし、必要枠の確保、早期貸付等につき適切な措置を講じ、又は指導を行う。</p> <p data-bbox="103 1186 1469 1312">都は、農林水産物の被害が一定規模以上である場合においては、国の天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和 30 年法律第 136 号）の適用を受けて、被害農林漁業者等に対する経営資金等の融通等の措置を講ずる。</p> <p data-bbox="103 1323 1469 1396">都は、災害時において、被災農林漁業者等が緊急に必要とする資金の融通等に関し、農林中央金庫、関係金融機関等に対し、つなぎ資金の融通の依頼その他被害の実情に即し適切な指導を行う。</p>	9. 農林漁業関係者への融資	都（産業労働局）	<table border="1" data-bbox="1498 1003 2487 1050"> <tr> <td data-bbox="1498 1003 1944 1050">9 農林漁業関係者への融資</td> <td data-bbox="1944 1003 2487 1050">都</td> </tr> </table> <p data-bbox="1498 1060 2864 1176">都<u>産業労働局</u>は、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金について、株式会社日本政策金融公庫から貸付を行わせるものとし、必要枠の確保、早期貸付等につき適切な措置を講じ、又は指導を行う。</p> <p data-bbox="1498 1186 2864 1312">都<u>産業労働局</u>は、農林水産物の被害が一定規模以上である場合においては、国の天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和 30 年法律第 136 号）の適用を受けて、被害農林漁業者等に対する経営資金等の融通等の措置を講ずる。</p> <p data-bbox="1498 1323 2864 1396">都<u>産業労働局</u>は、災害時において、被災農林漁業者等が緊急に必要とする資金の融通等に関し、農林中央金庫、関係金融機関等に対し、つなぎ資金の融通の依頼その他被害の実情に即し適切な指導を行う。</p>	9 農林漁業関係者への融資	都
9. 農林漁業関係者への融資	都（産業労働局）				
9 農林漁業関係者への融資	都				

修正前（平成 31 年度）（旧）

## 第12章 災害復興計画

### 第1節 復興の基本的考え方

大規模地震の発生は、一瞬にして多数の死傷者、家屋の倒壊・消失等をもたらし、多くの市民を混乱と劣悪な生活環境、経済貧窮の中に陥れる。そのような混乱状態を早期に解消し、市民生活の安定、社会経済活動の早期回復に万全を期す必要がある。

また、復興のあらゆる場及び組織には、女性や要配慮者の参画を推進するとともに、復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める必要がある。

都は、平成 15 年 3 月に阪神・淡路大震災の検証等を実施し、「東京都震災復興マニュアル」を作成して、迅速かつ円滑に都市の復興と市民生活の再建を進める体制の整備を図っている。

本市においても、復興計画策定から実施までの各過程で、「生活復興」と「都市復興」について、国・都と連携して対応を実施する。

なお、復興計画の策定は、市が策定する「西東京市震災復興マニュアル」に基づき行う。

### 第3節 震災復興計画等の策定

1 震災復興本部の設置	市
-------------	---

市は、市街地、都市施設等の震災被害からの復興及び市民生活の再建等を支援する復興事業を総合的かつ計画的に実施するため、通常の行政組織とは別に、臨時的組織として震災復興本部（以下「復興本部」という。）を設置する。

2 震災復興計画の策定	企画政策課、都（総務局）
-------------	--------------

#### (1) 計画策定体制の構築【市】

#### (2) 震災復興基本方針の策定【企画政策課】

市は、復興後の市民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本戦略を明らかにするため、震災後 2 週間以内を目途に作成される「東京都震災復興基本方針」を踏まえ、都と協議しながら、「市震災復興基本方針」を定め、公表する。

4 住宅復興計画の策定	都（都市整備局）、市
-------------	------------

#### (2) 住宅復興計画の策定

市は、都の住宅復興計画原案についての照会に対し、意見具申を行う。  
また、市住宅復興計画の策定に当たり、都の住宅復興計画との整合を図る。

修正後（令和 3 年度）（新）

## 第12章 震災復興

### 第1節 復興の基本的考え方

大規模地震の発生は、一瞬にして多数の死傷者、家屋の倒壊・消失等をもたらし、多くの市民を混乱と劣悪な生活環境、経済貧窮の中に陥れる。そのような混乱状態を早期に解消し、市民生活の安定、社会経済活動の早期回復に万全を期す必要がある。

また、復興のあらゆる場及び組織には、女性や要配慮者の参画を推進するとともに、復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める必要がある。

都は、平成 15 年 3 月に阪神・淡路大震災の検証等を実施し、「東京都震災復興マニュアル」を作成して、迅速かつ円滑に都市の復興と市民生活の再建を進める体制の整備を図っている。

本市においても、復興計画策定から実施までの各過程で、「生活復興」と「都市復興」について、国・都と連携して対応を実施する。

なお、復興計画は、市が策定する「西東京市震災復興マニュアル」に基づき作成を進める。

### 第3節 震災復興計画等の策定

1 震災復興本部の設置	市
-------------	---

市は、市街地、都市施設等の震災被害からの復興及び市民生活の再建等を支援する復興事業を総合的かつ計画的に実施するため、通常の行政組織とは別に、臨時的組織として震災復興本部（以下「復興本部」という。）を被災後 1 週間程度の早い時期に設置する。

2 震災復興計画の策定	市、都
-------------	-----

（削除）

#### (1) 震災復興基本方針の策定【企画政策課、都（総務局）】

市は、復興後の市民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本戦略を明らかにするため、震災後 2 週間以内を目途に作成される「東京都震災復興基本方針」を踏まえ、都と協議しながら、「市震災復興基本方針」を定め、公表する。

4 住宅復興計画の策定	市、都
-------------	-----

#### (2) 住宅復興計画の策定【市】

市は、都の住宅復興計画原案についての照会に対し、意見の具申を行う。  
また、市住宅復興計画の策定に当たり、都の住宅復興計画との整合を図る。

修正前（平成31年度）（旧）

## 第13章 東海地震事前対策

### 第1節 対策の目的

#### 1 東海地震事前対策の目的

東海地震事前対策は、東海地震に関する予知情報が発令された場合に、国、都、区市町村及び各防災関係機関が一体となって地震被害の発生防止又は被害の軽減を図ることを目的としている。この対策は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条に基づき都防災会議が策定する地震防災強化計画を中心とするが、本市は地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）ではない。しかし、東海地震が発生した際には震度5程度が予測されることから、応急対策及びその他の予防対策についても必要な事項を定めるものとする。

#### 2 基本的な考え方

- (1) 南海トラフ巨大地震による最大震度の想定は、「首都直下地震等による東京の被害想定」よりも小さいため、南海トラフ巨大地震の防災対策については、第2部第12章までに記載されている首都直下地震等の対策を推進していくこととする。
- (2) 東海地震とは、南海トラフ巨大地震の発生が想定される区域の中で、静岡県中部から遠州灘周辺を震源域とし、いつ発生してもおかしくないと考えられているマグニチュード8クラスの巨大地震で、これまでの研究及び観測体制の構築から唯一予知の可能性のある地震とされている。この章では、東海地震の発災前に、被害の防止や軽減を図るための事前対策をまとめたものである。
- (3) 警戒宣言が発令された場合において、当該地域においては都市機能を極力平常どおり維持することを基本としつつ、警戒宣言・地震予知情報に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置及び東海地震による被害を最小限に止めるための防災措置を講じることにより、市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とする。
- (4) 原則として、警戒宣言が発せられたときから地震が発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間における対策を定めたものであるが、警戒宣言発令前における東海地震注意情報発表時及びこれに基づき政府が準備行動等を開始した場合に実施すべき対策も盛り込むものとする。
- (5) 東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）に基づき、事業所に来所する顧客等の安全確保、周辺住民等と連携した災害活動、防災機関への被害状況の報告等、自助・共助の考え方が住民意識の中に、より浸透するための支援策等を講ずるものとする。
- (6) この章に記載のない東海地震の事前対策については、第2部第12章までの各種対策に基づき実施するものとする。
- (7) 本対策は、次の事項に留意し策定した。
  - ア 警戒宣言が発せられた日及び翌日以降の対応措置は、特に区分しないことを原則としたが、学校、鉄道対策等区分が必要な対策については、個別の対応を図るものとする。
  - イ 警戒宣言が発せられた時点には、人命の安全の確保を第一に優先するものとし、次いで防災上の対策の優先度を配慮する。
  - ウ 都及び各防災関係機関等と関連を有する対策については、事前に調整を図るものとする。

修正後（令和3年度）（新）

## 第13章 南海トラフ地震等防災対策

### 第1節 対策の目的

#### 1 策定の背景・方針

従来の東海地震事前対策は、東海地震に関する予知情報が発令された場合に、国、都、市区町村及び各防災関係機関が一体となって地震被害の発生防止又は被害の軽減を図ることを目的とし、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）（以下「大震法」という。）第6条に基づき、都防災会議が策定する地震防災強化計画を中心として策定されていた。

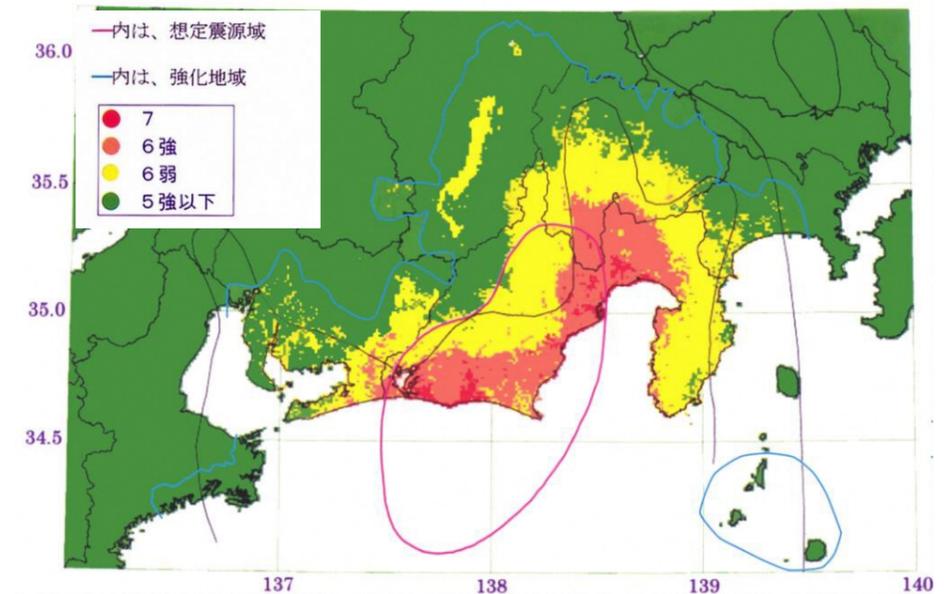
その後、平成29年9月、内閣府の「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」において、これまでの大震法は、確度の高い地震予知を前提とした防災対応を実施する仕組みであったが、現在の科学的知見では大震法が前提とする地震予知は難しいとの結論が出された。

また、気象庁では、平成29年11月から南海トラフ全域で地震発生の可能性を評価した結果を知らせる「南海トラフ地震に関する情報」の運用を開始。東海地震のみに着目した「東海地震に関する情報」の発表を行わないこととし、令和元年5月から「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」の提供を開始したところである。

これらを踏まえ、本市における従来の東海地震事前対策を「南海トラフ地震等防災対策」とし、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」等を参考に、市内で地震が発生する前に、今後、大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合の防災対策について策定するものとする。ただし、大規模地震発生前に、必ずしも先行する異常現象が観測されるとは限らないため、突発地震への備えを引き続き進めた上で、必要な防災対策について検討することとする。

※ 東海地震は、南海トラフ地震のひとつで、静岡湾から静岡県の内陸部を想定震源域とし、いつ発生してもおかしくないと考えられてきたマグニチュード8クラスの地震で、日本で唯一直前予知の可能性があると考えられてきた。

参考：東海地震に係る想定される震度分布（最大値）



修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）
<p><b>3 東海地震に関する事前対策</b></p> <p>市は、強化地域外であるが、「災害対策本部」を設置し、これに準じた対策を講ずるものとする。</p>	<p><b>2 基本的な考え方</b></p> <p>(1) <u>本市は、「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」によると、最大震度 5 強と予測されており、「首都直下地震等による東京の被害想定」よりも小さい。そのため、南海トラフ地震等の影響により市内で震度 4 以上の地震が発生した場合の防災対策等については、地震・火山編第 2 部第 12 章までに記載されている内容に準じた対策を講ずるものとする。</u></p> <p>(2) <u>本市は、大規模地震対策特別措置法に基づく「地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）」及び、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）」に指定されていないことから、本計画の実施に関しては、行政指導又は協力要請で対応する。</u></p> <p>(3) <u>今後、科学的知見や社会環境の変化等に応じて、必要な見直しを行い、国や都の動きに注視しつつ、国や都の方針等がまとまり次第、本市地域防災計画に反映させていくものとする。</u></p> <p>(4) <u>原則として、気象庁が南海トラフ地震臨時情報等を発表したときから、国が後発地震に対して注意する措置を解除するまでの間における対策を定めたものとする。</u></p> <p>(5) <u>東京都震災対策条例（平成 12 年東京都条例第 202 号）に基づき、事業所に来所する顧客等の安全確保、周辺住民等と連携した災害活動、防災関係機関への被害状況の報告等、自助・共助の考え方が住民意識の中に、より浸透するための支援策等を講ずるものとする。</u></p> <p>(6) <u>本対策は、次の事項に留意し策定した。</u></p> <p><u>ア 学校、鉄道対策等区分が必要な対策については、個別の対応を図るものとする。</u></p> <p><u>イ 人命の安全の確保を第一に優先するものとし、次いで防災上の対策の優先度を配慮する。</u></p> <p><u>ウ 都及び各防災関係機関等と関連を有する対策については、事前に調整を図るものとする。</u></p>

修正前（平成 31 年度）（旧）

修正後（令和 3 年度）（新）



「南海トラフ地震防災対策推進地域」  
※赤線で囲まれた領域は南海トラフ地震の想定震源域

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）
	<p><b><u>第 2 節 南海トラフ地震について</u></b></p> <p><b><u>1 概要</u></b></p> <p><u>南海トラフ地震は、駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として概ね100～150年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震である。南海トラフ沿いの地域においては、マグニチュード8～9クラスの地震が今後30年以内に発生する確率は70%～80%（平成31年1月1日現在）とされており、大規模地震発生の切迫性が指摘されている。</u></p> <p><u>このような中、南海トラフ沿いの地域では、突発地震に備えた事前対策から事後対応、復旧・復興まで、地震対策の取組が総合的に進められている。</u></p> <p><u>一方、南海トラフで発生する大規模地震には、1944年に南海トラフの東側で昭和東南海地震が発生し、その約2年後に南海トラフの西側で昭和南海地震が発生した事例や、1854年にも南海トラフの東側で大規模地震が発生した約32時間後に、西側でも大規模地震が発生した事例が知られている。</u></p> <p><b><u>2 推進地域について</u></b></p> <p><u>南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあり、地震防災対策を推進する必要がある地域を、内閣総理大臣が指定したものである。</u></p> <p><b><u>3 気象庁による「南海トラフ地震に関する情報」の発表について</u></b></p> <p><u>気象庁では、中央防災会議での「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の変更を踏まえ、令和元年5月から南海トラフ沿いでマグニチュード8クラスの地震が発生した場合等、南海トラフ地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合に、「南海トラフ地震臨時情報（以下「臨時情報」という。）」及び「南海トラフ地震関連解説情報」の発表を開始した。</u></p> <p><b><u>(1) 情報の発表条件等</u></b></p> <p><u>臨時情報については、情報の受け手が防災対応をイメージし適切に実施できるよう、以下のように「調査中」、「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」及び「調査終了」の防災対応等を示すキーワードを情報名に付記し発表される。</u></p>

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1694 197 1828 268">情報名</th> <th data-bbox="1828 197 2638 268">情報発表条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1694 268 1828 1570">南海トラフ地震臨時情報</td> <td data-bbox="1828 268 2638 1570"> <p>1 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</p> <p>2 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</p> <p><b>【各キーワードを付記する条件】</b></p> <p>①南海トラフ地震臨時情報（調査中）</p> <p>以下のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会（以下「評価検討会」という。）を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監視領域内でマグニチュード 6.8 以上の地震が発生</li> <li>・ 1 箇所以上のひずみ計での有意な変化とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</li> <li>・ その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</li> </ul> <p>②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</p> <p>評価検討会で、想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード 8.0 以上の地震が発生したと評価された場合</p> <p>③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</p> <p>評価検討会で、監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0 以上 8.0 未満の地震が発生したと評価された場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く。）、または想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価された場合</p> <p>④南海トラフ地震臨時情報（調査終了）</p> <p>評価検討会で、②③のいずれにも当てはまらない現象と評価された場合</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1694 1570 1828 1885">南海トラフ地震関連解説情報</td> <td data-bbox="1828 1570 2638 1885"> <p>1 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</p> <p>2 評価検討会の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）</p> <p>※ 既に必要な防災対応が取られている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表される場合がある。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	情報名	情報発表条件	南海トラフ地震臨時情報	<p>1 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</p> <p>2 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</p> <p><b>【各キーワードを付記する条件】</b></p> <p>①南海トラフ地震臨時情報（調査中）</p> <p>以下のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会（以下「評価検討会」という。）を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監視領域内でマグニチュード 6.8 以上の地震が発生</li> <li>・ 1 箇所以上のひずみ計での有意な変化とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</li> <li>・ その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</li> </ul> <p>②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</p> <p>評価検討会で、想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード 8.0 以上の地震が発生したと評価された場合</p> <p>③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</p> <p>評価検討会で、監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0 以上 8.0 未満の地震が発生したと評価された場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く。）、または想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価された場合</p> <p>④南海トラフ地震臨時情報（調査終了）</p> <p>評価検討会で、②③のいずれにも当てはまらない現象と評価された場合</p>	南海トラフ地震関連解説情報	<p>1 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</p> <p>2 評価検討会の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）</p> <p>※ 既に必要な防災対応が取られている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表される場合がある。</p>
情報名	情報発表条件						
南海トラフ地震臨時情報	<p>1 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</p> <p>2 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</p> <p><b>【各キーワードを付記する条件】</b></p> <p>①南海トラフ地震臨時情報（調査中）</p> <p>以下のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会（以下「評価検討会」という。）を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監視領域内でマグニチュード 6.8 以上の地震が発生</li> <li>・ 1 箇所以上のひずみ計での有意な変化とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</li> <li>・ その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</li> </ul> <p>②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</p> <p>評価検討会で、想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード 8.0 以上の地震が発生したと評価された場合</p> <p>③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</p> <p>評価検討会で、監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0 以上 8.0 未満の地震が発生したと評価された場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く。）、または想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価された場合</p> <p>④南海トラフ地震臨時情報（調査終了）</p> <p>評価検討会で、②③のいずれにも当てはまらない現象と評価された場合</p>						
南海トラフ地震関連解説情報	<p>1 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</p> <p>2 評価検討会の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）</p> <p>※ 既に必要な防災対応が取られている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表される場合がある。</p>						

修正前（平成 31 年度）（旧）

修正後（令和 3 年度）（新）

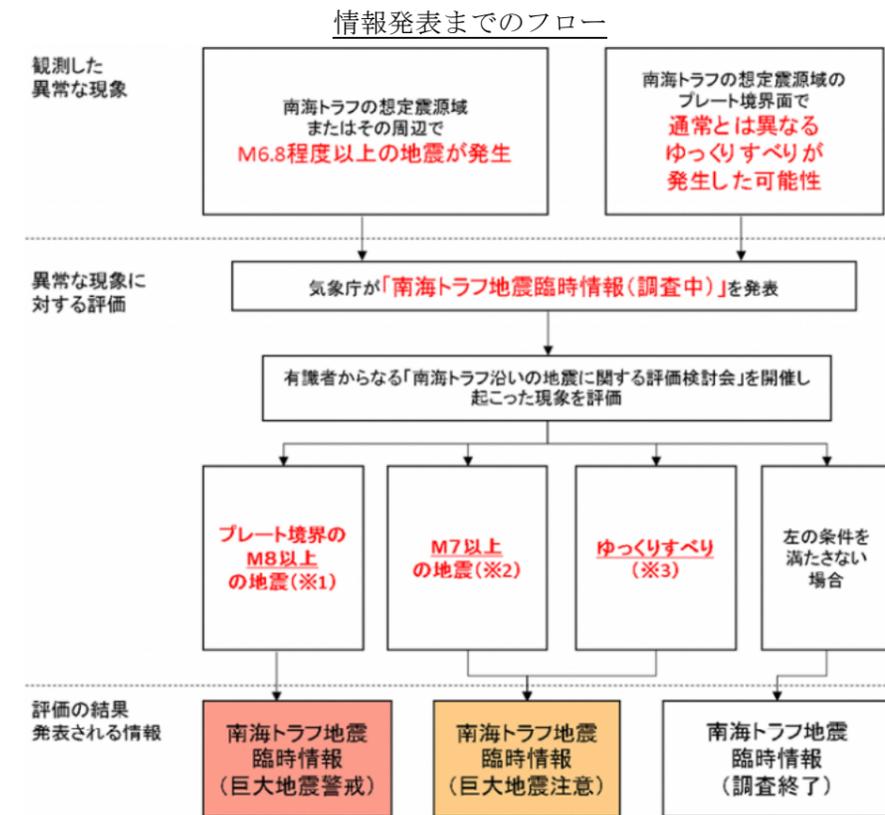
(2) 留意事項等

ア 南海トラフ沿いで異常な現象が観測されず、臨時情報の発表がないまま突発的に南海トラフ地震が発生することがある。

イ 地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合でも南海トラフ地震が発生しないことがある。

ウ 南海トラフ地震の切迫性は高い状態にあり、いつ地震が発生してもおかしくないことに留意が必要である。

エ 詳細は気象庁ホームページ「南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件」を参照。



図は、異常な現象を観測した後における情報発表の代表的な流れを示したものであり、現象の推移等によっては、実際に発表する情報は、この図と異なる場合がある。

※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）

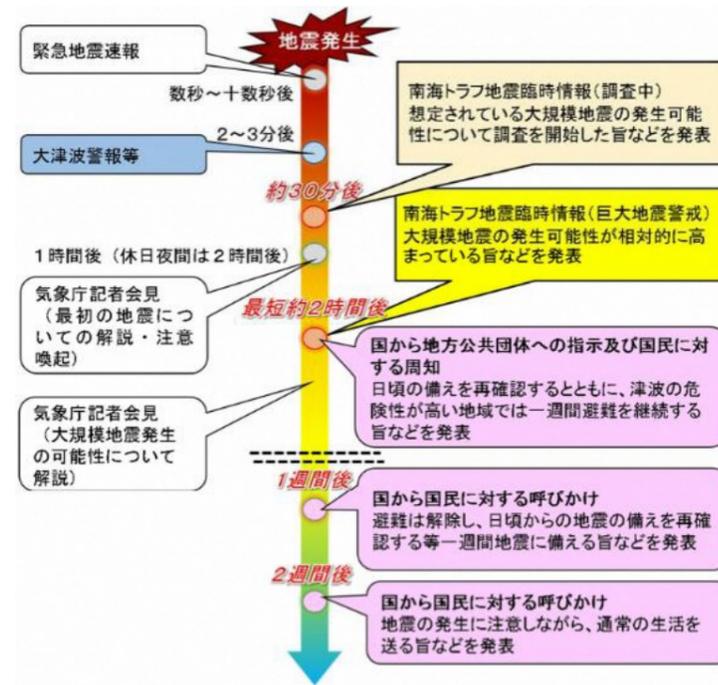
※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

修正前（平成 31 年度）（旧）

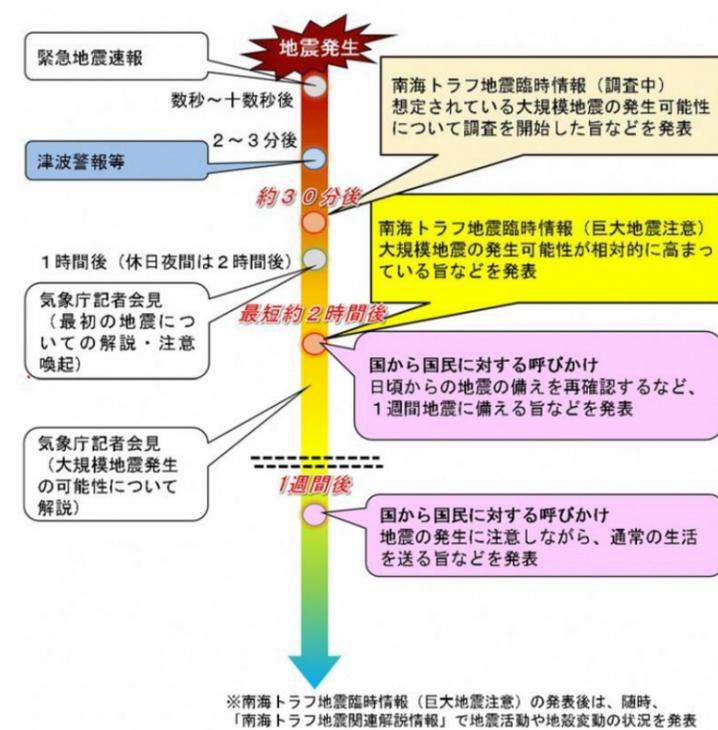
修正後（令和 3 年度）（新）

巨大地震警戒対応における情報の流れのイメージ



（南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第 1 版）より）

巨大地震注意対応における情報の流れのイメージ



（南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第 1 版）より）

修正前（平成 31 年度）（旧）

修正後（令和 3 年度）（新）

4 国からの呼びかけについて

国は気象庁による「南海トラフ地震に関する情報」の発表を受け、内閣総理大臣から国民に対して、以下のイメージのとおり周知等を実施する。

発表された情報名（キーワード）	周知等の時期	周知等のイメージ
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	発表後	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体から発令される避難情報等に注意</li> <li>家具の固定等、日頃からの地震の備えを再確認</li> <li>津波の到達まえに避難が間に合わないおそれがある地域の方々等は1週間避難を継続</li> </ul>
	後発地震が発生しないまま1週間が経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生から1週間経過し、大規模地震への警戒措置をとるべき期間が経過</li> <li>地震発生当初と比べ、地震活動は落ち着いてきているが、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではない</li> <li>避難を解除しつつ、家具の固定等、日頃からの地震の備えを再確認するなど、さらに1週間は地震に備える</li> </ul>
	後発地震が発生しないまま2週間が経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生から2週間経過し、大規模地震への注意する措置をとるべき期間が経過</li> <li>地震発生当初と比べ、地震活動は落ち着いてきているが、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに十分注意して通常の生活に戻る（後発地震に対して注意する措置を解除）</li> </ul>
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	発表後	<ul style="list-style-type: none"> <li>家具の固定等、日頃からの地震の備えを再確認するなど、1週間は地震に備える</li> </ul>
	後発地震が発生しないまま1週間が経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生当初と比べ、地震活動は落ち着いてきているが、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに十分注意して通常の生活に戻る（後発地震に対して注意する措置を解除）</li> </ul>

※ 周知等のイメージは一般的なもの、西東京市に周知等がされるものとは異なることがある。

※ 地震活動や地殻変動に関する気象庁からの情報は随時、「南海トラフ地震関連解説情報」で発表される。

修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）
<p><b><u>第 2 節 事前の備え</u></b></p> <p>1 広報及び教育</p> <p>地震予知を前提とした東海地震に適切に対応するためには、市民が地震に関する知識を習得するとともに、理解を一層深める必要がある。市は、市民が東海地震に対して的確な行動がとれるように不断に地震に関する情報提供等を行い、防災対応について、教育、啓発及び指導をする。</p>	<p><b><u>第 3 節 事前の備え</u></b></p> <p>1 広報及び教育</p> <p><u>南海トラフ地震の発生の可能性が示唆される場合（臨時情報等の発表等）</u>に適切に対応するためには、市民が<u>南海トラフ地震</u>に関する知識を習得するとともに、理解を一層深める必要がある。市は、市民が適切な行動がとれるように不断に地震に関する情報提供等を行い、防災対応について、教育、啓発及び指導をする。</p> <p>以降、東海地震に関する情報（注意報および警戒宣言等）は南海トラフ地震臨時情報等とする。 また、東海地震に対する記載は、南海トラフ地震と読み替えて記載する。</p>

修正前（平成31年度）（旧）

修正後（令和3年度）（新）

**第3節 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言****が发せられるまでの対応**

東海地震に関連する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報は、気象庁が東海地域で常時観測している地殻変動や地震などの観測データに異常が現れた場合に段階的に発表される。ただし、地震の前兆現象が捉えられないまま、突発的に発生する可能性があることを念頭において行動する。

**1 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の対応****(1) 情報名、情報内容及び市・防災関係機関の配備態勢**

東海地震に関連する調査情報（臨時）の発表は、単なる異常データの段階であり、平常時の活動を継続しながら情報の内容に応じて連絡要員の確保など必要な体制を維持する。

情報名	情報内容	配備体制
東海地震に関連する調査情報（臨時） [カラーレベル 青]	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される。情報発表後、東海地震発生のおそれなくなったと判断された場合は、その旨が発表される。	連絡要員を確保する態勢

**(2) 情報活動**

都総合防災部は、「情報監視態勢」をとり、気象庁、総務省消防庁等関係機関から情報収集を行うとともに、区市町村、都各局及び各防災関係機関等に一斉連絡を行う。

また、市及び各防災関係機関は、平常時の活動を継続しながら情報の監視を行う。

**2 東海地震注意情報発表時の対応****(1) 情報名、情報内容及び市・防災関係機関の配備態勢**

東海地震注意情報（以下「注意情報」という。）が発表された場合、市・各防災関係機関は、担当職員の緊急参集を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、情報の共有を図る。判定会の開催は、注意情報の中で報じられる。

また、東海地震発生のおそれなくなったと判断された場合にも、その旨が注意情報で発表される。

情報名	情報内容	配備体制
東海地震注意情報 [カラーレベル 黄]	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合に発表される。	担当職員の緊急参集及び情報の収集・連絡ができる態勢

(削除)

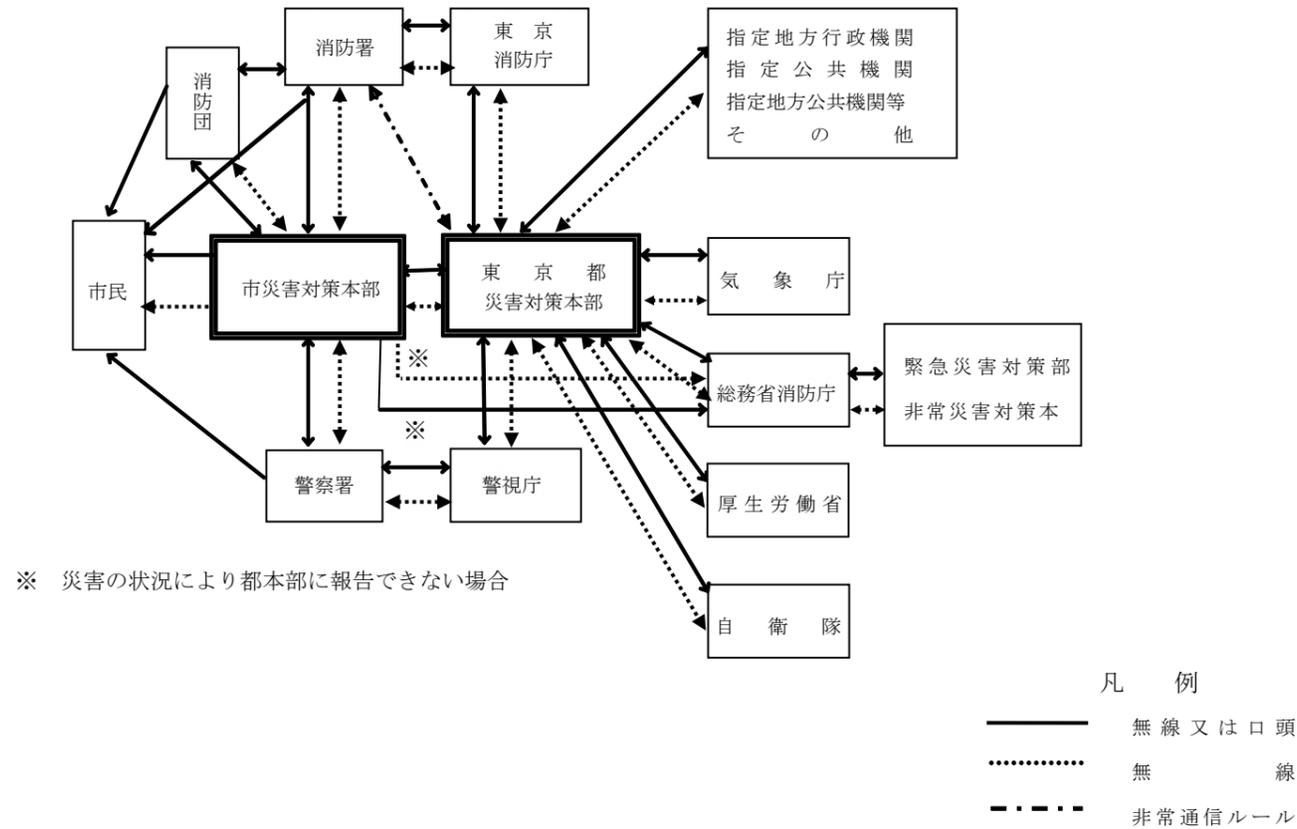
修正前（平成 31 年度）（旧）	修正後（令和 3 年度）（新）										
<p>(2) 情報活動</p> <p>注意情報発表時においては、都総合防災部は「情報連絡態勢」をとり、気象庁、総務省消防庁、関係機関等から情報収集を行う。</p> <p>また、区市町村、都各局及び各防災関係機関に一斉連絡を行う。</p> <p>各関係機関の内部における情報連絡伝達系統は次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機関</th> <th style="text-align: center;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">市</td> <td>都総務局から注意情報の連絡を受けたときは、防災行政無線の放送をはじめ、直ちに各部課、各出先機関及び消防団に伝達するとともに、教育委員会を通じて、市立学校（園）長に伝達する。 また、市内にある社会福祉施設に対しても、各所管課を通じて伝達する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">警 察 署</td> <td>警視庁から注意情報の通報を受けたときは、直ちに署内及び各出先機関に伝達する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消 防 署</td> <td>東京消防庁から注意情報の通報を受けたときは、直ちに消防無線及びその他の手段により、署内各課及び出張所に伝達する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">各 防災関係機関</td> <td>都総務局から注意情報の通報を受けたときは、直ちに各部課及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等に伝達する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 伝達事項</p> <p>ア 市及び各防災関係機関は、気象庁からの注意情報を伝達するほか、職員動員態勢及び地震防災応急対策の準備行動をとるよう伝達する。</p> <p>イ 注意情報の解除を伝える発表がされた場合は、職員動員態勢及び地震防災応急対策の準備行動を解除するよう速やかに伝達する。</p> <p><b>第5節 市民・事業所等のとるべき措置</b></p> <p>(図「参考：東海地震に係る想定される震度分布（最大値）」移動)</p>	機関	内容	市	都総務局から注意情報の連絡を受けたときは、防災行政無線の放送をはじめ、直ちに各部課、各出先機関及び消防団に伝達するとともに、教育委員会を通じて、市立学校（園）長に伝達する。 また、市内にある社会福祉施設に対しても、各所管課を通じて伝達する。	警 察 署	警視庁から注意情報の通報を受けたときは、直ちに署内及び各出先機関に伝達する。	消 防 署	東京消防庁から注意情報の通報を受けたときは、直ちに消防無線及びその他の手段により、署内各課及び出張所に伝達する。	各 防災関係機関	都総務局から注意情報の通報を受けたときは、直ちに各部課及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等に伝達する。	
機関	内容										
市	都総務局から注意情報の連絡を受けたときは、防災行政無線の放送をはじめ、直ちに各部課、各出先機関及び消防団に伝達するとともに、教育委員会を通じて、市立学校（園）長に伝達する。 また、市内にある社会福祉施設に対しても、各所管課を通じて伝達する。										
警 察 署	警視庁から注意情報の通報を受けたときは、直ちに署内及び各出先機関に伝達する。										
消 防 署	東京消防庁から注意情報の通報を受けたときは、直ちに消防無線及びその他の手段により、署内各課及び出張所に伝達する。										
各 防災関係機関	都総務局から注意情報の通報を受けたときは、直ちに各部課及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等に伝達する。										

修正前（平成 31 年度）（旧）

## 第 4 部 火山編

### 第 1 節 情報の収集・伝達

【通信連絡の系統図】



### 第 2 節 交通・ライフラインの応急対策

#### 5 下水道施設

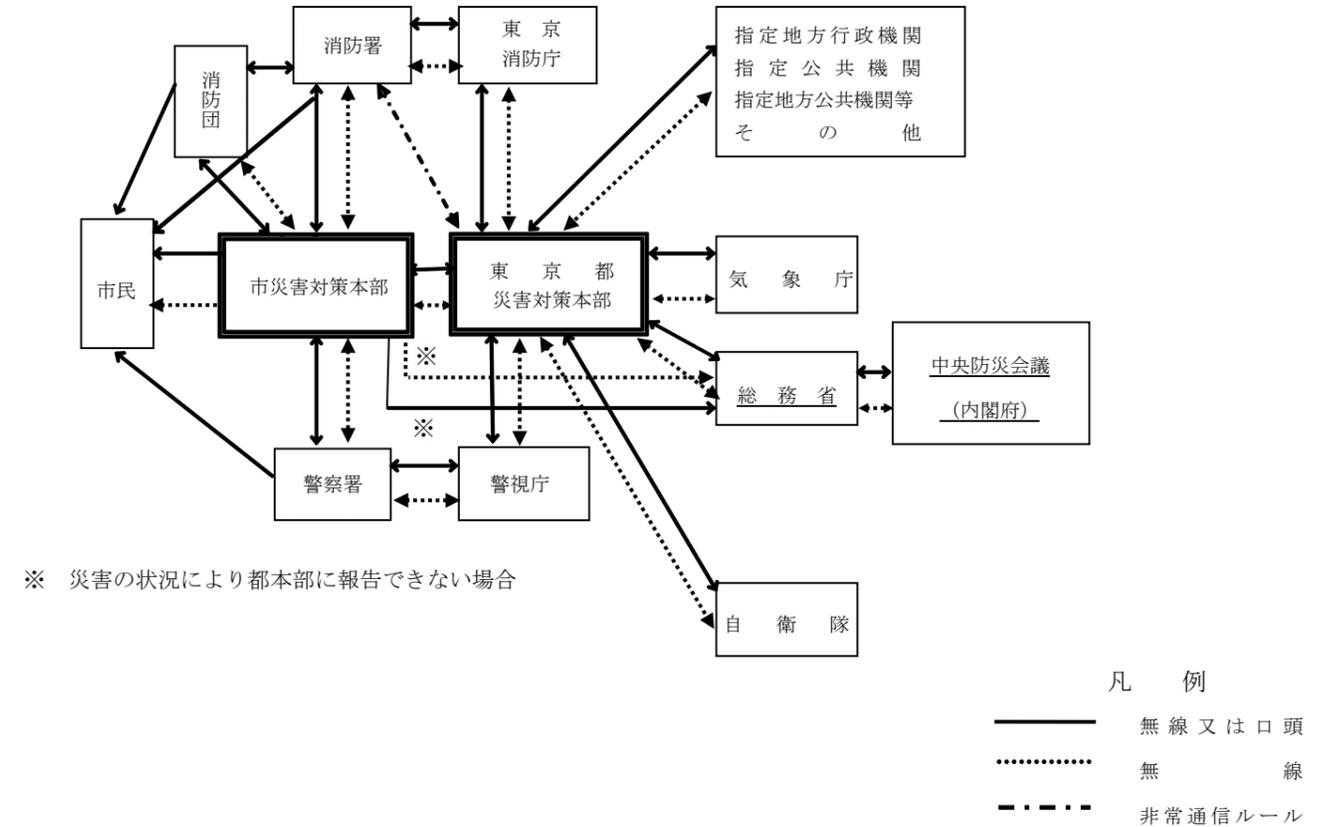
市は、降灰時に汚水、雨水の疎通に支障のないように必要な措置を講じる。

修正後（令和 3 年度）（新）

## 第 3 部 火山編

### 第 1 節 情報の収集・伝達

【通信連絡の系統図】



### 第 2 節 交通・ライフラインの応急対策

#### 5 下水道施設

市は、降灰時に汚水、雨水の流下に支障のないように必要な措置を講じる。

修正前（平成 31 年度）（旧）

西東京市地域防災計画

平成 31 年 3 月修正

編集発行 西東京市防災会議  
事務局 西東京市危機管理室  
東京都西東京市中町一丁目 5 番 1 号  
電話 042-464-1311（代）

修正後（令和 3 年度）（新）

西東京市地域防災計画

—地震・火山編—

令和 3 年●月修正

編集発行 西東京市防災会議  
事務局 西東京市総務部危機管理課  
東京都西東京市中町一丁目 5 番 1 号  
電話 042-464-1311（代）